2023年度

学生便覧

国際言語文化学部

現代人間学部

社会情報課程

KYOTO NOTRE DAME
UNIVERSITY

Notre Dame Mission Commitment

「ノートルダム」はキリストの母、聖母マリアのことです。
「ノートルダム」を校名にいただく私たちは、「徳と知」の精神のもと、
聖母マリアにならって、人としての成長を目指します。

『 尊　ぶ 』 人と自分、物と自然の全てに敬意をもって向き合います。
『対話する』 心をこめて聴き、かかわりから学び、真理を探究します。
『共感する』 心を開き、人や時代の要請に敏感な感性を持ちます。
『行動する』 対話し、決断し、責任を持って
人々の幸せと世界平和のために行動します。

神への深い信頼が聖母マリアをこのような生き方へと導きました。
私たちも、人間を超える大きな力に支えられている確信が持てますように。

学章（University Emblem）について

京都ノートルダム女子大学の学章の中央には聖書が置かれ、それには「徳と知」の意味をもつ「Virtus et Scientia 」とラテン語で書かれています。そしてこれを導くイエス・キリストと聖母マリアの頭文字であるＪとＭを学章の中央上部に記し、その教育が本学において達成されるようにと「KYOTO NOTRE DAME UNIVERSITY」の文字で縁取っています。

中央の聖書を支えているのは、月桂樹と棕櫚（しゅろ）で、月桂樹は学業の成就を意味し、棕櫚（しゅろ）はその目標に達した喜びをあらわしています。

2023 年 度

学 生 便 覧

目　　次

国際言語文化学部
現 代 人 間 学 部
社 会 情 報 課 程

京都ノートルダム女子大学

学　生　便　覧

目　　次

1．大学機構図 …… 5 頁

2．学歌（Notre Dame College Song） …… 7

3．教育理念・方針等

⑴ ミッション・コミットメント …… 9
⑵ 教育理念と建学の精神 …… 9
⑶ 卒業研究を目標とした学びの道筋 …… 10
⑷ ND6 …… 11
⑸ NDカリキュラム・マップ …… 11
⑹ 京都ノートルダム女子大学　3つの方針 …… 12

4．履修登録にあたって …… 19

5．国際言語文化学部　授業科目の履修・登録

⑴ 英語英文学科の履修方法について …… 31
⑵ 国際日本文化学科の履修方法について …… 37

6．現代人間学部　授業科目の履修・登録

⑴ 生活環境学科の履修方法について …… 43
⑵ 心理学科の履修方法について …… 48
⑶ こども教育学科の履修方法について …… 53

7．社会情報課程　授業科目の履修・登録 …… 59

8．キャリア教育 …… 63

9．履修科目表

⑴ 共通教育科目・学際教育科目 …… 65
⑵ 英語英文学科専門教育科目 …… 68
⑶ 国際日本文化学科専門教育科目 …… 72
⑷ 現代人間学部学科横断プロジェクト型科目 …… 75
⑸ 生活環境学科専門教育科目 …… 76
⑹ 心理学科専門教育科目 …… 81
⑺ こども教育学科専門教育科目 …… 84
⑻ 社会情報課程　専門教育科目 …… 87
⑼ 免許・資格・プログラム関係 …… 89

10. 他大学等科目の履修について

⑴ 大学コンソーシアム京都の単位互換科目の履修について …… 93
⑵ 協定大学単位互換科目の履修について …… 94
⑶ 放送大学の単位互換科目の履修について …… 94
⑷ 清泉女子大学との国内留学制度について …… 94

11. 免許・資格課程、各種プログラム

⑴ 教育職員免許状 …… 95
⑵ 学校図書館司書教諭 …… 114
⑶ 司書 …… 116
⑷ 学芸員 …… 118
⑸ 保育士 …… 120
⑹ 精神保健福祉士（国家試験受験資格）…… 123
⑺ 二級建築士（国家試験受験資格）…… 126
⑻ フードスペシャリスト（受験資格）…… 128
⑼ 公認心理師（国家試験受験資格）…… 130
⑽ 認定心理士・認定心理士（心理調査）…… 132
⑾ 社会調査士 …… 134
⑿ 社会福祉主事任用資格 …… 135
⒀ 児童指導員・児童心理司・児童福祉司　任用資格 …… 137
⒁ 上級情報処理士 …… 138
⒂ プレゼンテーション実務士 …… 140
⒃ 情報活用力プログラム …… 142
⒄ 日本語教員養成課程 …… 144

12. 留学・海外研修等

⑴ 米国姉妹大学留学制度 …… 149
⑵ 学生申請留学制度 …… 151
⑶ 韓国カトリック大学交換留学制度（派遣）…… 153
⑷ ベトナム国家大学ホーチミン市校人文社会科学大学交換留学制度（派遣）…… 155
⑸ セメスター認定留学制度 …… 158
⑹ 海外研修・海外インターンシップ …… 161
⑺ グローバルリベラルアーツコース留学制度　実施要項 …… 162

13. 欠席の取扱い・試験実施要領等

⑴ 授業・試験の欠席の取扱い …… 165
⑵ 試験の実施要領について …… 166
⑶ 暴風警報、暴風雪警報又は特別警報発令時、交通機関不通時の授業及び試験の取扱いについて … 169

14. 学生納入金（学費）・経済的支援について

⑴ 学生納入金（学費） …… 171
⑵ 奨学金制度 …… 171

15. 各部局等の案内

⑴ ND教育センター …… 175
⑵ 国際教育センター …… 176
⑶ 図書館情報センター …… 177
⑷ キャリアセンター …… 178
⑸ 心理臨床センター …… 180
⑹ カトリック教育センター …… 181
⑺ 教務課 …… 182
⑻ 学事課 …… 184
⑼ 国際教育課 …… 185
⑽ 学生課 …… 187
⑾ 保健室・学生相談室 …… 192
⑿ 財務課 …… 193

16. 科目名英訳対照表等

⑴ ローマ字表記の指定（ヘボン式） …… 195
⑵ 科目名の英訳対照表（共通教育科目） …… 196
⑶ 科目名の英訳対照表（国際言語文化学部） …… 197
⑷ 科目名の英訳対照表（現代人間学部） …… 201
⑸ 科目名の英訳対照表（社会情報課程） …… 208
⑹ 科目名の英訳対照表（資格関係） …… 209

17. 京都ノートルダム女子大学学則・規程等 …… 211

18. 校舎・教室等配置図

⑴ 校舎配置図 …… 257
⑵ 教室等配置図 …… 257

１．大学機構図

1．大学機構図

（2023年4月1日現在）

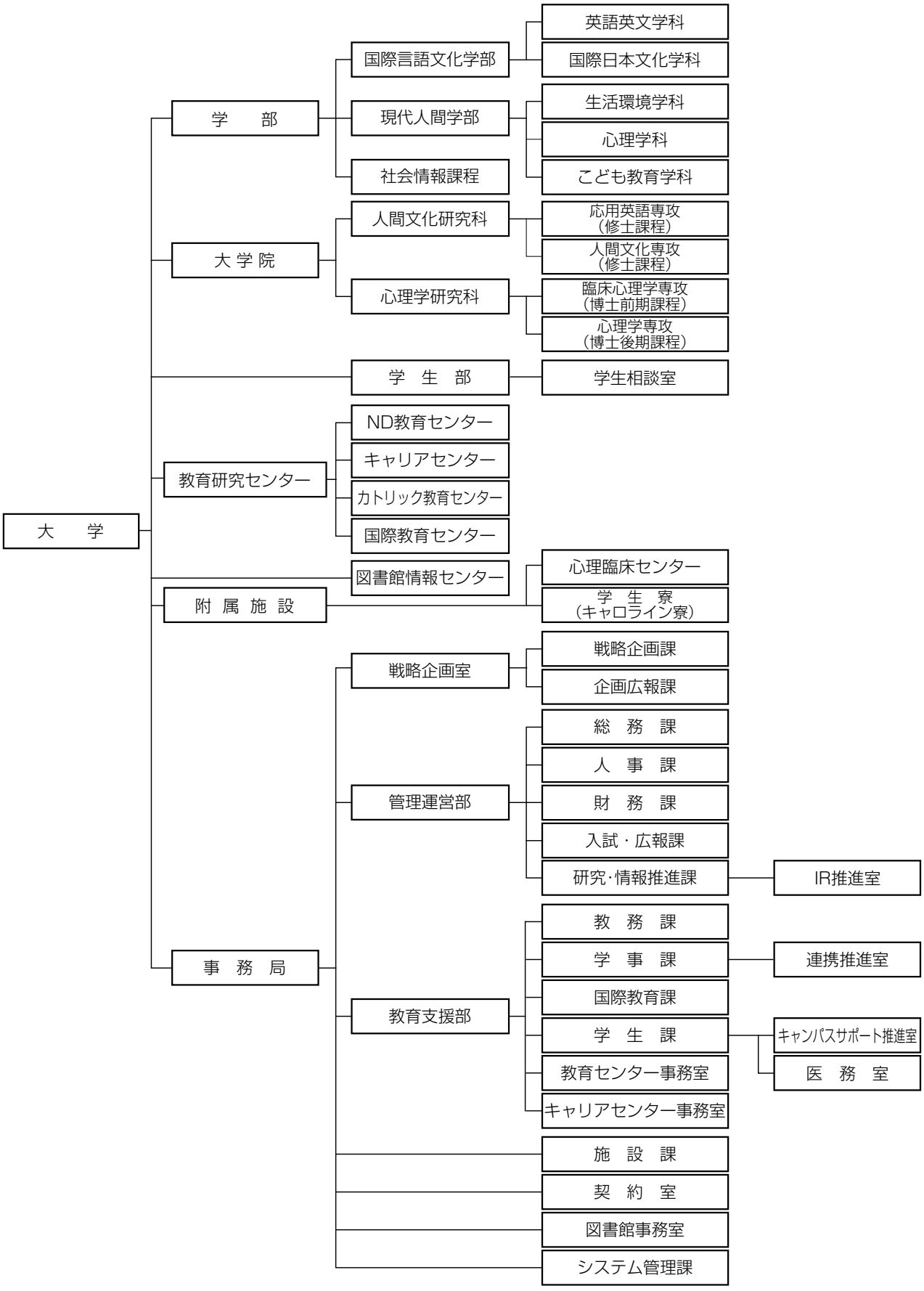

２．学　　歌

（Notre Dame College Song）

学　歌

学徳、教養の府よ、
あたたかく比叡ふところに抱かれて、
汝の建学の由来（いわれ）は、いみじくも
その御名を慕いかたどるもの。

聖母（ノートルダム）マリアよ、
われらきみをほめ迎え、
あらためてまことをちかいまつる。
言動も、思いも、
きみが栄光を汚すまじ。

日毎ここ学舎（まなびや）に、人の世のならいを思い、
幾百年（いくももとせ）の収穫（みのり）の智にすがり、
女（おみな）たるわれを高めん、
学びおさむべし、いやましに。

聖母（ノートルダム）マリアよ、
われらきみをほめ迎え、
あらためてまことをちかいまつる。
言動も、思いも、
きみが栄光を汚すまじ。

（意訳　渡辺　純　名誉教授）

2．学　　歌 (Notre Dame College Song)

Lyrics：　Sr. Mary Eugenia Laker SSND
Music：　Sr. Mary Helen Fellenz SSND
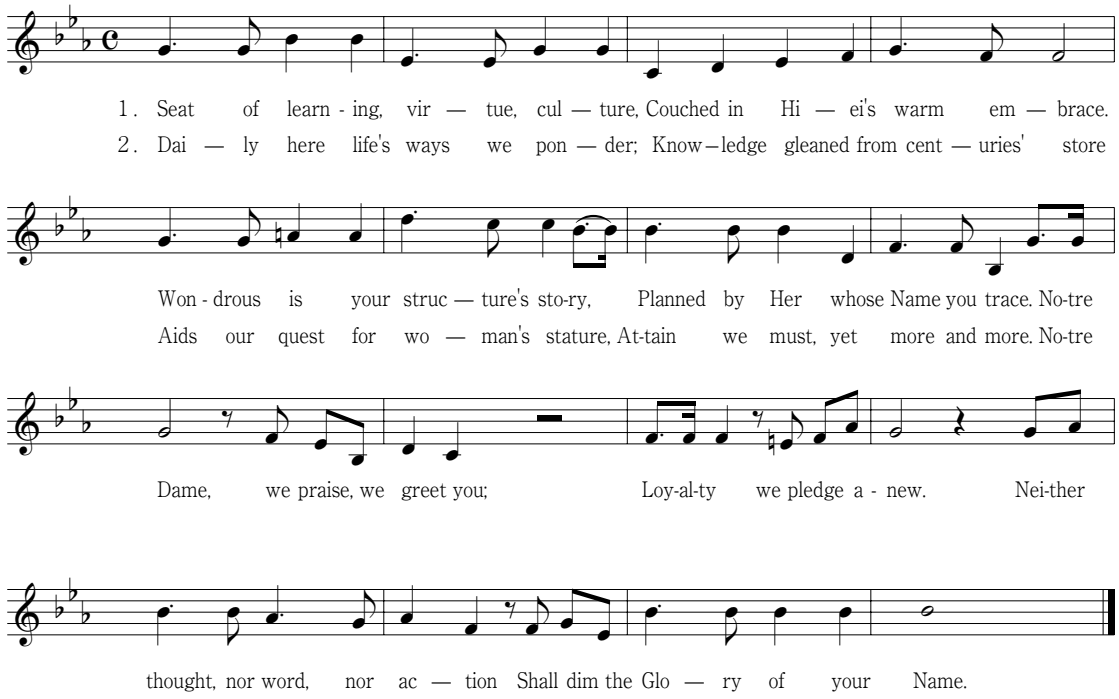
Seat of learning, virtue, culture,
Couched in Hiei's warm embrace.
Wondrous is your structure's story,
Planned by Her whose Name you trace.

Notre Dame, we praise, we greet you;
Loyalty we pledge anew.
Neither thought, nor word, nor action
Shall dim the Glory of your Name.

Daily here life's ways we ponder;
Knowledge gleaned from centuries' store
Aids our quest for woman's stature,
Attain we must, yet more and more.

Notre Dame, we praise, we greet you;
Loyalty we pledge anew.
Neither thought, nor word, nor action
Shall dim the Glory of your Name.

3．教育理念・方針等

⑴　ミッション・コミットメント

⑵　教育理念と建学の精神

⑶　卒業研究を目標とした学びの道筋

⑷　ND６

⑸　NDカリキュラム・マップ

⑹　京都ノートルダム女子大学　３つの方針

3－(1)　ミッション・コミットメント

学校法人ノートルダム女学院では、建学の精神である「徳と知」をよりわかりやすく４つの行動で表し、ミッション・コミットメントとしている。

「ノートルダム」はキリストの母、聖母マリアのことです。
「ノートルダム」を校名にいただく私たちは、「徳と知」をモットーとして、聖母マリアにならい、人としての成長を目指します。
『尊　　ぶ』人と自分、物と自然の全てに敬意をもって向き合います。
『対話する』心をこめて聴き、かかわりから学び、真理を探究します。
『共感する』心を開き、人や時代の要請に敏感な感性を持ちます。
『行動する』対話し、決断し、責任を持って人々の幸せと世界平和のために行動します。
神への深い信頼が聖母マリアをこのような生き方へと導きました。
私たちも、人間を超える大きな力に支えられている確信が持てますように。

3－(2)　教育理念と建学の精神

1．基本理念　京都ノートルダム女子大学学則　第１条・第２条

第１条　本学は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、深く専門の学芸を教授研究するとともに、カトリック精神及び日本文化の優れた伝統を体し、教養高き女性を育成して我が国文化の推進に寄与することを目的とする。

２　本学は、その目的の実現のため、教育、研究活動を通じて社会との連携を深めるとともに、社会の発展に寄与するものとする。

第２条　本学に国際言語文化学部及び現代人間学部を置く。

(1)　国際言語文化学部は、言語・歴史・文学・思想・芸術・倫理・宗教など、人々の生活形成の様式と内容の総体である「文化」という視点から、「人間」存在の意味やその営為のありさまを学際的に学び、文化の多様性を理解し、異文化に対する寛容な国際感覚を身につけ、幅広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(2)　現代人間学部は、人間やその生活、社会、自然に対する総合的な理解に基づく実践的な能力を身につけた人材を養成するため、学際的な学びを深め、専門知識の向上に相乗効果を発揮させた総合的な教育研究を行うことを目的とする。

第２条の２　本学に大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める学部等連係課程実施基本組織として、社会情報課程を置く。

(1)　社会情報課程は、社会における情報の意味とその働きを理解し、情報を科学的に取り扱うための基礎的な知識・技能と態度を身につけるとともに、自ら問いを立て、主体的に解決をめざせる能力を身につけることを目的とし、社会学、心理学、教育学など関連する人文・社会諸科学による学際的な教育研究を行う。

2．建学の精神

京都ノートルダム女子大学は、キリスト教精神による女性の教育と「徳と知（Virtus et Scientia)」を兼ね備えた女性を育成することを建学の精神としている。

「徳」とは、倫理観を基本に人々のために十分行き届いた行動をすること、つまり善の行為ができる人に備わるものである。また「知」とは、社会のリーダーシップをとるに必要な高度な知識を指す。深い倫理観を身につけ、人々に対して常に配慮のある態度や振る舞いで接する能力を持つ人は、美徳の人として尊敬される。

本学はこれをモットーとして、「徳と知」を備えた全人的な人間形成を目指す教育を行っている。

3－(3)　卒業研究を目標とした学びの道筋

本学では、全ての学科において卒業研究を必修としている。このことは、卒業研究は本学での学びの集大成であるということを意味しており、その研究では、最終的に学生は論文や制作物を研究成果物として発表する。学生が目標とすべき各学年での到達目標、卒業研究成果物の全学評価基準は以下を確認すること。

1．対話から始まる学び

本学のカリキュラムは、学びの集大成としての卒業研究に向かって、先に述べた「ミッション・コミットメント」の4つの行動のうちの「対話する」を中心に組み立てられている。4年間を通して、対話するための「ことば」の力を育て、「問いを立てることができる」ことを目指す。各学年で重視される学修のポイント、到達目標、重点科目を以下の表に示す。各学年末にこれらの到達目標に沿って、自身の学修を振り返り、今後の学修計画を検討する。

学年	学修のポイント	到達目標	重点科目
1年次	大学生としての授業の受け方を教員との対話で知る。大学にあるセンターなどの活用法を職員との対話で知る。	アカデミックな文章の書き方になじみ、引用など知的財産に配慮する方法を知り、簡単なレポートの作成ができる。	文章作成法I 各学科の基礎演習
2年次	授業中に学んだ内容を学生同士の対話の中で深化していく。批判的思考をもちながら、学生同士での対話による学びを促進する。	レポートの作成に際し、学生同士の協力の下で、序論・本論・結論のような章立てにより論を立てることができる。	アカデミック・ライティング 各学科の専門科目
※　2年次をめどに「問いを立てることができること」を授業の中で目指す。 ※　3年次以降は1～2年次までに培ったスキルを活かし、卒業研究に取り組む。			
3年次	学んだ内容から着想して主体的に先行研究にあたり、自らの研究主題を確立する。資料との対話を通して、目的や仮説の設定を行う。	卒業研究のテーマをみつけ、自分の興味ある内容に対して、仮説を立てるなど、研究を進める土台を築くことができる。	各学科の演習（3年次生ゼミ）
4年次	卒業研究において卒業論文などの形にして研究成果を発信する。自分の研究についての自己評価・相互評価を行う。	自分の卒業研究を完成し、その自己評価ができる。他者の研究の相互評価もできるようにする。	卒業研究

2．卒業研究成果物に対する全学評価基準（ルーブリック）

基準の詳細や基準に到達するための学修の進め方は、各学科で具体的に説明を行うとともに、卒業研究の手引き等で別途案内する。

項目	D（不合格）	C	B	A
新規性・独自性	必ずしも新しい知見を提供しているとは言えない	従来の研究から容易に予測されるものの、一応新しい知見を提供している	従来の研究の到達点を更新する、新規性を有した知見を提供している	従来の研究とは異なる発想により、独創的な知見を提供している
有用性・公共性	得られた知見が社会的に意義がなく研究分野の発展にほとんど有益でない	得られた知見が社会的に有意義な部分があるか研究分野の発展に一部有益である	得られた知見が社会的に有意義であるか研究分野の発展に有益である	得られた知見が社会的に有意義でかつ研究分野の発展に極めて有益である
先行研究への言及 （必要かつ十分な先行研究に言及していること）	先行研究への言及が乏しい	限られた先行研究のみに言及している	国内または国外で発表された先行研究について広く言及している	国内または国外で発表された先行研究について幅広く言及し、適切に位置づけている
一貫性 （設定された問いと結論が対応している）	問いと結論が対応していない	問いと結論の対応に修正の余地がある		問いと結論の対応および研究方法のどちらも申し分ない
信頼性 （適切な研究方法が選択されている）	適切な研究方法が選択されていない	研究方法に修正の余地がある	研究方法は妥当でありその結果は信用できる	研究方法が妥当であり考察など提示された内容が信用できる
形式 （執筆要領を遵守し正しく言語を使用している）	執筆要領が十分理解されていない	卒業論文としては、形式的な面で大幅な修正が必要である	軽微な修正を施せば、形式的には卒業論文とできる水準である	形式的な面で問題はない

基準の詳細や基準に到達するための学修の進め方は、各学科で具体的に説明を行うとともに、卒業研究の手引き等で別途案内する。

3－(4)　ND6

ミッション・コミットメント、全学の学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づき、卒業（学位授与）時に身につけておくべき力を設定している。

ND6は、「3つの方針」（12頁参照）をはじめ「カリキュラム・マップ」や「コースナンバー」（20頁参照）にも示されており、履修する科目でどのような力が身につくのかを知ることができる。

キリスト教精神・女性教育	DP1 ：自分を育てる力
知識・理解	DP2 ：知識・理解力
汎用的技能	DP3 ：言語力　DP4 ：思考・解決力
態度・志向性	DP5 ：共生・協働する力
統合的な学習経験と総合的思考力	DP6 ：創造・発信力

3－(5)　NDカリキュラム・マップ

「ND6」を基に、縦軸を「シーケンス」、横軸を「スコープ」として各科目を座標上の1箇所に位置づけ、科目の体系性・連関を可視化したものが「NDカリキュラム・マップ」である。

このマップを用いることにより、目標とする学修成果に向かう道筋を鳥瞰しながら、現在地を客観的に把握することができる。なお、各学科のマップは、それぞれの「授業科目の履修・登録」頁に掲載している。

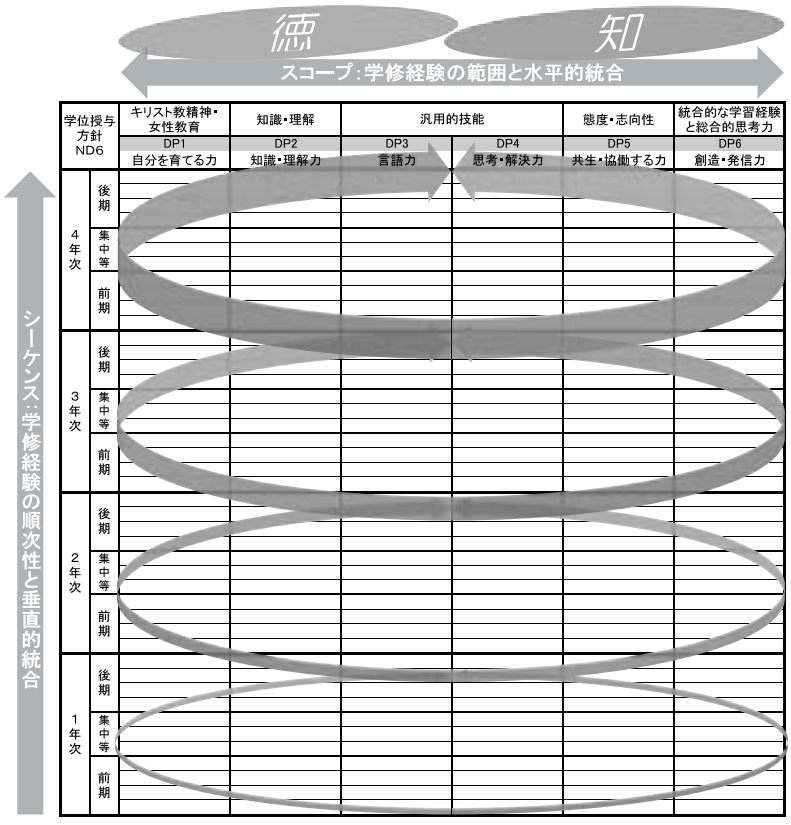

3－(6)　京都ノートルダム女子大学　3つの方針

本学では以下のとおり、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。また、これらの方針のもと、主体的に学び、研究を深める意欲のある入学者を受け入れるために、次のとおり全学および各学部学科において入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定している。

全学共通部分（参考：学則第１条…「深く専門の学芸を教授研究」「カトリック精神及び日本文化の優れた伝統を体し、教養高き女性を育成」）

目指すべき人材像	4年間で育てたい力（ND6）		ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与方針）	カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施方針）	アドミッションポリシー（入学者受入れ方針）
キリスト教精神に基づいて、他者と自分を尊び、全人的な「常識」と「良識」を備え、自由に自分の人生を選び取っていく自立した女性	キリスト教精神・女性教育	DP1. 自分を育てる力	キリスト教精神に基づいて他者と自分を尊ぶ全人的な「常識」と「良識」を備え、自由に自分の人生を選び取っていく自立した女性として健康に生きていく態度を身につけている。	共通教育科目では、キリスト教精神に基づき、豊かな人間性と良識、さらには他者への奉仕の精神を育てるためのベースとなる「カトリック教育」に関する科目を1・2年次に配置し、必修および選択必修を合わせて6単位以上とする。さらに、自立した女性として生きていく態度を身につけるための「女性」および「健康」に関する選択科目を配置する。	〔期待する能力〕 本学の建学の理念であるキリスト教精神に触れ、理解しようとする。他者や社会に奉仕する中で自己の人格を高めようとする。 〔選考方法〕 自己記入書(志望理由書、自己アピール)、調査書、面接
人間やその生活、社会、自然のすべてについての幅広い知識と教養を身につけ、新たな理解を行い、自己涵養に努める女性	知識・理解	DP2. 知識・理解力	人間やその生活、社会、自然のすべてについての幅広い知識と教養を身につけるとともに、それらを基にさらに新しい事柄を理解する力を身につけている。	共通教育科目では、幅広い知識と教養を身につけるため「人間と文化」「生活と社会」「人間と自然」の3領域からなる教養科目を配置し、各領域2単位以上を選択必修とする。（さらなる専門的知識とその理解力を養うため、各学部学科の専門領域の概論等に関する科目を配置する。）	〔期待する能力〕 高等学校における学習内容を基礎として、各専門分野に資する知識と理解の土台がある。 〔選考方法〕 自己記入書（志望理由書、自己アピール)、調査書、レポート、学力試験、口頭試問、資格検定
グローバル化の時代に対応し、外国語および日本語で、国籍や言語の異なる人々とも円滑にコミュニケーションを行うスキルや外国語を読み書きできる力を身につけた女性	汎用的技能	DP3. 言語力	国籍や言語の異なる人々と共に生きていくために必要な、日本語および外国語でのコミュニケーションスキルと読み書き能力をひととおり身につけている。	共通教育科目では、言語コミュニケーションスキルと読み書き能力を育成するため、母語である日本語、英語および他の言語についての科目を継続的に学べるように段階的に配置する。そのうち日本語については、日常の文書作成に必要な読み書きの基礎から研究論文執筆をにらんだアカデミックライティングの探求科目まで配置する。英語や他の外国語については、1～2年次に週2回授業を行い定着を図る。（さらに、専門性に応じた言語力を育成するため、各学部学科の専門教育科目を配置する。）	〔期待する能力〕 高等学校卒業程度の国語力をもち、英語などの外国語で読み、書き、聞く、話す意欲がある。 〔選考方法〕 自己記入書(志望理由書、自己アピール)、レポート、学力試験、面接、口頭試問、資格検定、英作文
現代社会のさまざまな課題に対して、知識や現象を分析し、適切な情報処理を行って、批判的、論理的に思考し、問題解決を行う力を身につけた女性		DP4. 思考・解決力	現代社会のさまざまな課題に対して、分析、情報処理を行い、批判的、論理的な思考によって解決しようとする力を身につけている。	共通教育科目では、思考の礎となる教養を教養科目から身につけるとともに、情報処理については、その考え方の基礎から応用、発展までの科目を配置する。（現代社会のさまざまな課題を解決するための思考力・問題解決力を育成するため、各学部各学科の専門教育科目を配置する。）	〔期待する能力〕 課題について粘り強く考えようとし、広い視野をもって、自らの考えを柔軟に評価・修正できる 〔選考方法〕 自己記入書（志望理由書、自己アピール)、レポート、学力試験、面接、口頭試問
他者に心を開き、社会で不利な立場におかれた人々を含む、さまざまな人々と共生・協働する力を身につけ、すべての人が幸せに生きていくことに貢献する力を身につけた女性	態度・志向性	DP5. 共生・協働する力	さまざまな他者と共生・協働するために必要な力を身につけている。	共通教育科目では、社会の中でさまざまな他者と共生・協働するために必要な力として、キャリア形成に関する科目、他者との関係づくりに必要な「ホスピタリティ」を学ぶ科目、および実際の協働へと結びつける「ボランティア」に関する科目等を配置している。 （さらに必要な知識や理論を学べるように、各学部共通科目や各学科の専門教育科目に多くの科目を配置する。）	〔期待する能力〕 人と協力してともに問題解決をしようとする意欲をもち、集団での活動経験（部活動、課外活動、ボランティアなど）を活かし、様々な学習に能動的に参加できる。 〔選考方法〕 自己記入書（志望理由書、自己アピール)、調査書、面接
総合的な学修経験を行って、実践的に、他者や社会に対して、自らの学修成果を発信する女性。また、専門知識を基盤に、自ら立てたテーマに基づき研究に取り組み、学修成果をまとめ、創造的に発信する女性	統合的な学習経験と総合的思考力	DP6. 創造・発信力	総合的な学修経験を行って、実践的に、他者や社会に対して、自らの学修成果を発信することができる。（専門知識を基盤に、自ら立てたテーマに基づき研究に取り組み、学修成果をまとめ、創造的に発信することができる。）	（実践的に他者や社会に対して、自らの学習成果を創造的に発信することができる科目として、各学部学科の専門教育科目卒業研究等の科目を配置する。）	〔期待する能力〕 自らが学習したことを他者に明確に説明しようとし、さらに学習を通じて新たなアイディアやものを創り出そうとする。 〔選考方法〕 自己記入書（志望理由書、自己アピール)、レポート、学力試験、面接、口頭試問

国際言語文化学部　英語英文学科

目指すべき人材像	4年間で育てたい力（ND6）		ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与方針）	カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施方針）	アドミッションポリシー（入学者受入れ方針）
キリスト教精神に基づいて、他者と自分を尊び、全人的な「常識」と「良識」を備え、自由に自分の人生を選び取っていく自立した女性	キリスト教精神・女性教育	DP1. 自分を育てる力	キリスト教精神に基づく共感能力と幅広い教養に支えられた女性としての自立心を備え、国際社会に貢献し、その発展に寄与できる力を身につけている。	キリスト教精神に基づいた女性としての自立心を備えると共に、国際社会に対応できる力を養うための基盤科目として、専門基礎科目からは「英語キャリア戦略」を、専門基幹科目からは「英語英文学基礎演習」を1年次に配置する。また、キリスト教精神に基づくホスピタリティを養うための専門関連科目を1、2年次に渡り配置する。	〔期待する能力〕 英語という言語に関心があり、同時に英語圏の文化、歴史、社会、コミュニケーションに幅広く関心を持っている。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書
人間やその生活、社会、自然のすべてについての幅広い知識と教養を身につけ、新たな理解を行い、自己涵養に努める女性	知識・理解	DP2. 知識・理解力	英語圏の文学、文化、言語学、コミュニケーション学、英語教育学についての幅広い知識や、異文化理解能力を身につけており、それらを基に思考力、批判能力を涵養する素地を兼ね備えている。	英語圏の文化及び言語・コミュニケーションについての多様な側面をバランス良く学び、文化、社会、言語についての幅広い知識と教養を身につけるため、専門基幹科目から英語圏文学、言語、コミュニケーション各領域概論科目を1、2年次中心に配置する。また、3年次履修科目である英語英文学演習（ゼミ）に向けての予備知識を十分に身につけるため、専門講読、研究方法論を2年次に配置し、各専門領域における研究のあり方を学ぶ。加えて、英語教育関連科目を1～4年次に渡り配置する。	〔期待する能力〕 英語圏の文化や文学に関心があり、高校卒業程度の教科書記載内容の知識を持っている。 〔選考方法〕 調査書、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、学力試験、レポート
グローバル化の時代に対応し、外国語および日本語で、国籍や言語の異なる人々とも円滑にコミュニケーションを行うスキルや外国語を読み書きできる力を身につけた女性	汎用的技能	DP3. 言語力	様々な国籍と文化背景の人々と、英語を介してインタラクション（相互作用）できる言語能力を身につけている。グローバル化社会で共生するための、異文化理解に基づいた社会的言語運用能力を身につけている。	グローバル化社会に対応する形での、英語を媒介言語としたコミュニケーション力を養うため、英語圏文学、言語、コミュニケーション各領域における専門展開科目の中からグローバルリベラルアーツコース関連の科目及び、コミュニケーション領域における専門展開科目を2、3年次中心に配置する。	〔期待する能力〕 高校卒業程度の英語力を持ち、読む、書く、話す、聞く、の英語における4分野の向上に努めることができる。 〔選考方法〕 面接、調査書、学力試験、資格検定、英作文
現代社会のさまざまな課題に対して、知識や現象を分析し、適切な情報処理を行って、批判的、論理的に思考し、問題解決を行う力を身につけた女性		DP4. 思考・解決力	現代社会、特に国際社会において直面する多種多様な情報問題、課題に対して、多角的かつ複眼的な思考に基づき、適切な情報選択、批判的分析、論理的かつ効果的な意思決定を行う力を身につけている。	現代社会における課題に論理的思考力をもって柔軟に対応できる力を身に付けるため、英語圏文学、言語、コミュニケーション各領域における専門展開科目を2、3年次中心に配置する。	〔期待する能力〕 英語という言語・英語圏の文化・社会に関するさまざまな課題について関心があり、それらを解決・探究するための情報収集力を一定レベル習得している。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書、学力試験、レポート
他者に心を開き、社会で不利な立場におかれた人々を含む、さまざまな人々と共生・協働する力を身につけ、すべての人が幸せに生きていくことに貢献する力を身につけた女性	態度・志向性	DP5. 共生・協働する力	価値観が交錯する国際社会で他文化の人々と協働するにあたり、ステレオタイプや偏見、自己文化中心主義といった自己傾向を理解し、これを克服して、多文化コミュニティ（共同体）形成に貢献できる力を身につけている。	世界の国々における各文化、社会の多様な側面を深く学ぶとともに、自ら設定したテーマに基づき調査、研究する力を身につけるため、各領域の専門性を高めることを目的とした英語英文学演習（ゼミ）、海外留学事前指導を中心科目として2、3年次に配置する。加えて、エアラインプログラムを中心とするキャリア教育科目を1～4年次に渡り配置する。	〔期待する能力〕 母語のみならず英語で他者とコミュニケーションをとり、協力・協働するよう努めることができる。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書
総合的な学修経験を行って、実践的に、他者や社会に対して、自らの学修成果を発信する女性。また、専門知識を基盤に、自ら立てたテーマに基づき研究に取り組み、学修成果をまとめ、創造的に発信する女性	統合的な学習経験と総合的思考力	DP6. 創造・発信力	英語圏を中心とする国際社会における文化、社会、言語、コミュニケーションについて、その背景にある仕組みや問題を洞察することができ、これを分析・解決するための専門知識と方法論を身につけている。また、分析・解決策を社会やコミュニティに対して貢献できる形で発信する力を身につけている。	国際社会における文化、社会、言語、コミュニケーションの諸問題に対し、自ら設定した問いとそれに対する回答・提案を正しく発信できる力を養う。英語英文学演習で身につけた知識を正しく用い、問題を分析・解決する力を身に付けるための最重要科目として、卒業研究を4年次に配置する。	〔期待する能力〕 英語という言語、英語圏の文化、歴史、社会、コミュニケーション、教育に関して自分の意見を持ち、何らかの媒体を用いて、社会に発信することに関心がある。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書

国際言語文化学部　国際日本文化学科

目指すべき人材像	4年間で育てたい力（ND6）		ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与方針）	カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施方針）	アドミッションポリシー（入学者受入れ方針）
キリスト教精神に基づいて、他者と自分を尊び、全人的な「常識」と「良識」を備え、自由に自分の人生を選び取っていく自立した女性	キリスト教精神・女性教育	DP1. 自分を育てる力	キリスト教精神に基づいて豊かな人間性と奉仕の精神を備え、自立した女性として社会に貢献できる資質を身につけている。	キリスト教精神や女性の生き方についての学びや現代社会における豊かな人間性と奉仕の精神について学ぶことに加え、キリスト教と哲学・音楽などを関連させた専門科目を配置する。	〔期待する能力〕 世界の諸国・地域や日本の文化・言語について学ぶ意欲があり、他者とのコミュニケーションや社会との関わりの中で、自己の人格を高めることに興味・関心があり、努力しようとしている。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書、レポート
人間やその生活、社会、自然のすべてについての幅広い知識と教養を身につけ、新たな理解を行い、自己涵養に努める女性	知識・理解	DP2. 知識・理解力	「日本語日本文化」「国際文化」の2領域にわたる基礎知識、国際的な広い視野と教養をもち、深く考察できる技能を身につけている。	専門科目として「日本語日本文化」「国際文化」の2領域から多彩な教養の学びとして知識・理解に関する科目を配置する。	〔期待する能力〕 世界の諸国・地域や日本、およびその文化や言語について関心を持ち、高等学校卒業程度の教科書記載内容の知識を持っている。 〔選考方法〕 調査書、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、資格検定、学力試験、レポート、面接
グローバル化の時代に対応し、外国語および日本語で、国籍や言語の異なる人々とも円滑にコミュニケーションを行うスキルや外国語を読み書きできる力を身につけた女性	汎用的技能	DP3. 言語力	多様化、複雑化する現代社会が抱える諸問題に人文学的観点から対応するための日本語および外国語でのコミュニケーションスキルと読み書き能力を身につけている。	共通教育科目で学ぶ、世界の様々な言語の学修に加え、専門科目に書き言葉・話し言葉の両面を使いこなす国語力および社会人として求められるプレゼンテーション能力を身につけられる関係科目を配置する。	〔期待する能力〕 高等学校卒業程度の国語力を持ち、書き言葉、話し言葉の両面でコミュニケーション力に磨きをかけることに関心を持っている。 〔選考方法〕 調査書、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、資格検定、学力試験、レポート、面接
現代社会のさまざまな課題に対して、知識や現象を分析し、適切な情報処理を行って、批判的、論理的に思考し、問題解決を行う力を身につけた女性		DP4. 思考・解決力	現代社会のさまざまな課題に対して、人文学分野の情報を収集・分析する技能と論理的な思考力を身につけている。	グループワークやフィールドワークを取り入れ、情報活用能力・論理的思考力を伴った問題解決力を身につけるための科目を配置する。	〔期待する能力〕 世界の諸国・地域や日本の文化・言語に関するさまざまな課題について関心があり、それらを解決・探求するための文献調査や情報検索の方法について、ある程度習得している。 〔選考方法〕 調査書、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、資格検定、学力試験、レポート、面接
他者に心を開き、社会で不利な立場におかれた人々を含む、さまざまな人々と共生・協働する力を身につけ、すべての人が幸せに生きていくことに貢献する力を身につけた女性	態度・志向性	DP5. 共生・協働する力	書き言葉・話し言葉の両面を使いこなす国語力および社会人として求められるプレゼンテーション能力を土台に、さまざまな他者と共生・協働する力を身につけている。	多様な社会の中で人々と共生・協働するために必要な力をつけるため、専門科目として「日本語コミュニケーションⅠⅡⅢ」をはじめ、各領域の専門性を高めることを目的としたグループワークを重視する科目を配置する。	〔期待する能力〕 他者との基本的なコミュニケーション力があり、他者と共生・協働して、社会への貢献を行うことに関心がある。 〔選考方法〕 調査書、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、レポート、面接
総合的な学修経験を行って、実践的に、他者や社会に対して、自らの学修成果を発信する女性。また、専門知識を基盤に、自ら立てたテーマに基づき研究に取り組み、学修成果をまとめ、創造的に発信する女性	統合的な学習経験と総合的思考力	DP6. 創造・発信力	学習経験と専門知識を基盤に、自ら立てたテーマに基づき研究に取り組み新たな価値を創造する能力、諸問題に対して適切に判断・対処する力を身につけている。	1年次の「基礎演習」、2年次の「発展演習」、3年次の「専門演習」、そして4年次の「卒業研究」において自らの学習の成果をまとめ、創造的に発信する力を育成する。	〔期待する能力〕 世界や日本の文化・言語に関連して、ユニークな発想による企画や研究・制作を行い、社会に発信することに関心がある。 〔選考方法〕 調査書、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、資格検定、レポート、面接

現代人間学部　生活環境学科

目指すべき人材像	4年間で育てたい力（ND6）		ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与方針）	カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施方針）	アドミッションポリシー（入学者受入れ方針）
キリスト教精神に基づいて、他者と自分を尊び、全人的な「常識」と「良識」を備え、自由に自分の人生を選び取っていく自立した女性	キリスト教精神・女性教育	DP1. 自分を育てる力	キリスト教精神に基づいて豊かな人間性と奉仕の精神を養い、人の生活を生活環境の側面からとらえ、よりよい暮らしの創造や地域社会の実現に貢献できる態度を身につけている。	共通教育科目におけるキリスト教精神や女性の生き方についての学びに加えて、1、2年次では大学で必要な学びの基礎と、衣食住、家族・生活経営、福祉に関する基礎的な学びが実践的に修得できるように基盤科目として「生活環境基礎演習Ⅰ～Ⅳ」を配置する。さらに、3年次には「生活環境特論」を配置し、それぞれの専門性を高めるとともに、自己の描くキャリアを具体化させる知識と態度を養成する。	〔期待する能力〕 社会に貢献できるよう自分を高めたいと考え、自分の生活や人生を主体的に築いていく意欲をもっている人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書(志望理由書、自己アピール)、調査書、レポート
人間やその生活、社会、自然のすべてについての幅広い知識と教養を身につけ、新たな理解を行い、自己涵養に努める女性	知識・理解	DP2. 知識・理解力	生活科学、社会福祉学および関連領域に関する基礎知識、および衣食住、家族・生活経営、福祉に関する幅広い知識を身につけ、人の生活を生活環境の側面からとらえ、暮らしにかかわる多様な課題を理解できる力を身につけている。	人間の暮らしに関する知識や理解を深めるために、1年次では、「生活環境概論」を始め、衣食住、家族・生活経営、福祉領域について総体的に学ぶ専門基礎科目を配置し、2年次以降は、段階的に専門的知識が修得できるよう展開科目、関連科目の専門科目群を配置する。	〔期待する能力〕 入学後の就学に必要な基礎学力としての知識や理解力を有するとともに、家族や個人の暮らしに必要な衣食住、家族・生活経営、福祉について、自ら積極的に学び知識を身につけたいと考えている人。 〔選考方法〕 学力試験、レポート、調査書
グローバル化の時代に対応し、外国語および日本語で、国籍や言語の異なる人々とも円滑にコミュニケーションを行うスキルや外国語を読み書きできる力を身につけた女性	汎用的技能	DP3. 言語力	多様化、複雑化する現代社会が抱える諸問題を一人ひとりの暮らしの視点から解決へと導くために、人の生活を生活環境の側面からとらえ、相手の立場を考えながら、場に応じたコミュニケーションができる力を身につけている。	共通教育科目で多言語に関する能力を養うとともに、専門科目においてはグループディスカッションを重ね、他者とのコミュニケーションを図りながら社会問題に対して協働で探究する科目を配置する。	〔期待する能力〕 学んだ知識や技術を用い、言語を介して積極的に他者と関わるということに関心がある人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書、レポート
現代社会のさまざまな課題に対して、知識や現象を分析し、適切な情報処理を行って、批判的、論理的に思考し、問題解決を行う力を身につけた女性		DP4. 思考・解決力	現代社会のさまざまな課題に対して、人の生活を生活環境の側面からとらえ、生活のあり方や生活における課題の本質を探り、より良い方向を見出す力を身につけ、衣食住、家族・生活経営、福祉に関する専門的な知識と技術を自他の生活課題を解決するために活用できる。	専門基礎科目で身につけた基礎的知識を基盤に、現代社会の多様な課題を見極め、解決するための方策を考える力と実行可能な技術や技能を身につけるために展開科目、関連科目の中に実践的な科目を配置する。	〔期待する能力〕 身近な生活環境に関心を持ち、生活をより良くするために、身につけた知識や技能を役立てる力を養いたいと考えている人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書、レポート
他者に心を開き、社会で不利な立場におかれた人々を含む、さまざまな人々と共生・協働する力を身につけ、すべての人が幸せに生きていくことに貢献する力を身につけた女性	態度・志向性	DP5. 共生・協働する力	人の生活を生活環境の側面からとらえ、一人ひとりの人間をかけがえのない存在として尊び、他者に共感でき、多様な課題を抱える人に寄り添う態度を身につけ、他者と協働しながら関わる支援者としての技術を身につけている。	さまざまな実践経験に基づく学びを踏まえ、地域や現場で暮らす多様な人々に共感し、ともに活動する力を養うことを目的として、多彩な実践的科目を配置する。	〔期待する能力〕 周りと協力しながら、相手の立場に立って物事を考えようと努力し、行動したいと考えている人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）調査書、レポート
総合的な学修経験を行って、実践的に、他者や社会に対して、自らの学修成果を発信する女性。また、専門知識を基盤に、自ら立てたテーマに基づき研究に取り組み、学修成果をまとめ、創造的に発信する女性	統合的な学習経験と総合的思考力	DP6. 創造・発信力	人の生活を生活環境の側面からとらえ、地域における生活課題を解決するための情報収集ができ、必要に応じて新たな価値の創造に取り組み、その成果を適切に発信する力を身につけている。	衣食住、家族・生活経営、福祉の各領域に関わる専門的かつ実践的な学修経験を経て、その学びを新たな提案や作品制作の形でまとめ、学習成果として発信する力を育てるため、学外実習や卒業研究等の科目を配置する。	〔期待する能力〕 より良い生活の創造に関わり、自分の考えを発信したいと考えている人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書、レポート

現代人間学部　心理学科

目指すべき人材像	4年間で育てたい力（ND6）		ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与方針）	カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施方針）	アドミッションポリシー（入学者受入れ方針）
キリスト教精神に基づいて、他者と自分を尊び、全人的な「常識」と「良識」を備え、自由に自分の人生を選び取っていく自立した女性	キリスト教精神・女性教育	DP1. 自分を育てる力	キリスト教精神に基づいて豊かな人間性と奉仕の精神を養い、社会の安寧と人々の幸福の実現に貢献できる態度を身につけている。	共通教育科目におけるキリスト教精神や女性の生き方についての学びに加えて、現代社会における豊かな人間性と奉仕の精神について学ぶ、学科横断プロジェクト型科目を1年次に配置する。	〔期待する能力〕 豊かな人間性、および、自己成長への意欲と他者の理解や奉仕の精神を備えている人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書
人間やその生活、社会、自然のすべてについての幅広い知識と教養を身につけ、新たな理解を行い、自己涵養に努める女性	知識・理解	DP2. 知識・理解力	心理学およびその関連領域についての基礎知識、およびそれを基にさらに新しい事柄を理解する力を身につけている。	専門展開科目として、「基礎心理」「生涯発達心理」「社会・産業心理」「臨床心理・精神医学」の4領域の知識・理解に関する科目を配置する。さらに「社会・ビジネス」、「精神保健福祉」の知識・理解に関する科目を専門関連科目として配置する。	〔期待する能力〕 心理学およびその関連領域について知識や技能を習得し、科学的分析と深い人間理解に基づいて、現代社会の要請に応じた実践的問題解決能力や産業界で活躍できる力を身につけたい人。 〔選考方法〕 調査書、学力試験、レポート
グローバル化の時代に対応し、外国語および日本語で、国籍や言語の異なる人々とも円滑にコミュニケーションを行うスキルや外国語を読み書きできる力を身につけた女性	汎用的技能	DP3. 言語力	多様化、複雑化する現代社会が抱える諸問題を心理学的視野から解決へと導くために、日本語および外国語でのコミュニケーションスキルと読み書き能力を身につけている。	共通教育科目で学ぶ、世界の様々な言語の学修に加え、専門基礎科目に、心理学専門の英語と日本語の理解・活用に関係する科目を配置する。	〔期待する能力〕 さまざまな文化背景をもつ人々や社会に対して、純粋な関心と偏見なく理解する姿勢を持ち、母語や外国語によるコミュニケーションを通じた心の理解への意欲を持っている人。 〔選考方法〕 調査書、資格検定、学力試験、レポート、面接
現代社会のさまざまな課題に対して、知識や現象を分析し、適切な情報処理を行って、批判的、論理的に思考し、問題解決を行う力を身につけた女性		DP4. 思考・解決力	現代社会のさまざまな課題に対して、人間の心と行動に関する情報を収集・分析する科学的技能と論理的思考力を身につけている。	専門基礎科目に、心理学研究法、心理統計、心理実験、心理テストなど心理学的な思考・解決力を身につけるための科目を配置する。	〔期待する能力〕 人間の思考や行動、人間関係や社会構造に興味を持ち、心理学への学習意欲や問題探求心に優れ、様々な問題や事象について論理的に考え、解決策を追求することに熱意がある人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、学力試験、レポート、調査書
他者に心を開き、社会で不利な立場におかれた人々を含む、さまざまな人々と共生・協働する力を身につけ、すべての人が幸せに生きていくことに貢献する力を身につけた女性	態度・志向性	DP5. 共生・協働する力	一人ひとりの人間をかけがえのない存在として尊び、病児・者、障がい児・者を含むさまざまな人々とコミュニケーションを図り、理解を深め、協働することができる実践力を身につけている。	社会で不利な立場におかれた人々を含むさまざまな人々の心理を理解し、心理カウンセリングや社会・ビジネス心理の観点から、人々との共生・協働のありかたについて学ぶ科目を、専門展開科目および専門関連科目に配置している。	〔期待する能力〕 人の個別性を理解・尊重し、ともに成長しともに生活する姿勢を備え、現代社会に生きる人々が抱える心理的諸問題の解決と支援に貢献したいと考える人。 〔選考方法〕 自己記入書（志望理由書、自己アピール）、面接、調査書
総合的な学修経験を行って、実践的に、他者や社会に対して、自らの学修成果を発信する女性。また、専門知識を基盤に、自ら立てたテーマに基づき研究に取り組み、学修成果をまとめ、創造的に発信する女性	統合的な学習経験と総合的思考	DP6. 創造・発信力	専門知識を基盤に、自ら立てたテーマに基づき研究に取り組み、得られた分析結果から新たな価値を創造する力、および心の諸問題に対して適切に判断し対処する力を身につけている。	心理カウンセリングや社会・ビジネスに関する演習や実習を行い、実践的に自らの学修成果を社会活動に位置づける科目や、心理学の学修成果をまとめ、創造的に発信する力を育てる、心理学演習、卒業研究等の科目を配置する。	〔期待する能力〕 心理学の学びを通して、現代社会における諸問題について、新たな発想での気づきや提案をしていく意欲のある人。 〔選考方法〕 面接、調査書、学力試験、レポート

現代人間学部　こども教育学科

目指すべき人材像	4年間で育てたい力（ND6）		ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与方針）	カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施方針）	アドミッションポリシー（入学者受入れ方針）
キリスト教精神に基づいて、他者と自分を尊び、全人的な「常識」と「良識」を備え、自由に自分の人生を選び取っていく自立した女性	キリスト教精神・女性教育	DP1. 自分を育てる力	キリスト教精神に基づいた豊かな人間性と奉仕の精神を養うとともに、教育者として、職業的役割を自覚し、こどもの教育に貢献できる態度を身につけている。	キリスト教精神や女性の生き方についての学びや現代社会における豊かな人間性と奉仕の精神について学ぶことに加え、学科専門科目として「教職論」、「保育者論」を設置する	〔期待する能力〕 教育や保育に携わる人間として、関連する知識や技能を習得するのみならず、良好な人間関係を築き、また、築かせることのできる人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書
人間やその生活、社会、自然のすべてについての幅広い知識と教養を身につけ、新たな理解を行い、自己涵養に努める女性	知識・理解	DP2. 知識・理解力	教育や保育、およびその関連領域についての基礎知識、およびそれを基にさらに新しい教育や保育に関する事柄を理解する力を身につけている。	専門基礎科目として、「こども教育基礎演習」、「教育原理」、「保育原理」、「特別支援教育基礎論（初等）」等の教育・保育に関する基礎的科目を配置する。	〔期待する能力〕 多くの学問や人間と関わり、積極的に他者を理解しようとする人。 〔選考方法〕 学力試験、調査書、レポート
グローバル化の時代に対応し、外国語および日本語で、国籍や言語の異なる人々とも円滑にコミュニケーションを行うスキルや外国語を読み書きできる力を身につけた女性	汎用的技能	DP3. 言語力	教育や保育領域のグローバル化、また、日本語を母国語としないこどもや家庭に対して、日本語および外国語でのコミュニケーションスキルと読み書き能力を身につけている。	共通教育科目で学ぶ、多様な言語の学修に加え、外国語（英語）、国際理解教育などを配置する。	〔期待する能力〕 一人ひとりの言語力の相違に気付き、一人ひとりの個性に応じた対応をしようとする人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書、レポート、資格検定、学力試験
現代社会のさまざまな課題に対して、知識や現象を分析し、適切な情報処理を行って、批判的、論理的に思考し、問題解決を行う力を身につけた女性		DP4. 思考・解決力	教育や保育に関するさまざまな課題に対して、情報を収集・分析する科学的技能と論理的思考力を身につけている。	各教科の指導法、また、保育内容等の科目を設置し、教育や保育における問題場面において、知識・理解をもとに、問題解決する力を育てる。	〔期待する能力〕 自分の考えだけでなく、人の考えを聞き、また深く考え、問題があっても解決しようとする力のある人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、レポート、調査書、学力試験
他者に心を開き、社会で不利な立場におかれた人々を含む、さまざまな人々と共生・協働する力を身につけ、すべての人が幸せに生きていくことに貢献する力を身につけた女性	態度・志向性	DP5. 共生・協働する力	教育や保育場面で関わる全ての人たちと、よりよいこどもの成長を支えるために、共生・協働する力を身につけている。	教育、保育の対象であるこどもの中には、さまざまな特性を持ったこどもがいる。また、さまざまな価値観を抱く保護者などもいる。さらには、教育、保育の現場では連携・協力なども求められることから、それらの人々との共生・協働のありかたについて学ぶ科目を配置する。	〔期待する能力〕 学習活動に参加し、共生し協働しながら困難に立ち向かうことで何かを成し遂げようとする人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書
総合的な学修経験を行って、実践的に、他者や社会に対して、自らの学修成果を発信する女性。また、専門知識を基盤に、自ら立てたテーマに基づき研究に取り組み、学修成果をまとめ、創造的に発信する女性	統合的な学習経験と総合的思考力	DP6. 創造・発信力	教育や保育に関する自らの疑問や課題に基づき研究に取り組み、客観的な分析を通して、教育や保育の諸問題について、適切に判断する力を身につけている。	保育実習や教育実習、その後の、教職実践演習、保育・教職実践演習、さらには、卒業研究等で、自らの学習について成果をまとめ、創造的に発信する力を育てる。	〔期待する能力〕 様々な想像をし、意見を交換することで、更に想像力を発揮できる人。 〔選考方法〕 面接、レポート、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書

社会情報課程

目指すべき人材像	4年間で育てたい力（ND6）		ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与方針）	カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施方針）	アドミッションポリシー（入学者受入れ方針）
キリスト教精神に基づいて、他者と自分を尊び、全人的な「常識」と「良識」を備え、自由に自分の人生を選び取っていく自立した女性	キリスト教精神・女性教育	DP1. 自分を育てる力	キリスト教精神に基づいて豊かな人間性と奉仕の精神を養い、情報を文化・生活環境・心理・教育の側面からとらえ、よりよい暮らしの創造や地域社会の実現に貢献できる態度を身につけている。	共通教育科目におけるキリスト教精神や女性の生き方についての学びに加えて、1、2年次では大学で必要な学びの基礎と、情報の活用に関する基礎的な学びを実践的に修得する基盤となる科目として「社会情報基礎演習」「社会情報発展演習」を配置する。さらに、3年次には「社会情報演習」を配置し、それぞれの専門性を高めるとともに、自己の描くキャリアを具体化させる知識と態度を養成する。	〔期待する能力〕 社会に貢献できるよう自分を高めたいと考え、情報を活用し自分の生活や人生を主体的に築いていく意欲をもっている人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書(志望理由書、自己アピール)、調査書、レポート
人間やその生活、社会、自然のすべてについての幅広い知識と教養を身につけ、新たな理解を行い、自己涵養に努める女性	知識・理解	DP2. 知識・理解力	社会情報・情報科学・データサイエンス・AI（人工知能）および4学科の関連領域に関する幅広い知識を身につけ、暮らしや社会の貢献に関わる多様な課題を理解できる力を身につけている。	1年次では、基礎的な情報の知識を深めるため「社会情報概論」「情報の科学と倫理」を始め、社会情報・データサイエンスについて総体的に学ぶ社会情報基礎科目を中心に配置し、2年次以降は、段階的に専門的知識が修得できるよう社会情報展開科目等の科目群を配置する。	〔期待する能力〕 入学後の就学に必要な基礎学力としての知識や理解力を有するとともに、情報や数理を、自ら積極的に学び知識を身につけたいと考えている人。 〔選考方法〕 学力試験、レポート、調査書
グローバル化の時代に対応し、外国語および日本語で、国籍や言語の異なる人々とも円滑にコミュニケーションを行うスキルや外国語を読み書きできる力を身につけた女性	汎用的技能	DP3. 言語力	多様化、複雑化する現代社会が抱える諸問題を社会情報的視野から解決へと導くために、日本語および外国語でのコミュニケーションスキルと読み書き能力を身につけている。	共通教育科目で多言語に関する能力を養うとともに、専門科目においてはグループディスカッションを重ね、他者とのコミュニケーションを図りながら社会問題に対して協働で探究する科目を配置する。	〔期待する能力〕 基礎的な国語力・英語力を有し、学んだ知識や技術を用い、言語を介して積極的に他者と関わるということに関心がある人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書、レポート
現代社会のさまざまな課題に対して、知識や現象を分析し、適切な情報処理を行って、批判的、論理的に思考し、問題解決を行う力を身につけた女性		DP4. 思考・解決力	現代社会のさまざまな課題に対して、人の生活を社会情報やデータサイエンスの側面からとらえ、生活のあり方や生活における情報の扱い方の本質を探り、より良い方向を見出す力を身につけ、4学科に関する専門的な知識と技術を根拠として用い自他の課題を解決するために活用できる。	社会情報基礎科目で身につけた基礎的知識を基盤に、現代社会の多様な課題を見極め、解決するための方策を考える力と実行可能な技術や技能を身につけるために4学科の展開科目、関連科目を広く履修できるようにし、「社会情報フィールド研修」「社会情報インターンシップ」などより社会に密接した実践的な科目を配置する。	〔期待する能力〕 社会の情勢に関心を持ち、生活をより良くするために、身につけた知識や技能を活用し社会に貢献したいと考えている人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書、レポート
他者に心を開き、社会で不利な立場におかれた人々を含む、さまざまな人々と共生・協働する力を身につけ、すべての人が幸せに生きていくことに貢献する力を身につけた女性	態度・志向性	DP5. 共生・協働する力	社会の現状を社会情報やデータサイエンスの側面からとらえ、一人ひとりの人間をかけがえのない存在として尊び、対話を中心に、他者に共感でき、多様な課題を抱える人に寄り添う態度を身につけ、他者と協働しながら関わる支援者としての技術を身につけている。	「社会情報基礎演習」「社会情報発展演習」において基礎的な共生・協働の力を養い、4学科のさまざまな実践経験に基づく学びを踏まえ、4学科の学生とも活動する力を養うことを目的として「社会情報演習」「社会情報フィールド研修」などの実践的科目を配置する。	〔期待する能力〕 対話やコミュニケーションを軸に周りと協力しながら、相手の立場に立って物事を考えようと努力し、行動したいと考えている人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）調査書、レポート
総合的な学修経験を行って、実践的に、他者や社会に対して、自らの学修成果を発信する女性。また、専門知識を基盤に、自ら立てたテーマに基づき研究に取り組み、学修成果をまとめ、創造的に発信する女性	統合的な学習経験と総合的思考力	DP6. 創造・発信力	社会の現状を社会情報やデータサイエンスの側面からとらえ、総合的な学修経験を活かし、課題を解決するために必要に応じて新たな価値の創造に取り組み、その成果を適切に発信する力を身につけている。	社会情報・データサイエンスおよび4学科の専門的かつ実践的な学修経験を経て、その学びを新たな提案や作品制作の形でまとめ、学修成果として発信する力を育てるため、学外におけるインターンシップや卒業研究の科目を配置し、創造・発信の力を養う。	〔期待する能力〕 より良い情報社会の創造に関わり、自分の考えを発信したいと考えている人。 〔選考方法〕 面接、自己記入書（志望理由書、自己アピール）、調査書、レポート

４．履修登録にあたって

4 履修登録にあたって

はじめに

京都ノートルダム女子大学での学修は、自分が何を学ぶべきかを、あなた自身が決めるところから始まる。その最初の段階が毎年度始めに行う「履修登録」である。「履修登録」とは、その年度にどの科目を履修するかを申請する、いわば自分の時間割を組立てる手続きのことである。

履修する科目を選ぶには、まず本学での目標を自分なりに定め、その達成に向けて４年間のおおよその計画を立て、それを年度ごとに見直した上で必要な科目を検討することが必要となる。「卒業後の自分」をしっかりとイメージし、その年度に何を学ぶべきかを自分自身で考えていくこと、このプロセス自体があなたの成長の一助となり、さらに目標に向けて努力を重ねることで、大学生活は充実したものとなるであろう。

１．履修計画

履修登録に取りかかる前に、４年間を見通した上でその年度の履修計画を立てることが大切である。『学生便覧』（この冊子）の「授業科目の履修・登録」（５．国際言語文化学部、６．現代人間学部、７．社会情報課程）及びオリエンテーション等で配付される資料をよく読み、自分の興味・関心や目指す職業を考えて、各年次で履修する科目をまずは大まかに決めておく。その際、「履修科目表」（65～91頁）に記載されている科目の配当学年や履修条件、隔年開講（１年置きの開講）かどうかなどに十分注意すること。

なお、履修計画の作成にあたってわからないことがあれば、オフィスアワーや履修相談日を利用して指導担当教員に相談すること。

２．シラバス

本学の教育理念や各学科等の教育目標をふまえ、個々の授業科目の具体的な教育目標、内容と方法などを詳しく記載した、いわば授業のメニューのようなものが「シラバス」である。シラバスを読むことで、履修する科目を選択する際の指針になるだけでなく、日々の授業で何をどのように勉強するかが確かめやすくなる。上記の「履修科目表」等とあわせ、積極的に活用してもらいたい。なお、シラバスはwebで公開されており、教務課・学事課のサイト http://ann.notredame.ac.jp/instec/や本学ポータルサイトUNIPAから確認することができる。

３．授業科目の区分

⑴　授業科目は共通教育科目、学科横断プロジェクト型科目、専門教育科目、学際教育科目及び免許・資格科目からなっている。

⑵　授業科目の構成と本年度開講される科目は、「受講科目一覧表兼開講科目表」のとおりである。

４．コースナンバリング

コースナンバリングとは、授業科目に適切な番号（コースナンバー）を付けることで学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性をわかりやすく示したものである。

コースナンバーを参照することで、レベルや分野に応じた適切な授業科目を選択でき、履修計画を立てやすくなる。

コースナンバー

本学では、授業科目に固有の番号として、アルファベット３文字、数字４桁の計７桁を基本として設定している。シラバス・授業時間割等には、その番号の末尾に３桁以内でクラスや他学科開放等を示す枝番を付したものを記載し、履修すべき授業が容易に識別できるようにしている。また、コースナンバーの前には４桁の学科識別番号を記載し、共通教育科目、学科専門教育科目、資格等に関する科目、基礎科目、展開科目、必修科目、選択科目といった、科目の別を認識できるようになっている。

特徴的なのは、本学の卒業（学士課程プログラム修了）時に身につけておくべき力を６つに分類した「ND６」（11頁参照）を表示している点である。１～６の数字により、学士力を構成するどのような力を育てることを主として想定した科目なのかが読み取れる。

【番号の並びの規則】

例）

学科識別部分

①学科等の別（上２桁）

学科等別	番号
共通教育	１１
国際言語文化学部英語英文学科	２１
国際言語文化学部国際日本文化学科	２２
現代人間学部学科横断プロジェクト型科目	N0
現代人間学部生活環境学科	N2
現代人間学部心理学科	N4
現代人間学部こども教育学科	N6
社会情報課程	R1
教職に関する科目	３１
司書教諭に関する科目	３２
司書に関する科目	３３
学芸員に関する科目	３４
その他資格関係	４１

②位置づけ等（下２桁）

３桁目 基礎科目・基幹科目＝１、展開科目＝２、関連科目＝３、卒業研究・専門演習＝４（教養科目＝０）

４桁目 必修科目＝１、選択（選択必修含む）科目＝２、自由科目＝３

コースナンバー部分（7桁）

③学問分野：学科・分野別等に設定（表１のとおり）。

④段階

段階別	番号
導入レベル	0
学士課程レベル	1
	2
	3
	4
修士課程レベル	5
博士課程（後期）レベル	6
レベル設定不能	9

⑤ND６

ND6		番号
自分を育てる力		1
知識・理解力		2
言語力		3
思考・解決力		4
共生・協働する力		5
創造・発信力		6
卒業要件以外の科目	資格関係	8
	その他	9

⑥通し番号：＋の位は標準的な期間の別を示す。（前期・通年は０、夏期休業期間・後期は５を初期値とする）。

枝番（3桁）

⑦クラス：A、B…。

クラス分けなしはN。他学科開放 有＝１、無＝０

⑧使用言語：英語＝E、日本語＝J、２言語＝T

表1（コースナンバリングの分野略号）

学科・分野	記号	英語名称
共通教育科目		General Education
教養科目		
人間と文化	GEH	General Education of Humanities
生活と社会	GES	General Education of Social Science
人間と自然	GEN	General Education of Natural Science
基礎科目		
外国語科目（英語）	GBE	Basics of English
外国語科目（英語以外）	GBF	Basics of Other Foreign Languages
外国語科目（日本語）	GBJ	Basics of Japanese Language
リテラシー・スポーツ科目	GBL	Basics of Literacy and Sports
基盤科目		
カトリック教育科目	GCE	Fundamentals of Catholic Education
ライフキャリア形成科目	GCP	Fundamentals of Career Preparation
英語英文学科専門教育科目		Department of English Language and Literature
専門基礎科目	EGB	Basics of English Language and Literature
専門基幹科目	EGF	Fundamentals of English Language and Literature
専門展開科目（グローバルリベラルアーツコース）	EGE	Advanced Courses in Global Liberal Arts
専門展開科目	EGL	Advanced Courses in English Language and Literature
専門関連科目	EGR	Related Courses in English Language and Literature
英語教育領域		
エアラインプログラム科目		
医療サポート英語プログラム科目		
プレゼンテーション実務士科目		
専門演習・卒業研究	EGS	Seminar and Graduation Study
国際日本文化学科専門教育科目		Department of Japanese and Global Cultures
基礎科目	CSB	Basics of Cross-Cultural Studies
展開科目	CSA	Advanced Courses in Cross-Cultural Studies
日本語日本文化領域		
国際文化領域		
関連科目		
専門演習・卒業研究	CSS	Seminar & Graduation Study
現代人間学部学科横断プロジェクト型科目	CHS	Faculty of Contemporary Human Sciences
生活環境学科専門教育科目		Department of Human Life Environments
基幹科目	SLF	Fundamentals of Social Work and Life Design
基礎科目	SLB	Basics of Social Work and Life Design
展開科目		
生活科学領域、生活経営・経済領域	LDA	Advanced Courses in Life Design
生活福祉領域	SWA	Advanced Courses in Social Work
関連科目		
生活科学領域、生活経営・経済領域	LDR	Related Courses in Life Design
精神保健福祉領域	SWR	Related Courses in Social Work
専門演習・卒業研究	SLS	Seminar and Graduation Study
心理学科専門教育科目		Department of Psychology
専門基礎科目	PSB	Basics of Psychology
展開科目	PSA	Advanced Courses in Psychology
基礎心理領域		
生涯発達心理領域		
社会・産業心理学領域		
臨床心理・精神医学領域		
関連科目		
社会・ビジネス領域	PSR	Related Courses in Psychology
精神保健福祉領域	SWR	Related Courses in Social Work
専門演習・卒業研究	PSS	Seminar and Graduation Study

こども教育学科専門教育科目		Department of Child Education
基礎科目	EDB	Basics of Child Education
展開科目	EDA	Advanced Courses in Child Education
幼小共通科目	EDN	
幼保共通科目・幼稚園科目・保育士科目	EDI	
小学校科目	EDP	
特別支援科目	EDD	
関連科目	EDR	Related Courses in Child Education
専門演習・卒業研究	EDS	Seminar and Graduation Study
社会情報課程専門教育科目（2023年度以降）	INF	Interfaculty Program in Social Informatics
中等教職課程 教職に関する科目	TEA	Subjects for Teacher's Certificate
司書教諭課程 司書教諭に関する科目	TLI	Subjects for Teacher Librarian's Certificate
司書課程 司書に関する科目	LIB	Subjects for Librarian's Certificate
学芸員課程 学芸員に関する科目	MUS	Subjects for Museum Staff Certificate
日本語教員養成課程 日本語教員養成課程に関する科目	JLT	Subjects for Japanese Language Teacher's Program

5．単位制

⑴　授業科目の履修は単位制によって行われる。各科目の単位は「履修科目表」のとおりである。

⑵　１単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することが標準とされ、授業の方法に応じ、教育効果や授業時間外の学修等を考慮して科目ごとに定められる。半年の科目の場合、２時間（１コマ）の授業で、講義・演習は１～２単位、実験・実習・実技は１単位が標準であるが、これらを組合せる等の方法で行われる科目もある。

⑶　単位の基礎となる授業時間

講　時	1コマ（2時間）の時間	1コマを2分割する場合の授業時間		3時間連続
		前半	後半	
１講時	9：00～10：30 （90分）	9：00～ 9：45	9：45～10：30	３時間連続の場合は開始時から135分とする。
２講時	10：45～12：15 （90分）	10：45～11：30	11：30～12：15	
３講時	13：10～14：40 （90分）	13：10～13：55	13：55～14：40	
４講時	14：55～16：25 （90分）	14：55～15：40	15：40～16：25	
５講時	16：35～18：05 （90分）	16：35～17：20	17：20～18：05	

⑷　授業時間の出席時数

①　年度始めに履修科目を登録し、原則として各科目の授業時数の「３分の２以上」出席し、かつ成績が60点以上であった場合に単位が認められる。

②　出席時数の最終判断は、科目担当教員が行う。

⑸　試験の実施要領

平常試験、定期試験、追試験、再試験などについては、「13-⑵試験の実施要領について」（166頁）を新学期の始めまでに必ず読んで実施要領を遵守すること。

6．卒業の要件

⑴　卒業するためには、本学に４年以上在学し、所定の授業科目の単位を124単位以上修得しなければならない。

⑵　本学は学年制を厳密に実施していないので、１年経てば自動的に進級（学年進行）する。

⑶　授業科目は必修科目、選択科目（選択必修科目を含む）及び自由科目に分かれている。必修科目は必ず履修しなければならない科目であり、選択必修科目とは一定の限られた科目群から１科目又は数科目を履修するよう決められている場合をいう。選択科目は必修科目以外の科目から各自が選択して履修できる科目である。自由科目は卒業要件単位数に算入さ

れない。

⑷　必修科目は学年別に配当され、授業時間やクラスが指定されるので、指定学年で履修するように努力すること。

7．外国人留学生の履修方法

◇　共通教育科目

外国人留学生については、外国語科目（計８単位。ただし、英語英文学科生は４単位）は以下のとおり履修する。

⑴　次の外国語科目計６単位を全員が履修すること。この６単位は、外国語科目の必要単位数に充てることができる。
日本語講読Ⅰ⑴、日本語講読Ⅱ⑴、日本語表現Ⅰ⑴、日本語表現Ⅱ⑴、日本語特講Ⅰ⑴、日本語特講Ⅱ⑴

⑵　上記⑴の６単位を含め外国語科目から計８単位を選択し、全員が必ず履修しなければならない。

8．他大学及び留学で履修した単位等

⑴　学則第17条及び第17条の２に定める在学中に他大学等で修得した単位は、審査の上30単位まで卒業要件単位として認定される。

①　他大学等で修得した単位を、本学で修得したとみなして認定される単位数。

②　学則第31条に定める留学により修得した単位を、本学で修得したとみなして認定された単位数。

③　TOEIC等の成果を本学の科目（情報演習Ⅰb・Ⅱ、TOEICⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、TOEFLⅠ・Ⅱ）の履修によると認められた単位数。

以上３通りの単位の合計が、30単位を超えない範囲で本学の卒業要件単位として認められるが、修得単位の構成上、必ずしも30単位にならない場合がある。

⑵　学則第16条に定める入学前に修得した単位は、審査の上30単位まで卒業要件単位として認定される。

①　他大学等で修得した単位を、本学で修得したとみなして認定される単位数。

②　TOEIC等の成果を本学の科目（情報演習Ⅰb・Ⅱ、TOEICⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、TOEFLⅠ・Ⅱ）の履修によると認められた単位数。

以上２通りの単位の合計が、30単位を超えない範囲で本学の卒業要件単位として認められるが、修得単位の構成上、必ずしも30単位にならない場合がある（編入学の場合を除く）。

なお、⑴③、⑵②については、単位認定の条件を満たした日（TOEIC等を受験した日又は資格が認定された日）の翌日から起算して３年を経過した日の属する学期の授業最終日を申請期限とする。

9．免許・資格・各種プログラム等関係科目

免許・資格取得、各種プログラム等の科目については、「11．免許・資格課程、各種プログラム」（95頁～）の説明を熟読し、必要な科目をもれのないように履修すること。

10．履修登録の概要

⑴ 履修登録（以下単に「登録」ともいう）とは、毎年度始めにその年度に履修する全ての授業科目を大学（教務課）に届出る手続きのことをいう。

⑵ 登録は、本人が責任をもって行うこと。登録期間にやむを得ず登録ができない事情が生じた時は必ず事前に教務課に連絡すること。

⑶ 履修登録の手順

履修登録の手続きは、おおむね以下のような手順で進む（詳しくは毎年度に配付する「履修登録の手引き」を参照すること）。学生用WEBシステム（UNIPA）を使用する。ただし、他大学等の科目など一部の科目は登録及び単位認定方法が異なる。登録していない科目の単位は修得できないので慎重に作業を行うこと。

<table>
<tr><th>1年</th><th>2～4年</th><th>主な履修登録スケジュール</th></tr>
<tr><td rowspan="4">4月（オリエンテーションウィーク）</td><td>2月下旬～3月上旬</td><td>①シラバス（WEB）、履修登録の手引き、授業時間割表などの資料WEB公開
→よく読んで履修計画を立て、履修登録関係書類を作成する。</td></tr>
<tr><td>2月～3月</td><td>②履修指導
→各オリエンテーション、取得を希望する資格の説明会などには必ず出席し、必要であれば指導担当教員等に相談する。</td></tr>
<tr><td>3月中旬</td><td>③成績通知（新2～4年次生のみ）
→必要に応じて履修計画を修正する。</td></tr>
<tr><td>3月下旬</td><td>④履修登録説明会
→「学生便覧（本冊子）1年次に配布」、「履修登録の手引き」、「ND手帳」などの資料配布、各自で履修登録関係書類を完成させる。
⑤定員設定科目の1次募集（抽選）
⑥WEB履修登録
→定員設定科目の1次募集結果発表（UNIPA）
作成した「時間割表（履修計画書）」に従いWEB画面から各自で入力する。「時間割表（履修計画書）」をmanabaで提出する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期授業開始後
約1週間</td><td>⑦前期履修検討（登録修正）期間、空きのある定員設定科目の再募集
→WEB登録画面から各自で登録し、修正したものをmanabaで提出する。クラス指定科目は原則として変更できない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">4月中旬</td><td>⑧登録確認（UNIPA）
→申請したとおりに登録されているか確認する（履修登録の完了）。</td></tr>
<tr><td colspan="2">5月中旬</td><td>⑨前期履修中止届出期間（前期科目・通年科目）</td></tr>
<tr><td colspan="2">後期授業開始後
約1週間</td><td>⑩後期履修検討（登録修正）期間、空きのある定員設定科目の再募集
→前期と同様だが、通年科目は変更できない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">10月中旬</td><td>⑪後期登録確認
→前期⑧と同様。</td></tr>
<tr><td colspan="2">10月下旬</td><td>⑫後期履修中止届出期間（後期科目のみ）</td></tr>
</table>

⑷ 他学科等科目の履修

「履修科目表」の科目名の前に☆印が付いている科目（所属学部等が適当と認めるものに限る）は、他学部等に所属の学生が履修できる科目で、学際教育科目の単位として下表の単位数を上限として卒業要件に算入される。

学部・学科		学際教育科目として卒業要件に算入される単位
国際言語文化学部	英語英文学科	0～16
	国際日本文化学科	0～26
現代人間学部	生活環境学科	0～16
	心理学科	0～16
	こども教育学科	0～16
社会情報課程		0～20

⑸ クラス分け・クラス指定

科目名の末尾の（A）（B）などの記号はクラス分けを示している（小文字のa、b…などはクラス分けでなく固有科目名の一部）。同じ科目の複数のクラスを履修することはできない。クラス指定される科目については、特別な事情（同一講時の別の科目を履修しなければ卒業できない等）のある場合を除き、クラスの変更はできない。

⑹ 配当学年

授業科目には履修を推奨する学年が指定されている。自分の学年より低い学年に指定（配当）されている科目は履修できるが、上級学年に配当されている科目は履修できない。

⑺ 履修登録単位数の上限（CAP制）

無理なく学修を進めるため、１年間及び１学期間に履修登録できる単位数には上限が設けられている。４年間で卒業するために、計画的に単位を修得すること。

【全学部共通】

年次		1年次		2年次		3年次		4年次	
前　期	後　期	26	26	26	26	26	26	26	26
年　間		46		46		46		46	

（注） １　学部が別に定めるところにより所定の単位を優れた成績で修得した学生については、翌年度の上限単位数を、上表の各欄の単位数に４を加えた数とすることができる。

２　学則第17条及び第17条の２の規定により本学以外での学修を認定する単位、長期休業期間に実施される集中科目の単位及び海外研修等通常の時期に履修登録できない授業科目の単位を含まない。

３　教育上特に必要と認めるときは、学長は教授会の議を経て、当該学生の上限の単位数を変更して適用することができる。

⑻ 前提科目とその他の履修条件

科目Ａの単位を既に修得していることが科目Ｂを履修するための条件である場合、科目Ａを科目Ｂの「前提科目」といい、「履修科目表」の備考欄に**前提科目**マークで示されている（下表参照）。前提科目Ａが未修得のままで科目Ｂを登録しようとすると、例外なく「登録エラー」となりその科目は登録できない。

また、「登録エラー」には関係しないが、**前提科目**以外の履修条件等が指定されている科目がある。先に履修しておくべき科目や、あらかじめ必要となる学力レベルなどが示してあり、これらの条件を満たした人を対象に授業が行われるので、原則としてこれに従うこと（英語英文学科の専門教育科目については、指定された条件を満たさずに当該科目の履修を希望する場合は科目担当教員又は学科の許可が必要である）。

【前提科目が設定されている科目】

学科等	科　目　名	前提科目
英語英文	ホスピタリティ論	ホスピタリティ入門
	医療サポート英語Ⅱ	医療サポート英語Ⅰ
	臨床の医学・病院研修	身近な医学
国際日本文化	アラビア語の世界	アラビア語
生活環境	発展調理学実習	調理学実習
	住居製図Ⅱ	住居製図Ⅰ
	建築材料学	建築一般構造
	建築法規	建築一般構造
	地域福祉論Ⅱ	地域福祉論Ⅰ
	住計画演習Ⅰ	住居製図Ⅰ、住居製図Ⅱ
	住計画演習Ⅱ	住計画演習Ⅰ
	建築施工	建築一般構造
	ビジネスの基礎Ⅱ	ビジネスの基礎Ⅰ
	精神疾患とその治療Ⅱ	精神疾患とその治療Ⅰ
心理	上級実験演習	心理学実験演習Ⅰ又は心理学実験演習Ⅱ
	心理学情報処理	推測統計学Ⅰ
	心理的アセスメント	心理テスト演習
	精神疾患とその治療Ⅱ	精神疾患とその治療Ⅰ
	地域福祉論Ⅱ	地域福祉論Ⅰ
こども教育	保育実習Ⅱ	保育原理、保育者論、 保育実習指導Ⅰ-1、保育実習指導Ⅰ-2 保育実習Ⅰ-1、保育実習Ⅰ-2
社会情報課程	ビジネスの基礎Ⅱ	ビジネスの基礎Ⅰ
資格	博物館実習Ⅰ（学内）	博物館概論
	博物館実習Ⅱ（館園）	博物館概論
	日本語教育実習Ⅰ	日本語教育入門
	日本語教育実習Ⅱ	日本語教育実習Ⅰ
	日本語教育実習Ⅲ	日本語教育実習Ⅰ

（注） 心理実習、初等教育実習Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱb、中等教育実習Ⅰ・Ⅱ、教職実践演習（幼・小）、教職実践演習（中・高）については別に条件が定められている。

⑼ 留意事項

① 登録した科目でないと履修（単位修得）できない。

② 登録の変更や追加は定められた期間に許可された科目についてのみ認められる。

③ 必修科目の単位を修得できなかったときは、当該科目を再履修しなければならない。

④ 選択必修科目の単位を修得できなかった場合は、その科目の属する科目区分の他の選択必修科目を履修してこれに代えることができる。

⑤ 同一名の科目は、履修して合格した最初の１科目の単位のみ認められる。年度によって担当者・講義内容の異なる同一名の科目も同様の扱いとなるので注意すること。

⑥ 同一講時に履修できるのは１科目のみで、２科目以上を登録することはできない（隔週の科目、半年を前後半に分割

する科目を除く）。

⑦　登録までに履修に関する説明会が実施されるので出席すること。web上で実施される場合は必ず視聴すること。

⑧　授業時間は、学生の個人的事情で変更されることはない。履修科目の組合せに留意して計画を立てること。

⑨　受講者数が５名以下の場合は、原則として開講されない。ただし、必修科目、選択必修科目、教職・司書などの資格関係科目を除く。

11. 成績評価について

⑴　授業科目の成績評価は、筆記・口述試験、論文、レポート、実験、実習、実技及び授業参加度などで行われる。

⑵　授業科目の成績評価は、原則として半年毎に授業担当者から教務課に提出される。ただし、通年及び夏期集中の科目は学年末に提出される。

⑶　成績の評点は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

⑷　成績通知の評価については、次の基準により換算して成績通知等に記載する。

90点以上	秀	（A）
80～89点	優	（B）
70～79点	良	（C）
60～69点	可	（D）

（　）内は英語表記

59点以下　不可

評価なし　／（試験欠席、出席日数不足など）

ただし、学則第16条、第17条及び第17条の２の規定により本学以外での学修を認定した科目は「認」（英文は「T」）で示される。100点を満点とする評価が難しい科目は「合格」（英文は「P」）又は「不可」で示される。

なお、成績証明書については「不可」及び「／」は記載しない。

⑸　履修した科目の成績評価及び修得単位は、原則として学期末に学生ポータルサイト（UNIPA）で通知する。ただし、通年及び夏期集中の授業科目は原則として学年末に通知する。

⑹　受取った成績について疑問があるときは、以下の場合に限り、「成績評価に関する確認書」（所定用紙）を教務課に提出することができる。

①成績の誤記入等、授業担当教員の誤りであると思われるもの

②シラバス等により周知している成績評価の方法に沿っていないと思われるもの

成績通知後３週間以内（詳細は別途UNIPAで通知）に提出すること。ただし、卒業又は修了の判定の対象者については、これにかかわらず速やかに提出すること。教務課から教員へ問合せ、後日回答する。

12. GPA（Grade Point Average）について

GPA（Grade Point Average）とは、成績評価に応じた得点＝GP（Grade Point、0～4の5段階）を履修登録総単位数で割って1単位あたりの平均値を出したもので、履修指導や留学・奨学金等の選考などに使われる。大学によって得点や平均の算出方法が異なるが、本学では以下のとおり（小数点以下第3位を切り捨てる）とする。

$$\frac{4\times「秀」の修得単位数+3\times「優」の修得単位数+2\times「良」の修得単位数+1\times「可」の修得単位数}{総履修登録単位数（「不可」「／」の単位数を含む）}$$

不合格科目や途中で放棄した科目はGP「0」となり、GPA評価が下がるので、履修登録に際しては細心の注意を払うこと。学部が特に必要と認める場合を除き、一度合格した科目は再履修できない。

なお、履修中止をした科目は、成績評価の対象外となるためGPAには影響しない。

100点満点での評価とGPとの関係は下表のとおり。

	成績評点（100点満点）	成績通知・成績証明の評価	英語表記	GP	証明書の記載
合格	90～100	秀	A	4	する
	80～ 89	優	B	3	する
	70～ 79	良	C	2	する
	60～ 69	可	D	1	する
	他大学で修得した単位等	認	T	対象外	する
	素点評価しない科目	合格	P	対象外	する
不合格	59以下	不可		0	しない
	評価なし（放棄・試験欠席など）	／		0	しない
	再履修した場合、その科目の過去の（不合格の）成績	（元のまま残る）		対象外	しない

GPAの対象となる科目は以下のとおりとする。

⑴共通教育科目

⑵学科横断プロジェクト型科目

⑶専門教育科目

⑷学際教育科目

⑸再履修した場合の最新の成績

ただし、以下の科目の成績はGPAの対象外とする（分母に含めない、又はGPを算出しない）。

○「認（T）」「合格（P）」で評価される科目の成績

○卒業要件に算入されない成績

○再履修した場合、その科目の過去の成績

13. 履修中止について

大学の定める履修中止届出期間に教務課に届出た場合に限り、履修中止を認める。いったん履修中止した科目について、同じ開講期間に履修を復活させることはできない。また、履修中止とした科目の単位数は、履修登録単位数から控除する。

履修中止届出期間は開講期間により異なり、次のとおりとする。

開講期間	履修中止届出期間
前期 前期前半 後期 後期前半	各学期開始後1ヶ月程度の時期に設ける
通年	前期開始後1ヶ月程度の時期に設ける
前期後半 前期集中 後期後半 後期集中 集中	授業日数の2分の1を超えない日までに届出ること。 例）授業が2日ある場合：2日目の前日まで 授業が3日ある場合：2日目の前日まで 授業が4日ある場合：3日目の前日まで ただし、届出期限の前回の授業から届出期限までに事務取扱日のない場合は、翌事務取扱日に速やかに届出ること。

14. オフィス・アワー

教員が週１回（平日）、授業や履修相談及び学生生活などの質問・相談に応じるため、オフィス・アワーを設け研究室等に待機している。質問・相談があれば、この時間を積極的に活用すること。

各教員のオフィス・アワーについては、UNIPA（PC版）で確認すること。なお、原則として予約不要だが各教員の指示に従うこと。

15. 掲示及び学生ポータルサイトによる通知・連絡について

履修登録の不備、休講、補講、教室の変更、試験日程などの授業関係、免許・資格関係及び留学その他の通知・連絡事項は、全て、学生ポータルサイトUNIPA、manaba、学内掲示で行うので、常にサイトをチェックするとともに登校・下校の際は必ず**掲示板**に注意すること。

◇国際言語文化学部◇

5．授業科目の履修・登録

⑴　英語英文学科の履修方法について

⑵　国際日本文化学科の履修方法について

5－(1) 英語英文学科の履修方法について

1．卒業に必要な単位

科目区分別の卒業に必要な最低限の単位数（卒業の要件）

<table>
<tr><th colspan="3">科　目　区　分</th><th>必修</th><th>選択必修</th><th>左欄以外からの選択</th><th>計</th></tr>
<tr><td rowspan="8">共通教育科目</td><td rowspan="3">教養科目</td><td>人間と文化</td><td></td><td>2</td><td rowspan="8">1〜</td><td rowspan="15">124</td></tr>
<tr><td>生活と社会</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td>人間と自然</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基礎科目</td><td>外国語科目</td><td></td><td>4</td></tr>
<tr><td>リテラシー・スポーツ科目</td><td></td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基盤科目</td><td>カトリック教育科目</td><td>4</td><td>2</td></tr>
<tr><td>ライフキャリア形成科目</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="7">専門教育科目</td><td colspan="2">専門基礎科目</td><td>16
[17]</td><td>20</td><td rowspan="7">10〜
[9]〜</td></tr>
<tr><td colspan="2">専門基幹科目</td><td>10</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">専門展開科目
（グローバルリベラルアーツコース）</td><td>[2]</td><td>[18]　20</td></tr>
<tr><td colspan="2">専門展開科目</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">専門関連科目</td><td>英語教育領域</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>エアラインプログラム科目</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>医療サポート英語プログラム科目</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>プレゼンテーション実務士科目</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">専門演習・卒業研究</td><td>12</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">学際教育科目</td><td></td><td></td><td>0〜16</td></tr>
<tr><td colspan="3">合　計</td><td>42
[45]</td><td>55
[53]</td><td>27
[26]</td><td>124</td></tr>
</table>

［ ］内の数字はグローバルリベラルアーツコース履修生の履修単位数を示す。

2．履修コースの分属について

英語英文学科では、入学時に各履修コースに分属し、各履修コースで定められた必修科目を履修しなければならない。

1．各履修コース内容

履修コース	コースの目的
英語英文学コース	基礎的な英語力を身につけ、専門教養と柔軟で心豊かな人間性を兼ね備えた国際人の育成を目的とする。
グローバルリベラルアーツコース	自信に裏付けされた流暢な英語運用能力を涵養し、国際社会に貢献しうる教養と思考力を兼ね備えた人物の育成を目的とする。

2．グローバルリベラルアーツコースにおける海外留学について

グローバルリベラルアーツコースは、コースの定める時期（2年次後期）に海外留学を行うこと（海外留学Iaの履修）を履修上の必須とする。ただし、海外留学を行うためには、1年次終了時において、以下に示す「海外留学条件」を満たしていなければならない。

海外留学条件

以下●の条件を両方満たすこと。

●京都ノートルダム女子大学セメスター認定留学実施制度要項に定めるセメスター認定留学の申請条件を満たしていること（グローバルリベラルアーツコース留学奨学金には別途申請基準が定められているため、規程（P.247）を確認のこと）。

●1年次に履修すべき英語英文学科必修科目を全て修得済みであること。

なお、１年次終了時に海外留学条件を満たさない場合、２年次後期からの海外留学はできない。この場合の選択肢は以下の二つとなる。

ⅰ．グローバルリベラルアーツコースに在籍し、海外留学条件を満たした後に海外留学を行う。その場合、原則として、(a) 海外留学の時期は後期とする。(b) グローバルリベラルアーツコースの履修規定上、４年間で規定の卒業要件を満たすことができない（卒業が１年単位で延期となる）。

ⅱ．英語英文学コースへの転コースを申請し、英語英文学コースで履修を継続する（条件を満たせば、セメスター留学を行うことができる）。

３．履修方法

以下の1～3の各科目区分の必要単位数を満たしつつ、同時に1～3の合計が124単位以上になるように履修しなければならない。各科目区分の最低必要単位数を合計しても124単位にはならないので注意すること。

以下、（　）内の数字は単位数を示す。

１．共通教育科目（20単位以上）

⑴　１年次に履修する必修科目・選択必修科目と履修単位数について

以下の基盤科目4単位及び基礎科目１単位は、１年次に全員が必ず履修しなければならない。

必修科目

基盤科目：キリスト教学（2）、キリスト教音楽概論（2）

選択必修科目

基礎科目：情報演習Ⅰaまたは情報演習Ⅰb（1）

⑵　選択必修科目と履修単位数について

教養科目の「人間と文化」、「生活と社会」及び「人間と自然」の３領域から各２単位以上、基礎科目の「外国語科目」の選択科目から４単位以上、基盤科目の「カトリック教育科目」及び「ライフキャリア形成科目」の選択科目から各２単位以上、全体から１単位以上（選択科目に算入される）を必ず履修しなければならない。

２．専門教育科目（88単位以上）〔　〕内の数字はグローバルリベラルアーツコース履修者の単位数を示す。

⑴　必修科目と履修単位数について

専門基礎科目の必修科目16単位、専門基幹科目の必修科目10単位及び専門演習・卒業研究12単位の合計38単位は全員が必ず履修しなければならない。加えて、グローバルリベラルアーツコース履修者は、専門基礎科目1単位、専門展開科目2単位の合計3単位を必ず履修しなければならない。

◇　1年次に履修する科目　　Practical English Ⅰ（2）、Practical English Ⅱ（2）、Academic English Ⅰ（2）、Academic EnglishⅡ（2）、英語英文学基礎演習Ⅰ（2）、英語英文学基礎演習Ⅱ（2）、英米文学概論（2）、言語学概論（2）、コミュニケーション学概論（2）

◇　2年次に履修する科目　　Academic English Ⅲ（2）、Academic English Ⅳ（2）、海外留学Ⅰa〔1〕

◇　3年次に履修する科目　　Academic English Ⅴ（2）、Academic English Ⅵ（2）、英語英文学演習Ⅰ（2）、英語英文学演習Ⅱ（2）

◇　4年次に履修する科目　　卒業研究（8）、Global Liberal Arts Seminar〔2〕

⑵　選択必修科目と履修単位数について

専門基礎科目から選択必修科目計20単位以上、専門展開科目から英語英文学コース履修者は、選択必修科目計20単位以上、グローバルリベラルアーツコース履修者は、専門展開科目（グローバルリベラルアーツコース科目）から18単位以上を履修しなければならない。

⑶　選択科目と履修単位数について

上記（1）、（2）を除く専門科目から計10単位（グローバルリベラルアーツコースは計9単位）以上を選択し、必ず履修しなければならない。

３．学際教育科目

海外文化研修および他学部等・他学科の専門教育科目のうち、科目を設置した学部等・学科が認めた専門教育科目（履修科目表の科目名に☆印を付した科目）を選択し履修できる。履修した科目の単位は16単位を上限として卒業要件単位に算入される。

４．ゼミへの所属について

「英語英文学演習Ⅰ・Ⅱ」（３年次）及び「卒業研究」（４年次）は、本学科専任教員が担当するゼミの１つに所属して行われる。所属したゼミで個別に研究課題を設定し、それに取り組み、最終的に４年次で卒業研究（卒業論文）の完成を目指す。事前に自分の希望する研究領域についてよく考え、シラバスを読み各ゼミの内容をよく理解しておくこと。

所属ゼミ決定のプロセス

①１年次３月末～２年次４月初旬　新２年次生オリエンテーション。

※「２年次オリエンテーション」では履修モデルを配布するほか、ゼミ分属のために必要なゼミに関する注意事項と履修モデル配布し、前提条件などを説明する。

②２年次７月　ゼミ分属説明会。

※「ゼミ分属説明会」では、ゼミの詳しい内容や所属までのスケジュール及び、ゼミ分属の条件など重要な説明をするので必ず出席すること（欠席するとゼミ選択において不利になることがある）。説明会の日程は事前に周知するのでUNIPAやmanabaからの連絡に注意しておくこと。

③2年次7月末～8月初　希望ゼミを選択し、書面で学事課に提出。

※各ゼミの希望者数に大きな偏りが生じた場合は調整を行う。

④２年次９月　所属ゼミの決定

※所属ゼミにより、「研究方法論」または「専門購読」の履修が求められる（２年次後期）。これらの科目はゼミの所属が決定後、履修登録すること（予め科目を履修計画していた場合は、後期修正期間に変更すること）。

５．卒業研究について

卒業研究に関する提出物をそれぞれ決められた書式に従って、期日までに提出しなければならない。詳細はUNIPAやmanabaからの連絡や手引き等で確認すること。

※3年次後期以降に留学を希望する学生に関しては、必ず事前にゼミ担当教員と相談すること。そのうえで、留学中も連絡し指導を受けること。

※掲示内容や説明会資料等を学事課からメールで送るので、留学先で連絡のつくメールアドレスを学事課に必ず連絡すること。

（学事課　E-mail：gakuji@ml.notredame.ac.jp）

６．Testingプログラム

⑴　TOEIC IP

正規のTOEICテストと全く同じ方法で、団体として任意に利用できるテストである。本学では国際教育課主催のTOEIC IPを受験し、客観的に自分の英語の実力を知る機会を設けている。各学生は定められた日程でそれを受験すること。

⑵　学科指定TOEIC：１～３年次生は全員、４年次生はグローバルリベラルアーツコース生のみ。

毎年12月に実施される「学科指定TOEIC・IP」を受験すること。基準点【１年次：300点／２年次：325点／３年次：350点】に達していない場合は年度末の補講を受講すること。受講できない場合は学外にてTOEICのテスト（受験料は自己負担）を受験し、基準点に達したスコアを速やかに学事課に提出すること。

※任意でTOEICのテストを受験した場合、IP・正規テストを問わずスコアを学事課に提出すること

７．プログラム、資格認定制度

⑴　エアラインプログラム

このプログラムは、ANA（全日本空輸）の元客室乗務員が直接指導する科目を中心に展開し、航空業界を目指す学生はもちろんのこと、幅広くビジネスで率先力たろうとする学生を対象にホスピタリティを教授するものである。プログラムの修了者には、英語英文学科より修了書を授与する。

このプログラムは、特定の職業に必要な知識・スキルだけを身につけた人材を育成するのが目的ではなく、文学・英語学・コミュニケーション学等の素養を持つ「教養ある社会人」の育成という英語英文学科本来の理念に基づくものである。また、ANA（全日本空輸）その他関連企業への就職を保証するものではない。

◇　プログラム科目履修について

本プログラムを履修する学生は、英語英文学科で必修とされる科目を全て履修した上で、本プログラムの科目を履修する。ただし、エアラインプログラムで修得した単位は、全て卒業に必要な単位に算入される。

◇　エアラインプログラム修了判定について

このプログラムを修了し、英語英文学科より修了書を授与されるためには、英語英文学科の所定の単位を修得し英語英文学科を卒業すること、エアラインプログラム科目の単位を原則として２／３以上修得すること、その他主要な科目を履修したうえで、英語英文学科会議で判定する。詳細は履修登録説明会等で説明する。

◇　エアラインプログラム選抜条件

このプログラムの一部の科目（演習等人数制限のある科目）の履修は選抜制となる。選抜は、英語英文学科必修科目の成績、エアラインプログラム科目の成績、英語検定（TOEIC その他）、及び面接の結果等を総合して行う。詳細は履修登録説明会等で説明する。

⑵　医療サポート英語プログラム

京都には多くの外国人が滞在し、海外から高度な医療を求めて来日する外国人の増加も見込まれている。このような中で、外国人が日本においても安心して医療を受けられ、また帰国後の療養へと繋げていけることは大変重要なことである。

このプログラムは、これまでの外国語教育に加えて、京都府立医科大学と共同して附属病院での実習も組入れた、外国人の医療支援に対応できる医療語学の専門性を有した人材育成を行う。本学科が取組んできたホスピタリティを基盤に語学力のある高度な医療サポートスタッフの養成を目指している。

所定の単位（計20単位）を修得した者には英語英文学科より修了書を授与する。

⑶ 文化交流創成コーディネーター（ICCO）資格

この資格は、新たな時代や社会づくりに向けて、人と人、人とモノ、コトとコト、モノとモノ、地域と地域、地域と世界など、文化と文化の＜あいだ＞につながりをつける力を備えた人材の育成をめざして、様々な場で新たな文化の交流や創成に携わろうとする人を日本国際文化学会（http://www.jsics.org/icco.html）が認定する資格である。

⑴ 資格認定申請の要件

資格の認定を申請するためには以下の2つの要件を満たす必要がある。

1）資格認定用単位の取得

学会所定の教育プログラム（カリキュラム・フレーム）に定められた3区分（Ⅰ. 基礎科目2科目4単位、Ⅱ. 専門科目4科目8単位、Ⅲ. 間文化活動／フィールド・ワーク科目2科目4単位）から合計16単位を修得する。修得単位の成績に優を1つ以上含み、かつ、すべて良以上であることが要件である。履修の詳細については、履修登録説明会等で説明する。科目表は本学ホームページ「授業・履修登録関係（教務課・学事課サイト）単位確認・資格確認表」参照。

2）短期集中セミナーへの参加

資格取得を希望する学生は、カリキュラム・フレーム科目に定められた単位履修（16単位）に加え、毎年夏休みに開催される、短期集中セミナーを受講することが望ましい（2年次以降の履修を勧める）。

※1 短期集中セミナーへの参加が困難である場合は、間文化活動実践をそれぞれに積んでいることを記載した学習活動報告書を代わりに提出して審査を受けることができる。審査基準等については日本国際文化学会のウェブサイトで確認すること。

※2 1）の履修がすべて終わっていなくても、2）のセミナーへの参加することは可能。

⑵ ICCO資格申請対象者

国際言語文化学部1～4年次生

⑶ 資格取得に関する主な費用

短期集中セミナー参加費（2019年実績）36,000円（会場までの交通費、フィールドワークにかかる交通費、食事代等は別途必要）、資格申請手数料5,000円（所定単位を満たした後、学会に資格認定を申請する際に必要）、資格申請時に必要な成績証明書発行手数料200円（本学内での発行手数料）。

問い合わせ先：英語英文学科、国際日本文化学科　教務委員

4．履修単位表

（ ）数字は単位数

区分	卒業に要する単位（124）						
	共通教育科目（20〜）			専門教育科目（88〜）			学際教育科目（0〜16）
	必修（4）	選択必修（15）	選択（1〜）	必修（38）[41]	選択必修（40）[38]	選択（10〜）[9〜]	選択
1年次	・キリスト教学　(2) ・キリスト教音楽概論　(2)	教養科目 「人間と文化」 「生活と社会」 「人間と自然」の3領域から各2単位以上 基礎科目 「リテラシー・スポーツ科目」の情報演習Ⅰa または 情報演習Ⅰb から1単位 「外国語科目」の選択科目から4単位以上 基盤科目 「カトリック教育科目」 「ライフキャリア形成科目」 の選択科目から各2単位以上		・Practical English Ⅰ　(2) ・Practical English Ⅱ　(2) ・Academic English Ⅰ　(2) ・Academic English Ⅱ　(2) ・英語英文学基礎演習Ⅰ　(2) ・英語英文学基礎演習Ⅱ　(2) ・英米文学概論　(2) ・言語学概論　(2) ・コミュニケーション学概論　(2)	専門展開科目から選択必修科目計20単位以上 グローバルリベラルアーツコース履修者は、グローバルリベラルアーツコース科目から18単位以上	必修及び選択必修以外の専門教育科目から計10単位以上 グローバルリベラルアーツコース履修者は9単位以上	
2年次				・Academic English Ⅲ　(2) ・Academic English Ⅳ　(2) ・海外留学Ⅰa　[1]			
3年次				・Academic English Ⅴ　(2) ・Academic English Ⅵ　(2) ・英語英文学演習Ⅰ　(2) ・英語英文学演習Ⅱ　(2)			
4年次				・卒業研究　(8) ・Global Liberal Arts Seminar　[2]			

（注1）[ ] 内の数字はグローバルリベラルアーツコース履修者の履修単位数を示す。

（注2）授業科目については「履修科目表」で確認すること。

（注3）授業科目の履修・登録にあたっては、「履修登録の手引き」「開講科目表」「講義概要（シラバス）」及び「授業時間表」を参照すること。

5．カリキュラム・マップ

学位授与方針 ND6		キリスト教精神・女性教育 DP1 自分を育てる力			知識・理解 DP2 知識・理解力			汎用的技能 DP3 言語力			汎用的技能 DP4 思考・解決力			態度・志向性 DP5 共生・協働する力			統合的な学習経験と総合的思考力 DP6 創造・発信力		
4年	後期																EGE4652	E	Global Liberal Arts Seminar
	集中等													EGR4500		ホテルビジネス研究	EGS4600		卒業研究
	前期																		
3年	後期				EGL3255	E	Global Literature Workshop	EGB3352	E	Communication Skills Ⅱ	EGL3450		映画論	EGR3550		ビジネスマナー演習	EGE3652	E	Global Career Skills Development
					EGE3255		Simultaneous Translation	EGB3354		Academic English Ⅵ	EGE3402	E	Persuasive Communication	EGR3552		ホスピタリティ&キャリア			
					EGR3250		英語科教育法Ⅳ				EGL3453		アメリカの社会と文化	EGS3550		英語英文学演習Ⅱ			
					EGR3252		英語教材作成演習				EGL3455		ことばと社会						
											EGL3458		ことばと意味						
											EGR3450		応用言語学						
	集中等													EGR3500		旅行観光業研究			
														EGR3502		エアライン研修			
	前期				EGR3200		英語科教育法Ⅲ	EGB3302	E	Communication Skills Ⅰ	EGE3404	E	Argumentation and Debate	GBL3500		話し方と自己表現	GCP3600		キャリア形成
					EGR3202		外国語としての日本語	EGB3304		Academic English Ⅴ	EGL3406		ことばの音と形態	EGR3504		ホスピタリティ演習			
											EGL3456		異文化間コミュニケーション	EGS3500		英語英文学演習Ⅰ			
											EGL3459		イギリスの社会と文化	EGE3550	E	Women in Leadership			
											EGL3403	E	対人コミュニケーション	EGE3553	E	Comparative Culture			
											GBL3400		AIとデータサイエンス						
2年	後期	GCE2150		キリスト教と日本文化	GBL2250		情報技術リテラシー	GBE2350		旅行の英会話	GEN2450		AIとデータサイエンス入門	EGR2550		エアライン・ビジネス論			
		GCE2151		キリスト教美術	EGF2250		専門講読（英文学）	GBE2351		留学の英会話	GBL2451		プログラミング演習						
		GCE2152		キリスト教音楽	EGF2251		専門講読（米文学）	GBE2352		歌って覚える英語表現	EGL2450		英文学作品研究						
					EGF2254		研究方法論（コミュニケーション学）	GBE2354		実用英語基礎	EGL2451		米文学作品研究						
					EGF2255		研究方法論（英語教育学）	GBJ2350		日本語特講Ⅱ	CSA2457		プレゼンテーション演習						
					EGF2256		研究方法論（言語学）	EGB2355		TOEIC Ⅳ									
					EGE2250	E	Global Issues	EGB2358		同時通訳法Ⅱ									
					EGR2250		英語科教育法Ⅱ	EGR2350		接遇のための日本語									
					EGR2252		こども英語指導法（実践編）	EGR2351		医療サポート英語Ⅱ									
								EGB2360		海外留学Ⅰa									
								EGB2361		海外留学Ⅱa									
								EGB2362		海外留学Ⅲa									
								EGB2363		海外留学Ⅲc									
								EGB2364		海外留学Ⅲe									
								EGB2365		Academic English Ⅳ									
								EGB2366		English Seminar Ⅳa									
								EGB2367		English Seminar Ⅳb									
								EGB2368		English Seminar Ⅳc									
								EGB2369		English Seminar Ⅳd									
								GBE2356		英語実践（4技能）Ⅱ									
	集中等				EGR2253		臨床の医学・病院研修										GCP2600		キャリア形成ゼミ
																	GCP2650		インターンシップ
																	GCP3650		海外インターンシップ
	前期	GCE2102		聖書とキリスト教	EGE2202	E	Global Japan Studies	GBE2300		日常の英会話	GBL2400		情報演習Ⅱ	EGE2502	E	Intercultural Communication and Acculturation			
		GCE2101		キリスト教思想	EGE2201	E	Popular Culture	GBE2301		おもてなしの英会話	EGL2400		ことばとコミュニケーション	EGE2503	E	Study Abroad Preparation			
		GCP2101		子育てとワークライフバランス	EGL2200		英文学の歴史	GBE2307		ビジネス英会話	EGL2453		ことばのしくみ						
		EGR2101		ホスピタリティ・スキル演習	EGL2202		英語の歴史	GBE2308		英語リスニング	GBL2450		情報処理						
					EGR2200		英語科教育法Ⅰ	GBE2305		身近な英文法									
					EGR2202		こども英語指導法（理論編）	GBF2300		中国語Ⅲ									
					EGL2201		米文学の歴史	GBF2301		コリア語Ⅲ									
					GBL2200		アルゴリズム基礎	GBJ2300		日本語特講Ⅰ									
								GBL2300		アカデミック・ライティング									
								EGB2305		TOEIC Ⅲ									
								EGB2308		同時通訳法Ⅰ									
								EGE2302	E	Public Speaking									
								EGR2300		医療サポート英語Ⅰ									
								CSA2305		プレゼンテーション概論									
								EGB2310		海外留学Ⅰb									
								EGB2311		海外留学Ⅱb									
								EGB2312		海外留学Ⅲb									
								EGB2313		海外留学Ⅲd									
								EGB2314		海外留学Ⅲf									
								EGB2315		Academic English Ⅲ									
								EGB2316		English Seminar Ⅲa									
								EGB2317		English Seminar Ⅲb									
								EGB2318		English Seminar Ⅲc									
								EGB2319		English Seminar Ⅲd									
								GBE2306		英語実践（4技能）Ⅰ									
1年	後期	GEH1150		歴史の中の女性	EGF2200	T	英米文学概論	GBF1350		フランス語	GEN1450		暮らしの統計学						
		GES1150		ジェンダー論	EGF2201	T	言語学概論	GBF1351		アラビア語	GBL1452		SNSコミュニケーションスキル						
		GEN1150		生命倫理	EGF2202	T	コミュニケーション学概論	GBF1352		中国語Ⅱ									
		GBL1151		体育講義	GEH1200		外国文学	GBF1353		コリア語Ⅱ									
		EGF1150		英語英文学基礎演習Ⅱ	GEH1252		ヨーロッパ近現代史	GBJ1350		日本語講読Ⅱ									
		EGR1151		ホスピタリティ論	GEH1253		文化人類学	GBJ1351		日本語表現Ⅱ									
					GEH1254		哲学入門	EGB1354		英文法Ⅱ									
					GES1250		憲法と人権	EGB1355	T	TOEIC Ⅱ									
					GES1251		暮らしの経済学	EGB1356	E	TOEFL Ⅱ									
								EGB1359		Practical English Ⅱ									
								EGB1360		Academic English Ⅱ									
								EGB1366		English Seminar Ⅱa									
								EGB1367		English Seminar Ⅱb									
								EGB1368		English Seminar Ⅱc									
								EGB1369		English Seminar Ⅱd									
	集中等				IDE1252		海外文化研修	GBF1354		海外研修（語学）Ⅰ				GCP1550		短期インターンシップ			
								GBE1355		海外研修（語学）Ⅱa									
								GBE1356		海外研修（語学）Ⅱb									
	前期	GBL1100		体育実技	GEH1250		日本文学	GBE1302		英語理解Ⅰ	GEN1400		身近な自然科学	GES1500		ボランティア概論			
		GCE1102		キリスト教学	GEH1201		日本近現代史	GBE1303		英語表現Ⅰ	GEN1401		心理学入門	GCP1500		ホスピタリティ入門			
		GCE1103		キリスト教音楽概論	GEH1202		東アジア近現代史	GBF1300		ドイツ語	GBL1401		情報演習Ⅰa	EGR1500		エアライン・サービス論			
		GCP1102		ノートルダム学	GES1200		暮らしの法律学	GBF1301		スペイン語	GBL1402		情報演習Ⅰb						
		GCP1101		女性とライフキャリア	GES1201		国際関係論入門	GBF1302		中国語Ⅰ									
		GBL1150		健康スポーツ演習	GES1202		社会学概論	GBF1303		コリア語Ⅰ									
		EGB1100		英語キャリア戦略	GEN1201		身近な医学	GBJ1300		日本語講読Ⅰ									
		EGF1100		英語英文学基礎演習Ⅰ	GEN1202		情報の科学と倫理	GBJ1301		日本語表現Ⅰ									
					GBL1200		文章作成法Ⅰ	EGB1304		英文法Ⅰ									
					GBL1201		文章作成法Ⅱ	EGB1305	T	TOEIC Ⅰ									
								EGB1306	E	TOEFL Ⅰ									
								EGB1309		同時通訳入門									
								EGB1310		Practical English Ⅰ									
								EGB1311		Academic English Ⅰ									
								EGB1312		English Seminar Ⅰa									
								EGB1313		English Seminar Ⅰb									
								EGB1314		English Seminar Ⅰc									
								EGB1315		English Seminar Ⅰd									

5－(2) 国際日本文化学科の履修方法について

1．卒業に必要な単位

科目区分別の卒業に必要な最低限の単位数（卒業の要件）

科目区分			必修	選択必修	左欄以外からの選択	計
共通教育科目	教養科目	人間と文化		2	3〜	124
		生活と社会		2		
		人間と自然		2		
	基礎科目	外国語科目	4	4		
		リテラシー・スポーツ科目		1		
	基盤科目	カトリック教育科目	4	2		
		ライフキャリア形成科目		2		
専門教育科目	基礎科目		10			
	展開科目	学科共通選択科目			46〜	
		日本語日本文化領域				
		国際文化領域				
	専門演習・卒業研究		16			
学際教育科目					0〜26	
合計			34	15	75	124

2．履修方法

以下の1～3の各科目区分の必要単位数を満たしつつ、同時に1～3の合計が124単位以上になるように履修しなければならない。各科目区分の最低必要単位数を合計しても124単位にはならないので注意すること。

以下、（　）内の数字は単位数を示す。

1．共通教育科目（26単位以上）

(1)　1年次に履修する必修科目・選択必修科目と履修単位数について

以下の基盤科目4単位及び基礎科目5単位は、1年次に全員が必ず履修しなければならない。

必修科目

基盤科目：キリスト教学（2）、キリスト教音楽概論（2）

基礎科目：英語理解Ⅰ（1）、英語表現Ⅰ（1）、英語理解Ⅱ（1）、英語表現Ⅱ（1）

選択必修科目

基礎科目：情報演習Ⅰaまたは情報演習Ⅰb（1）

(2)　選択必修科目と履修単位数について

教養科目の「人間と文化」、「生活と社会」及び「人間と自然」の3領域から各2単位以上、基礎科目の「外国語科目」の選択科目から4単位以上、基盤科目の「カトリック教育科目」及び「ライフキャリア形成科目」の選択科目から各2単位以上、全体から3単位以上を必ず履修しなければならない。

(3)　外国人留学生の外国語科目の履修について

外国人留学生は、以下の日本語の科目を履修すること。なお、その単位は「外国語科目」の必修科目単位数に充てることができる。

日本語講読Ⅰ（1）、日本語講読Ⅱ（1）、日本語表現Ⅰ（1）、日本語表現Ⅱ（1）、日本語特講Ⅰ（1）、日本語特講Ⅱ（1）

2．専門教育科目（72単位以上）

(1)　必修科目と履修単位数について

基礎科目の必修科目計10単位、専門演習・卒業研究計16単位は、全員が必ず履修しなければならない。

◇　1年次に履修する科目　　基礎演習Ⅰ(2)、基礎演習Ⅱ(2)、日本語コミュニケーションⅠ(2)、日本語コミュニケーションⅡ(2)

◇　２年次に履修する科目　　発展演習Ⅰ（2）、発展演習Ⅱ（2）、日本語コミュニケーションⅢ（2）
◇　３年次に履修する科目　　専門演習Ⅰ（2）、専門演習Ⅱ（2）
◇　４年次に履修する科目　　卒業研究（8）

⑵　選択科目と履修単位数について

展開科目から計46単位以上を選択し、必ず履修しなければならない。

３．学際教育科目

海外文化研修および他学部等・他学科の専門教育科目のうち、科目を設置した学部等・学科が認めた専門教育科目（履修科目表の科目名に☆印を付した科目）を選択し履修できる。履修した科目の単位は26単位を上限として卒業要件単位に算入される。

４．国際観光プログラムについて

国際観光プログラムは、国際観光都市である京都をフィールドとして、文化交流や発信のあり方、観光やツーリズムの概要について学ぶとともに、日本と世界の文化に広く光を当て、幅広い教養を身につけることを目的としている。本プログラムの基盤科目には、語学やホスピタリティに関する科目が設定されており、高いコミュニケーション能力を養うことができるほか、実践型の研修に参加する科目もあり、他者と協働する力、リーダーシップ、情報を収集し適切に処理する力、計画を立案し実行する力、課題を解決する力などを育成する。

プログラムの修了者には、国際日本文化学科より修了証を授与する。

本プログラムは、国際的な広い視野と教養を持ち、文化の違いをふまえ、他者と共生・協働する力を身につけるという本学科の教育理念に基づき、2021年度に開設された。卒業後は、旅行業界、ホテル業界などの観光分野だけでなく、行政機関などその他関連分野で即戦力となれるような社会人力の養成を目ざすものである。

⑴　プログラム科目履修について

本プログラムを履修する学生は、国際日本文化学科の必修科目をすべて履修していなければならない。

⑵　プログラム修了判定について

国際日本文化学科より修了証が授与されるためには、国際日本文化学科の所定の単位を修得し、国際日本文化学科を卒業すること、かつ国際観光プログラムの単位を20単位以上（必修・選択必修・選択含む）修得しなければならない。必修科目は4単位。選択必修科目は6単位のうち4単位以上を修得しなければならない。選択科目は12単位以上で、国際日本文化学科科目、英語英文学科科目、共通教育科目から自由に選択できる。上記の条件をすべて満たした履修生について、学科がプログラム修了の可否を判定する。詳細については履修登録説明会等で説明する。科目表は本学ホームページ「授業・履修登録関係（教務課・学事課サイト）単位確認・資格確認表」参照。

問い合わせ先：国際日本文化学科　鷲見朗子

５．文化交流創成コーディネーター（ICCO）資格について

この資格は、新たな時代や社会づくりに向けて、人と人、人とモノ、コトとコト、モノとモノ、地域と地域、地域と世界など、文化と文化の<あいだ>につながりをつける力を備えた人材の育成をめざして、様々な場で新たな文化の交流や創成に携わろうとする人を日本国際文化学会（http://www.jsics.org/icco.html）が認定する資格である。

⑴　資格認定申請の要件

資格の認定を申請するためには以下の２つの要件を満たす必要がある。

１）資格認定用単位の取得

学会所定の教育プログラム（カリキュラム・フレーム）に定められた3区分（Ⅰ. 基礎科目2科目4単位、Ⅱ. 専門科目4科目8単位、Ⅲ. 間文化活動／フィールド・ワーク科目2科目4単位）から合計16単位を修得する。修得単位の成績に優を1つ以上含み、かつ、すべて良以上であることが要件である。履修の詳細については、履修登録説明会等で説明する。科目表は本学ホームページ「授業・履修登録関係（教務課・学事課サイト）単位確認・資格確認表」参照。

２）短期集中セミナーへの参加

資格取得を希望する学生は、カリキュラム・フレーム科目に定められた単位履修（16単位）に加え、毎年夏休みに開催される、短期集中セミナーを受講することが望ましい（2年次以降の履修を勧める）。

※１　短期集中セミナーへの参加が困難である場合は、間文化活動実践をそれぞれに積んでいることを記載した学習活動報告書を代わりに提出して審査を受けることができる。審査基準等については日本国際文化学会のウェブサイトで確認すること。

※２　１）の履修がすべて終わっていなくても、２）のセミナーへの参加することは可能。

⑵　ICCO資格申請対象者

国際言語文化学部１～４年次生

⑶　資格取得に関する主な費用

短期集中セミナー参加費（2019年実績）36,000円（会場までの交通費、フィールドワークにかかる交通費、食事代等は別途必要）、資格申請手数料5,000円（所定単位を満たした後、学会に資格認定を申請する際に必要）、資格申請時に必要な成績証明書発行手数料200円（本学内での発行手数料）。

問い合わせ先：英語英文学科、国際日本文化学科　教務委員

6．ゼミへの所属について

「専門演習Ⅰ・Ⅱ」（３年次）及び「卒業研究」（４年次）は、本学科専任教員が担当するゼミの１つに所属して行われる。所属したゼミで個別に研究課題を設定し、それに取組み、最終的に４年次で卒業研究（卒業論文・卒業制作）の完成を目指す。事前に自分の希望する研究領域についてよく考え、シラバスを読み各ゼミの内容をよく理解しておくこと。

所属ゼミ決定のプロセス

①２年次11月又は12月にゼミ分属説明会を実施する。

②希望ゼミを選択し、書面で学事課に学生が各自提出する。

③各ゼミの希望者数に大きな偏りが生じた場合は調整を行う。

④所属ゼミを決定する。

※「ゼミ分属説明会」では、ゼミの詳しい内容や所属までのスケジュールなど重要な説明をするので必ず出席すること。（欠席するとゼミ選択において不利になることがある。）説明会の日程はmanabaやUNIPAにて周知するのでmanabaやUNIPAに注意しておくこと。

7．卒業研究について

卒業研究に関する提出物をそれぞれ決められた書式に従って、期日までに提出しなければならない。詳細は掲示や手引き等で確認すること。

3．履修単位表

（ ）数字は単位数

区分	卒業に要する単位（124）					
	共通教育科目（26〜）			専門教育科目（72〜）		学際教育科目（0〜26）
	必修（8）	選択必修（15）	選択（3〜）	必修（26）	選択（46〜）	選択
1年次	・キリスト教学（2） ・キリスト教音楽概論（2） ・英語理解Ⅰ（1） ・英語表現Ⅰ（1） ・英語理解Ⅱ（1） ・英語表現Ⅱ（1） 外国人留学生は、日本語の科目4単位の修得をもって外国語の必修科目の単位数に充てることができる。	教養科目 「人間と文化」「生活と社会」「人間と自然」の3領域から各2単位以上 基礎科目 「外国語科目」の選択科目から4単位以上 「リテラシー・スポーツ科目」の 情報演習Ⅰa または 情報演習Ⅰb から1単位 基盤科目 「カトリック教育科目」「ライフキャリア形成科目」の選択科目から各2単位以上		・基礎演習Ⅰ（2） ・基礎演習Ⅱ（2） ・日本語コミュニケーションⅠ（2） ・日本語コミュニケーションⅡ（2）	必修以外の展開科目から計46単位以上	
2年次				・発展演習Ⅰ（2） ・発展演習Ⅱ（2） ・日本語コミュニケーションⅢ（2）		
3年次				・専門演習Ⅰ（2） ・専門演習Ⅱ（2）		
4年次				・卒業研究（8）		

（注1）授業科目については「履修科目表」で確認すること。

（注2）授業科目の履修・登録にあたっては、「履修登録の手引き」「開講科目表」「講義概要（シラバス）」及び「授業時間表」を参照すること。

4．カリキュラム・マップ

学位授与方針 ND6		キリスト教精神・女性教育 DP1 自分を育てる力		知識・理解 DP2 知識・理解力		汎用的技能 DP3 言語力		汎用的技能 DP4 思考・解決力		態度・志向性 DP5 共生・協働する力		統合的な学習経験と総合的思考力 DP6 創造・発信力	
4年次	後期												
	集中等											CSS4600	卒業研究
	前期												
3年次	後期			CSA3250	日本年中行事論					CSA3550	ビジネスマナー演習	CSS3650	専門演習Ⅱ
				CSA3252	ヨーロッパ文化論								
	集中等											CSA3600	フィールド実践演習
	前期			CSA3201	日本美術特講			GBL3400	AIとデータサイエンス	GBL3500	話し方と自己表現	GCP3600	キャリア形成
												CSS3600	専門演習Ⅰ
2年次	後期	GCE2150	キリスト教と日本文化	GBL2250	情報技術リテラシー	GBE2350	旅行の英会話	CSA2457	プレゼンテーション演習	CSA2561	識字活動と子どもの権利	CSS2650	発展演習Ⅱ
		GCE2151	キリスト教美術	CSA2250	日本古典文学講読	GBE2351	留学の英会話	CSA2403	京都フィールドワーク研究	CSA3550	クールジャパン論		
		GCE2152	キリスト教音楽	CSA3251	日本近代文学講読	GBE2352	歌って覚える英語表現	CSA2451	異界・妖怪学				
		CSA2157	キリスト教とことば	CSA3202	外国語としての日本語	GBE2354	実用英語基礎	CSA1450	観光ビジネス論				
		CSA4151	キリスト教音楽特講	CSA3254	日本文学特講	GBE2356	英語実践（4技能）Ⅱ	CSA2419	西洋美術史特講				
				CSA2255	京都学	GBJ2350	日本語特講Ⅱ	GEN2450	AIとデータサイエンス入門				
				CSA2258	古文書読解	CSA2352	日本語文法	GBL2451	プログラミング演習				
				CSA2260	子どもの読書とメディア	CSA2353	日本語研究						
				CSA2265	漢文学特講	CSA1257	メディアコンテンツ表現法						
				CSA2273	日本思想								
				CSA2264	日中近代語彙比較論								
				CSA2274	アジア文化論								
				CSA2256	西洋美術史Ⅱ								
				CSA2259	インターネット社会論								
				CSA2257	音楽表現学								
				CSA1253	現代出版事情								
				CSA3263	出版文化史								
	集中等											GCP2600	キャリア形成ゼミ
												GCP2650	インターンシップ
												GCP3650	海外インターンシップ
	前期	GES2100	子育てとワークライフバランス	CSA2201	書写研究	GBE2300	日常の英会話	CSA2406	日本語の朗読	CSB2500	日本語コミュニケーションⅢ	CSS2600	発展演習Ⅰ
		GES2101	こどもと子育ての生活環境学	CSA2202	日本伝統文化論	GBE2301	おもてなしの英会話	CSA3401	物語舞台論	CSA2512	昔話とストーリーテリング		
		GCE2102	聖書とキリスト教	CSA2203	京都資料論	GBE2307	ビジネス英会話	CSA2411	情報・メディアの文化とリテラシー	CSA3500	地域ツーリズム論		
		GCE2101	キリスト教思想	CSA2212	日本美術史	GBE2308	英語リスニング						
		CSA2100	ホスピタリティ・スキル	CSA4217	アラブ・イスラーム文化論	GBE2305	身近な英文法						
				CSA3207	比較文学講読	GBE2306	英語実践（4技能）Ⅰ						
				CSA1255	中東文化論	GBF2300	中国語Ⅲ						
				CSA2207	西洋美術史Ⅰ	GBF2301	コリア語Ⅲ						
				CSA1212	音楽文化概論	GBJ2300	日本語特講Ⅰ	GBL2400	情報演習Ⅱ				
				CSA2223	西洋思想史	GBL2300	アカデミックライティング	GBL2450	情報処理				
				CSA2218	図書館情報技術論	CSA2305	プレゼンテーション概論						
				CSA3203	現代音楽事情	CSA2307	スピーチの基礎						
				GBL2200	アルゴリズム基礎	CSA2304	日本語教育入門						
						CSA2301	アラビア語の世界						
1年次	後期	GEH1150	歴史の中の女性	GEH1200	外国文学	GBE1352	英語理解Ⅱ	GEN1450	暮らしの統計学	CSB1550	日本語コミュニケーションⅡ	CSB1650	基礎演習Ⅱ
		GES1150	ジェンダー論	GEH1252	ヨーロッパ近現代史	GBE1353	英語表現Ⅱ	GEN1451	情報科学入門	CSA2550	観光文化論		
		GEN1150	生命倫理	GEH1253	文化人類学	GBF1350	フランス語	CSA1454	博物館情報・メディア論				
		GBL1151	体育講義	GEH1254	哲学入門	GBF1351	アラビア語	GBL1452	SNSコミュニケーションスキル				
		CSA3158	キリスト教文化	GES1250	憲法と人権	GBF1352	中国語Ⅱ						
				GES1251	暮らしの経済学	GBF1353	コリア語Ⅱ						
				CSA1254	国際日本文化論	GBJ1350	日本語講読Ⅱ						
				CSA1252	現代ジャーナリズム入門	GBJ1351	日本語表現Ⅱ						
				CSA2268	多文化理解								
				CSA1256	日本の歴史と文化								
	集中等			IDE1252	海外文化研修	GBF1354	海外研修（語学）Ⅰ			GCP1550	短期インターンシップ		
						GBE1355	海外研修（語学）Ⅱa						
						GBE1356	海外研修（語学）Ⅱb						
	前期	GBL1100	体育実技	GEH1250	日本文学	GBE1302	英語理解Ⅰ	GEN1401	心理学入門	GES1500	ボランティア概論	CSB1600	基礎演習Ⅰ
		GCE1102	キリスト教学	GEH1201	日本近現代史	GBE1303	英語表現Ⅰ	GEN1400	身近な自然科学	GCP1500	ホスピタリティ入門		
		GCE1103	キリスト教音楽概論	GEH1202	東アジア近現代史	GBF1300	ドイツ語	GBL1450	文章表現法	CSB1500	日本語コミュニケーションⅠ		
		GCP1102	ノートルダム学	GES1200	暮らしの法律学	GBF1301	スペイン語	CSA1401	観光学概論				
		GCP1101	女性とライフキャリア	GES1201	国際関係論入門	GBF1302	中国語Ⅰ	GBL1401	情報演習Ⅰa				
		CSA2123	哲学とキリスト教	GES1202	社会学概論	GBF1303	コリア語Ⅰ	GBL1402	情報演習Ⅰb				
		GBL1150	健康スポーツ演習	GEN1201	身近な医学	GBJ1300	日本語講読Ⅰ						
				CSA2219	言語文化概論	GBJ1301	日本語表現Ⅰ						
				CSA1200	国文学概論								
				CSA1201	国語学概論								
				CSA2220	漢文学入門								
				CSA1203	比較文化概論								
				CSA1204	国際関係論								
				CSA1208	博物館概論								
				GEN1202	情報の科学と倫理								
				GBL1200	文章作成法Ⅰ								
				GBL1201	文章作成法Ⅱ								

◇現代人間学部◇

6. 授業科目の履修・登録

⑴ 生活環境学科の履修方法について

⑵ 心理学科の履修方法について

⑶ こども教育学科の履修方法について

6－(1) 生活環境学科の履修方法について

1．卒業に必要な単位

科目区分別の卒業に必要な最低限の単位数（卒業の要件）

科目区分			必修	選択必修	左欄以外からの選択	計
共通教育科目	教養科目	人間と文化		2	1〜	124
		生活と社会		2		
		人間と自然		2		
	基礎科目	外国語科目	4	4		
		リテラシー・スポーツ科目		1		
	基盤科目	カトリック教育科目	4	2		
		ライフキャリア形成科目		2		
学科横断プロジェクト型科目					0〜	
専門教育科目	基幹科目		6			
	基礎科目		2	6	0〜4	
	展開科目	生活科学領域科目			58〜	
		生活経営・経済領域科目				
		生活福祉領域科目				
	関連科目	生活科学領域科目				
		生活経営・経済領域科目				
		精神保健福祉領域科目				
	専門演習・卒業研究		12			
学際教育科目					0〜16	
合計			28	21	75	124

2．履修コースの分属について

生活環境学科では、2年次から各履修コースに分属し、コースごとに定められた必修科目および選択必修科目を履修する。

分属にあたっては、1年次後期に「コース説明会」に参加し、教員の面談による履修指導を受けること。また、定められた期日に申請手続きを行うこと。コース分属にかかる詳細については、必ず掲示板等で確認すること。

1．各履修コース内容と定員

履修コース	コースの目的	定員
生活科学コース	人間生活を生活環境の側面からとらえ、家族、生活経営、福祉を広く学び、衣食住を中心とした生活科学の知識、技能を総合的に身につけ、教育や企業、公的機関等で活躍する女性の育成を目的とする。	なし
生活経営・経済コース	人間生活を生活環境の側面からとらえ、衣食住、家族、福祉を広く学び、ライフプランニングに必要な知識や技能、コミュニティ・ビジネスや生活関連の起業をめざせる能力を身につけ、よりよい暮らしや地域づくりに貢献する女性の育成を目的とする。	なし
精神保健福祉コース	人間生活を生活環境の側面からとらえ、衣食住や家族、生活経営を広く学び、精神保健福祉士の資格取得をめざし、特に「女性」と「家族」を支援することができる能力を身につけ、医療や福祉の現場で活躍する女性の育成を目的とする。	20人

2．資格取得に必要な科目

資格取得を目指す場合は、免許・資格に示されている各資格の科目表で確認すること。

３．履修方法

以下の1～4の各科目区分の必要単位数を満たしつつ、同時に1～4の合計が124単位以上になるように履修しなければならない。各科目区分の最低必要単位数を合計しても124単位にはならないので注意すること。

以下、（　）内の数字は単位数を示す。

1．共通教育科目（24単位以上）

⑴　１年次に履修する必修科目・選択必修科目と履修単位数について

以下の基盤科目4単位及び基礎科目5単位は、１年次に全員が必ず履修しなければならない。

必修科目

基盤科目：キリスト教学（2）、キリスト教音楽概論（2）

基礎科目：英語理解Ⅰ（1）、英語表現Ⅰ（1）、英語理解Ⅱ（1）、英語表現Ⅱ（1）

選択必修科目

基礎科目：情報演習Ⅰaまたは情報演習Ⅰb（1）

⑵　選択必修科目と履修単位数について

教養科目の「人間と文化」、「生活と社会」及び「人間と自然」の３領域から各２単位以上、基礎科目の「外国語科目」の選択科目から４単位以上、基盤科目の「カトリック教育科目」及び「ライフキャリア形成科目」の選択科目から各２単位以上、全体から1単位以上（選択科目に算入される）を必ず履修しなければならない。

⑶　外国人留学生の外国語科目の履修について

外国人留学生は、以下の日本語の科目を履修すること。なお、その単位は「外国語科目」の必要単位数に充てることができる。

日本語講読Ⅰ(1)、日本語講読Ⅱ(1)、日本語表現Ⅰ(1)、日本語表現Ⅱ(1)、日本語特講Ⅰ(1)、日本語特講Ⅱ(1)

2．学科横断プロジェクト型科目

現代社会と人間（2）、病児の発達と支援（2）、こどもと自然（2）から選択科目として６単位まで履修できる。

3．専門教育科目（84単位以上）

⑴　必修科目と履修単位数について

基幹科目の必修科目計６単位、基礎科目の必修科目２単位、専門演習・卒業研究計12単位は、全員が必ず履修しなければならない。

◇　１年次に履修する科目　　生活環境基礎演習Ⅰ（2）、生活環境基礎演習Ⅱ（2）、生活環境概論（2）

◇　２年次に履修する科目　　生活環境基礎演習Ⅲ（1）、生活環境基礎演習Ⅳ（1）

◇　３年次に履修する科目　　生活環境特論（4）

◇　４年次に履修する科目　　卒業研究（8）

また、基礎科目から、履修コースごとに定められた以下の必修および選択必修を含めた６単位以上を必ず履修する。

●生活科学コース

衣生活概論（2）、食生活概論（2）、住居学概論（製図含む）（2）から２単位選択必修

●生活経営・経済コース

現代社会と家庭経営（2）必修

●精神保健福祉コース

女性と家族のソーシャルワーク（2）必修

⑵　選択科目と履修単位数について

展開科目及び関連科目から計58単位以上を選択し、必ず履修しなければならない。

4．学際教育科目

海外文化研修および他学部等・他学科の専門教育科目のうち、科目を設置した学部等・学科が認めた専門教育科目（履修科目表の科目名に☆印を付した科目）を選択し履修できる。履修した科目の単位は16単位を上限として卒業要件単位に算入される。

5．ゼミへの所属について

「生活環境特論」（３年次）及び「卒業研究」（４年次）は、本学科専任教員が担当するゼミの１つに所属して行われる。所属したゼミで個別に研究課題を設定し、それに取組み、最終的に４年次で卒業研究（卒業論文）の完成を目指す。事前に自分の希望する研究領域についてよく考え、シラバスやゼミ選択説明会配付資料を読み各ゼミの内容をよく理解しておくこと。

⑴ 所属ゼミ決定のプロセス

①２年次12月　ゼミ選択説明会。

②希望ゼミを選択し、書面で学事課に提出。

③各ゼミの希望者数に大きな偏りが生じた場合は調整を行う。

④所属ゼミの決定

※「ゼミ選択説明会」では、ゼミの詳しい内容や所属までのスケジュールなど重要な説明をするので、必ず出席すること。（欠席するとゼミ選択において不利になることがある。）説明会の日程は掲示にて周知するので、掲示板に注意しておくこと。

６．卒業研究について

卒業研究に関する提出物をそれぞれ決められた書式に従って、期日までに提出しなければならない。詳細は掲示や手引き等で確認すること。

4．履修単位表

（ ）数字は単位数

区分	卒業に要する単位（124）							
	共通教育科目（24～）			学科横断プロジェクト型科目（0～）	専門教育科目（84～）			学際教育科目（0～16）
	必修（8）	選択必修（15）	選択（1～）	選択	必修（20）	選択必修（6～）	選択（58～）	選択
1年次	・キリスト教学 (2) ・キリスト教音楽概論 (2) ・英語理解Ⅰ (1) ・英語表現Ⅰ (1) ・英語理解Ⅱ (1) ・英語表現Ⅱ (1) 外国人留学生は、日本語の科目4単位の修得をもって外国語の必修科目の単位数に充てることができる。	教養科目 「人間と文化」「生活と社会」「人間と自然」の3領域から各2単位以上 基礎科目 「外国語科目」の選択科目から4単位以上 「リテラシー・スポーツ科目」の情報演習Ⅰa または 情報演習Ⅰb から1単位 基盤科目 「カトリック教育科目」「ライフキャリア形成科目」の選択科目から各2単位以上		・現代社会と人間 (2) ・病児の発達と支援 (2) ・こどもと自然 (2)	・生活環境基礎演習Ⅰ (2) ・生活環境基礎演習Ⅱ (2) ・生活環境概論 (2)	基礎科目から以下のコース必修および選択必修科目を含め計6単位以上 生活科学コース 衣生活概論(2) 食生活概論(2) 住生活概論(製図を含む)(2)から2単位選択必修 生活経営・経済コース 現代社会と家庭経営(2)必修 精神保健福祉コース 女性と家族のソーシャルワーク(2)必修		
2年次					・生活環境基礎演習Ⅲ (1) ・生活環境基礎演習Ⅳ (1)			
3年次					・生活環境特論 (4)			
4年次					・卒業研究 (8)			

（注1）授業科目については「履修科目表」で確認すること。

（注2）授業科目の履修・登録にあたっては、「履修登録の手引き」「開講科目表」「講義概要（シラバス）」及び「授業時間表」を参照すること。

5．カリキュラム・マップ

学位授与方針ND6		キリスト教精神・女性教育		知識・理解		汎用的技能				態度・志向性		統合的な学習経験と総合的思考力	
		DP1		DP2		DP3		DP4		DP5		DP6	
		自分を育てる力		知識・理解力		言語力		思考・解決力		共生・協働する力		創造・発信力	
4年	後期												
	集中等											SLS4600	卒業研究
	前期									SWR4504	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	SWR4603	精神保健福祉特講
										SWR4503	精神保健福祉援助演習（専門）Ⅱ		
3年	後期			LDA3251	インテリア装備学			LDA3450	家族社会学	LDA3552	発展調理学実習	LDA3653	アパレルデザイン演習
				LDR3250	建築施工			SWA3450	地域福祉論Ⅱ	SWR3554	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	LDA3650	フードコーディネート論
				LDR3253	ソーシャルマーケティング論			SWR3451	社会福祉運営論	SWR3551	精神保健福祉援助実習Ⅰ	LDA3651	家庭科教育法Ⅳ（模擬授業）
				LDR3254	女性起業論			SWR3454	精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰ	SWR3552	精神保健福祉援助実習Ⅱ	LDA3652	保育学（実習及び家庭看護を含む）
								SWR3455	精神保健福祉援助実習指導	SWR3553	精神保健福祉援助実習Ⅲ	LDR3650	住計画演習Ⅱ
												LDA3654	ライフプランニング実習
	集中等									LDA3502	コミュニティ活動実践	GCP3650	海外インターンシップ
	前期			LDA3201	建築材料学			SWR3401	権利擁護と成年後見制度	GBL3500	話し方と自己表現	GCP3600	キャリア形成
				SWA3200	地域福祉論Ⅰ			SWR3406	刑事司法と福祉	LDA3501	衣生活実験	LDA3601	家庭科教育法Ⅲ（指導法と教材作成）
				LDR3203	マーケティング論			SLS3401	生活環境特論	LDA3500	調理学実習	LDR3600	住計画演習Ⅰ
				SWR3200	公的扶助論			LDA2450	アパレルデザイン	LDA3501	衣生活実験		
				SWR3203	精神障害リハビリテーション論			GBL3400	AIとデータサイエンス	SWR3504	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		
				SWR3202	精神保健福祉援助演習（基礎）					LDA3503	ライフプランニング演習		
2年	後期	GCE2150	キリスト教と日本文化	GBL2250	情報技術リテラシー	GBE2350	旅行の英会話	GEN2450	AIとデータサイエンス入門	LDA2550	食品加工学（実験を含む）	SLF2651	生活環境基礎演習Ⅳ
		GCE2151	キリスト教美術	LDA3200	染色加工学	GBE2351	留学の英会話	GBL2450	情報処理	SWR2550	心理学と心理的支援	LDA2651	住居製図Ⅱ
		GCE2152	キリスト教音楽	LDA2250	服飾心理学	GBE2352	歌って覚える英語表現	GBL2451	プログラミング演習				
				LDA2255	衣生活管理学	GBE2354	実用英語基礎	LDA2451	調理学				
				LDA2253	住居史	GBJ2350	日本語特講Ⅱ	LDA2452	建築法規				
				LDA2252	住環境学	LDA2350	家庭科教育法Ⅱ（家族・家庭生活と福祉）	SWA2450	社会保障論Ⅱ				
				LDA2256	ライフプランニング論	SWR2350	ソーシャルワーク演習	SWA2452	精神保健学Ⅱ				
				SWA2250	障害者福祉論	GBE2356	英語実践（4技能）Ⅱ	SWR2450	保健医療サービス				
				LDR2250	食品安全性学			SWR2454	精神疾患とその治療Ⅱ				
				LDR2251	食品流通論			SWR2455	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ				
				LDR2252	ビジネスの基礎Ⅱ			LDA2404	住生活学				
				SWR2252	精神保健福祉制度論								
	集中等											GCP2600	キャリア形成ゼミ
												GCP2650	インターンシップ
	前期	GCE2102	聖書とキリスト教	LDA2200	衣生活材料学	GBE2300	日常の英会話	GBL2400	情報演習Ⅱ	LDA2500	食品官能評価演習（実験を含む）	LDA2600	住居製図Ⅰ
		GCE2101	キリスト教思想	LDA2201	建築一般構造	GBE2301	おもてなしの英会話	LDA2400	アパレル造形学（実習を含む）	LDR2500	フードスペシャリスト論		
		GCP2101	子育てとワークライフバランス	LDR3202	色彩学	GBE2307	ビジネス英会話	LDA2401	食品学				
		SLF2101	生活環境基礎演習Ⅲ	LDA2205	生活経済学	GBE2308	英語リスニング	LDA2402	食品官能評価論				
				SWA2200	社会保障論Ⅰ	GBE2305	身近な英文法	LDA2403	栄養学				
				SWA2206	高齢者福祉論	GBF2300	中国語Ⅲ	LDA2405	福祉住環境デザイン				
				SWA2203	児童福祉論	GBF2301	コリア語Ⅲ	LDA2407	家庭科教育法Ⅰ（生活の自立と衣食住）				
				SWA2205	人体の構造と機能及び疾病	GBJ2300	日本語特講Ⅰ	LDA2406	家族関係				
				SWA2204	精神保健学Ⅰ	GBL2300	アカデミック・ライティング	SWA2400	介護技術				
				LDR2201	ビジネスの基礎Ⅰ	GBE2306	英語実践（4技能）Ⅰ	SWR2400	社会福祉調査法				
				SWR2203	精神疾患とその治療Ⅰ			SWR2402	精神保健福祉の原理Ⅱ				
				SWR2202	ソーシャルワーク論Ⅱ								
				GBL2200	アルゴリズム基礎								
1年	後期	GEH1150	歴史の中の女性	GEH1252	ヨーロッパ近現代史	GBE1352	英語理解Ⅱ	GEN1450	暮らしの統計学	CHS1552	病児の発達と支援		
		GES1150	ジェンダー論	GEH1253	文化人類学	GBE1353	英語表現Ⅱ	GBL1452	SNSコミュニケーションスキル				
		GEN1150	生命倫理	GEH1254	哲学入門	GBF1350	フランス語	SLB1450	現代社会と家庭経営				
		GBL1151	体育講義	GES1250	憲法と人権	GBF1351	アラビア語	LDA1450	消費生活				
				GES1251	暮らしの経済学	GBF1352	中国語Ⅱ						
				SLF1251	生活環境基礎演習Ⅱ	GBF1353	コリア語Ⅱ						
				SLB1250	食生活概論	GBJ1350	日本語講読Ⅱ						
				LDA1250	家庭電気・機械及び情報処理	GBJ1351	日本語表現Ⅱ						
				SWA1250	現代社会と福祉Ⅱ								
				SWR1252	精神保健福祉の原理Ⅰ								
				SWR1251	ソーシャルワーク論Ⅰ								
				GEH1200	外国文学								
	集中等			IDE1252	海外文化研修	GBF1354	海外研修（語学）Ⅰ			GCP1550	短期インターンシップ		
						GBE1355	海外研修（語学）Ⅱa			CHS1503	こどもと自然		
						GBE1356	海外研修（語学）Ⅱb						
	前期	GBL1100	体育実技	GEH1250	日本文学	GBE1302	英語理解Ⅰ	GEN1400	身近な自然科学	GES1500	ボランティア概論		
		GCE1102	キリスト教学	GEH1201	日本近現代史	GBE1303	英語表現Ⅰ	GEN1401	心理学入門	GCP1500	ホスピタリティ入門		
		GCE1103	キリスト教音楽概論	GEH1202	東アジア近現代史	GBF1300	ドイツ語	GBL1401	情報演習Ⅰa	CHS1502	現代社会と人間		
		GCP1102	ノートルダム学	GES1200	暮らしの法律学	GBF1301	スペイン語	GBL1402	情報演習Ⅰb				
		GCP1101	女性とライフキャリア	GES1201	国際関係論入門	GBF1302	中国語Ⅰ						
		GBL1150	健康スポーツ演習	GES1202	社会学概論	GBF1303	コリア語Ⅰ						
				GEN1201	身近な医学	GBJ1300	日本語講読Ⅰ						
				GEN1202	情報の科学と倫理	GBJ1301	日本語表現Ⅰ						
				GBL1200	文章作成法Ⅰ	SLF1301	生活環境基礎演習Ⅰ						
				GBL1201	文章作成法Ⅱ								
				SLB1203	生活環境概論								
				SLB1200	衣生活概論								
				SLB1251	住居学概論（製図を含む）								
				SLB1204	女性と家族のソーシャルワーク								
				SWA1201	現代社会と福祉Ⅰ								

6－(2) 心理学科の履修方法について

1．卒業に必要な単位

科目区分別の卒業に必要な最低限の単位数（卒業の要件）

科目区分			心理カウンセリングコース				社会・ビジネス心理コース			
			必修	選択必修	左欄以外からの選択	計	必修	選択必修	左欄以外からの選択	計
共通教育科目	教養科目	人間と文化		2	1～	124		2	1～	124
		生活と社会		2				2		
		人間と自然		2				2		
	基礎科目	外国語科目	4	4			4	4		
		リテラシー・スポーツ科目		1				1		
	基盤科目	カトリック教育科目	4	2			4	2		
		ライフキャリア形成科目		2				2		
学科横断プロジェクト型科目					0～				0～	
専門教育科目	専門基礎科目		20	24	20～		20	26	22～	
	展開科目	基礎心理領域								
		生涯発達心理領域								
		社会・産業心理学領域					4			
		臨床心理・精神医学領域	8							
	関連科目	社会・ビジネス領域								
		精神保健福祉領域								
	専門演習・卒業研究		12				12			
学際教育科目					0～16				0～16	
合計			48	39	37～	124	44	41	39～	124

2．履修コースの分属について

(1) コース分属について

心理学科では、2年次前期より「心理カウンセリングコース」「社会・ビジネス心理コース」の各履修コースに分属し(定員なし)、各履修コースで定められた必修及び選択必修科目を履修しなければならない。コース分属は1年次後期に行うガイダンスでコースの説明を受けた上で、コースの希望届を提出し決定する。

(2) コース変更について

2年次後期に開催するゼミ分属説明会において、コース分属の最終説明を行い、コース変更の有無に関わらず、全員に3年次前期からの所属コースを確認する。コース変更を希望する者は、2年次後期の定められた期日までに、コース変更届（ゼミ分属の調査を兼ねる）にコース変更の理由を記載し学事課に提出することにより、3年次前期からのコース変更が認められる。その後は原則として、コース変更は認められない。

(3) 各履修コース内容と定員

履修コース	コースの目的	定員
心理カウンセリングコース	臨床心理学と関連した演習科目の履修により医療、教育、福祉の現場に役立つカウンセリングの理論とスキルを身につけた女性の育成を目的とする。	なし
社会･ビジネス心理コース	社会調査を基軸に企業や公的機関等と連携した実践的な学びにより産業の現場で役立つスキルを身につけた女性の育成を目的とする。	

(4) 各履修コースの必修及び選択必修科目

各履修コースの必修及び選択必修科目については、81頁の「履修科目表」で確認すること。

３．履修方法

以下の１～４の各科目区分の必要単位数を満たしつつ、同時に１～４の合計が124単位以上になるように履修しなければならない。各科目区分の最低必要単位数を合計しても124単位にはならないので注意すること。

以下、（　）内の数字は単位数を示す。

１．共通教育科目（24単位以上）

⑴　１年次に履修する必修科目・選択必修科目と履修単位数について

以下の基盤科目４単位及び基礎科目５単位は、１年次に全員が必ず履修しなければならない。

必修科目

基盤科目：キリスト教学（2）、キリスト教音楽概論（2）

基礎科目：英語理解Ⅰ（1）、英語表現Ⅰ（1）、英語理解Ⅱ（1）、英語表現Ⅱ（1）

選択必修科目

基礎科目：情報演習Ⅰaまたは情報演習Ⅰb（1）

⑵　選択必修科目と履修単位数について

教養科目の「人間と文化」、「生活と社会」及び「人間と自然」の３領域から各２単位以上、基礎科目の「外国語科目」の選択科目から４単位以上、基盤科目の「カトリック教育科目」及び「ライフキャリア形成科目」の選択科目から各２単位以上、全体から1単位以上（選択科目に算入される）を必ず履修しなければならない。

⑶　外国人留学生の外国語科目の履修について

外国人留学生は、以下の日本語の科目を履修すること。なお、その単位は「外国語科目」の必要単位数に充てることができる。

日本語講読Ⅰ(1)、日本語講読Ⅱ(1)、日本語表現Ⅰ(1)、日本語表現Ⅱ(1)、日本語特講Ⅰ(1)、日本語特講Ⅱ(1)

２．学科横断プロジェクト型科目

現代社会と人間（2）、病児の発達と支援（2）、こどもと自然（2）から選択科目として６単位まで履修できる。

３．専門教育科目（84単位以上）

⑴　コース共通の必修科目と履修単位数について

専門基礎科目の必修科目計14単位、専門演習・卒業研究計12単位は、全員が必ず履修しなければならない。

◇　１年次に履修する科目　　心理学概論（2）、心理学統計法（2）、心理学基礎演習Ⅰ（2）、心理学基礎演習Ⅱ（2）、心理学実験演習Ⅰ（2）

◇　２年次に履修する科目　　心理学研究法（2）、推測統計学Ⅰ（2）

◇　３年次に履修する科目　　心理学演習（4）

◇　４年次に履修する科目　　卒業研究（8）

⑵　コースごとの必修科目と履修単位数について

●心理カウンセリングコース

コース共通の必修科目に加え、専門基礎科目及び展開科目計14単位を必ず履修しなければならない。

◇　１年次に履修する科目　　心理テスト論（2）

◇　２年次に履修する科目　　心理テスト演習（2）、質問紙調査法（2）、臨床心理学概論（2）、精神疾患とその治療Ⅰ（2）

◇　３年次に履修する科目　　心理カウンセリング実践（面接技法）（2）、関係行政論（2）

●社会・ビジネス心理コース

コース共通の必修科目に加え、専門基礎科目及び展開科目計10単位を必ず履修しなければならない。

◇　１年次に履修する科目　　現代社会調査入門（2）、社会・集団・家族心理学Ⅰ（社会・集団）（2）

◇　２年次に履修する科目　　心理学実験演習Ⅱ（2）、推測統計学Ⅱ（2）、消費者行動の心理学（2）

⑶　選択必修科目と履修単位数について

●心理カウンセリングコース

専門基礎科目と専門展開科目から選択科目計24単位以上を選択し、必ず履修しなければならない。

●社会・ビジネス心理コース

専門基礎科目と専門展開科目から選択科目計26単位以上を選択し、必ず履修しなければならない。

⑷　選択科目と履修単位数について

上記⑴⑵⑶を除く専門教育科目から心理カウンセリングコースは計20単位、社会ビジネスコースは計22単位以上選択し、必ず履修しなければならない。

４．学際教育科目

海外文化研修および他学部等・他学科の専門教育科目のうち、科目を設置した学部等・学科が認めた専門教育科目（履

修科目表の科目名に☆印を付した科目）を選択し履修できる。履修した科目の単位は16単位を上限として卒業要件単位に算入される。

5．ゼミへの所属について

「心理学演習」（３年次）及び「卒業研究」（４年次）は、本学科専任教員が担当するゼミの１つに所属して行われる。所属したゼミで個別に研究課題を設定し、それに取組み、最終的に４年次で卒業研究（卒業論文）の完成を目指す。事前に自分の希望する研究領域についてよく考え、シラバスを読み各ゼミの内容をよく理解しておくこと。

⑴ 所属ゼミ決定のプロセス

①２年次11月　ゼミ選択説明会。

②希望ゼミを選択し、指定された方法で学事課に提出。

③各ゼミの希望者数に大きな偏りが生じた場合は調整を行う。

④所属ゼミの決定

※「ゼミ選択説明会」では、ゼミの詳しい内容や所属までのスケジュールなど重要な説明をするので必ず出席すること。（欠席するとゼミ選択において不利になることがある。）説明会の日程は掲示にて周知するので掲示板に注意しておくこと。

6．卒業研究について

卒業研究に関する提出物をそれぞれ決められた書式に従って、期日までに提出しなければならない。詳細は掲示や手引き等で確認すること。

4．履修単位表

（ ）数字は単位数

区分	卒業に要する単位（124）							
	共通教育科目（24〜）			学科横断プロジェクト型科目（0〜）	専門教育科目（84〜）			学際教育科目（0〜16）
	必修（8）	選択必修（15）	選択（1〜）	選択（0〜）	必修［40］《36》	選択必修［24］《26》	選択［20］《22》	選択
1年次	・キリスト教学 (2) ・キリスト教音楽概論 (2) ・英語理解Ⅰ (1) ・英語表現Ⅰ (1) ・英語理解Ⅱ (1) ・英語表現Ⅱ (1) 外国人留学生は、日本語の科目4単位の修得をもって外国語の必修科目の単位数に充てることができる。	教養科目 「人間と文化」「生活と社会」「人間と自然」の3領域から各2単位以上 基礎科目 「外国語科目」の選択科目から4単位以上 「リテラシー・スポーツ科目」の情報演習Ⅰa または 情報演習Ⅰb から1単位 基盤科目 「カトリック教育科目」「ライフキャリア形成科目」の選択科目から各2単位以上		・現代社会と人間 (2) ・病児の発達と支援 (2) ・こどもと自然 (2)	コース共通 ・心理学概論 (2) ・心理学統計法 (2) ・心理学基礎演習Ⅰ (2) ・心理学基礎演習Ⅱ (2) ・心理学実験演習Ⅰ (2) 心理カウンセリングコース ・心理テスト論 [2] 社会・ビジネス心理コース ・現代社会調査入門 《2》 ・社会・集団・家族心理学Ⅰ（社会・集団） 《2》	心理カウンセリングコース 専門基礎科目と専門展開科目から選択科目計24単位以上 社会・ビジネス心理コース 専門基礎科目と専門展開科目から選択科目計26単位以上		
2年次					コース共通 ・心理学研究法 (2) ・推測統計学Ⅰ (2) 心理カウンセリングコース ・心理テスト演習 [2] ・質問紙調査法 [2] ・臨床心理学概論 [2] ・精神疾患とその治療Ⅰ [2] 社会・ビジネス心理コース ・心理学実験演習Ⅱ 《2》 ・推測統計学Ⅱ 《2》 ・消費者行動の心理学 《2》			
3年次					コース共通 ・心理学演習 (4) 心理カウンセリングコース ・心理カウンセリング実践（面接技法） [2] ・関係行政論 [2]			
4年次					コース共通 ・卒業研究 (8)			

（注1）［ ］は心理カウンセリングコース、《 》は社会・ビジネス心理コース履修者の履修単位を示す。

（注2）授業科目については「履修科目表」で確認すること。

（注3）授業科目の履修・登録にあたっては、「履修登録の手引き」「開講科目表」「講義概要（シラバス）」及び「授業時間表」を参照すること。

5．カリキュラム・マップ

学位授与方針ND6		キリスト教精神・女性教育		知識・理解		汎用的技能				態度・志向性		統合的な学習経験と総合的思考力	
		DP1		DP2		DP3		DP4		DP5		DP6	
		自分を育てる力		知識・理解力		言語力		思考・解決力		共生・協働する力		創造・発信力	
4年	後期												
	集中等											PSA4601	心理実習
												PSS4602	卒業研究
	前期			PSA4203	公認心理師の職責					SWR4503	精神保健福祉援助演習（専門）Ⅱ	SWR4603	精神保健福祉特講
										SWR4504	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	PSA3651	心理演習（心理支援の実際）
3年	後期			PSA3258	神経・生理心理学	PSB3350	心理学英文講読（応用）	SWA3450	地域福祉論Ⅱ	PSA3550	認知行動療法概論		
				PSA3254	産業・組織心理学			SWR3454	精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰ	SWR3554	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ		
				PSA3256	司法・犯罪心理学			SWR3455	精神保健福祉援助実習指導	SWR3551	精神保健福祉援助実習Ⅰ		
				PSR3254	女性起業論			PSB3400	心理学情報処理	SWR3552	精神保健福祉援助実習Ⅱ		
										SWR3553	精神保健福祉援助実習Ⅲ		
	集中等											GCP3650	海外インターンシップ
	前期			PSA3201	高齢者の心理学	PSA3300	福祉心理学	SWR3401	権利擁護と成年後見制度	GBL3500	話し方と自己表現	GCP3600	キャリア形成
				PSR3203	マーケティング論			SWR3406	刑事司法と福祉	PSA3502	スクールカウンセリング論（教育・学校心理学）	PSB3600	上級実験演習
				PSA3255	関係行政論			GBL3400	AIとデータサイエンス	PSA3503	心理学的支援法	PSB3601	心理カウンセリング実践（面接技法）
				SWA3200	地域福祉論Ⅰ					SWR3504	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	PSS3600	心理学演習
				SWR3203	精神障害リハビリテーション論								
				SWR3202	精神保健福祉援助演習（基礎）								
2年	後期	GCE2150	キリスト教と日本文化	GBL2250	情報技術リテラシー	GBE2350	旅行の英会話	GEN2450	AIとデータサイエンス入門	PSA2551	社会・集団・家族心理学Ⅱ（家族）		
		GCE2151	キリスト教美術	PSA2254	学習・言語心理学	GBE2351	留学の英会話	GBL2450	情報処理	SWR2550	心理学と心理的支援		
		GCE2152	キリスト教音楽	PSA2251	現代青年の心理学	GBE2352	歌って覚える英語表現	GBL2451	プログラミング演習				
				PSA2252	服飾心理学	GBE2354	実用英語基礎	PSB2450	推測統計学Ⅱ				
				PSA2255	健康・医療心理学	GBJ2350	日本語特講Ⅱ	SWA2452	精神保健学Ⅱ				
				PSA2207	感情・人格心理学	PSB2350	心理学英文講読（基礎）	PSA2451	心理的アセスメント				
				PSR2250	食品流通論	SWR2350	ソーシャルワーク演習	PSB2401	心理学研究法				
				SWA2250	障害者福祉論	GBE2356	英語実践（4技能）Ⅱ	SWR2454	精神疾患とその治療Ⅱ				
								SWA2450	社会保障論Ⅱ				
								SWR2455	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ				
	集中等											GCP2600	キャリア形成ゼミ
												GCP2650	インターンシップ
												PSA2600	社会・ビジネス心理フィールド研修
	前期	GCE2102	聖書とキリスト教	PSA2205	知覚・認知心理学	GBE2300	日常の英会話	GBL2400	情報演習Ⅱ	PSA2500	対人関係論		
		GCE2101	キリスト教思想	PSA2201	発達心理学概論	GBE2301	おもてなしの英会話	PSB2405	心理学実験演習Ⅱ	PSA2502	障害者・障害児心理学		
		GCP2101	子育てとワークライフバランス	PSA2202	生活環境の心理学	GBE2307	ビジネス英会話	PSB2402	推測統計学Ⅰ				
				PSA2203	消費者行動の心理学	GBE2308	英語リスニング	PSB2403	心理テスト演習				
				PSA2204	臨床心理学概論	GBE2305	身近な英文法	PSB2404	質問紙調査法				
				SWA2204	精神保健学Ⅰ	GBF2300	中国語Ⅲ	PSR2400	福祉住環境デザイン				
				SWR2203	精神疾患とその治療Ⅰ	GBF2301	コリア語Ⅲ	SWR2402	精神保健福祉の原理Ⅱ				
				PSR2201	ビジネスの基礎Ⅰ	GBJ2300	日本語特講Ⅰ	SWR2400	社会福祉調査法				
				PSR2205	生活経済学	GBL2300	アカデミック・ライティング						
				SWA2205	人体の構造と機能及び疾病	GBE2306	英語実践（4技能）Ⅰ						
				SWA2200	社会保障論Ⅰ								
				SWR2252	精神保健福祉制度論								
				GBL2200	アルゴリズム基礎								
1年	後期	GEH1150	歴史の中の女性	GEH1200	外国文学	GBE1352	英語理解Ⅱ	GEN1450	暮らしの統計学	PSA1551	社会・集団・家族心理学Ⅰ（社会・集団）		
		GES1150	ジェンダー論	GEH1252	ヨーロッパ近現代史	GBE1353	英語表現Ⅱ	GBL1452	SNSコミュニケーションスキル	CHS1552	病児の発達と支援		
		GEN1150	生命倫理	GEH1253	文化人類学	GBF1350	フランス語	PSB1453	心理学統計法				
		GBL1151	体育講義	GEH1254	哲学入門	GBF1351	アラビア語	PSB1455	心理学実験演習Ⅰ				
				GES1250	憲法と人権	GBF1352	中国語Ⅱ	PSA1450	心理テスト論				
				GES1251	暮らしの経済学	GBF1353	コリア語Ⅱ	PSR3401	消費生活				
				PSB1250	行動科学概論	GBJ1350	日本語講読Ⅱ						
				PSA1250	教育心理学概論	GBJ1351	日本語表現Ⅱ						
				PSR1251	現代ジャーナリズム入門	PSB1350	心理学基礎演習Ⅱ						
				SWA1250	現代社会と福祉Ⅱ								
				SWR1252	精神保健福祉の原理Ⅰ								
				SWR1251	ソーシャルワーク論Ⅰ								
	集中等			IDE1252	海外文化研修	GBF1354	海外研修（語学）Ⅰ			GCP1550	短期インターンシップ		
						GBE1355	海外研修（語学）Ⅱa			CHS1503	こどもと自然		
						GBE1356	海外研修（語学）Ⅱb						
	前期	GBL1100	体育実技	GEH1250	日本文学	GBE1302	英語理解Ⅰ	GEN1400	身近な自然科学	GES1500	ボランティア概論		
		GCE1102	キリスト教学	GEH1201	日本近現代史	GBE1303	英語表現Ⅰ	GBL1401	情報演習Ⅰa	GCP1500	ホスピタリティ入門		
		GCE1103	キリスト教音楽概論	GEH1202	東アジア近現代史	GBF1300	ドイツ語	GBL1402	情報演習Ⅰb	CHS1502	現代社会と人間		
		GCP1102	ノートルダム学	GES1200	暮らしの法律学	GBF1301	スペイン語	PSB1401	現代社会調査入門	PSA1500	心理カウンセリング概論		
		GCP1101	女性とライフキャリア	GES1201	国際関係論入門	GBF1302	中国語Ⅰ						
		GBL1150	健康スポーツ演習	GES1202	社会学概論	GBF1303	コリア語Ⅰ						
				GEN1201	身近な医学	GBJ1300	日本語講読Ⅰ						
				GEN1202	情報の科学と倫理	GBJ1301	日本語表現Ⅰ						
				GBL1200	文章作成法Ⅰ	PSB1300	心理学基礎演習Ⅰ						
				GBL1201	文章作成法Ⅱ								
				PSB1200	心理学概論								
				SWA1201	現代社会と福祉Ⅰ								

6－(3) こども教育学科の履修方法について

1．卒業に必要な単位

科目区分別の卒業に必要な最低限の単位数（卒業の要件）

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">科　目　区　分</th><th colspan="4">幼児教育コース</th><th colspan="4">初等教育コース</th></tr>
<tr><th>必修</th><th>選択必修</th><th>左欄以外からの選択</th><th>計</th><th>必修</th><th>選択必修</th><th>左欄以外からの選択</th><th>計</th></tr>
<tr><td rowspan="10">共通教育科目</td><td rowspan="3">教養科目</td><td>人間と文化</td><td></td><td>2</td><td rowspan="7">0～</td><td rowspan="17">124</td><td></td><td>2</td><td rowspan="7">0～</td><td rowspan="17">124</td></tr>
<tr><td>生活と社会</td><td></td><td>2</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td>人間と自然</td><td></td><td>2</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基礎科目</td><td>外国語科目</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>リテラシー・スポーツ科目</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="3">基盤科目</td><td>カトリック教育科目</td><td>4</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td></tr>
<tr><td>ライフキャリア形成科目</td><td></td><td>2</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="3">学科横断プロジェクト型科目</td><td></td><td></td><td>0～</td><td></td><td></td><td>0～</td></tr>
<tr><td rowspan="9">専門教育科目</td><td colspan="2">基礎科目</td><td>12</td><td></td><td rowspan="8">12</td><td>12</td><td></td><td rowspan="8">12</td></tr>
<tr><td rowspan="7">展開科目</td><td>保育士科目</td><td></td><td></td><td rowspan="7">34</td><td></td><td></td><td rowspan="7">32</td></tr>
<tr><td>幼保共通科目</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>幼稚園科目</td><td>2</td><td>6</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>幼小共通科目</td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td>小学校科目</td><td></td><td></td><td></td><td>12</td></tr>
<tr><td>特別支援科目</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">専門演習・卒業研究</td><td>12</td><td></td><td>12</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">学際教育科目</td><td></td><td></td><td>0～16</td><td></td><td></td><td>0～16</td></tr>
<tr><td colspan="3">合　計</td><td>39</td><td>57</td><td>12～</td><td>124</td><td>35</td><td>61</td><td>12～</td><td>124</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">85</td><td></td><td colspan="2">89</td><td></td></tr>
</table>

2．履修コースの分属について

こども教育学科では、１年次後期に各履修コースに分属し、各履修コースで定められた必修及び選択必修科目を履修しなければならない。

分属にあたっては、１年次前期終了前に行うガイダンスで説明を受けること。ガイダンス等の詳細については、必ず掲示板等で確認すること。

1．各履修コース内容と定員

履修コース	コース内容	定　員
幼児教育コース	幼児教育の振興の視点に立ち、幼稚園教諭一種免許状に加えて保育士資格も有した、乳幼児から就学前までの子育て･子育ちを支援する教員の育成を目的とする。	60人
初等教育コース	「確かな学力」を身につけるため小学校の各教科･領域に関する知識と実践的指導力の基礎とともに、心理学、対人援助の理論や技術、基礎的な英語力を持ち、障害のある児童に対し、個々の障害に応じて適切な配慮を行いながら、人間形成力をはぐくむことのできる教員を育成することを目的とする。	なし

2．各履修コースの必修及び選択必修科目

各履修コースの必修及び選択必修科目については、84頁の「履修科目表」で確認すること。

3．実習費用

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校における実習においては、実習にかかる実費を徴収する。

３．履修方法

以下の1～4の各科目区分の必要単位数を満たしつつ、同時に1～4の合計が124単位以上になるように履修しなければならない。各科目区分の最低必要単位数を合計しても124単位にはならないので注意すること。

以下、（　）内の数字は単位数を示す。

1．共通教育科目（24単位以上）

⑴　１年次に履修する必修科目・選択必修科目と履修単位数について

以下の基盤科目４単位及び基礎科目５単位は、１年次に全員が必ず履修しなければならない。

必修科目

基盤科目：キリスト教学（2）、キリスト教音楽概論（2）

基礎科目：英語理解Ⅰ（1）、英語表現Ⅰ（1）、英語理解Ⅱ（1）、英語表現Ⅱ（1）、
文章作成法Ⅰ（1）

選択必修科目

基礎科目：情報演習Ⅰaまたは情報演習Ⅰb（1）

⑵　選択必修科目と履修単位数について

教養科目の「人間と文化」、「生活と社会」及び「人間と自然」の３領域から各２単位以上、基礎科目の「外国語科目」の選択科目から４単位以上、基盤科目の「カトリック教育科目」及び「ライフキャリア形成科目」の選択科目から各２単位以上を必ず履修しなければならない。

2．学科横断プロジェクト型科目

現代社会と人間（2）、病児の発達と支援（2）、こどもと自然（2）から選択科目として６単位まで履修できる。

3．専門教育科目（84単位以上）

⑴　コース共通の必修科目及び選択必修科目と履修単位数について

基礎科目12単位、専門演習・卒業研究12単位の必修科目計24単位、展開科目の教育と社会及び教育経営論から選択必修２単位以上は、全員が必ず履修しなければならない。

◇　１年次に履修する科目　　こども教育概論（2）、こども教育基礎演習（1）、こども教育フィールド研修（1）教職論（2）、教育原理（2）、こどもの教育心理学（2）、特別支援教育論（初等）（2）

◇　２年次に履修する科目　　教育と社会（2）及び教育経営論（2）から２単位以上選択必修

◇　３年次に履修する科目　　こども教育演習（4）

◇　４年次に履修する科目　　卒業研究（8）

⑵　コースごとの必修科目と履修単位数について

●幼児教育コース

コース共通の必修科目に加え、展開科目から以下の必修６単位を必ず履修しなければならない。

◇　１年次に履修する科目　　保育内容総論（2）、幼児理解の理論と方法（2）

◇　３年次に履修する科目　　保育・教育課程論（2）

●初等教育コース

コース共通の必修科目に加え、展開科目から以下の必修２単位を必ず履修しなければならない。

◇　２年次に履修する科目　教育課程論（2）

⑶　コースごとの選択必修科目と履修単位について

●幼児教育コース

展開科目から計42単位以上を選択し、必ず履修しなければならない。なお、以下に示す科目から６単位以上を必ず履修しなければならない。

◇　２年次に履修する科目　　保育内容（健康）（2）、保育内容（人間関係）（2）、保育内容（環境）（2）、保育内容（言葉）（2）、保育内容（音楽表現）（2）、保育内容（身体造形表現）（2）

●初等教育コース

展開科目から計46単位以上を選択し、必ず履修しなければならない。なお、以下に示す科目から12単位以上を必ず履修しなければならない。

◇　２年次に履修する科目　　国語科指導法（2）、社会科指導法（2）、算数科指導法（2）、理科指導法（2）、生活科指導法（2）、音楽科指導法（2）、図工科指導法（2）、家庭指導法（2）、体育科指導法（2）、外国語（英語）指導法（2）

◇　３年次に履修する科目　　道徳の指導法（2）、特別活動・総合的な学習の時間の指導法（2）、生徒指導・進路指導（2）

⑷　選択科目と履修単位数について

上記⑴⑵⑶を除く専門教育科目から12単位以上を選択し、必ず履修しなければならない。

4．学際教育科目

海外文化研修および他学部等・他学科の専門教育科目のうち、科目を設置した学部等・学科が認めた専門教育科目（履修科目表の科目名に☆印を付した科目）を選択し履修できる。履修した科目の単位は16単位を上限として卒業要件単位に算入される。

5．ゼミへの所属について

「こども教育演習」（３年次）及び「卒業研究」（４年次）は、本学科専任教員が担当するゼミの１つに所属して行われる。所属したゼミで個別に研究課題を設定し、それに取組み、最終的に４年次で卒業研究（卒業論文）の完成を目指す。事前に自分の希望する研究領域についてよく考え、各ゼミの内容をよく理解しておくこと。

⑴ 所属ゼミ決定のプロセス

①２年次後期　ゼミ選択説明会。

②希望ゼミを選択し、指定された方法で希望するゼミを提出。

③各ゼミの希望者数に大きな偏りが生じた場合は調整を行う。

④所属ゼミの決定

※「ゼミ選択説明会」では、ゼミの詳しい内容や所属までのスケジュールなど重要な説明をするので必ず出席すること。（欠席するとゼミ選択において不利になることがある。）説明会の日程は掲示にて周知するので掲示板に注意しておくこと。

6．卒業研究について

卒業研究に関する提出物をそれぞれ決められた書式に従って、期日までに提出しなければならない。詳細は掲示や手引き等で確認すること。

4．履修単位表

（　）数字は単位数

区分	卒業に要する単位（124）							
	共通教育科目（24～）			学科横断プロジェクト型科目（0～）	専門教育科目（84～）			学際教育科目（0~16）
	必修（9）	選択必修（15）	選択（0～）	選択（0～）	必修［30］【26】	選択必修［42］【46】	選択（12～）	選択
1年次	・キリスト教学（2） ・キリスト教音楽概論（2） ・英語理解Ⅰ（1） ・英語表現Ⅰ（1） ・英語理解Ⅱ（1） ・英語表現Ⅱ（1） 外国人留学生は、日本語の科目4単位の修得をもって外国語の必修科目の単位数に充てることができる。 ・文章作成法Ⅰ（1）	基礎科目 情報演習Ⅰaまたは 情報演習Ⅰbから1単位 教養科目 「人間と文化」「生活と社会」「人間と自然」の3領域から各2単位以上 基礎科目 「外国語科目」の選択科目から4単位以上 基盤科目 「カトリック教育科目」「ライフキャリア形成科目」の選択科目から各2単位以上		・現代社会と人間（2） ・病児の発達と支援（2） ・こどもと自然（2）	コース共通 ・こども教育概論（2） ・こども教育基礎演習（1） ・こども教育フィールド研修（1） ・教職論（2） ・教育原理（2） ・こどもの教育心理学（2） ・特別支援教育論（初等）（2） 幼児教育コース ・保育内容総論［2］ ・幼児理解の理論と方法［2］			
2年次					初等教育コース ・教育課程論【2】	・教育と社会（2） ・教育経営論（2） から2単位以上 幼児教育コース ・保育内容（健康）［2］ ・保育内容（人間関係）［2］ ・保育内容（環境）［2］ ・保育内容（言葉）［2］ ・保育内容（音楽表現）［2］ ・保育内容（身体造形表現）［2］ から6単位以上 初等教育コース ・国語科指導法【2】 ・社会科指導法【2】 ・算数科指導法【2】 ・理科指導法【2】 ・生活科指導法【2】 ・音楽科指導法【2】 ・図工科指導法【2】 ・家庭科指導法【2】 ・体育科指導法【2】 ・外国語（英語）指導法【2】 ※2・3年次の科目から合計12単位以上		
3年次					コース共通 ・こども教育演習（4） 幼児教育コース ・保育・教育課程論［2］	初等教育コース ・道徳の指導法【2】 ・特別活動・総合的な学習の時間の指導法【2】 ・生徒指導・進路指導【2】 ※2・3年次の科目から合計12単位以上		
4年次					コース共通 ・卒業研究（8）			

（注1）［　］は幼児教育コース、【　】は初等教育コース履修者の履修単位を示す。

（注2）授業科目については「履修科目表」で確認すること。

（注3）授業科目の履修・登録にあたっては、「履修登録の手引き」「開講科目表」「講義概要（シラバス）」及び「授業時間表」を参照すること。

5．カリキュラム・マップ

学位授与方針 ND6		キリスト教精神・女性教育 DP1 自分を育てる力		知識・理解 DP2 知識・理解力		汎用的技能 DP3 言語力		汎用的技能 DP4 思考・解決力		態度・志向性 DP5 共生・協働する力		統合的な学習経験と総合的思考力 DP6 創造・発信力	
4年	後期											EDI4651	保育・教職実践演習（幼）
												EDN4650	教職実践演習（幼・小）
	集中等											EDI4601	初等教育実習Ⅰａ
												EDI4602	初等教育実習Ⅱａ
												EDD4601	特別支援教育実習
												EDS4601	卒業研究
	前期			EDP4200	初等教材開発論					EDN4500	国際理解教育	EDD4600	特別支援教育実習事前事後指導
				EDD3251	ＬＤ等教育総論								
				EDD3250	障害者教育課程論								
3年	後期			EDN3250	教育評価			EDI3450	乳児保育Ⅱ	EDI3550	障害児保育	EDI3651	保育実習指導Ⅱ
								EDN3451	食と健康の教育	EDI3551	保育相談支援	EDI3655	保育実習Ⅱ
								EDP3402	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	EDD2550	聴覚障害者の心理・生理・病理		
								EDN3400	情報教育				
								EDD3452	病弱者教育論				
								EDN3250	聴覚障害者教育論				
								EDD3400	知的障害者教育論Ⅱ				
								EDD3401	肢体不自由者教育論Ⅱ				
	集中等											GCP3650	海外インターンシップ
												EDP3600	初等教育実習Ⅰｂ
												EDP3601	初等教育実習Ⅱｂ
												EDS3600	こども教育演習
	前期			EDI3204	乳児保育Ⅰ			EDI3400	保育表現演習	GBL3500	話し方と自己表現	GCP3600	キャリア形成
				EDI3202	こどもの食と栄養			EDN3400	教育相談の理論と方法	EDI3500	家族援助論	EDR3601	音楽アンサンブル演習
				EDI3203	地域福祉論Ⅰ			EDN3401	環境教育	EDD3550	視覚障害者の心理・生理・病理	EDN3600	教育実習事前事後指導
				EDI3205	保育・教育課程論			EDN3400	教育相談の理論と方法				
				EDN3201	スクールカウンセリング論（教育・学校心理学）			EDD2450	知的障害者教育論Ⅰ				
				EDP3200	道徳の指導法			EDD2451	肢体不自由者教育論Ⅰ				
				EDN3202	教育方法学			EDD3451	視覚障害者教育論				
				EDP3202	生徒指導・進路指導			EDP3403	ICT活用教育				
								GBL3400	AIとデータサイエンス				
2年	後期	GCE2150	キリスト教と日本文化	GBL2250	情報技術リテラシー	GBE2350	旅行の英会話	GEN2450	AIとデータサイエンス入門	EDI2550	社会的養護	EDI2650	保育実習指導Ⅰ－2
		GCE2151	キリスト教美術	EDI2253	こども家庭支援の心理学	GBE2351	留学の英会話	GBL2450	情報処理	EDI2551	社会的養護内容	EDI2602	保育実習Ⅰ－2
		GCE2152	キリスト教音楽	EDI2251	現代社会と福祉Ⅱ	GBE2352	歌って覚える英語表現	GBL2451	プログラミング演習	EDN2550	教育と社会	EDR3602	心理学と心理的支援
				EDN2254	教育経営論	GBE2354	実用英語基礎	EDI2450	保育内容（言葉）	EDD2500	知的障害者の心理・生理・病理		
				EDN2251	教育史	GBJ2350	日本語特講Ⅱ	EDI2451	保育内容（音楽表現）	EDD2501	肢体不自由者の心理・生理・病理		
				EDN2250	教育課程論	GBE2356	英語実践（4技能）Ⅱ	EDI2452	保育内容（身体造形表現）	EDD2502	病弱者の心理・生理・病理		
				EDN2251	教育史			EDP2450	音楽科指導法				
				EDN2253	学習・言語心理学			EDP2451	図工科指導法				
				EDP2250	書写			EDP2452	家庭科指導法				
				EDR2251	子どもの読書とメディア			EDP2453	体育科指導法				
								EDP2454	外国語（英語）指導法				
	集中等											GCP2600	キャリア形成ゼミ
												GCP2650	インターンシップ
												EDR3600	介護等体験
												CNS2601	子供のネット安全教育の理論と実践
	前期	GCE2102	聖書とキリスト教	EDI2252	こどもの保健	GBE2300	日常の英会話	GBL2400	情報演習Ⅱ			EDI2600	保育実習指導Ⅰ－1
		GCE2101	キリスト教思想	EDI3251	こどもの保健演習	GBE2301	おもてなしの英会話	EDI2403	保育心理学演習			EDI2601	保育実習Ⅰ－1
		GCP2101	子育てとワークライフバランス	EDI2202	保育音楽演習	GBE2307	ビジネス英会話	EDI2400	保育内容（健康）				
		EDI2100	現代社会と福祉Ⅰ	EDI2203	保育造形演習	GBE2308	英語リスニング	EDI2401	保育内容（人間関係）				
				EDI2204	保育体育演習	GBE2305	身近な英文法	EDI2402	保育内容（環境）				
				EDI2200	児童福祉論	GBF2300	中国語Ⅱ	EDN2401	障害者・障害児心理学				
				EDI2205	幼児と健康	GBF2301	コリア語Ⅲ	EDP2400	国語科指導法				
				EDI2206	幼児と人間関係	GBJ2300	日本語特講Ⅰ	EDP2401	社会科指導法				
				EDI2207	幼児と環境	GBL2300	アカデミック・ライティング	EDP2402	算数科指導法				
				EDI2208	幼児と言葉	GBE2306	英語実践（4技能）Ⅰ	EDP2403	理科指導法				
				EDI2209	幼児と音楽表現			EDP2404	生活科指導法				
				EDI2260	幼児と身体造形表現								
				EDP2202	音楽								
				EDP2203	図工								
				EDP2204	体育								
				EDP2200	家庭								
				EDP2201	外国語（英語）								
				EDD1250	特別支援教育基礎理論								
				GBL2200	アルゴリズム基礎								
1年	後期	GEH1150	歴史の中の女性	GEH1200	外国文学	GBE1352	英語理解Ⅱ	GEN1450	暮らしの統計学	CHS1552	病児の発達と支援	EDR1652	ピアノ実技（幼保）
		GES1150	ジェンダー論	GEH1252	ヨーロッパ近現代史	GBE1353	英語表現Ⅱ	GBL1452	SNSコミュニケーションスキル			EDR1653	ピアノ実技（小）
		GEN1150	生命倫理	GEH1253	文化人類学	GBF1350	フランス語	EDB1450	こどもの発達心理学				
		GBL1151	体育講義	GEH1254	哲学入門	GBF1351	アラビア語	EDI1450	保育内容総論				
				GES1250	憲法と人権	GBF1352	中国語Ⅱ	EDI1451	幼児理解の理論と方法				
				GES1251	暮らしの経済学	GBF1353	コリア語Ⅱ	EDP3401	消費生活				
				EDB1250	特別支援教育論（初等）	GBJ1350	日本語講読Ⅱ						
				EDI1250	保育原理	GBJ1351	日本語表現Ⅱ						
				EDI1251	保育者論								
				EDP1252	国語								
				EDP1253	算数								
				EDP1254	生活								
				EDP1250	社会								
				EDP1251	理科								
	集中等			IDE1252	海外文化研修	GBF1354	海外研修（語学）Ⅰ			GCP1550	短期インターンシップ		
						GBE1355	海外研修（語学）Ⅱａ			CHS1503	こどもと自然		
						GBE1356	海外研修（語学）Ⅱｂ						
	前期	GBL1100	体育実技	GEH1250	日本文学	GBE1302	英語理解Ⅰ	GEN1400	身近な自然科学	GES1500	ボランティア概論	EDR1601	ピアノ実技
		GCE1102	キリスト教学	GEH1201	日本近現代史	GBE1303	英語表現Ⅰ	GEN1401	心理学入門	GCP1500	ホスピタリティ入門		
		GCE1103	キリスト教音楽概論	GEH1202	東アジア近現代史	GBF1300	ドイツ語	GBL1401	情報演習Ⅰａ	CHS1502	現代社会と人間		
		GCP1102	ノートルダム学	GES1200	暮らしの法律学	GBF1301	スペイン語	GBL1402	情報演習Ⅰｂ	EDB1500	こども教育フィールド研修		
		GCP1101	女性とライフキャリア	GES1201	国際関係論入門	GBF1302	中国語Ⅰ	EDB1400	こどもの教育心理学				
		EDB1100	教職論	GES1202	社会学概論	GBF1303	コリア語Ⅰ						
		GBL1150	健康スポーツ演習	GEN1201	身近な医学	GBJ1300	日本語講読Ⅰ						
				GEN1202	情報の科学と倫理	GBJ1301	日本語表現Ⅰ						
				GBL1200	文章作成法Ⅰ								
				GBL1201	文章作成法Ⅱ								
				EDB1202	こども教育概論								
				EDB1200	こども教育基礎演習								
				EDB1201	教育原理								

◇社会情報課程◇

7. 授業科目の履修・登録

・社会情報課程の履修方法について

7　社会情報課程の履修方法について

1．卒業に必要な単位

科目区分別の卒業に必要な最低限の単位数（卒業の要件）

<table>
<tr><th colspan="3">科　目　区　分</th><th>必修</th><th colspan="2">選択必修</th><th>左欄以外からの選択</th><th>計</th></tr>
<tr><td rowspan="9">共通教育科目</td><td rowspan="3">教養科目</td><td>人間と文化</td><td></td><td colspan="2">4</td><td rowspan="8">4〜</td><td rowspan="15">124</td></tr>
<tr><td>生活と社会</td><td></td><td colspan="2">4</td></tr>
<tr><td>人間と自然</td><td>2</td><td colspan="2">2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基礎科目</td><td>外国語科目</td><td>6</td><td colspan="2">4</td></tr>
<tr><td>リテラシー・スポーツ科目</td><td>2</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">基盤科目</td><td>カトリック教育科目</td><td>4</td><td colspan="2">2</td></tr>
<tr><td>ライフキャリア形成科目</td><td></td><td colspan="2">2</td></tr>
<tr><td rowspan="6">専門教育科目</td><td colspan="2">基礎科目</td><td>8</td><td>12</td><td rowspan="2">6</td><td rowspan="6">8〜</td></tr>
<tr><td colspan="2">実践科目</td><td>1</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="4">展開科目</td><td>日本文化領域</td><td></td><td colspan="2" rowspan="4">12</td></tr>
<tr><td>生活環境領域</td><td></td></tr>
<tr><td>心理領域</td><td></td></tr>
<tr><td>教育・こども領域</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">専門演習・卒業研究</td><td>12</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">学際教育科目</td><td></td><td colspan="2"></td><td>0〜20</td></tr>
<tr><td colspan="3">合　計</td><td>35</td><td colspan="2">57</td><td>32</td><td>124</td></tr>
</table>

2．履修方法

以下の１～３の各科目区分の必要単位数を満たしつつ、同時に１～３の合計が124単位以上になるように履修しなければならない。各科目区分の最低必要単位数を合計しても124単位にはならないので注意すること。

以下、（　）内の数字は単位数を示す。

１．共通教育科目（36単位以上）

⑴　必修科目・選択必修科目と履修単位数について

以下の基盤科目4単位、基礎科目8単位及び教養科目2単位は、全員が必ず履修しなければならない。

必修科目

◇　１年次に履修する科目

基盤科目：キリスト教学（2）、キリスト教音楽概論（2）

基礎科目：英語理解Ⅰ（1）、英語表現Ⅰ（1）、英語理解Ⅱ（1）、英語表現Ⅱ（1）、
英語実践Ⅰ（1）、英語実践Ⅱ（1）、文章作成法Ⅰ（1）、文章作成法Ⅱ（1）

◇　２年次に履修する科目

教養科目：AIとデータサイエンス入門（2）

⑵　選択必修科目と履修単位数について

教養科目の「人間と文化」、「生活と社会」の2領域から各4単位以上、「人間と自然」領域から２単位以上、基礎科目の「外国語科目」の選択科目から４単位以上、基盤科目の「カトリック教育科目」及び「ライフキャリア形成科目」の選択科目から各２単位以上、全体から4単位以上（選択科目に算入される）を必ず履修しなければならない。

⑶　外国人留学生の外国語科目の履修について

外国人留学生は、以下の日本語の科目を履修すること。なお、その単位は「外国語科目」の必修科目単位数に充てることができる。

日本語講読Ⅰ（1）、日本語講読Ⅱ（1）、日本語表現Ⅰ（1）、日本語表現Ⅱ（1）、日本語特講Ⅰ（1）、日本語特講Ⅱ（1）

２．専門教育科目（68単位以上）

⑴　必修科目と履修単位数について

社会情報基礎科目計8単位、社会実践科目1単位、専門演習・卒業研究12単位の計21単位は、全員が必ず履修しなければならない。

◇　１年次に履修する科目　　社会情報概論（2）、社会情報基礎演習Ⅰ（1）、社会情報基礎演習Ⅱ（1）、

◇　２年次に履修する科目　　社会情報発展演習Ⅰ（1）、社会情報発展演習Ⅱ（1）、情報処理（2）、情報演習Ⅱ（1）

◇　３年次に履修する科目　　社会情報演習（4）

◇　４年次に履修する科目　　卒業研究（8）

⑵　選択必修科目と履修単位数について

社会情報基礎科目から12単位以上、社会情報実践科目の選択科目から情報演習Ⅰａ（1）又は情報演習Ⅰｂ（1）いずれか1単位を含む9単位以上、社会情報基礎科目及び社会情報実践科目の全体から選択６単位以上、社会情報展開科目の中から12単位以上を選択し、必ず履修しなければならない。

⑶　選択科目と履修単位数について

上記（1）（2）（3）を除く専門教育科目から8単位以上選択し、必ず履修しなければならない。

３．学際教育科目

海外文化研修および他学部等・他学科の専門教育科目のうち、科目を設置した学部等・学科が認めた専門教育科目（履修科目表の科目名に☆印を付した科目）を選択し履修できる。履修した科目の単位は20単位を上限として卒業要件単位に算入される。

4．ゼミへの所属について

「社会情報演習」（３年次）及び「卒業研究」（４年次）は、本課程専任教員が担当するゼミの１つに所属して行われる。所属したゼミで個別に研究課題を設定し、それに取組み、最終的に４年次で卒業研究（卒業論文）の完成を目指す。事前に自分の希望する研究領域についてよく考え、シラバスを読み各ゼミの内容をよく理解しておくこと。

⑴　所属ゼミ決定のプロセス

①２年次11月　ゼミ選択説明会。

②希望ゼミを選択し、指定された方法で学事課に提出。

③各ゼミの希望者数に大きな偏りが生じた場合は調整を行う。

④所属ゼミの決定

※「ゼミ選択説明会」では、ゼミの詳しい内容や所属までのスケジュールなど重要な説明をするので必ず出席すること。（欠席するとゼミ選択において不利になることがある。）説明会の日程は掲示にて周知するので掲示板に注意しておくこと。

5．卒業研究について

卒業研究に関する提出物をそれぞれ決められた書式に従って、期日までに提出しなければならない。詳細は掲示や手引き等で確認すること

3．履修単位表

（ ）数字は単位数

区分	卒業に要する単位（124）						
	共通教育科目（36〜）			専門教育科目（68〜）			学際教育科目（0〜20）
	必修（14）	選択必修（18）	選択（4〜）	必修（21）	選択必修（39）	選択（8〜）	選択
1年次	・キリスト教学（2） ・キリスト教音楽概論（2） ・英語理解Ⅰ（1） ・英語表現Ⅰ（1） ・英語理解Ⅱ（1） ・英語表現Ⅱ（1） ・英語実践Ⅰ（1） ・英語実践Ⅱ（1） ・文章作成法Ⅰ（1） ・文章作成法Ⅱ（1） 外国人留学生は、日本語の科目4単位の修得をもって外国語の必修科目の単位数に充てることができる。	教養科目 「人間と文化」、「生活と社会」の2領域から各4単位以上 「人間と自然」領域から2単位以上 基礎科目 「外国語科目」の選択科目から4単位以上 基盤科目 「カトリック教育科目」「ライフキャリア形成科目」の選択科目から各2単位以上		・社会情報概論(2) ・社会情報基礎演習Ⅰ（1） ・社会情報基礎演習Ⅱ（1）	「社会情報基礎科目」から12単位以上 「社会情報実践科目」の選択科目から情報演習Ⅰa(1)又は情報演習Ⅰb(1)いずれか1単位を含む9単位以上 「社会情報基礎科目」「社会情報実践科目」の全体から6単位以上 「社会情報展開科目」から12単位以上		
2年次				・社会情報発展演習Ⅰ（1） ・社会情報発展演習Ⅱ（1） ・情報処理（2） ・情報演習Ⅱ（1）			
3年次				・社会情報演習（4）			
4年次				・卒業研究（8）			

（注1）授業科目については「履修科目表」で確認すること。

（注2）授業科目の履修・登録にあたっては、「履修登録の手引き」「開講科目表」「講義概要（シラバス）」及び「授業時間表」を参照すること。

4. カリキュラム・マップ

学位授与方針ND6		キリスト教精神・女性教育		知識・理解		汎用的技能				態度・志向性		統合的な学習経験と総合的思考力	
		DP1		DP2		DP3		DP4		DP5		DP6	
		自分を育てる力		知識・理解力		言語力		思考・解決力		共生・協働する力		創造・発信力	
4年次	後期												
	集中等												
												INF4600	卒業研究
	前期									EDN4500	国際理解教育	CNS2601	子供のネット安全教育の理論と実践
3年次	後期			CSA2260	子どもの読書とメディア			CSA2457	プレゼンテーション演習				
				CSA1257	メディアコンテンツ表現法			LDA3450	家族社会学				
				CSA2259	インターネット社会論			EDN3402	情報教育				
				LDR3253	ソーシャルマーケティング論								
				LDR3254	女性起業論								
				PSA2251	現代青年の心理学								
	集中等											INF2601	社会情報インターンシップ
												INF2602	社会情報海外インターンシップ
												INF3600	社会情報演習
	前期			CSA2218	図書館情報技術論	CSA2305	プレゼンテーション概論	GBL3400	ＡＩとデータサイエンス	GBL3500	話し方と自己表現	GCP3600	キャリア形成
				LDR3203	マーケティング論	CSA2307	スピーチの基礎	EDP3403	ＩＣＴ活用教育				
				PSA3201	高齢者の心理学								
				EDN3202	教育方法学								
2年次	後期	GCE2150	キリスト教と日本文化	GBL2250	情報技術リテラシー	GBE2350	旅行の英会話	GEN2450	ＡＩとデータサイエンス入門	PSA2551	社会・集団・家族心理学Ⅱ（家族）		
		GCE2151	キリスト教美術	CSA1254	国際日本文化論	GBE2351	留学の英会話	CSA1454	博物館情報・メディア論	INF2550	社会情報発展演習Ⅱ		
		GCE2152	キリスト教音楽	CSA1252	現代ジャーナリズム入門	GBE2352	歌って覚える英語表現	INF2450	プログラミング実践				
				LDR2252	ビジネスの基礎Ⅱ	GBE2354	実用英語基礎						
				LDA2250	服飾心理学	GBE2356	英語実践（4技能）Ⅱ						
				LDA2256	ライフプランニング論	GBJ2350	日本語特講Ⅱ						
				PSA2254	学習・言語心理学								
				EDN2255	教育史								
				INF2250	ＩＣＴビジネス論								
				INF2251	特別支援教育								
	集中等											GCP2600	キャリア形成ゼミ
												GCP2650	インターンシップ
												GCP3650	海外インターンシップ
												INF2600	社会情報フィールド研修
	前期	GCE2102	聖書とキリスト教	GBL2200	アルゴリズム基礎	GBE2300	日常の英会話	GBL2450	情報処理	PSA2502	障害者・障害児心理学		
		GCE2101	キリスト教思想	GEN1201	身近な医学	GBE2301	おもてなしの英会話	GBL2400	情報演習Ⅱ	PSA2500	対人関係論		
		GCP2101	子育てとワークライフバランス	LDA2205	生活経済学	GBE2307	ビジネス英会話	CSA2411	情報・メディアの文化とリテラシー	INF2500	社会情報発展演習Ⅰ		
				LDR2201	ビジネスの基礎Ⅰ	GBE2308	英語リスニング	LDA2405	福祉住環境デザイン	INF2551	教育社会学		
				PSA2201	発達心理学概論	GBE2305	身近な英文法	INF2402	情報メディアの活用				
				PSA2205	知覚・認知心理学	GBE2306	英語実践（4技能）Ⅰ						
				PSA2203	消費者行動の心理学	GBF2300	中国語Ⅲ						
						GBF2301	コリア語Ⅲ						
						GBJ2300	日本語特講Ⅰ						
						GBL2300	アカデミック・ライティング						
1年次	後期	GEH1150	歴史の中の女性	GEH1200	外国文学	GBE1352	英語理解Ⅱ	GEN1450	暮らしの統計学				
		GES1150	ジェンダー論	GEH1252	ヨーロッパ近現代史	GBE1353	英語表現Ⅱ	GBL1452	ＳＮＳコミュニケーションスキル				
		GEN1150	生命倫理	GEH1253	文化人類学	GBF1350	フランス語	SLB1450	現代社会と家庭経営				
		GBL1151	体育講義	GES1250	憲法と人権	GBF1351	アラビア語	LDA1450	消費生活				
		GBL1150	健康スポーツ演習	GES1251	暮らしの経済学	GBF1352	中国語Ⅱ	INF1450	社会情報基礎演習Ⅱ				
				GEH1254	哲学入門	GBF1353	コリア語Ⅱ						
				GBL2451	プログラミング演習	GBJ1350	日本語講読Ⅱ						
				LDA1250	家庭電気・機械及び情報処理	GBJ1351	日本語表現Ⅱ						
				PSA1250	教育心理学概論								
				EDP1253	算数								
	集中等			IDE1252	海外文化研修	GBF1354	海外研修（語学）Ⅰ			GCP1550	短期インターンシップ		
						GBE1355	海外研修（語学）Ⅱａ						
						GBE1356	海外研修（語学）Ⅱｂ						
	前期	GBL1100	体育実技	GEH1250	日本文学	GBE1302	英語理解Ⅰ	GEN1400	身近な自然科学	GES1500	ボランティア概論		
		GCE1102	キリスト教学	GEH1201	日本近現代史	GBE1303	英語表現Ⅰ	GEN1401	心理学入門	GCP1500	ホスピタリティ入門		
		GCE1103	キリスト教音楽概論	GEH1202	東アジア近現代史	GBF1300	ドイツ語	GBL1401	情報演習Ⅰａ	PSA1500	心理カウンセリング概論		
		GCP1101	女性とライフキャリア	GES1200	暮らしの法律学	GBF1301	スペイン語	GBL1402	情報演習Ⅰｂ				
		GCP1102	ノートルダム学	GES1201	国際関係論入門	GBF1302	中国語Ⅰ	INF1400	社会情報基礎演習Ⅰ				
		CSA2123	哲学とキリスト教	GES1202	社会学概論	GBF1303	コリア語Ⅰ						
				GBL1200	文章作成法Ⅰ	GBJ1300	日本語講読Ⅰ						
				GBL1201	文章作成法Ⅱ	GBJ1301	日本語表現Ⅰ						
				GEN1202	情報の科学と倫理								
				CSA1204	国際関係論								
				EDB1201	教育原理								
				INF1200	社会情報概論								

8. キャリア教育

8 キャリア教育

本学では､「キャリア」という言葉を単に「職業の経歴」という意味に限定せず「人生」ひいては「生き方」といった意味で捉え、人生100年時代と言われる中で学生がどのような「人生」を送りたいのか、どのような人生の選択を行うべきかを主体的に考える「ライフプランニング」を構築するため、「就業力を自己開発する実践キャリア教育」に取組んでいる。

1．キャリア形成支援

初年次から卒業まで学生のキャリア発達にあわせて学部・学科・学年ごとに段階的なキャリア形成科目を開講している。必要な知識を身につけ、行動・実践することで力に変え、自身が納得して進路実現できるよう支援している。

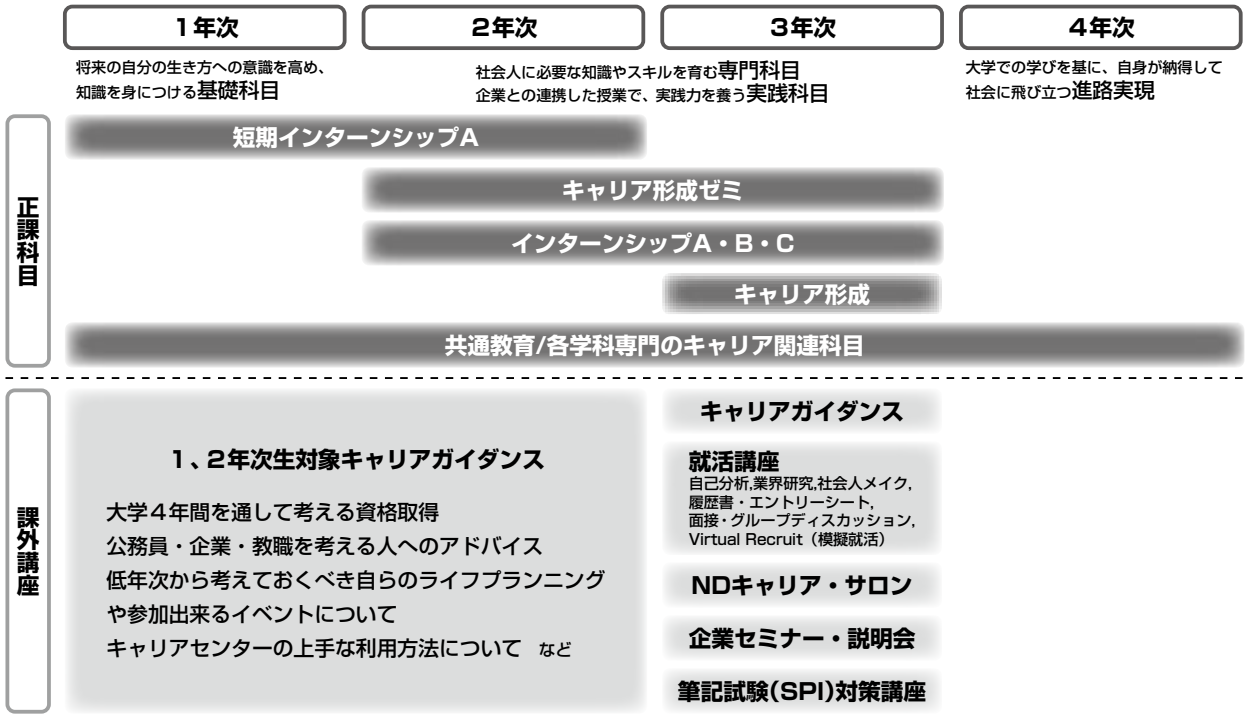

2．キャリア教育の達成目標

社会で必要とされる力として経済産業省が定義する「社会人基礎力」を様々なプログラムを通して、身に付ける事を目標に、本学では低年次から受講可能なキャリア形成科目、または「インターンシップ」や実践型授業などを実施し、学生自身が自らの進路を主体的に考えられる力の育成を目指している。

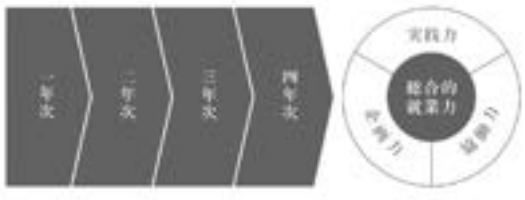

低年次よりライフプランニングへの意識を高め、企画力、協働力、実践力を身に付ける。
最終的には卒業時に総合的な実践力を身に付けることを目標としている。

3．PBL型「キャリア形成ゼミ」

社会で求められる力を養うために､実践型授業を開講している。学生が社会に出て活躍すると考えられるフィールドを「ゼミ」とし、各ゼミ（業界）が抱えるテーマや問題意識をメンバーと共有し、その解決策を考え実行することで実践力を向上させる。課題を察知する力や情報収集力、企画力、協働力、実践力など多くのスキルを培う。

9. 履修科目表

⑴ 共通教育科目・学際教育科目
⑵ 英語英文学科専門教育科目
⑶ 国際日本文化学科専門教育科目
⑷ 現代人間学部学科横断プロジェクト型科目
⑸ 生活環境学科専門教育科目
⑹ 心理学科専門教育科目
⑺ こども教育学科専門教育科目
⑻ 社会情報課程専門教育科目
⑼ 免許・資格・プログラム関係

履修科目表の見方

1　他学科等科目

科目名の前に☆印が付いている科目は、他学部・他学科所属の学生が履修できる科目。なお、履修できる科目であっても学年配当や履修条件があるので、それらを遵守すること。

2　配当学年

標準的な履修年次を示している。配当学年より下の年次では履修できないが、その年次に履修できなかった場合は上の年次で履修することができる。

3　前提科目

科目Aの単位を既に修得していることが科目Bを履修するための条件である場合、科目Aを科目Bの「前提科目」といい、備考欄に **前提科目** マークで示している。前提科目Aが未修得のままで科目Bを登録しようとすると、例外なく「登録エラー」となりその科目は登録できないので十分注意すること。

4　前提科目以外の履修条件

備考欄には前提科目のほか、「『○○学Ⅰ』履修者であること」などと指示している場合がある。これらは上記3の「登録エラー」には関係しないが、先に履修しておくべき科目や、あらかじめ必要となる学力レベルなどを示したものである。これらの条件を満たした人を対象に授業が行われるので、原則として従うこと（英語英文学科の専門教育科目については、指定された条件を満たさずに当該科目の履修を希望する場合は科目担当教員又は学科の許可が必要。）。

5　備考欄のその他の記載について

・1年置きに開講される科目は、次のとおり記載している。

隔年開講1＝西暦が奇数の年に開講される。

隔年開講2＝西暦が偶数の年に開講される。

9－(1) 共通教育科目

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
【教養科目】									
人間と文化									
1102	GEH 1250	日本文学		2	2単位以上選択必修	1	講義	前期	
1102	GEH 1200	外国文学		2		1	講義	後期	
1102	GEH 1201	日本近現代史		2		1	講義	前期	
1102	GEH 1202	東アジア近現代史		2		1	講義	前期	
1102	GEH 1252	ヨーロッパ近現代史		2		1	講義	後期	
1102	GEH 1150	歴史の中の女性		2		1	講義	後期	
1102	GEH 1253	文化人類学		2		1	講義	後期	
1102	GEH 1254	哲学入門		2		1	講義	後期	〔兼〕社会情報課程専門教育科目
生活と社会									
1102	GES 1200	暮らしの法律学		2	2単位以上選択必修	1	講義	前期	
1102	GES 1250	憲法と人権		2		1	講義	後期	
1102	GES 1251	暮らしの経済学		2		1	講義	後期	
1102	GES 1201	国際関係論入門		2		1	講義	前期	
1102	GES 1202	社会学概論		2		1	講義	前期	
1102	GES 1150	ジェンダー論		2		1	講義	後期	
1102	GES 1500	ボランティア概論		2		1	講義	前期	
人間と自然									
1102	GEN 1400	身近な自然科学		2	2単位以上選択必修（社会情報課程は□以外から2単位以上選択必修）	1	講義	前期	
1102	GEN 1450	暮らしの統計学		2		1	講義	後期	〔兼〕社会情報課程専門教育科目
1102	GEN 1201	身近な医学		2		1・2	講義	前期	
1102	GEN 1150	生命倫理		2		1	講義	後期	
1102	GEN 1401	心理学入門		2		1	講義	前期	心理学科の学生は履修できない
1102	GEN 1202	情報の科学と倫理		2		1	講義	前期	メディア利用（学則第13条第2項適用）〔兼〕社会情報課程専門教育科目
1102	GEN 2450	AIとデータサイエンス入門	A・B	2	□	2	講義	後期	定員40人　□社会情報課程必修
【基礎科目】									
外国語科目									
1111 1112	GBE 1302	英語理解Ⅰ	A～H・J～N・P～R	1	○	1	演習	前期	クラス指定　定員20人 英語英文学科・外国人留学生は選択
1111 1112	GBE 1303	英語表現Ⅰ	A～H・J～N・P～R	1	○	1	演習	前期	クラス指定　定員20人 英語英文学科・外国人留学生は選択
1111 1112	GBE 1352	英語理解Ⅱ	A～H・J～N・P～R	1	○	1	演習	後期	クラス指定　定員20人 英語英文学科・外国人留学生は選択
1111 1112	GBE 1353	英語表現Ⅱ	A～H・J～N・P～R	1	○	1	演習	後期	クラス指定　定員20人 英語英文学科・外国人留学生は選択
1112	GBE 2300	日常の英会話	A～C	1	4単位以上選択必修	2	演習	前・後	各クラス定員25人
1112	GBE 2350	旅行の英会話	A・B	1		2	演習	後期	各クラス定員25人
1112	GBE 2351	留学の英会話		1		2	演習	後期	定員25人
1112	GBE 2301	おもてなしの英会話	A～C	1		2	演習	前期	各クラス定員25人
1112	GBE 2307	ビジネス英会話	A・B	1		2	演習	前期	各クラス定員30人

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
1112	GBE 2352	歌って覚える英語表現		1		2	演習	後期	定員25人
1112	GBE 2308	英語リスニング		1		2	演習	前期	定員25人
1112	GBE 2354	実用英語基礎		1		2	演習	後期	定員40人
1112	GBE 2305	身近な英文法		1		2	演習	前期	定員40人
1112	GBE 2306	英語実践（4技能）Ⅰ		1	□	1・2・3・4	演習	前期	集中　定員50人 □社会情報課程必修
1112	GBE 2356	英語実践（4技能）Ⅱ		1	□	1・2・3・4	演習	後期	集中　定員50人 □社会情報課程必修
1112	GBF 1300	ドイツ語		2		1	演習	前期	週2コマ　定員40人
1112	GBF 1350	フランス語	A・B	2		1	演習	後期	週2コマ　各クラス定員40人
1112	GBF 1301	スペイン語	A・B	2		1	演習	前期	週2コマ　各クラス定員40人
1112	GBF 1351	アラビア語		2		1	演習	後期	週2コマ　定員40人
1112	GBF 1302	中国語Ⅰ	A～D	2		1	演習	前・後	週2コマ　初級　各クラス定員40人
1112	GBF 1352	中国語Ⅱ		2		1	演習	後期	週2コマ　中級　定員40人
1112	GBF 2300	中国語Ⅲ		2		2	演習	前期	週2コマ　上級　定員40人
1112	GBF 1303	コリア語Ⅰ	A～C	2	4単位以上選択必修	1	演習	前・後	週2コマ　初級　各クラス定員40人
1112	GBF 1353	コリア語Ⅱ		2	（社会情報課程は□以外から4単位以上選択必修）	1	演習	後期	週2コマ　中級　クラス定員40人
1112	GBF 2301	コリア語Ⅲ		2		2	演習	前期	週2コマ　上級　クラス定員40人
1112	GBF 1354	海外研修（語学）Ⅰ		2		1・2・3・4	演習	夏	集中
1112	GBE 1355	海外研修（語学）Ⅱａ		2		1・2・3	演習	春	集中
1112	GBE 1356	海外研修（語学）Ⅱｂ	A・B	2		1・2・3・4	演習	夏	集中
1112	GBJ 1300	日本語講読Ⅰ		1		1	演習	前期	外国人留学生は履修すること
1112	GBJ 1350	日本語講読Ⅱ		1		1	演習	後期	外国人留学生は履修すること
1112	GBJ 1301	日本語表現Ⅰ		1		1	演習	前期	外国人留学生は履修すること
1112	GBJ 1351	日本語表現Ⅱ		1		1	演習	後期	外国人留学生は履修すること
1112	GBJ 2300	日本語特講Ⅰ		1		2	演習	前期	外国人留学生は履修すること
1112	GBJ 2350	日本語特講Ⅱ		1		2	演習	後期	外国人留学生は履修すること
リテラシー・スポーツ科目									
1112	GBL 1200	文章作成法Ⅰ	A～D	1	※ □	1	講義	前・後	7.5コマ　各クラス定員30人 ※こども教育学科必修 □社会情報課程必修
1112	GBL 1201	文章作成法Ⅱ	A・B	1	□	1	講義	前・後	7.5コマ　各クラス定員30人 □社会情報課程必修
1112	GBL 2300	アカデミック・ライティング	A・B	2		2	講義	前・後	各クラス定員50人 〔兼〕社会情報課程専門教育科目
1112	GBL 1452	SNSコミュニケーションスキル		2		1	講義	後期	メディア利用 （学則第13条第2項適用） 〔兼〕社会情報課程専門教育科目
1112	GBL 3500	話し方と自己表現		2		3	講義	前期	定員30人 〔兼〕社会情報課程専門教育科目
1111	GBL 1401	情報演習Ⅰａ	A～F	1	1単位選択必修	1	演習	前・後	クラス指定 「情報演習Ⅰｂ」の単位を修得したものは履修できない 〔兼〕社会情報課程専門教育科目
1111	GBL 1402	情報演習Ⅰｂ	P・Q	1		1	演習	前期	メディア利用 （学則第13条第2項適用） クラス指定 「情報演習Ⅰａ」の単位を修得したものは履修できない 〔兼〕社会情報課程専門教育科目
1112	GBL 2400	情報演習Ⅱ	A～D	1		2	演習	前・後	「情報演習Ⅰａ」あるいは「情報演習Ⅰｂ」を履修していることが望ましい 各クラス定員35人 〔兼〕社会情報課程専門教育科目

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
1112	GBL 2450	情報処理	A～D	2		2	講義 演習	前・後	各クラス定員26人 〔兼〕社会情報課程専門教育科目
1112	GBL 2200	アルゴリズム基礎		2		2	講義	前期	〔兼〕社会情報課程専門教育科目
1112	GBL 2250	情報技術リテラシー	A・B	2		2	講義	後期	各クラス定員35人 〔兼〕社会情報課程専門教育科目
1112	GBL 2451	プログラミング演習		2		2	演習	後期	定員24人 〔兼〕社会情報課程専門教育科目
1112	GBL 3400	AIとデータサイエンス		2		3	講義	前期	〔兼〕社会情報課程専門教育科目
1112	GBL 1151	体育講義		1		1	講義	後期	前半7.5コマ
1112	GBL 1100	体育実技	A・B	1		1	実習	前期	各クラス定員40人
1112	GBL 1150	健康スポーツ演習	A～C	2		1	演習	前・後	Cクラスのみ定員40人
【基盤科目】									
カトリック教育科目									
1112	GCE 1102	キリスト教学	A～D	2	○	1	講義	前・後	クラス指定
1112	GCE 1103	キリスト教音楽概論	A～D	2	○	1	講義	前・後	クラス指定
1112	GCE 2102	聖書とキリスト教		2	2単位以上選択必修	2	講義	前期	
1112	GCE 2150	キリスト教と日本文化		2		2	講義	後期	
1112	GCE 2101	キリスト教思想		2		2	講義	前期	
1112	GCE 2151	キリスト教美術		2		2	講義	後期	メディア利用 （学則第13条第2項適用）
1112	GCE 2152	キリスト教音楽		2		2	講義	後期	
ライフキャリア形成科目									
1112	GCP 1102	ノートルダム学		1	2単位以上選択必修	1・2	講義	前期	前半7.5コマ
1112	GCP 1101	女性とライフキャリア		2		1	講義	前期	
1112	GCP 2101	子育てとワークライフバランス		1		2	講義	前期	後半7.5コマ
1112	GCP 1500	ホスピタリティ入門	A～C	2		1	講義	前・後	Cクラスは 英語英文学科生のみ
1112	GCP 3501	キャリア形成		2		3	講義	前・後	
1112	GCP 2500	キャリア形成ゼミ		2		2	演習	通	集中
1112	GCP 1550	短期インターンシップ		1		1・2	実習	通	集中
1112	GCP 2550	インターンシップ	A～C	2		2･3･4	実習	通	集中
1112	GCP 3550	海外インターンシップ	A～C	2		2･3･4	実習	春	集中

必要な単位数は、各学科等の「履修方法について」のページを参照のこと。

○　必修科目（共通）　□　社会情報課程必修科目

〔兼〕社会情報課程専門教育科目と備考に記載されている科目は、当該課程では共通教育科目ではなく専門教育科目として開設されているため、社会情報課程所属学生は注意すること。

9－(1) 学際教育科目

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
学際教育科目									
2500	IDE 1252	海外文化研修		1		1・2・3・4	演習	通	集中

9－(2) 英語英文学科専門教育科目

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
【専門基礎科目】									
2111	EGB1310	Practical English Ⅰ	A～D	2	○	1	演習	前期	クラス指定
2111	EGB1359	Practical English Ⅱ	A～D	2	○	1	演習	後期	クラス指定
2111	EGB1311	Academic English Ⅰ	A～D	2	○	1	演習	前期	クラス指定
2111	EGB1360	Academic English Ⅱ	A～D	2	○	1	演習	後期	クラス指定
2111	EGB2315	Academic English Ⅲ	A～D	2	○	2	演習	前期	クラス指定
2111	EGB2365	Academic English Ⅳ	A～D	2	○	2	演習	後期	クラス指定
2112	EGB1312	English Seminar Ⅰa		2	△▲	1	演習	前期	
2112	EGB1313	English Seminar Ⅰb	A・B	2	△▲	1	演習	前期	
2112	EGB1314	English Seminar Ⅰc	A・B	2	△▲	1	演習	前期	
2112	EGB1315	English Seminar Ⅰd		2	△▲	1	演習	前期	
2112	EGB1366	English Seminar Ⅱa		2	△▲	1	演習	後期	
2112	EGB1367	English Seminar Ⅱb	A・B	2	△▲	1	演習	後期	
2112	EGB1368	English Seminar Ⅱc	A・B	2	△▲	1	演習	後期	
2112	EGB1369	English Seminar Ⅱd		2	△▲	1	演習	後期	
2112	EGB2316	English Seminar Ⅲa	A・B	2	△▲	2	演習	前期	
2112	EGB2317	English Seminar Ⅲb	A・B	2	△▲	2	演習	前期	
2112	EGB2318	English Seminar Ⅲc	A・B	2	△▲	2	演習	前期	
2112	EGB2319	English Seminar Ⅲd	A・B	2	△▲	2	演習	前期	
2112	EGB2366	English Seminar Ⅳa	A・B	2	△▲	2	演習	後期	
2112	EGB2367	English Seminar Ⅳb	A・B	2	△▲	2	演習	後期	
2112	EGB2368	English Seminar Ⅳc	A・B	2	△▲	2	演習	後期	
2112	EGB2369	English Seminar Ⅳd	A・B	2	△▲	2	演習	後期	
2111	EGB3304	Academic English Ⅴ	A～E	2	○	3	演習	前期	クラス指定
2111	EGB3354	Academic English Ⅵ	A～E	2	○	3	演習	後期	クラス指定
2112	EGB3302	Communication Skills Ⅰ		1		3	演習	前期	
2112	EGB3352	Communication Skills Ⅱ		1		3	演習	後期	「Communication Skills Ⅰ」の履修者であること
2112	EGB1304	英文法Ⅰ		2		1	講義	前期	
2112	EGB1354	英文法Ⅱ		2		1	講義	後期	「英文法Ⅰ」の履修者であること
2112	EGB1100	英語キャリア戦略		2		1	講義	前期	
2112	EGB1305	☆TOEIC Ⅰ	A～C	2		1	講義	前期	各クラス定員40人
2112	EGB1355	☆TOEIC Ⅱ	A～C	2		1	講義	後期	各クラス定員40人
2112	EGB2305	☆TOEIC Ⅲ		2		2	講義	前期	定員40人
2112	EGB2355	☆TOEIC Ⅳ		2		2	講義	後期	定員40人
2112	EGB1306	☆TOEFL Ⅰ		2		1	講義	前期	
2112	EGB1356	☆TOEFL Ⅱ		2		1	講義	後期	
2112	EGB1309	☆同時通訳入門	A・B	2		1	講義	前・後	各クラス定員30人
2112	EGB2308	☆同時通訳法Ⅰ		2		2･3･4	講義	前期	定員20人
2112	EGB2358	☆同時通訳法Ⅱ		2		2･3･4	講義	後期	定員20人
2112	EGB2360	☆海外留学Ⅰa		1	■	2	演習	後期	集中 ■グローバルリベラルアーツコース必修

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
2112	EGB2310	☆海外留学Ⅰb		1		2·3	演習	前期	集中
2112	EGB2361	☆海外留学Ⅱa		2		2	演習	後期	集中
2112	EGB2311	☆海外留学Ⅱb		2		2·3	演習	前期	集中
2112	EGB2362	☆海外留学Ⅲa		4		2	演習	後期	集中
2112	EGB2312	☆海外留学Ⅲb		4		2·3	演習	前期	集中
2112	EGB2363	☆海外留学Ⅲc		4		2	演習	後期	集中
2112	EGB2313	☆海外留学Ⅲd		4		2·3	演習	前期	集中
2112	EGB2364	☆海外留学Ⅲe		4		2	演習	後期	集中
2112	EGB2314	☆海外留学Ⅲf		4		2·3	演習	前期	集中
【専門基幹科目】									
2111	EGF1100	英語英文学基礎演習Ⅰ	A～F	2	○	1	演習	前期	クラス指定
2111	EGF1150	英語英文学基礎演習Ⅱ	A～F	2	○	1	演習	後期	クラス指定
2111	EGF2200	英米文学概論		2	○	1	講義	後期	
2111	EGF2201	言語学概論		2	○	1	講義	後期	
2111	EGF2202	コミュニケーション学概論		2	○	1	講義	後期	
2112	EGF2250	専門講読（英文学）	A・B	2		2	講義	後期	クラス指定
2112	EGF2251	専門講読（米文学）	A・B	2		2	講義	後期	クラス指定
2112	EGF2254	研究方法論（コミュニケーション学）		2		2	講義	後期	
2112	EGF2255	研究方法論（英語教育学）	A・B	2		2	講義	後期	クラス指定
2112	EGF2256	研究方法論（言語学）		2		2	講義	後期	
【専門展開科目（グローバルリベラルアーツコース）】									
2122	EGE2250	Global Issues		2	△▲	2·3·4	講義	後期	
2122	EGE3553	Comparative Culture		2	△▲	2·3·4	講義	前期	
2122	EGE2202	Global Japan Studies		2	△▲	2·3·4	講義	前期	
2122	EGE3255	Simultaneous Translation		2	△▲	2·3·4	演習	後期	
2122	EGE3550	Women in Leadership		2	△▲	2·3·4	講義	前期	
2122	EGE2201	Popular Culture		2	△▲	2·3·4	講義	前期	
2122	EGE3402	Persuasive Communication		2	△▲	2・3・4	演習	後期	
2122	EGE2302	Public Speaking		2	△▲	2·3·4	演習	前期	
2122	EGE3404	Argumentation and Debate		2	△▲	2·3·4	演習	前期	
2122	EGE3652	Global Career Skills Development		2	△▲	2·3·4	演習	後期	
2122	EGE2502	Intercultural Communication and Acculturation		2	△▲	2·3·4	講義	前期	「異文化間コミュニケーション」を修得したものは履修できない
2122	EGE4652	Global Liberal Arts Seminar		2	△■	4	演習	後期	■グローバルリベラルアーツコース必修
2122	EGE2503	Study Abroad Preparation		1	△▲	2	演習	前期	集中　全7.5コマ
【専門展開科目】									
2122	EGL2200	☆英文学の歴史		2	△	2·3·4	講義	前期	
2122	EGL2201	☆米文学の歴史		2	△	2·3·4	講義	前期	
2122	EGL2450	☆英文学作品研究		2	△	2·3·4	講義	後期	
2122	EGL2451	☆米文学作品研究		2	△	2·3·4	講義	後期	
2122	EGL3450	☆映画論		2	△	2·3·4	講義	後期	
2122	EGL3459	☆イギリスの社会と文化		2	△	2·3·4	講義	前期	
2122	EGL3453	☆アメリカの社会と文化		2	△	2·3·4	講義	後期	

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
2122	EGL3250	☆Global Literature Workshop		2	△	2·3·4	演習	後期	
2122	EGL2202	☆英語の歴史		2	△	2·3·4	講義	前期	
2122	EGL2453	☆ことばのしくみ		2	△	2·3·4	講義	前期	
2122	EGL3458	☆ことばと意味		2	△	2·3·4	講義	後期	
2122	EGL3455	☆ことばと社会		2	△	2·3·4	講義	後期	「言語学概論」又は「英語の歴史」の履修者であること
2122	EGL3406	☆ことばの音と形態		2	△	2·3·4	講義	後期	
2122	EGL3403	☆対人コミュニケーション		2	△	2·3·4	講義	後期	
2122	EGL3456	☆異文化間コミュニケーション		2	△	2·3·4	講義	前期	「Intercultural Communication and Acculturation」を修得したものは履修できない
2122	EGL2400	☆ことばとコミュニケーション		2	△	2·3·4	講義	前期	
【専門関連科目】									
英語教育領域									
2132	EGR2200	英語科教育法Ⅰ		2		2	講義	前期	
2132	EGR2250	英語科教育法Ⅱ		2		2	講義	後期	
2132	EGR3200	英語科教育法Ⅲ		2		3	演習	前期	英語英文学科の必修科目（1.2年次配当分）を履修済みであること 学科の定めたTOEICの基準点を満たしていること。「英語科教育法Ⅰ・Ⅱ」履修済みであること
2132	EGR3250	英語科教育法Ⅳ		2		3	演習	後期	
2132	EGR2202	☆こども英語指導法（理論編）		2		2·3·4	講義	前期	
2132	EGR2252	☆こども英語指導法（実践編）		2		2·3·4	講義	後期	「こども英語指導法（理論編）」の履修者であること
2132	EGR3450	☆応用言語学		2		2·3·4	講義	後期	
2132	EGR3252	☆英語教材作成演習		2		2·3·4	演習	後期	（隔年開講1）定員30人
2132	EGR3202	☆外国語としての日本語		2		2·3·4	講義	前期	定員30人
エアラインプログラム科目									
2132	EGR1151	☆ホスピタリティ論		2		1	講義	後期	**前提科目** 「ホスピタリティ入門」
2132	EGR2550	☆エアライン・ビジネス論		2		2	講義	後期	
2132	EGR1500	☆エアライン・サービス論		2		1	講義	前期	
2132	EGR3500	☆旅行観光業研究		2		2·3·4	講義	夏期	集中（隔年開講1）
2132	EGR4500	☆ホテルビジネス研究		2		2·3·4	講義	夏期	集中（隔年開講2）
2132	EGR2101	ホスピタリティ・スキル演習		2		2·3·4	講義	前・後	
2132	EGR3504	ホスピタリティ演習		2		3·4	講義	前・後	
2132	EGR2350	☆接遇のための日本語		1		2·3·4	演習	前期	定員20人
2132	EGR3550	☆ビジネスマナー演習		1		3·4	演習	後期	各クラス定員16人
2132	EGR3552	ホスピタリティ＆キャリア		1		3·4	演習	後期	
2132	EGR3502	エアライン研修		2		2·3	演習	夏期	集中　定員20人
医療サポート英語プログラム科目									
2132	EGR2300	☆医療サポート英語Ⅰ		2		2·3·4	演習	前期	
2132	EGR2351	☆医療サポート英語Ⅱ		2		2·3·4	演習	後期	**前提科目** 「医療サポート英語Ⅰ」
2132	EGR2253	☆臨床の医学・病院研修		2		2·3·4	演習	夏期	集中 **前提科目** 「身近な医学」
プレゼンテーション実務士科目									
2132	CSA2305	☆プレゼンテーション概論		2		2·3·4	講義	前期	定員35人
2132	CSA2457	☆プレゼンテーション演習		2		2·3·4	演習	後期	定員30人

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
【専門演習・卒業研究】									
2141	EGS3500	英語英文学演習Ⅰ		2	○	3	演習	前期	クラス指定
2141	EGS3550	英語英文学演習Ⅱ		2	○	3	演習	後期	クラス指定
2141	EGS4600	卒業研究		8	○	4		通年	クラス指定　4年次生で卒業論文を作成（原則として、使用言語を英語とする）

【専門教育科目】

①専門基礎科目の必修科目16単位、専門基礎科目の選択必修科目としてEnglish Seminar Ⅰa・English Seminar Ⅰb・English Seminar Ⅰc・English Seminar Ⅰd、English Seminar Ⅱa・English SeminarⅡb・English SeminarⅡc・English SeminarⅡd、English Seminar Ⅲa、English SeminarⅢb、English SeminarⅢc、English SeminarⅢd、English Seminar Ⅳa、English SeminarⅣb、English SeminarⅣc、English SeminarⅣdのうちから20単位、専門基幹科目の必修科目10単位及び専門演習・卒業研究12単位、合計58単位を修得する。

A　英語英文学コースは、上記①の58単位に加え、専門展開科目から選択必修20単位以上を修得し、専門教育科目全体で88単位以上修得する。

B　グローバルリベラルアーツコースは、上記①の58単位に加え、専門基礎科目のコース必修科目（海外留学Ⅰa）1単位、専門展開科目（グローバルリベラルアーツコース科目）から、コース必修科目（Global Liberal Arts Seminar）2単位を含んで20単位以上を修得し、専門教育科目全体で88単位以上修得する。ただし、海外留学Ⅰaを履修できる者は、学部が別に定める条件を満たすものに限る。

○　必修科目（コース共通）
△　英語英文学コース選択必修科目
▲　グローバルリベラルアーツコース選択必修科目
■　グローバルリベラルアーツコース必修科目

9ー(3) 国際日本文化学科専門教育科目

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
【基礎科目】									
2211	CSB 1600	基礎演習I		2	○	1	演習	前期	クラス指定
2211	CSB 1650	基礎演習Ⅱ		2	○	1	演習	後期	クラス指定
2211	CSB 1500	日本語コミュニケーションI		2	○	1	講義	前期	文章表現を含む。
2211	CSB 1550	日本語コミュニケーションⅡ		2	○	1	講義	後期	文章表現を含む。
2211	CSB 2500	日本語コミュニケーションⅢ		2	○	2	講義	前期	文章表現を含む。
【展開科目】									
学科共通選択科目									
2222	CSA 2219	☆言語文化概論		2		1·2	講義	前期	漢字文化史（隔年開講2）
2222	CSA 1254	国際日本文化論		2		1·2	講義	後期	
2222	CSA 1401	観光学概論		2		1·2	講義	前期	
2222	CSA 2550	観光文化論		2		1·2	講義	後期	
2222	CSA 1450	観光ビジネス論		2		2·3·4	講義	後期	
2222	CSA 3500	地域ツーリズム論		2		2·3·4	講義	前期	
2232	CSA 2305	☆プレゼンテーション概論		2		2·3·4	講義	前期	
2232	CSA 2457	☆プレゼンテーション演習		2		2·3·4	演習	後期	定員30人
2222	CSA 3600	フィールド実践演習		1		3·4	演習	通年	集中
2132	CSA 2100	ホスピタリティ·スキル		2		2·3·4	講義	前期	
2132	CSA 3551	ビジネスマナー演習		1		3·4	演習	後期	
日本語日本文化領域									
2222	CSA 1200	国文学概論		2		1·2	講義	前期	国文学史を含む。
2222	CSA 1201	国語学概論		2		1·2	講義	前期	音声言語を含む。
2222	CSA 2220	☆漢文学入門		2		1·2	講義	前期	定員50人
2222	CSA 2265	☆漢文学特講		2		2·3·4	講義	後期	（隔年開講1）
2222	CSA 2250	☆日本古典文学講読		2		2·3·4	講義	後期	
2222	CSA 3251	☆日本近代文学講読		2		2·3·4	講義	後期	（隔年開講1）
2222	CSA 2352	☆日本語文法		2		2·3·4	講義	後期	
2222	CSA 2353	☆日本語研究		2		2·3·4	講義	後期	
2222	CSA 2304	日本語教育入門		2		2·3·4	講義	前期	
2222	CSA 2406	☆日本語の朗読		2		2·3·4	演習	前期	定員30人
2222	CSA 2307	☆スピーチの基礎		2		2·3·4	演習	前期	定員30人
2222	CSA 3202	外国語としての日本語		2		2·3·4	講義	後期	
2222	CSA 2201	書写研究		2		2·3·4	講義	前期	定員30人
2222	CSA 3254	☆日本文学特講		2		2·3·4	講義	後期	（隔年開講2）
2222	CSA 2202	☆日本伝統文化論		2		2·3·4	講義	前期	
2222	CSA 3250	☆日本年中行事論		2		3·4	講義	後期	
2222	CSA 2255	☆京都学		2		2·3·4	講義	後期	
2222	CSA 2403	☆京都フィールドワーク研究		2		2·3·4	講義	後期	定員25人
2222	CSA 2203	京都資料論		1		2·3·4	講義	前期	全7.5コマ

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
2222	CSA 2258	☆古文書読解		2		2·3·4	演習	後期	
2222	CSA 2260	☆子どもの読書とメディア		2		2·3·4	講義	後期	(隔年開講2)司書に関する科目を兼ねる
2222	CSA 2512	☆昔話とストーリーテリング		2		2·3·4	講義	前期	
2222	CSA 1253	現代出版事情		2		2·3·4	講義	後期	司書に関する科目を兼ねる
2222	CSA 3263	☆出版文化史		2		2·3·4	講義	後期	(隔年開講2)
2222	CSA 1252	☆現代ジャーナリズム入門		2		1·2	講義	後期	
2222	CSA 1256	日本の歴史と文化		2		1・2	講義	後期	
2222	CSA 2273	☆日本思想		2		2·3·4	講義	後期	
2222	CSA 2212	☆日本美術史		2		2·3·4	講義	前期	
2222	CSA 3201	☆日本美術特講		2		3·4	講義	前期	
2222	CSA 2451	☆異界·妖怪学		2		2·3·4	講義	後期	
2222	CSA 3401	☆物語舞台論		2		2·3·4	講義	前期	
国際文化領域									
2222	CSA 1203	比較文化概論		2		1·2	講義	前期	
2222	CSA 1204	☆国際関係論		2		1·2	講義	前期	
2222	CSA 2268	☆多文化理解		2		1·2	講義	後期	(隔年開講2)
2222	CSA 3550	☆クールジャパン論		2		2·3·4	講義	後期	
2222	CSA 3252	☆ヨーロッパ文化論		2		2·3·4	講義	後期	
2222	CSA 2274	☆アジア文化論		2		2·3·4	講義	後期	
2222	CSA 1255	☆中東文化論		2		2·3·4	講義	前期	(隔年開講1)
2222	CSA 4217	☆アラブ·イスラーム文化論		2		2·3·4	講義	前期	(隔年開講2)
2222	CSA 2301	☆アラビア語の世界		2		2·3·4	講義	前期	**前提科目** アラビア語
2222	CSA 2264	☆日中近代語彙比較論		2		2·3·4	講義	後期	(隔年開講2)
2222	CSA 3207	☆比較文学講読		2		2·3·4	講義	前期	(隔年開講1)
2222	CSA 2207	☆西洋美術史I		2		2·3·4	講義	前期	(隔年開講1)
2222	CSA 2256	☆西洋美術史II		2		2·3·4	講義	後期	(隔年開講2)
2222	CSA 2419	☆西洋美術史特講		2		2·3·4	講義	後期	(隔年開講2)
2222	CSA 1212	☆音楽文化概論		2		2·3·4	講義	前期	(隔年開講2)
2222	CSA 4151	☆キリスト教音楽特講		2		2·3·4	講義	後期	
2222	CSA 2257	☆音楽表現学		2		2·3·4	講義	後期	(隔年開講2)
2222	CSA 3203	☆現代音楽事情		2		2·3·4	講義	後期	
2222	CSA 2223	☆西洋思想史		2		2·3·4	講義	前期	(隔年開講1)
2222	CSA 2157	☆キリスト教とことば		2		2·3·4	演習	後期	(隔年開講2)
2222	CSA 3158	☆キリスト教文化		2		1·2	演習	後期	(隔年開講1)
2222	CSA 2123	☆哲学とキリスト教		2		1·2	講義	前期	(隔年開講2)
2222	CSA 2411	☆情報·メディアの文化とリテラシー		2		2·3·4	講義	前期	(隔年開講1)定員30人
2222	CSA 2259	☆インターネット社会論		2		2·3·4	講義	後期	
2222	CSA 2218	図書館情報技術論		2		2·3·4	講義	前期	定員46人
2222	CSA 1257	メディアコンテンツ表現法		2		2·3·4	講義	後期	
2222	CSA 2561	☆識字活動と子どもの権利		2		2·3·4	講義	後期	(隔年開講1)
2222	CSA 1208	博物館概論		2		1·2·3	講義	前期	学芸員に関する科目を兼ねる
2222	CSA 1454	博物館情報·メディア論		2		1·2·3·4	講義	後期	学芸員に関する科目を兼ねる

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
専門演習・卒業研究									
2241	CSS 2600	発展演習Ⅰ		2		2	演習	前期	クラス指定
2241	CSS 2650	発展演習Ⅱ		2		2	演習	後期	クラス指定
2241	CSS 3600	専門演習Ⅰ		2		3	演習	前期	クラス指定
2241	CSS 3650	専門演習Ⅱ		2		3	演習	後期	クラス指定
2241	CSS 4600	卒業研究		8		4		通年	クラス指定

基礎科目の必修科目10単位、専門演習・卒業研究の必修科目16単位、展開科目及び関連科目から選択46単位以上修得する。

○　必修科目

9－(4) 現代人間学部学科横断プロジェクト型科目

科目種別番号	コースナンバー	授　業　科　目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備　　考
【学部共通科目】									
N002	CHS 1502	現代社会と人間		2		1	講義	前期	
N002	CHS 1552	病児の発達と支援		2		1	演習	春期	集中　定員40人
N002	CHS 1503	こどもと自然		2		1	演習	通年	集中

選択科目として６単位まで履修できる。

9－(5) 生活環境学科専門教育科目

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	コース必修			配当学年	授業形態	期間	備考
						生活科学コース	生活経済・経営コース	精神保健福祉コース				
【基幹科目】												
N211	SLF 1301	生活環境基礎演習Ⅰ		2	○				1	演習	前期	
N211	SLF 1251	生活環境基礎演習Ⅱ		2	○				1	演習	後期	
N211	SLF 2101	生活環境基礎演習Ⅲ		1	○				2	演習	前期	全7.5コマ
N211	SLF 2651	生活環境基礎演習Ⅳ		1	○				2	演習	後期	全7.5コマ
【基礎科目】												
N211	SLB 1203	生活環境概論		2	○				1	講義	前期	
N212	SLB 1200	衣生活概論		2		△			1	講義	前期	
N212	SLB 1250	食生活概論		2		△			1	講義	後期	
N212	SLB 1251	住居学概論(製図を含む)		2		△			1	講義	前期	
N212	SLB 1450	現代社会と家庭経営		2			○		1	講義	後期	
N212	SLB 1204	女性と家族のソーシャルワーク		2				○	1	講義	前期	
【展開科目】												
生活科学領域												
N222	LDA 2200	☆衣生活材料学		2					2	講義	前期	
N222	LDA 2450	☆アパレルデザイン		2					3	講義	前期	
N222	LDA 2250	☆服飾心理学		2					2	講義	後期	
N222	LDA 3200	☆染色加工学		2					2	講義	後期	
N222	LDA 2400	アパレル造形学(実習を含む)		2					2	講義 実習	前期	週1.5コマ連続 定員16人
N222	LDA 3653	アパレルデザイン演習		2					3	演習	後期	週2コマ 定員16人
N222	LDA 3501	衣生活実験		2					3	実習	前期	週2コマ 定員8人
N222	LDA 2255	衣生活管理学		2					2	講義	後期	
N222	LDA 2401	☆食品学		2					2	講義	前期	
N222	LDA 2550	食品加工学(実験を含む)		3					2	講義 演習 実験	後期	週2コマ 定員24人
N222	LDA 2402	食品官能評価論		2					2	講義	前期	定員24人 「食品官能評価演習(実験を含む)」を同年度に履修すること
N222	LDA 2500	食品官能評価演習(実験を含む)		1					2	演習 実験	前期	定員24人 「食品官能評価論」を同年度に履修すること
N222	LDA 2403	☆栄養学		2					2	講義	前期	
N222	LDA 2451	☆調理学		2					2	講義	後期	
N222	LDA 3500	調理学実習		2					3	実習	前期	週2コマ 定員16人

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	コース必修			配当学年	授業形態	期間	備考
						生活科学コース	生活経済・経営コース	精神保健福祉コース				
N222	LDA 3552	発展調理学実習		2					3	実習	後期	週2コマ **前提科目** 調理学実習 定員16人
N222	LDA 3650	フードコーディネート論		2					3	講義	後期	
N222	LDA 2201	☆建築一般構造		2					2	講義	前期	
N222	LDA 2404	☆住生活学		2					2	講義	後期	
N222	LDA 2252	☆住環境学		2					2	講義	後期	
N222	LDA 2253	☆住居史		2					2	講義	後期	
N222	LDA 3251	インテリア装備学		2					3	講義	後期	定員14人
N222	LDA 2405	☆福祉住環境デザイン		2					2	講義	前期	
N222	LDA 2600	住居製図Ⅰ		1					2	演習	前期	定員16人
N222	LDA 2651	住居製図Ⅱ		1					2	演習	後期	**前提科目** 住居製図Ⅰ 定員16人
N222	LDA 3201	☆建築材料学		2					3	講義	前期	**前提科目** 建築一般構造
N222	LDA 2452	☆建築法規		2					2	講義	後期	**前提科目** 建築一般構造
N222	LDA 1250	☆家庭電気・機械及び情報処理		2					1	講義	後期	
N222	LDA 2407	家庭科教育法Ⅰ（生活の自立と衣食住）		2					2	講義 演習	前期	
N222	LDA 2350	家庭科教育法Ⅱ（家族・家庭生活と福祉）		2					2	講義 演習	後期	「家庭科教育法Ⅰ」の履修者」であること
N222	LDA 3601	家庭科教育法Ⅲ（指導法と教材作成）		2					3	講義 演習	前期	「家庭科教育法Ⅱ」の履修者」であること
N222	LDA 3651	家庭科教育法Ⅳ（模擬授業）		2					3	講義 演習	後期	「家庭科教育法Ⅲ」の履修者」であること
N222	LDA 3652	保育学（実習及び家庭看護を含む）		2					3	講義	後期	全16コマ
生活経営・経済領域												
N222	LDA 2205	生活経済学		2					2	講義	前期	
N222	LDA 1450	☆消費生活		2					1	講義	後期	
N222	LDA 2406	☆家族関係		2					2	講義	前期	
N222	LDA 3450	☆家族社会学		2					3	講義	後期	
N222	LDA 2256	ライフプランニング論		2					2	講義	後期	
N222	LDA 3503	ライフプランニング演習		2					3	演習	前期	
N222	LDA 3654	ライフプランニング実習		2					3	実習	後期	週2コマ
N222	LDA 3502	コミュニティ活動実践		2					3	演習	通年	集中
生活福祉領域												
N222	SWA 1201	現代社会と福祉Ⅰ		2					1	講義	前期	
N222	SWA 1250	☆現代社会と福祉Ⅱ		2					1	講義	後期	
N222	SWA 2200	☆社会保障論Ⅰ		2					2	講義	前期	
N222	SWA 2450	☆社会保障論Ⅱ		2					2	講義	後期	
N222	SWA 2206	☆高齢者福祉論		2					2	講義	前期	
N222	SWA 2250	☆障害者福祉論		2					2	講義	後期	
N222	SWA 2203	☆児童福祉論		2					2	講義	前期	

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	コース必修			配当学年	授業形態	期間	備考
						生活科学コース	生活経済・経営コース	精神保健福祉コース				
N222	SWA 3200	☆地域福祉論Ⅰ		2					3	講義	前期	
N222	SWA 3450	☆地域福祉論Ⅱ		2					3	講義	後期	**前提科目** 地域福祉論Ⅰ
N222	SWA 2205	☆人体の構造と機能及び疾病		2					2	講義	前期	
N222	SWA 2400	☆介護技術		2					2	演習	前期	定員15人
N222	SWA 2204	☆精神保健学Ⅰ		2					2	講義	前期	
N222	SWA 2452	☆精神保健学Ⅱ		2					2	講義	後期	
【関連科目】												
生活科学領域												
N232	LDR 2250	☆食品安全性学		2					2	講義	後期	
N232	LDR 2251	☆食品流通論		2					2	講義	後期	
N232	LDR 2500	フードスペシャリスト論		2					2	講義	前期	
N232	LDR 3600	住計画演習Ⅰ		2					3	演習	前期	週1.5コマ **前提科目** 住居製図Ⅰ及び住居製図Ⅱ 定員16人
N232	LDR 3650	住計画演習Ⅱ		2					3	演習	後期	週1.5コマ **前提科目** 住計画演習Ⅰ 定員16人
N232	LDR 3250	☆建築施工		2					3	講義	後期	**前提科目** 建築一般構造
N232	LDR 3202	☆色彩学		2					2	講義	前期	
生活経営・経済領域												
N232	LDR 2201	☆ビジネスの基礎Ⅰ		2					2	講義	前期	定員30人
N232	LDR 2252	☆ビジネスの基礎Ⅱ		2					2	講義	後期	**前提科目** ビジネスの基礎Ⅰ 定員20人
N232	LDR 3203	☆マーケティング論		2					3	講義	前期	
N232	LDR 3253	☆ソーシャルマーケティング論		2					3	講義	後期	
N232	LDR 3254	☆女性起業論		2					3	講義	後期	
精神保健福祉領域												
N232	SWR 2450	☆保健医療サービス		2					2	講義	後期	
N232	SWR 3200	☆公的扶助論		2					3	講義	前期	
N232	SWR 3451	☆社会福祉運営論		2					3	講義	後期	
N232	SWR 3401	☆権利擁護と成年後見制度		2					3	講義	前期	
N232	SWR 3406	☆刑事司法と福祉		2					3	講義	前期	
N232	SWR 2400	☆社会福祉調査法		2					2	講義	前期	
N232	SWR 2203	精神疾患とその治療Ⅰ		2					2	講義	前期	
N232	SWR 2454	精神疾患とその治療Ⅱ		2					2	講義	後期	**前提科目** 精神疾患とその治療Ⅰ
N232	SWR 3203	☆精神障害リハビリテーション論		2					3	講義	前期	
N232	SWR 2252	☆精神保健福祉制度論		2					2	講義	後期	
N232	SWR 1252	☆精神保健福祉の原理Ⅰ		2					1	講義	後期	

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	コース必修			配当学年	授業形態	期間	備考
						生活科学コース	生活経済・経営コース	精神保健福祉コース				
N232	SWR 2402	☆精神保健福祉の原理Ⅱ		2					2	講義	前期	
N232	SWR 1251	ソーシャルワーク論Ⅰ		2					1	講義	後期	
N232	SWR 2202	ソーシャルワーク論Ⅱ		2					2	講義	前期	
N232	SWR 2350	ソーシャルワーク演習		1					2	演習	後期	履修許可者のみ履修可（注1）
N232	SWR 2455	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ		2					2	講義	後期	
N232	SWR 3504	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		2					3	講義	前期	
N232	SWR 3554	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ		2					3	講義	後期	
N232	SWR 4504	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ		2					4	講義	前期	
N232	SWR 3202	精神保健福祉援助演習（基礎）		1					3	演習	前期	履修許可者のみ履修可（注2）
N232	SWR 3454	精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰ		1					3	演習	後期	履修許可者のみ履修可（注2）
N232	SWR 4503	精神保健福祉援助演習（専門）Ⅱ		1					4	演習	前期	「精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰ」履修者であること 履修許可者のみ履修可（注2）
N232	SWR 3455	精神保健福祉援助実習指導		3					3	実習	後期	週3コマ 履修許可者のみ履修可（注2）
N232	SWR 3551	精神保健福祉援助実習Ⅰ		2					3	実習	春期	集中 履修許可者のみ履修可（注2）
N232	SWR 3552	精神保健福祉援助実習Ⅱ		2					3	実習	春期	集中 履修許可者のみ履修可（注2）
N232	SWR 3553	精神保健福祉援助実習Ⅲ		3					3	実習	春期	集中 履修許可者のみ履修可（注2）
N232	SWR 4603	精神保健福祉特講		2					4	演習	通年	全30コマ
N432	SWR 2550	心理学と心理的支援		2					2	講義	後期	
【専門演習・卒業研究】												
N241	SLS 3401	生活環境特論		4	○				3	演習	通年	
N241	SLS 4600	卒業研究		8	○				4		通年	学則第18条第2項適用

（注1）1年次の精神保健福祉士養成課程の説明会に参加し、精神保健福祉士受験資格を取得する意志のある者

（注2）精神保健福祉士養成課程の学生のみ履修可

必修科目として基幹科目６単位、基礎科目２単位、専門演習・卒業研究12単位の計20単位を修得する。選択必修科目として基礎科目からコースごとに定められた必修および選択必修を含めた６単位を修得する。選択科目として展開科目及び関連科目の中から58単位以上を修得する。

●コースごとに定められた選択必修科目

①生活科学コース

　衣生活概論、食生活概論、住居学概論（製図を含む）のうちから ２単位選択必修

②生活経営・経済コース

　現代社会と家庭経営 ２単位必修

③精神保健福祉コース

　女性と家族のソーシャルワーク ２単位必修

〇必修科目　△コース選択必修科目

9－(6) 心理学科専門教育科目

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
【専門基礎科目】									
N411	PSB 1200	心理学概論		2	○	1	講義	前期	
N411	PSB 1402	心理学統計法		2	○	1	講義	後期	
N411	PSB 1300	心理学基礎演習Ⅰ		2	○	1	演習	前期	
N411	PSB 1350	心理学基礎演習Ⅱ		2	○	1	演習	後期	
N411	PSB 1455	心理学実験演習Ⅰ		2	○	1	演習	後期	
N412	PSB 2405	心理学実験演習Ⅱ		2	▲	2	演習	前期	
N412	PSB 1401	現代社会調査入門		2	▲	1	講義	前期	
N412	PSB 1250	行動科学概論		2		1	講義	後期	
N411	PSB 2401	心理学研究法		2	○	2	講義	後期	
N412	PSB 2402	推測統計学Ⅰ	A・B	2	○	2	演習	前期	クラス指定
N412	PSB 2450	推測統計学Ⅱ	A・B	2	▲	2	演習	後期	クラス指定
N412	PSB 2403	心理テスト演習		2	△	2	演習	前期	
N412	PSB 2404	質問紙調査法		2	△	2	講義	前期	
N412	PSB 2350	心理学英文講読（基礎）		2		2	講義	後期	
N412	PSB 3350	心理学英文講読（応用）		2		3	講義	後期	
N412	PSB 3600	上級実験演習		2		3	演習	前期	**前提科目** 「心理学実験演習Ⅰ」又は「心理学実験演習Ⅱ」 「推測統計学Ⅰ・Ⅱ」を履修していることが望ましい
N412	PSB 3400	心理学情報処理		2		3	演習	後期	**前提科目** 「推測統計学Ⅰ」 クラス定員45人 A方式
N412	PSB 3601	心理カウンセリング実践（面接技法）		2	△	3	演習	前期	
【展開科目】									
基礎心理領域									
N422	PSA 2205	☆知覚・認知心理学		2		2・3	講義	前期	
N422	PSA 2254	☆学習・言語心理学		2		2	講義	後期	
N422	PSA 3258	神経・生理心理学		2		3・4	講義	後期	
生涯発達心理領域									
N422	PSA 1250	☆教育心理学概論		2		1・2	講義	後期	
N422	PSA 2201	☆発達心理学概論		2		2・3	講義	前期	
N422	PSA 2251	☆現代青年の心理学		2		2・3	講義	後期	
N422	PSA 3201	☆高齢者の心理学		2		3・4	講義	前期	
社会・産業心理学領域									
N422	PSA 1551	☆社会・集団・家族心理学Ⅰ（社会・集団）		2	▲	1	講義	後期	
N422	PSA 2500	☆対人関係論		2		2・3	講義	前期	
N422	PSA 2202	☆生活環境の心理学		2		2・3	講義	前期	
N422	PSA 2203	☆消費者行動の心理学		2	▲	2・3	講義	前期	
N422	PSA 2551	☆社会・集団・家族心理学Ⅱ（家族）		2		2・3	講義	後期	

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
N422	PSA 2600	社会･ビジネス心理フィールド研修		2		2	演習	通年	集中　定員30人 社会･ビジネス心理コース優先
N422	PSA 2252	服飾心理学		2		2	講義	後期	
N422	PSA 3254	☆産業･組織心理学		2		3	講義	後期	
臨床心理･精神医学領域									
N422	PSA 1500	☆心理カウンセリング概論		2		1	講義	前期	
N422	PSA 1450	心理テスト論		2	△	1	講義	後期	
N422	PSA 2204	臨床心理学概論		2	△	2	講義	前期	
N222	SWA 2204	精神保健学Ⅰ		2		2	講義	前期	
N222	SWA 2452	精神保健学Ⅱ		2		2	講義	後期	
N422	PSA 2207	☆感情･人格心理学		2		2･3	講義	後期	
N422	PSA 2502	☆障害者･障害児心理学		2		2･3	講義	前期	
N422	PSA 2451	心理的アセスメント		2		2	講義	後期	**前提科目**「心理テスト演習」
N422	PSA 3502	スクールカウンセリング論（教育･学校心理学）		2		3･4	講義	前期	
N422	PSA 3503	心理学的支援法		2		3･4	講義	前期	
N422	PSA 3255	関係行政論		2	△	3	講義	夏期	集中
N232	SWR 2203	☆精神疾患とその治療Ⅰ		2	△	2	講義	前期	
N232	SWR 2454	☆精神疾患とその治療Ⅱ		2		2	講義	後期	**前提科目** 「精神疾患とその治療Ⅰ」
N422	PSA 3256	司法･犯罪心理学		2		3･4	講義	後期	
N422	PSA 3550	認知行動療法概論		2		3	講義	後期	
N422	PSA 3651	心理演習（心理支援の実際）		2		3	演習	後期	履修制限を行う
N422	PSA 4203	公認心理師の職責		2		4	講義	前期	選考合格者のみ履修可
N422	PSA 3300	福祉心理学		2		3	講義	前期	
N422	PSA 2255	健康･医療心理学		2		2	講義	後期	
N422	PSA 4601	心理実習		2		4	実習	通年	選考合格者のみ履修可 集中　学外実習80時間 「心理演習（心理支援の実際）」を履修していることが望ましい
【関連科目】									
社会・ビジネス領域									
N432	PSR 1251	現代ジャーナリズム入門		2		1･2	講義	後期	定員15人
N432	PSR 2400	福祉住環境デザイン		2		2	講義	前期	
N432	PSR 2250	食品流通論		2		2	講義	後期	
N432	PSR 3401	消費生活		2		1	講義	後期	
N432	PSR 2201	ビジネスの基礎Ⅰ		2		2	講義	前期	
N432	PSR 2205	生活経済学		2		2	講義	前期	
N432	PSR 3203	マーケティング論		2		3	講義	前期	
N432	PSR 3254	女性起業論		2		3	講義	後期	
精神保健福祉領域									
N222	SWA 1201	現代社会と福祉Ⅰ		2		1	講義	前期	
N222	SWA 1250	現代社会と福祉Ⅱ		2		1	講義	後期	
N222	SWA 3200	地域福祉論Ⅰ		2		3	講義	前期	
N222	SWA 3450	地域福祉論Ⅱ		2		3	講義	後期	**前提科目** 地域福祉論Ⅰ
N222	SWA 2205	人体の構造と機能及び疾病		2		2	講義	前期	

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
N222	SWA 2200	社会保障論Ⅰ		2		2	講義	前期	
N222	SWA 2450	社会保障論Ⅱ		2		2	講義	後期	
N222	SWA 2250	障害者福祉論		2		2	講義	後期	
N232	SWR 3401	権利擁護と成年後見制度		2		3	講義	前期	
N232	SWR 3203	精神障害リハビリテーション論		2		3	講義	前期	
N232	SWR 2252	精神保健福祉制度論		2		2	講義	前期	
N232	SWR 1252	精神保健福祉の原理Ⅰ		2		1	講義	後期	
N232	SWR 2402	精神保健福祉の原理Ⅱ		2		2	講義	前期	
N232	SWR 3202	精神保健福祉援助演習(基礎)		1		3	演習	前期	卒業要件に含まない 履修許可者のみ履修可
N232	SWR 3454	精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰ		1		3	演習	後期	卒業要件に含まない 履修許可者のみ履修可
N232	SWR 4503	精神保健福祉援助演習（専門）Ⅱ		1		4	演習	前期	卒業要件に含まない 「精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰ」の履修者であること 履修許可者のみ履修可
N232	SWR 3455	精神保健福祉援助実習指導		3		3	実習	後期	週3コマ卒業要件に含まない 履修許可者のみ履修可
N232	SWR 3551	精神保健福祉援助実習Ⅰ		2		3	実習	春期	集中卒業要件に含まない 履修許可者のみ履修可
N232	SWR 3552	精神保健福祉援助実習Ⅱ		2		3	実習	春期	集中卒業要件に含まない 履修許可者のみ履修可
N232	SWR 3553	精神保健福祉援助実習Ⅲ		3		3	実習	春期	集中卒業要件に含まない 履修許可者のみ履修可
N232	SWR 4603	精神保健福祉特講		2		4	演習	通年	全30コマ
N232	SWR 1251	ソーシャルワーク論Ⅰ		2		1	講義	後期	
N232	SWR 2455	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ		2		2	講義	後期	
N232	SWR 3504	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		2		3	講義	前期	
N232	SWR 3554	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ		2		3	講義	後期	
N232	SWR 4504	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ		2		4	講義	前期	
N232	SWR 2350	ソーシャルワーク演習		1		2	演習	後期	履修許可者のみ履修可
N232	SWR 3406	刑事司法と福祉		2		3	講義	前期	
N232	SWR 2400	社会福祉調査法		2		2	講義	前期	
N432	SWR 2550	心理学と心理的支援		2		2	講義	後期	
専門演習・卒業研究									
N441	PSS 3600	心理学演習		4	○	3	演習	通年	
N441	PSS 4602	卒業研究		8	○	4		通年	

必修26単位、合計84単位以上修得すること。
ただし、コースごとに必修と選択必修を定める（心理カウンセリングコースは、コース必修科目（心理テスト演習、質問紙調査法、心理カウンセリング実践（面接技法）、心理テスト論、臨床心理学概論、関係行政論、精神疾患とその治療Ⅰ）14単位、必修以外の専門基礎科目と専門展開科目から24単位以上修得すること。社会・ビジネス心理コースは、コース必修科目（心理学実験演習Ⅱ、現代社会調査入門、推測統計学Ⅱ、社会・集団・家族心理学Ⅰ（社会・集団）、消費者行動の心理学）10単位、必修以外の専門基礎科目と専門展開科目から26単位以上修得すること。）。

○　必修科目（コース共通）
△　心理カウンセリングコース必修科目
▲　社会・ビジネス心理コース必修科目

9－(7) こども教育学科専門教育科目

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	履修コース別 幼児教育	履修コース別 初等教育	授業形態	期間	備考
【基礎科目】											
N611	EDB 1202	こども教育概論		2	○	1	◇		講義	前期	メディア利用（学則第13条第2項適用）
N611	EDB 1200	こども教育基礎演習		1	○	1	◇		演習	前期	
N611	EDB 1500	こども教育フィールド研修		1	○	1	◇		演習	前期	集中
N611	EDB 1100	教職論		2	○	1	◇		講義	前期	
N611	EDB 1201	教育原理		2	○	1	□		講義	前期	
N611	EDB 1400	こどもの教育心理学		2	○	1	◇		講義	前期	
N612	EDB 1450	こどもの発達心理学		2		1	□		講義	後期	
N611	EDB 1250	特別支援教育論（初等）		2	○	1	◇		講義	後期	
【展開科目】											
保育士科目											
N622	EDI 2202	保育音楽演習		1		2	□	×	演習	前期	
N622	EDI 2203	保育造形演習		1		2	□	×	演習	前期	
N622	EDI 2204	保育体育演習		1		2	□	×	演習	前期	
N622	EDI 3204	乳児保育Ⅰ		2		3	□	×	講義	前期	
N622	EDI 3450	乳児保育Ⅱ		1		3	□	×	講義	後期	
N622	EDI 3550	障害児保育		2		3	□	×	演習	後期	
N622	EDI 2252	こどもの保健		2		2	□		講義	前期	
N622	EDI 3251	こどもの保健演習		1		2	□	×	演習	前期	
N622	EDI 3202	こどもの食と栄養		2		3	□	×	演習	前期	
N622	EDI 3500	家族援助論		2		3	□		講義	前期	
N622	EDI 3551	保育相談支援		1		3	□	×	演習	後期	
N622	EDI 2403	保育心理学演習		1		2	□	×	演習	前期	
N622	EDI 2253	こども家庭支援の心理学		2		2	□	×	講義	後期	
N622	EDI 1250	保育原理		2		1	□		講義	後期	
N622	EDI 1251	保育者論		2		1	□		講義	後期	
N622	EDI 2600	保育実習指導Ⅰ－1		1		2	□	×	演習	前期	
N622	EDI 2650	保育実習指導Ⅰ－2		1		2	□	×	演習	後期	
N622	EDI 3651	保育実習指導Ⅱ		1		3	□	×	演習	後期	
N622	EDI 2601	保育実習Ⅰ－1		2		2	□	×	実習	夏期	集中
N622	EDI 2602	保育実習Ⅰ－2		2		2	□	×	実習	春期	集中
N622	EDI 3655	保育実習Ⅱ		2		3	□	×	実習	春期	集中 **前提科目** 保育原理、保育者論、保育実習指導Ⅰ-1、保育実習指導Ⅰ-2、保育実習Ⅰ-1及び保育実習Ⅰ-2
N622	EDI 2200	児童福祉論		2		2	□		講義	前期	
N622	EDI 2100	現代社会と福祉Ⅰ		2		2	□	×	講義	前期	
N622	EDI 2251	現代社会と福祉Ⅱ		2		2	■	×	講義	後期	
N622	EDI 3203	地域福祉論Ⅰ		2		3	■	×	講義	前期	
N622	EDI 2550	社会的養護		2		2	□	×	講義	後期	
N622	EDI 2551	社会的養護内容		1		2	□	×	演習	後期	
幼保共通科目											
N622	EDI 3205	保育・教育課程論		2		3	▲□		講義	前期	
N622	EDI 1450	保育内容総論		2		1	▲□		演習	後期	
N622	EDI 2205	幼児と健康		1		2	■		講義	前期	全7.5コマ
N622	EDI 2206	幼児と人間関係		1		2	■		講義	前期	全7.5コマ
N622	EDI 2207	幼児と環境		1		2	■		講義	前期	全7.5コマ
N622	EDI 2208	幼児と言葉		1		2	■		講義	前期	全7.5コマ
N622	EDI 2209	幼児と音楽表現		1		2	■		講義	前期	全7.5コマ
N622	EDI 2260	幼児と身体造形表現		1		2	■		講義	前期	全7.5コマ
N622	EDI 3400	保育表現演習		1		3	■	×	演習	前期	
N622	EDI 4651	保育・教職実践演習（幼）		2		4	□	×	演習	後期	**前提科目** 別に定める。
幼稚園科目											
N622	EDI 2400	保育内容（健康）		2		2	□		演習	前期	
N622	EDI 2401	保育内容（人間関係）		2		2	□		演習	前期	
N622	EDI 2402	保育内容（環境）		2		2	□		演習	前期	
N622	EDI 2450	保育内容（言葉）		2		2	□		演習	後期	
N622	EDI 2453	保育内容（音楽表現）		2		2	□		演習	後期	
N622	EDI 2452	保育内容（身体造形表現）		2		2	□		演習	後期	
N622	EDI 1451	幼児理解の理論と方法		2		1	▲■		講義	後期	

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	履修コース別 幼児教育	履修コース別 初等教育	授業形態	期間	備考
N622	EDI 4601	初等教育実習Ⅰａ		2		4			実習	通年	集中 **前提科目** 別に定める。
N622	EDI 4602	初等教育実習Ⅱａ		2		4			実習	通年	集中 **前提科目** 別に定める。
幼小共通科目											
N622	EDN 2550	教育と社会		2		2			講義	後期	2単位 選択必修［共通開設］
N622	EDN 2254	教育経営論		2		2	■		講義	後期	
N622	EDN 2255	教育史		2		2			講義	後期	［共通開設］
N622	EDN 2250	教育課程論		2		2		△	講義	後期	
N622	EDN 3252	教育の方法及び技術		2		3			講義	後期	［共通開設］
N622	EDN 3202	教育方法学		1		3			講義	前期	［共通開設］前半7.5コマ
N622	EDN 3250	教育評価		2		3			講義	後期	［共通開設］
N622	EDN 3400	教育相談の理論と方法		2		3			講義	前期	
N622	EDN 3600	教育実習事前事後指導		1		3・4			講義	通年	集中
N622	EDN 4650	教職実践演習（幼・小）		2		4			演習	後期	**前提科目** 別に定める。
N622	EDN 2401	障害者・障害児心理学		2		2	■		講義	前期	
N622	EDN 2253	学習・言語心理学		2		2			講義	後期	
N622	EDN 3201	スクールカウンセリング論（教育・学校心理学）		2		3			講義	前期	
N622	EDN 3401	環境教育		2		3	■		講義	前期	
N622	EDN 3402	☆情報教育		2		3			講義	後期	
N622	EDN 3451	食と健康の教育		2		3			講義	後期	
N622	EDN 4500	☆国際理解教育		2		4			講義	前期	
N622	EDP 3600	初等教育実習Ⅰｂ		2		3			実習	通年	集中 **前提科目** 別に定める。
N622	EDP 3601	初等教育実習Ⅱb		2		3			実習	通年	集中 **前提科目** 別に定める。
小学校科目											
N622	EDP 1252	国語		2		1			講義	後期	
N622	EDP 1253	算数		2		1			講義	後期	
N622	EDP 1254	生活		2		1			講義	後期	
N622	EDP 2202	音楽		2		2			講義	前期	
N622	EDP 2203	図工		2		2			講義	前期	
N622	EDP 2204	体育		2		2			講義	前期	
N622	EDP 1250	社会		2		1			講義	後期	
N622	EDP 1251	理科		2		1			講義	後期	
N622	EDP 2250	書写		1		2			実習	後期	
N622	EDP 2200	家庭		2		2			講義	前期	
N622	EDP 2201	外国語（英語）		2		2			講義	前期	
N622	EDP 2400	国語科指導法		2		2			講義	前期	
N622	EDP 2401	社会科指導法		2		2			講義	前期	
N622	EDP 2402	算数科指導法		2		2			講義	前期	
N622	EDP 2403	理科指導法		2		2			講義	前期	
N622	EDP 2404	生活科指導法		2		2			講義	前期	
N622	EDP 2450	音楽科指導法		2		2			講義	後期	
N622	EDP 2451	図工科指導法		2		2			講義	後期	
N622	EDP 2452	家庭科指導法		2		2			講義	後期	
N622	EDP 2453	体育科指導法		2		2			講義	後期	
N622	EDP 2454	外国語（英語）指導法		2		2			講義	後期	
N622	EDP 3200	道徳の指導法		2		3			講義	前期	
N622	EDP 3402	特別活動・総合的な学習の時間の指導法		2		2・3			講義	後期	［共通開設］
N622	EDP 3202	生徒指導・進路指導		2		3			講義	前期	
N622	EDP 3403	ICT活用教育		1		3			講義	前期	［共通開設］後半7.5コマ
N622	EDP 4200	初等教材開発論		2		4			講義	前期	
N622	EDP 3401	消費生活		2		1			講義	後期	
N622	EDR 3600	介護等体験		1		2・3			実習	通年	集中
特別支援科目											
N622	EDD 1250	特別支援教育基礎理論		2		2			講義	前期	
N622	EDD 2500	☆知的障害者の心理・生理・病理		2		2	■		講義	後期	
N622	EDD 2501	肢体不自由者の心理・生理・病理		2		2	■		講義	後期	
N622	EDD 2502	☆病弱者の心理・生理・病理		2		2	■		講義	後期	
N622	EDD 2450	知的障害者教育論Ⅰ		2		3			講義	前期	
N622	EDD 3400	知的障害者教育論Ⅱ		2		3			講義	後期	
N622	EDD 2451	肢体不自由者教育論Ⅰ		2		3			講義	前期	

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	履修コース別		授業形態	期間	備考
							幼児教育	初等教育			
N622	EDD 3401	肢体不自由者教育論Ⅱ		2		3			講義	後期	
N622	EDD 3452	病弱者教育論		2		3			講義	後期	
N622	EDD 3550	視覚障害者の心理・生理・病理		1		3			講義	前期	全7.5ｺﾏ・集中
N622	EDD 2550	聴覚障害者の心理・生理・病理		1		3			講義	後期	全7.5ｺﾏ・集中
N622	EDD 3451	視覚障害者教育論		1		3			講義	前期	全7.5ｺﾏ・集中
N622	EDD 2452	聴覚障害者教育論		1		3			講義	後期	全7.5ｺﾏ・集中
N622	EDD 3250	障害者教育課程論		2		4			講義	前期	
N622	EDD 3251	LD等教育総論		2		4			講義	前期	
N622	EDD 4600	特別支援教育実習事前事後指導		1		4			講義	前期	集中
N622	EDD 4601	特別支援教育実習		2		4			実習	通年	集中
【関連科目】											
N622	EDR 1601	ピアノ実技		1		1			演習	前期	
N622	EDR 1652	ピアノ実技（幼保）	A・B	1		1	□	×	演習	後期	
N622	EDR 1653	ピアノ実技（小）		1		1	×		演習	後期	
N622	EDR 3601	☆音楽アンサンブル演習		1		3			演習	前期	
N622	EDR 3602	心理学と心理的支援		2		2			講義	後期	
N622	EDR 2251	子どもの読書とメディア		2		2･3･4			講義	後期	
N622	TLI 2800	学校経営と学校図書館		2		2･3･4	×		講義	前期	卒業要件に含まない
N622	TLI 2850	学校図書館メディアの構成		2		2･3･4	×		講義	後期	卒業要件に含まない
N622	TLI 2801	学習指導と学校図書館		2		2･3･4	×		講義	前期	卒業要件に含まない
N622	TLI 2851	読書と豊かな人間性		2		2･3･4	×		講義	後期	卒業要件に含まない
N622	TLI 2802	情報メディアの活用		2		2･3･4	×		講義	前期	卒業要件に含まない
【大学コンソーシアム京都提供科目】											
N623	CNS 2601	☆子供のネット安全教育の理論と実践		2		2･3･4				通年	集中 卒業要件に含まない
【専門演習・卒業研究】											
N641	EDS 3600	こども教育演習		4	○	3	◇		演習	通年	
N641	EDS 4601	卒業研究		8	○	4	◇			通年	学則第18条第2項適用

基礎科目12単位及び専門演習・卒業研究12単位の必修科目計24単位、展開科目の教育と社会及び教育経営論から選択必修２単位以上、展開科目の選択科目から46単位以上修得し、専門教育科目全体で合計84単位以上修得する。

ただし、以下のとおりコース必修科目を含めて修得しなければならない。

①幼児教育コース

保育・教職課程論、保育内容総論、幼児理解の理論と方法　合計６単位必修

保育内容（健康）、保育内容（人間関係）、保育内容（環境）、保育内容（言葉）、

保育内容（音楽表現）、保育内容（身体造形表現）から６単位以上選択必修

②初等教育コース

教育課程論　２単位必修

国語科指導法、社会科指導法、算数科指導法、理科指導法、生活科指導法、音楽科指導法、

図工科指導法、家庭科指導法、体育科指導法、外国語（英語）指導法、道徳の指導法、

生徒指導・進路指導、特別活動・総合的な学習の時間の指導法　から12単位以上選択必修

○　必修科目（コース共通）

▲　幼児教育コースの必修科目

△　初等教育コースの必修科目

×　当該コースに適用されない科目

［共通開設］は中等教職課程と共通開設科目であることを示している。

保育士養成課程の履修条件は、以下のとおりとする。

履修コース欄の記号	授業科目の区分等
□	保育士養成課程の必修科目
■	保育士養成課程の選択必修科目
◇	保育士資格取得科目ではないが、学校独自に開設している、卒業要件として必修の科目

①必修科目

共通教育科目　８単位

専門教育科目　62単位

合計　70単位

②選択科目（選択必修科目を含む。）

共通教育科目の情報演習Ⅰa、Ⅰbから１科目選択必修、及び情報演習Ⅱ、情報処理から

１単位以上選択必修、共通教育科目の憲法と人権及び専門教育科目（■の科目）から６単位以上選択必修

③保育士資格取得科目以外の科目で、学校独自に開設している卒業のための必修科目

共通教育科目　３単位（英語理解Ⅰ、英語理解Ⅱ、文章表現法Ⅰ）

専門教育科目　22単位（◇の科目）

9－(8) 社会情報課程　専門教育科目

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備　考
【基礎科目】									
R111	INF 1200	社会情報概論		2	○	1	演習	前期	
R111	INF 1400	社会情報基礎演習Ⅰ		1	○	1	演習	前期	
R111	INF 1450	社会情報基礎演習Ⅱ		1	○	1	演習	後期	
R111	INF 2500	社会情報発展演習Ⅰ		1	○	2	演習	前期	
R111	INF 2550	社会情報発展演習Ⅱ		1	○	2	演習	後期	
R112	GEN 1202	情報の科学と倫理		2		1	講義	前期	メディア利用（学則第13条　第2項適用）
R112	GEH 1254	哲学入門		2		1	講義	後期	
R112	CSA 2259	☆インターネット社会論		2		2・3・4	講義	後期	
R112	INF 2250	☆ICTビジネス論		2		2・3	講義	後期	
R112	GEN 1450	暮らしの統計学		2		1	講義	後期	
R112	GBL 3400	AIとデータサイエンス		2		3	講義	前期	
R112	GBL 2250	情報技術リテラシー		2		2	講義	後期	
R112	GBL 2451	プログラミング演習		2		1	講義	後期	
R112	GBL 2200	アルゴリズム基礎		2		2	講義	前期	
R111	GBL 2450	情報処理		2	○	2	講義 演習	前・後	
R112	GBL 1452	SNSコミュニケーションスキル		2		1	講義	後期	メディア利用（学則第13条　第2項適用）
R112	CSA 2305	☆プレゼンテーション概論		2		2・3・4	講義	前期	
【実践科目】									
R112	GBL 2300	アカデミック・ライティング		2		2	講義	前・後	
R112	GBL 1401	情報演習Ⅰa		1		1	演習	前・後	「情報演習Ⅰb」の単位を修得したものは履修できない
R112	GBL 1402	情報演習Ⅰb		1		1	演習	前期	メディア利用（学則第13条第2項適用） 「情報演習Ⅰa」の単位を修得したものは履修できない
R111	GBL 2400	情報演習Ⅱ		1	○	2	演習	前・後	
R112	INF 2450	プログラミング実践		2		2	講義	後期	
R112	CSA 2457	☆プレゼンテーション演習		2		2・3・4	演習	後期	
R112	GBL 3500	話し方と自己表現		2		3	講義	前期	
R112	INF 2600	社会情報フィールド研修		2		2	実習	通年	集中
R112	INF 2601	社会情報インターンシップ		2		2・3	実習	通年	集中
R112	INF 2602	社会情報海外インターンシップ		2		2・3	実習	通年	集中
R112	CNS 2601	☆子供のネット安全教育の理論と実践		2		2・3・4	講義 演習	通年	集中
【展開科目】									
国際日本文化領域									
R122	CSA 1254	国際日本文化論		2		1・2	講義	後期	
R122	CSA 1204	☆国際関係論		2		1・2	講義	前期	
R122	CSA 2123	☆哲学とキリスト教		2		1・2	講義	前期	
R122	CSA 2307	☆スピーチの基礎		2		2・3・4	演習	前期	
R122	CSA 1252	☆現代ジャーナリズム入門		2		1・2	講義	後期	
R122	CSA 2411	☆情報･メディアの文化とリテラシー		2		2・3・4	講義	前期	
R122	CSA 2218	図書館情報技術論		2		2・3・4	講義	前期	司書に関する科目を兼ねる。
R122	CSA 2260	☆子どもの読書とメディア		2		2・3・4	講義	後期	司書に関する科目を兼ねる。
R122	CSA 1257	メディアコンテンツ表現法		2		2・3・4	講義	後期	
R122	CSA 1454	博物館情報・メディア論		2		1・2・3・4	講義	後期	
生活環境領域									
R122	LDA 2205	生活経済学		2		2	講義	前期	
R122	SLB 1450	現代社会と家庭経営		2		1	講義	後期	
R122	LDA 3450	☆家族社会学		2		3	講義	後期	

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備　　考
R122	LDA 1450	☆消費生活		2		1	講義	後期	
R122	LDA 2256	ライフプランニング論		2		2	講義	後期	
R122	LDR 2201	☆ビジネスの基礎Ⅰ		2		2	講義	前期	
R122	LDR 2252	☆ビジネスの基礎Ⅱ		2		2	講義	後期	[前]ビジネスの基礎Ⅰ
R122	LDR 3203	☆マーケティング論		2		3	講義	前期	
R122	LDR 3253	☆ソーシャルマーケティング論		2		3	講義	後期	
R122	LDR 3254	☆女性起業論		2		3	講義	後期	
R122	LDA 1250	☆家庭電気・機械及び情報処理		2		1	講義	後期	
R122	LDA 2250	☆服飾心理学		2		2	講義	後期	
R122	LDA 2405	☆福祉住環境デザイン		2		2	講義	前期	
心理領域									
R122	PSA 1250	☆教育心理学概論		2		1・2	講義	後期	
R122	PSA 2201	☆発達心理学概論		2		2・3	講義	前期	
R122	PSA 2251	☆現代青年の心理学		2		2・3	講義	後期	
R122	PSA 3201	☆高齢者の心理学		2		3・4	講義	前期	
R122	PSA 2502	☆障害者・障害児心理学		2		2・3	講義	前期	
R122	PSA 2205	☆知覚・認知心理学		2		2・3	講義	前期	
R122	PSA 2254	☆学習・言語心理学		2		2	講義	後期	
R122	PSA 2500	☆対人関係論		2		2・3	講義	前期	
R122	PSA 2551	☆社会・集団・家族心理学Ⅱ（家族）		2		2・3	講義	後期	
R122	PSA 1500	☆心理カウンセリング概論		2		1	講義	前期	
R122	PSA 2203	☆消費者行動の心理学		2		2・3	講義	前期	
教育・こども領域									
R122	EDB 1201	教育原理		2		1	講義	前期	
R122	EDN 2255	教育史		2		2	講義	後期	
R122	EDN 3202	教育方法学		1		3	講義	前期	前半7.5コマ
R122	EDP 3403	ICT活用教育		1		3	講義	前期	後半7.5コマ
R122	EDN 3402	☆情報教育		2		3	講義	後期	
R122	EDN 4500	☆国際理解教育		2		4	講義	前期	
R122	EDP 1253	算数		2		1	講義	後期	
R122	INF 2501	教育社会学		2		2	講義	前期	
R122	INF 2251	特別支援教育		2		2	講義	後期	
R122	INF 2402	情報メディアの活用		2		2・3・4	講義	前期	
【専門演習・卒業研究】									
R141	INF 3600	社会情報演習		4	○	3	演習	通年	
R141	INF 4600	卒業研究		8	○	4		通年	学則第18条第2項適用

9－(9) 免許・資格・プログラム関係

【教職に関する科目】

●国際言語文化学部・生活環境学科共通

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考（[共通開設]は、初等教職課程と共通開設科目であることを示している）
【教科及び教職に関する科目】									
3103	TEA 2800	教師論		2	○	2	講義	前期	
3103	TEA 1850	教育原論		2	○	1・2	講義	前期	
3103	TEA 2856	教育史		2		2	講義	後期	[共通開設]
3103	TEA 2801	発達と学習の教育心理		2	○	2	講義	前期	障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む
3103	TEA 2850	教育社会学		2	○	2	講義	前期	
3103	TEA 2857	教育経営論		2		2	講義	後期	[共通開設]
3103	TEA 2852	特別支援教育		2	○	2	講義	後期	
3103	TEA 2802	中等教育課程論		2	○	2・3	講義	前期	
3103	TEA 2810	国語科教育法Ⅰ		2	○（国）	2	講義	前期	国語科必修
3103	TEA 2860	国語科教育法Ⅱ		2	○（国）	2	講義	後期	国語科必修 「国語科教育法Ⅰ」を履修済みであること
3103	TEA 3810	国語科教育法Ⅲ		2	○（国）	3	演習	前期	国語科必修 「国語科教育法Ⅰ・Ⅱ」を履修済みであること
3103	TEA 3860	国語科教育法Ⅳ		2	○（国）	3	演習	後期	
3103	TEA 2803	道徳の指導法（中等）		2	○	2・3	講義	前期	
3103	TEA 2853	特別活動・総合的な学習の時間の指導法		2	○	2・3	講義	後期	
3103	TEA 3850	教育の方法及び技術		2	△	3	講義 演習	後期	[共通開設]情報機器及び教材の活用を含む △のどちらか1科目選択必修
3103	TEA 3851	教育方法学		1	△	3	講義	前期	[共通開設]前半7.5コマ
3103	TEA 3852	教育評価		2		3	講義	後期	[共通開設]
3103	TEA 3853	ICT活用教育		1	○	3	講義	前期	[共通開設]後半7.5コマ
3103	TEA 2855	生徒指導・進路指導の理論及び方法		2	○	2・3	講義	前期	集中
3103	TEA 2851	教育相談の理論及び方法		2	○	2・3	講義	前期	カウンセリングに関する基礎的な知識を含む
3103	TEA 4855	中等教育実習事前事後指導		1	○	4	講義	通年	集中 各教科の教育法の合格者であること。教育実習と同一年度に履修すること
3103	TEA 4856	中等教育実習Ⅰ		2	○	4	実習	通年	集中 **前提科目** 別に定める
3103	TEA 4857	中等教育実習Ⅱ		2	○（中）	4	実習	通年	集中 中学校必修 **前提科目** 別に定める
3103	TEA 4850	教職実践演習（中・高）		2	○	4	演習	後期	4年次生前期の履修登録時点において免許取得に係る科目の単位を全て修得見込みであること（中学校又は高等学校のいずれか）、及び「教職実践演習」開始時までに教育実習を問題なく終えていることを履修要件とする
3103	TEA 2861	介護等体験		1	○（中）	2・3	実習	通年	集中 中学校免許取得者に必要

【学校図書館司書教諭に関する科目】

●国際言語文化学部・生活環境学科共通

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
【同書教諭に関する科目】									
3203	ＴＬＩ2800	学校経営と学校図書館		2	○	2・3・4	講義	前期	
3203	ＴＬＩ2850	学校図書館メディアの構成		2	○	2・3・4	講義	後期	
3203	ＴＬＩ2801	学習指導と学校図書館		2	○	2・3・4	講義	前期	
3203	ＴＬＩ2851	読書と豊かな人間性		2	○	2・3・4	講義	後期	
3203	ＴＬＩ2802	情報メディアの活用		2	○	2・3・4	講義	前期	

【図書館司書に関する科目】

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
【同書に関する科目】									
3303	ＬＩＢ 2800	生涯学習概論		2	○	2・3・4	講義	前期	
3303	ＬＩＢ 1800	図書館概論		2	○	1	講義	前期	
3303	ＬＩＢ 3850	図書館制度･経営論		2	○	3・4	講義	後期	
3303	ＬＩＢ 2801	図書館情報技術論		2	○	2・3・4	講義	前期	定員46人
3303	ＬＩＢ 2802	図書館サービス概論		2	○	2・3・4	講義	前期	「図書館概論」履修者であること
3303	ＬＩＢ 2803	情報サービス論		2	○	2・3・4	講義	前期	
3303	ＬＩＢ 3800	児童サービス論		2	○	3・4	講義	前期	
3303	ＬＩＢ 2850	情報サービス演習Ⅰ		2	○	2・3・4	演習	後期	定員46人
3303	ＬＩＢ 2851	情報サービス演習Ⅱ		2	○	2・3・4	演習	後期	「情報サービス論」履修者であること（同時履修可）
3303	ＬＩＢ 1850	図書館情報資源概論		2	○	1・2	講義	後期	
3303	ＬＩＢ 2804	情報資源組織論		2	○	2・3・4	講義	前期	「図書館概論」履修者であること
3303	ＬＩＢ 2852	情報資源組織演習Ⅰ		2	○	2・3・4	演習	後期	「図書館概論」「情報資源組織論」履修者であること 定員46人
3303	ＬＩＢ 2853	情報資源組織演習Ⅱ		2	○	2・3・4	演習	後期	「図書館概論」「情報資源組織論」履修者であること 定員46人
3303	ＬＩＢ 2856	現代出版事情		2	2科目以上選択必修	2・3・4	講義	後期	
3303	ＬＩＢ 2857	子どもの読書とメディア		2		2・3・4	講義	後期	（隔年開講2）
3303	ＬＩＢ 2807	京都資料論		1		2・3・4	講義	前期	全7.5コマ
3303	ＬＩＢ 2806	図書･図書館史		2		2・3・4	講義	前期	
3303	ＬＩＢ 2855	図書館総合演習		1		2・3・4	演習	後期	
3303	ＬＩＢ 4800	図書館実習		1		4	実習	通年	集中

【博物館学芸員に関する科目】

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
【博物館学芸員に関する科目】									
3403	LIB 2800	生涯学習概論		2	○	2・3・4	講義	前期	
3403	MUS 1800	博物館概論		2	○	1・2・3	講義	前期	
3403	MUS 1850	博物館経営論		2	○	1・2・3・4	講義	後期	
3403	MUS 2800	博物館資料論		2	○	2・3・4	講義	前期	
3403	MUS 2850	博物館資料保存論		2	○	2・3・4	講義	後期	
3403	MUS 1851	博物館展示論		2	○	1・2・3・4	講義	後期	
3403	MUS 1852	博物館教育論		2	○	1・2・3・4	講義	後期	
3403	MUS 1853	博物館情報・メディア論		2	○	1・2・3・4	講義	後期	
3403	MUS 3800	博物館実習Ⅰ（学内）		2	○	3・4	実習	前期	**前提科目**「博物館概論」
3403	MUS 3801	博物館実習Ⅱ（館園）		1	○	3・4	実習	通年	集中　現場実習 **前提科目**「博物館概論」

【日本語教員養成課程に関する科目】

科目種別番号	コースナンバー	授業科目	クラス別	単位	必修	配当学年	授業形態	期間	備考
【日本語教員養成課程に関する科目】									
4103	JLT 2850	日本語教授法		2	○	2・3	講義	前期	
4103	JLT 3800	日本語教育実習Ⅰ		2	○	3	実習	前期	週2コマ **前提科目**「日本語教育入門」
4103	JLT 3850	日本語教育実習Ⅱ		2	1科目以上選択必修	3・4	講義実習	後期	集中　定員10人 **前提科目**「日本語教育実習Ⅰ」
4103	JLT 3855	日本語教育実習Ⅲ		2		3	実習	春期	集中　定員8人 **前提科目**「日本語教育実習Ⅰ」

10. 他大学等科目の履修について

⑴ 大学コンソーシアム京都の単位互換科目の履修について
⑵ 協定大学単位互換科目（大学コンソーシアム京都以外）の履修について
⑶ 放送大学の単位互換科目の履修について
⑷ 清泉女子大学との国内留学制度について

10－⑴　大学コンソーシアム京都の単位互換科目の履修について

大学コンソーシアム京都においては、京都地域の大学・短期大学間の教育交流事業などの一環として単位互換制度を実施している。

本学はこの制度に参加しているので、本学学生も大学コンソーシアム京都の科目を履修することができる。

１．科目の概要等

大学コンソーシアム京都のWEBサイト（http://www.consortium.or.jp/）に、「単位互換履修生募集ガイド」が３月に公開されるので、科目・シラバス等はそちらで確認することができる。出願期間等については、本学に設置されている「大学コンソーシアム京都」掲示板にて通知する。

２．授業料等

大学コンソーシアム京都の科目を履修するときの授業料は無料である。ただし、演習・実習等の科目及び教材等の費用については、科目を開設する大学の定める額を必要とする。

３．履修対象学年

大学コンソーシアム京都の科目を履修できるのは、本学においては２年次生前期から４年次生前期までとする。

４．単位の認定

⑴　他大学にて修得した単位については、その大学の証明に基づき、本学開設科目に照らし、内容及び単位数が同等以上であるかどうかについて教務委員会で審査の上、教授会の議を経て相当する科目に認定する。

⑵　他大学等において修得した単位等のうち、本学開設科目に相当しないものについては、卒業要件単位に算入されない。

⑶　学則第17条及び第17条の２に定めるとおり、大学コンソーシアム京都の単位互換科目（他大学・短期大学の開講科目）等の履修やTOEIC等の成果により認定された単位は、留学等で認定された単位と合わせ、30単位を超えることができない。

５．出願手続き

⑴　大学コンソーシアム京都の単位互換科目を履修しようとする者は、４月上旬又は９月中旬～下旬に出願手続きをするものとする。

⑵　出願は、大学コンソーシアム京都が定めた方法で行う。

６．履修許可

⑴　大学コンソーシアム京都の科目を開設する大学では各科目について募集定員を定めているため、応募人数が超過した場合は各科目開設大学において選考が行われる。

⑵　履修の可否については、４月下旬頃又は10月上旬頃に科目開設大学からメールにて通知される。

７．履修登録上の注意事項

大学コンソーシアム京都の単位互換科目は定員が超過すると、科目開設大学において受講者数の制限を行う場合がある。このため**出願科目の履修が許可されない場合や、修得した単位が卒業要件単位に算入されない場合があるので、本学の履修登録に際してはあくまで本学の科目を履修することによって要卒単位数を確保するよう心掛けること。**

10－(2)　協定大学単位互換科目の履修について

大学コンソーシアム京都の単位互換科目とは別に、下記の他大学との協定に基づき提供される単位互換科目を履修することができる。提供科目等の詳細については年度初めに案内する。

協定大学

京都工芸繊維大学・京都市立芸術大学・京都産業大学

※上記３大学と本学及び京都市の連携による「文化芸術都市京都の文化遺産の保存・活性化を支える人材育成プログラム」に関する科目

10－(3)　放送大学の単位互換科目の履修について

本学では放送大学との単位互換制度を実施している。放送大学の科目の履修については以下を参照すること。

１．授業料等

授業料は１単位あたり5,500円、選考料及び入学料は無料である。

２．履修対象学年

原則として、２年次生前期から４年次生前期までとする。

３．単位の認定

⑴　放送大学で修得した単位については、放送大学の証明に基づき、本学開設科目に照らし、内容及び単位数が同等以上であるかどうかについて教務委員会で審査の上、教授会の議を経て相当する科目に認定する。

⑵　放送大学の開設科目のうち、本学開設科目に相当しないものについては、単位認定されない。

⑶　学則第17条及び第17条の２に定めるとおり、他大学・短期大学等の開講科目の履修やTOEIC等の成果により認定された単位は、留学等で認定された単位と合わせ、30単位を超えることができない。

４．出願手続き

２月上旬及び８月上旬に出願について掲示するので、確認し、出願手続きを行う。

５．履修許可

履修可否については、４月下旬及び９月下旬に通知される。

６．履修登録上の注意事項

出願科目の履修が許可されない場合があるので、本学の履修登録に際してはあくまで本学の科目を履修することによって単位数を確保すること。

10－(4)　清泉女子大学との国内留学制度について

本学では、精泉女子大学（東京）と国内留学制度を締結している。この留学は、原則として２年次生及び３年次生を対象とし、留学期間は前期若しくは後期の半期間又は１年間とする。詳細は別途案内する。

11．免許・資格課程、各種プログラム

⑴　教育職員免許状
⑵　学校図書館司書教諭
⑶　司書
⑷　学芸員
⑸　保育士
⑹　精神保健福祉士（国家試験受験資格）
⑺　二級建築士（国家試験受験資格）
⑻　フードスペシャリスト（受験資格）
⑼　公認心理師（国家試験受験資格）
⑽　認定心理士・認定心理士（心理調査）
⑾　社会調査士
⑿　社会福祉主事任用資格
⒀　児童指導員･児童心理司･児童福祉司 任用資格
⒁　上級情報処理士
⒂　プレゼンテーション実務士
⒃　情報活用力プログラム
⒄　日本語教員養成課程

免許・資格一覧

免許・資格等		国際言語文化学部			現代人間学部							社会情報課程	参照頁	備考
		英語英文学科		国際日本文化学科	生活環境学科			心理学科		こども教育学科				
		英語英文学	グローバル		生科	生経	精福	心カ	社ビ	幼児教育	初等教育			
教育職員免許状	中学校１種・高等学校１種(英語)	◎	◎										P95	
	中学校１種・高等学校１種(国語)			◎										
	中学校１種・高等学校１種(家庭)				◎	◎	△							
	小学校１種										◎			
	幼稚園１種									○	△			
	特別支援１種(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)										◎			
学校図書館司書教諭		○	○	○	○	○	△				○		P114	教職課程(小・中・高)履修者のみ
司書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P116	
学芸員		○	○	○									P118	
保育士										◎			P120	
精神保健福祉士（国家試験受験資格）							◎	◎					P123	
二級建築士（国家試験受験資格）					◎	◎	△						P126	
フードスペシャリスト（受験資格）					◎	◎	△						P128	
公認心理師								◎	◎				P130	実務経験あるいは大学院進学が必要
認定心理士								◎	◎				P132	
認定心理士（心理調査）								◎	◎					
社会調査士								◎	◎				P134	
社会福祉主事任用資格		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P135	
児童指導員任用資格							○	○	○	○	○		P137	
児童心理司任用資格								◎	◎					
児童福祉司任用資格							○	○	○	○	○			卒業後１年以上実務経験必要
上級情報処理士		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P138	
プレゼンテーション実務士		○	○	○									P140	
情報活用力プログラム		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P142	
日本語教員養成課程		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P144	

英語英文学＝英語英文学コース
グローバル＝グローバルリベラルアーツコース
生科＝生活科学コース
生経＝生活経営・経済コース
精福＝精神保健福祉コース
心カ＝心理カウンセリングコース
社ビ＝社会・ビジネス心理コース
幼児教育＝幼児教育コース
初等教育＝初等教育コース
◎＝その学科、コースでのみ取得可能な免許・資格
○＝取得可能な免許・資格
△＝取得を目指す場合は担当教員へ相談する必要がある免許・資格

（注１）教職課程と司書課程を同時に履修することは極めて困難である。その他、複数の免許・資格取得について制限が設けられているものがあるので、各学部学科の指導に従うこと。
（注２）編入学、単位互換、転学部・転学科等により既修得単位の認定を受ける場合、本学の卒業要件単位として認められる単位であっても、免許・資格取得のための科目の単位としては認められないことがあるので、必ず登録前に履修指導を受け、取得希望の免許・資格に必要な要件を確認すること。
（注３）科目によって卒業要件単位数に含まれないものもあるので注意すること。

11－(1) 教育職員免許状

英語英文学科・国際日本文化学科・生活環境学科・こども教育学科

は じ め に

公立・私立の別なく、学校教育法第１条に定める学校の教員となるためには、教育職員免許法に基づいて教職課程を修め、必要な科目の単位を完全に修得して教育職員免許状を取得しなければならない。

しかしながら、教育職員免許状は、ただ単位を修得すれば得られるというものではなく、免許状を取得しようとする者が、真に教師となるにふさわしい要件を備えていなければ授与されない性格のものである。その要件とは、次代を担う子どもたちを教育するために何が必要かを常に考え、自己に不足している資質や知識を謙虚に反省し、よい教師となるために努力と研究を惜しまないような、情熱と探究心を持っているかどうかということである。

「教師になる気はまったくないが、とりあえず資格は取りたい」といった生半可な気持ちで教職課程を履修しようとする者は、ただちにそのような安易な考えを捨て、今一度自分は何のためにこの課程で学ぼうとするのかについて、改めて考え直す必要がある。

課程修得の最終段階において、各履修者は学校現場へ赴き、実際の教室で教育実習を行うが、これは決していい加減な心がけで臨んではならないものである。なぜなら、教育実習は、実習校の先生方に多大な負担をかけ、幼児・児童・生徒にとっての貴重な学習時間を奪い、その場を借りる形で実施されるものだからである。

実習校が教育実習生を受け入れる条件として、

①実習生が教育への熱意に溢れ、教師になる意志も強く、教員採用試験合格に向けて努力していること

②平素から一般学生よりも学業に熱心で、成績評価もよく、正しい判断力と強い責任感をもつ人格者であること

といった項目を履修者に求めることが多い。

以上のことをよく思量し、教職免許がどういう意味をもつ資格であるかということを、本課程の履修開始にあたり、しっかり認識しておくべきである。

１．教職課程履修方法

取得できる免許状

国際言語文化学部	英語英文学科		中学校教諭一種 高等学校教諭一種	外国語（英語）
	国際日本文化学科		中学校教諭一種 高等学校教諭一種	国語
現代人間学部	生活環境学科		中学校教諭一種 高等学校教諭一種	家庭
	こども教育学科	幼児教育コース（幼・保）	幼稚園教諭一種	
		初等教育コース（小・特・幼）	幼稚園教諭一種 小学校教諭一種 特別支援学校教諭一種（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）	

免許状の所要資格

免許状を取得するには、教職課程を修了するとともに、基礎資格として「学士の学位を有すること」、つまり卒業することが条件である。

これらに加え、小学校及び中学校の免許状の授与申請には、定められた学校・施設において行う介護等の体験（特別支援学校２日間、社会福祉施設その他の施設５日間の計７日間）の証明書が原則として必要である。

免許状の授与

免許状は卒業決定後、大学所在地の都道府県教育委員会から授与される。４年次において免許状取得見込みの者は、12月に行われる説明会に出席し、免許状授与の一括申請手続きを行わなければならない。申請手数料として一教科一校種につき、3,360円（2022年度の場合）が必要となる。

免許状取得に必要な科目

免許状取得に必要な科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」に区分される。これらに加え、文部科学省令で別に定める科目がある。（以後、これらの科目を総称して「教職科目」という。）

① 「教科及び教科の指導法に関する科目」
それぞれの教科を教えるために、各教科の学習指導要領などから見て必要な科目が指定されている。

② 「教育の基礎的理解に関する科目等」
専門教科の知識のみに偏った教師が生まれないように、教育の理念・哲学や教育方法に関する専門的な勉強をして、教育者としての知識・技能を身につける目的で設けられている。

③ 「大学が独自に設定する科目」
本学では、一部の科目を除き「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

④ 文部科学省令で別に定める科目
「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」各２単位、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」あるいは「情報機器の操作」のどちらかから２単位が必要である。

⑤ 特別支援教育に関する科目
現代人間学部こども教育学科初等教育コース生で、特別支援学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、小学校教諭一種免許状にかかる①から④の科目に加え、特別支援教育に関する科目の単位を修得する必要がある。

履修の制限

教職課程受講にあたっての誓約書に違反した者は、教育実習の履修は認められない。また、試験に関して不正行為のあった者は、その内容・程度にかかわらず、教職課程の履修を続ける資格を失う。

教職課程に関する主な業務の分担

1．教職課程の履修に関する問合せ 2．実習校との事務連絡、教育実習関係業務 3．介護等体験関係業務 4．教育実習・介護等体験の欠席手続き 5．教員採用試験関係業務	ND教育センター
6．免許状の一括申請業務・収入証紙代納入	教務課
7．教職科目の授業・運営 8．教科教育法・教育実習受講者の決定 9．教育実習授業巡視	国際言語文化学部 英語英文学科・国際日本文化学科 現代人間学部 生活環境学科・こども教育学科 （学部長、学科主任、その他の教員）
10．教員採用試験関係業務（私立幼稚園）	キャリアセンター
11．京都地区大学教職課程協議会等 （各大学・教育委員会・実習校間の全体協議など）	教職課程担当教員
12．教育実習委託費・介護等体験費の納入	財務課
13．介護等体験・教育実習保険加入 14．実習期間中の通学定期用学割証の申込み （使用開始の１ヵ月前まで）	学生課

連絡について

教職課程に関する連絡は、主にmanaba、UNIPA、教職課程掲示板（ソフィア館１階）で行うので各自こまめに確認すること。学生課届出の連絡先は最新のものにしておくこと。

教職ルーム（ソフィア館１階ND教育センター事務室内）について

教職課程履修者が各自自習、模擬授業の準備等に利用することができる。各教科の教科書・参考書等があるので、教員採用試験に向けての勉強に役立ててほしい。

稀に教職員が利用することがあるが、空いていれば自由に利用してよい。

留意事項等

⑴ 教職科目の履修にあたっては、卒業のための必修科目と時間割が重なるなどの特別な事情がない限り、配当学年を遵守すること。配当学年に従わない場合は４年間で免許状を取得できないことがある。

⑵ 中学校と高等学校の同一教科（英語、国語又は家庭）の免許状を同時に得ようとすることは、さほど困難ではない。両免許の所要資格をほぼ同時に充足することができるので、中・高ともに取得するよう努めること。

⑶ 教職課程と司書課程を同時に履修し免許・資格を得ることは極めて困難である。

⑷ 在学中に取り残した教職科目の単位を卒業後に補う場合、下記の科目（各教科の指導法及び実習関係科目）は本学の科目等履修生として補うことができない（本学大学院生が学部科目等履修をする場合を除く）。その他の教職科目は、本学学生の教職課程の円滑な履修にさしつかえない場合、履修が許可される。

「英語科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「国語科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「家庭科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「中等教育実習事前事後指導」、「教育実習事前事後指導」、「中等教育実習Ⅰ・Ⅱ」、「初等教育実習Ⅰa・Ⅱa・Ⅰb・Ⅱb」、「介護等体験」、「教職実践演習（中・高）」、「教職実践演習（幼・小）」、「保育・教職実践演習」（ただし、教職実践演習に関しては、本学卒業後２年を超えない期間に履修することができるが、履修した学期において免許状取得見込みがある場合に限る。）

⑸ 姉妹大学等への留学によって修得した単位の認定にあたっては、教職科目としての認定は原則としてできない。なお、帰国後に教職科目を履修する場合には、登録前に必ずND教育センター（教職担当）に相談すること。

⑹ 教員免許状授与申請及び介護等体験申込等の書類作成に際しては、外国籍の者にあっては「外国人登録原票記載事項証明書」のとおりに氏名を記入すること。

⑺ 教員採用試験に向けての説明会及び対策講座についてはその都度掲示等で告知する。

⑻ 免許状取得を希望する者は、各年次に行われるオリエンテーションに必ず出席し、教職課程の履修についての説明・指導を受けること。日程は掲示等で各自確認すること。

２．教育実習

教育実習生に求められること

教職課程を順調に履修し各教科の教育法に合格した者について教育実習を行う。

教育実習では、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、それぞれの教育現場において実際に教壇に立つとともに幼児・児童・生徒とのかかわり・学級管理・校務などの実習を行う。他の授業と異なり、教育現場に多大の迷惑をかけることになるので、実習を行う学生自身が責任を持って取組まなければならない。

教育実習を行う学生は、次のような条件にあてはまることを求められている。

① 教師として学力・人格ともに相応しい適性と能力を備えていること。

② 将来教職に就く意志が強く、原則として公立学校教員採用試験を受験すること。

③ 所定の科目について履修を完了し、教壇に立つのに十分な学力と指導力を身に付けていること。

④ 実習校の教育方針に従い、協力ができること。

●英語英文学科・国際日本文化学科・生活環境学科

参加の前提・受講資格

教育実習に参加し得る者は、４年次の年度始めに各学科において決定される。これらの学生は、次の事項を全て行って初めて実習に参加できる。

≪中学校教諭一種・高等学校教諭一種≫

３年次後期終了時点で、原則として、以下の①から④に示す全ての科目を履修し単位を修得していること。

①「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」を扱う必修科目５科目以上（ただし、家庭は９科目以上）

②「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」を扱う必修科目４科目全て

③「教育の基礎的理解に関する科目」の必修科目全てと選択必修科目１科目

④「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の必修科目全てと選択必修科目１科目

教育実習事前事後指導

事前指導は、４年次の４月～５月に集中的に行われ、皆出席が必要である。実習心得、実習手続、人権教育、特別支援教育、その他（シラバス参照）、評価のためのテスト又はレポートを数回提出しなければならない。年間の予定は、掲示等で確認すること。なお、事後指導は、４年次の11月に集中的に行う。

教育実習費等の納入

実習期間（２～４週間）に応じて、所定の金額を、期日までに財務課に納付する。実習先の学校によって実習期間や費用の取扱いが異なるため、金額（１校につき11,000円～22,000円程度）は個別に通知する。全額を教育実習委託費として実習先の学校又は教育委員会に納める。

ほかに、賠償責任等の保険費用、健康診断書等の発行手数料、交通費、給食代、証明書発行手数料などの実費が必要である。

時期・期間

原則として、４年次の６月～９月に実施。中学校免許は３～４週間（少なくとも120時間、４単位相当）、高等学校免許のみの場合は２週間（少なくとも60時間、２単位相当）必要である。

教育実習校

大学近隣の中学校・高等学校とするのが望ましい。３年次進級前に教育実習についてのオリエンテーションを受講後、実習の前年度に希望者自身で交渉の上、承諾を得るものとする（ノートルダム女学院及び一部地域の学校の場合を除く）。

オリエンテーションと予備登録

１年次、２年次及び３年次にオリエンテーションと予備登録が行われる。３年次進級前に教育実習の概要や実習校依頼手続きその他について指導を受け、誓約書を提出しなければならない。いずれも内容が極めて重要なので代理出席は認められない。

●こども教育学科

参加の前提・受講資格

教育実習に参加し得る者は、実習年度の始めに学科において決定される。これらの学生は、次の事項を全て行って初めて実習に参加できる。

≪幼稚園教諭一種≫

４年次の「初等教育実習Ⅰa」については、以下の①、②を満たしていること。

① ３年次後期までに卒業要件単位93単位以上を修得していること。

② 以下の要件を満たしていること。

イ 「教育原理」と、「保育者論」「教職論」のうちいずれか１科目の計２科目４単位を修得済みであること。

ロ 「保育内容総論」「保育内容（健康）」「保育内容（人間関係）」「保育内容（環境）」「保育内容（言葉）」「保育内容（音楽表現）」及び「保育内容（身体造形表現）」の７科目14単位を修得済みであること。

ハ 領域に関する専門的事項の科目の、６単位を修得済みであること。

ニ 「こどもの教育心理学」「特別支援教育論（初等）」と、「教育と社会」「教育経営論」のうちいずれか１科目の計３科目６単位を修得済みであること。

ホ 「教育方法学」及び「幼児理解の理論と方法」の２科目３単位を修得済みであること。

ヘ 「保育・教育課程論」及び「教育相談の理論と方法」の２科目４単位を修得済み又は履修中であること。

≪小学校教諭一種≫

３年次の「初等教育実習Ⅰb」については、以下の①、②を満たしていること。

① ２年次後期までに卒業要件単位62単位以上を修得していること。

② 以下の要件を満たしていること。

イ 「教育原理」及び「教職論」の２科目４単位を修得済みであること。

ロ 各教科の指導法の10科目20単位を修得済みであること。

ハ 教科に関する科目のうち、８単位を修得済みであること。

ニ 「こどもの教育心理学」「特別支援教育論（初等）」と、「教育と社会」「教育経営論」のうちいずれか１科目の計３科目６単位を修得済みであること。

ホ 「教育課程論」、「教育方法学」及び「ICT活用教育」の３科目４単位を修得済み又は履修中であること。

ヘ 「道徳の指導法」「特別活動・総合的な学習の時間の指導法」「生徒指導・進路指導」及び「教育相談の理論と方法」の４科目８単位を修得済み又は履修中であること。

≪特別支援学校教諭一種免許状≫

３年次後期までに卒業要件単位93単位以上を修得し、かつ、以下の要件を満たしていること。

「知的障害者の心理・生理・病理」「肢体不自由者の心理・生理・病理」「病弱者の心理・生理・病理」「知的障害者教育論Ⅰ」「肢体不自由者教育論Ⅰ」「病弱者教育論」「知的障害者教育論Ⅱ」及び「肢体不自由者教育論Ⅱ」の計８科目16単位を修得済みであること。原則として「初等教育実習Ⅰb」及び「初等教育実習Ⅱb」の計４単位を３年次後期までに修得済みであること。

教育実習事前事後指導

事前指導は、３年次の前期（特別支援教育実習事前事後指導は４年次）に行われ、皆出席が必要である。実習心得、実習手続、人権教育、特別支援教育、その他（シラバス参照）、評価のためのテスト又はレポートを数回提出しなければならない。年間の予定は、掲示等で確認すること。なお、事後指導は教育実習が終った年度の11月に集中的に行う。

教育実習費等の納入

実習期間（２～４週間）に応じて所定の金額を、期日までに財務課に納付する。実習先の学校によって実習期間や費用の取扱いが異なるため、金額（１校につき11,000円～22,000円程度）は個別に通知する。全額を教育実習委託費として実習先の学校又は教育委員会に納める。

ほかに、賠償責任等の保険費用、健康診断書等の発行手数料、交通費、給食代、証明書発行手数料などの実費が必要である。

時期・期間

≪幼児教育コース≫

原則として４年次の６月～９月に幼稚園実習120時間（原則として４週間）を行う。

≪初等教育コース≫

原則として３年次９月～10月・４年次の６月～９月。３年次に小学校実習120時間（原則として４週間）、４年次に幼稚園実習あるいは特別支援教育実習60時間（２週間）を行うことを基本とする。

教育実習校

教育実習校は、大学近隣の幼稚園・小学校・特別支援学校とし、教育実習についてのオリエンテーションを受講後、実習の前年度に希望者自身で交渉の上、承諾を得るものとする（ノートルダム学院小学校及び一部地域の学校の場合を除く）。出身校での実習を希望する場合は別途届出を行う。実習期間は、原則として幼稚園免許・小学校免許は４週間（少なくとも120時間、４単位相当）必要である。

オリエンテーションと予備登録

２年次及び３年次にオリエンテーションと予備登録が行われる。教育実習の概要や実習校依頼手続きその他について指導を受け、誓約書を提出しなければならない。いずれも内容が極めて重要なので代理出席は認められない。

３．介護等体験

小学校・中学校の免許状を取得するためには、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成９年法律第90号）に定められる介護等の体験（以下「介護等体験」という）を行うことが原則として必要である（平成10年度以後入学者から適用）。これを行った証明書を添付しなければ、小学校・中学校の免許状の申請ができ

ない。

介護等体験は教育実習と同様、受入れ先の学校や施設に本来の仕事以外の大きな負担を強いるものである。生徒や施設利用者にも多大の迷惑をかけることとなるので、教職に就く強い意志を持たない者が安易な気持ちで参加することは厳に慎まなければならない。

介護等体験は、「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めること」「人の心の痛みがわかる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心を持った人づくりの実現」といった法の趣旨により、義務教育に従事する教員の免許状取得希望者に義務づけられている。

（介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについては免除される。）

なお、体験内容は受入れ先の特徴や考え方によって異なるが、担当者の指示に従って行う。

時期・期間

・英語英文学科・国際日本文化学科・生活環境学科：２年次の後期以降に事前指導を行い、３年次（４年次でも可）に体験を実施する。

・こども教育学科：１年次の後期以降に事前指導を行い、２年次で体験を実施する。

事前指導には全て出席しなければならない（シラバス参照）。指定された特別支援学校で２日間､社会福祉施設その他の施設で５日間の計７日間にわたり､「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を行わなければならないこととなっている。

申込みと受入れ先の決定

申込みは大学経由で都道府県単位に行い、通常は特別支援学校については教育委員会が、社会福祉施設その他の施設については社会福祉協議会が、それぞれ受入れ先の割り当てを決定する。いったん申込むと辞退することはできないので、教職を目指す意志が固まらない者、続けるかどうか迷っている者は安易に申込まないこと。

費用

体験に要する費用は都道府県によって異なるが、京都府の場合、社会福祉施設での体験費用8,250円（2022年度の場合）を大学を通じて納入する。ほかに、テキスト代、賠償責任等の保険費用、健康診断書等の発行手数料、交通費、昼食代、証明書発行手数料、寄宿舎での体験や遠隔地で実施する場合の宿泊費などの実費が必要である。

スケジュール

介護等体験の大まかな流れは以下のとおり（年間の予定は、掲示等で確認すること）。ただし、都道府県によって異なる部分がある。これらを全て行わないと実施ができない場合があるので、告知等の掲示に注意し漏れのないようにすること。

登録時	教職オリエンテーションに出席し、教職課程を履修する決意をした上で登録届を提出する。（履修登録の際、取得を希望する免許状の「資格申請」を行うこと。）
説明会	介護等体験を行う場合は必ず出席すること。
事前指導	介護等体験の概要説明。意志確認ののち申込・誓約書の提出。諸手続き等について。 上級生体験談。書類作成等。 特別講師による講義。 簡単な介助の体験。 体験日誌の記入、報告書類、受入れ先への連絡、証明書についてなど。 直前指導。
手続き	都道府県別に諸手続き等に関する説明を適宜行うことがある。ND教育センターからの連絡を見逃さないこと。 教育委員会・社会福祉協議会に大学から一括して申込みを行う。
介護等体験	教育委員会・社会福祉協議会が割り当てた学校・施設、日程で介護等体験を行う。
事後指導	介護等体験を通して学んだ事を振り返り、教職を目指す者としての自覚を深める。

留意事項

生徒や施設利用者と直接ふれあう介護等体験では、特に健康状態に対する十分な注意が必要である。このため、年度当初の健康診断を必ず受診し、胸部X線検査を受けること（事情があり検査を受けられない場合は速やかにND教育センターに相談すること）。受入れ施設によっては別に検便等の検査（有料）を求められる場合がある。

４．教職実践演習

●教員としての資質能力を最終確認する

教職実践演習では、教職課程をはじめとした科目の履修やさまざまな活動を通じて、教員として最小限必要な資質能力が形成されたのか、そして本学の教員養成に対する理念に基づいた資質能力が身についているのかなど、教員としての適格性を最終確認することを目的とする。また、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようにする。

●履修要件

教職実践演習は、４年次生前期の履修登録時点において免許取得に係る科目の単位を全て修得見込みであること（幼稚園・小学校・中学校・高等学校のいずれか）、及び教職実践演習開始時までに教育実習を問題なく終えていることを履修要件とする。

●授業内容

これまでに学んだ教職および教科に関する知識と、教育実習体験を通して得られた実践的指導力との統合を図りつつ、主に以下の４つの事項について、ロールプレーイング・グループ討議・模擬授業・事例研究・外部講師による講話などを取入れながら授業を進め、教師としての資質の向上を図る。

① 使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項
② 社会性や対人関係能力に関する事項
③ 幼児・児童・生徒理解や学級経営等に関する事項
④ 教科・保育内容等の指導力に関する事項

なお、こうした多様な方法を取入れた授業という性質上、２コマ連続の開講方式を導入する。

●その他

学習状況が著しく不良で、教員としての実践的指導力の適格性がないと判断する場合は、全担当教員の合意の上で、評定点にかかわらず不合格となる場合がある。

5．免許状取得までの各年次の主なスケジュール

【英語英文学科・国際日本文化学科・生活環境学科】

年次	主要スケジュール（詳細は掲示板等で確認すること）		教職に関する科目等の標準的な履修年次
1	履修登録時	1年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。	教育原論
	12月	教職課程説明会	憲法と人権、体育講義、体育実技、健康スポーツ演習、情報演習Ⅰa、情報演習Ⅰb、英語実践（4技能）Ⅰ、英語実践（4技能）Ⅱ
	3月	教職課程オリエンテーション 履修カルテ入力 履修指導 教育実習予備登録	
2	履修登録時	2年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。 取得を希望する免許状の「資格申請」をする（UNIPA）。	教師論、発達と学習の教育心理、教育社会学、特別支援教育、情報演習Ⅱ、情報処理
	10月頃	介護等体験説明会	英語科教育法Ⅰ、英語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅰ、国語科教育法Ⅱ 家庭科教育法Ⅰ、家庭科教育法Ⅱ
	11月頃	教育実習報告会	
	3月	教職課程オリエンテーション 履修カルテ入力 教育実習依頼指導(1) 誓約書提出・実習依頼校申請 教職課程特別講座 （履修指導を含む） 介護等体験事前指導開始	日常の英会話、旅行の英会話、留学の英会話、おもてなしの英会話、ビジネス英会話、AIとデータサイエンス入門 （英語科） Persuasive Communication、 Public Speaking、Argumentation and Debate
3	履修登録時	3年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。 教育実習要件を確認し、前提科目を履修する。 取得を希望する免許状の「資格申請」を確認する（UNIPA）。	中等教育課程論、道徳の指導法（中等）、特別活動・総合的な学習の時間の指導法、生徒指導・進路指導の理論及び方法、教育相談の理論及び方法
	4月頃	教育実習依頼指導(2)	英語科教育法Ⅲ、英語科教育法Ⅳ 国語科教育法Ⅲ、国語科教育法Ⅳ 家庭科教育法Ⅲ、家庭科教育法Ⅳ
	11月頃	教育実習報告会	
	12月頃	介護等体験事後指導 司書教諭講習修了証書一括申請手続（該当者のみ）	教育評価、ICT活用教育 教育の方法及び技術、介護等体験
	3月	教職課程オリエンテーション 履修カルテ入力 教職課程特別講座（履修指導を含む）	（英語科） Communication Skills Ⅰ、Communication Skills Ⅱ
4	履修登録時	4年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。 必要単位の不足はないか綿密に検討し直す。 取得を希望する免許状の「資格申請」を確認する（UNIPA）。	中等教育実習事前事後指導、中等教育実習Ⅰ、中等教育実習Ⅱ
	4月	教育実習事前指導開始 教育実習の確定登録 教育実習費の納入	（英語科） Global Liberal Arts Seminar
	4～9月	実習校への通学時間などを調べ、実習校と打合せて実習の準備をする。	
	5～11月	教育実習 教育実習終了後履修カルテ入力	
	7月頃	都道府県・政令指定都市の教員採用試験	
	11月頃	教育実習事後指導 教育実習報告会	教職実践演習（中・高）
	12月頃	免許状授与一括申請手続 司書教諭講習修了証書一括申請手続（該当者のみ）	
	3月頃	教員採用状況調査	
	3月	卒業式後、免許状交付	

【こども教育学科（幼稚園教諭）】

年次	主要スケジュール（詳細は掲示板等で確認すること）		教職に関する科目等の標準的な履修年次
1	履修登録時	1年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。	憲法と人権、体育講義、体育実技、健康スポーツ演習、情報演習Ⅰa、情報演習Ⅰb、英語実践（4技能）Ⅰ、英語実践（4技能）Ⅱ 教育原理、保育者論、教職論、こどもの教育心理学、こどもの発達心理学、特別支援教育論（初等）、幼児理解の理論と方法、保育内容総論
	7月頃	履修コース分属ガイダンス	
	12月	教職課程説明会	
	3月	教職課程オリエンテーション 履修カルテ入力 教育実習予備登録 履修指導	
2	履修登録時	2年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。 取得を希望する免許状の「資格申請」をする（UNIPA）。	教育史、教育と社会、教育経営論、保育心理学演習、幼児と健康、幼児と人間関係、幼児と環境、幼児と言葉、幼児と音楽表現、幼児と身体造形表現、保育内容（健康・人間関係・環境・言葉・音楽表現・身体造形表現） 日常の英会話、旅行の英会話、留学の英会話、おもてなしの英会話、ビジネス英会話、情報演習Ⅱ、情報処理
	11月頃	教育実習報告会	
	3月	教職課程オリエンテーション 履修カルテ入力 教育実習依頼指導（1） 誓約書提出・実習依頼園申請 教育実習予備登録 教職課程特別講座（履修指導含む） 取得を希望する免許状の「資格申請」を確認する（UNIPA）。	
3	履修登録時	3年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。 必要単位の不足はないか綿密に検討し直す。 教育実習要件を確認し、前提科目を履修する。	保育・教育課程論、教育方法学、教育評価、教育相談の理論と方法、環境教育、情報教育、食と健康の教育
	4月頃	教育実習依頼指導（2）	
	11月頃	教育実習報告会	
	12月頃	司書教諭講習修了証書一括申請手続（該当者のみ）	
	3月	教職課程オリエンテーション 履修カルテ入力 教職課程特別講座（履修指導含む）	
4	履修登録時	4年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。 必要単位の不足はないか綿密に検討し直す。 取得を希望する免許状の「資格申請」を確認する（UNIPA）。	教育実習事前事後指導、初等教育実習Ⅰa、初等教育実習Ⅱa、保育・教職実践演習（幼）、教職実践演習（幼・小）、国際理解教育
	4月頃	教育実習事前指導 教育実習費の納入	
	4～9月	実習園への通学時間などを調べ、実習園と打合せて実習の準備をする	
	6～9月	教育実習 教育実習終了後履修カルテ入力	
	7月～	教員採用試験	
	11月頃	教育実習事後指導 教育実習報告会	
	12月頃	免許状授与一括申請手続 司書教諭講習修了証書一括申請手続（該当者のみ）	
	3月頃	教員採用状況調査	
	3月	卒業式後、免許状交付	

【こども教育学科（小学校教諭）】

年次	主要スケジュール（詳細は掲示板等で確認すること）		教職に関する科目等の標準的な履修年次
1	履修登録時	1年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。	憲法と人権、体育講義、体育実技、健康スポーツ演習、情報演習Ⅰa、情報演習Ⅰb、英語実践（4技能）Ⅰ、英語実践（4技能）Ⅱ 教育原理、教職論、こどもの教育心理学、こどもの発達心理学、特別支援教育論（初等）、国語、社会、算数、理科、生活
	7月頃	履修コース分属ガイダンス	
	10月頃	介護等体験説明会	
	12月	教職課程説明会	
	3月	教職課程オリエンテーション 履修カルテ入力 教育実習依頼指導（1） 誓約書提出・実習依頼校申請 教育実習予備登録 履修指導 介護等体験事前指導開始	
2	履修登録時	2年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。 取得を希望する免許状の「資格申請」を確認する（UNIPA）。 教育実習要件を確認し、前提科目を履修する。	教育史、教育と社会、教育経営論、教育課程論、書写、音楽、図工、家庭、体育、外国語（英語）、国語科指導法、社会科指導法、算数科指導法、理科指導法、生活科指導法、音楽科指導法、図工科指導法、家庭科指導法、体育科指導法、外国語（英語）指導法 介護等体験 日常の英会話、旅行の英会話、留学の英会話、おもてなしの英会話、ビジネス英会話、情報演習Ⅱ、情報処理
	4月頃	教育実習依頼指導（2）	
	11月頃	教育実習報告会	
	3月	教職課程オリエンテーション 履修カルテ入力 教職課程特別講座（履修指導含む）	
3	履修登録時	3年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。 必要単位の不足はないか綿密に検討し直す。 取得を希望する免許状の「資格申請」を確認する（UNIPA）。	道徳の指導法、特別活動・総合的な学習の時間の指導法、教育方法学、ICT活用教育、教育評価、生徒指導・進路指導、教育相談の理論と方法、教育実習事前事後指導、初等教育実習Ⅰb、初等教育実習Ⅱb、環境教育、情報教育、食と健康の教育
	4月頃	教育実習事前指導 教育実習費の納入	
	4～9月	実習園への通学時間などを調べ、実習校と打合せて実習の準備をする	
	9～10月	教育実習 教育実習終了後履修カルテ入力	
	11月頃	教育実習事後指導 教育実習報告会	
	12月頃	司書教諭講習修了証書一括申請手続（該当者のみ）	
	3月	教職課程オリエンテーション 履修カルテ入力 教職課程特別講座（履修指導含む）	
4	履修登録時	4年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。 必要単位の不足はないか綿密に検討し直す。 取得を希望する免許状の「資格申請」を確認する（UNIPA）。	教職実践演習（幼・小）、初等教材開発論、国際理解教育
	7月頃	都道府県・政令指定都市の教員採用試験	
	11月頃	教育実習報告会	
	12月頃	免許状授与一括申請手続 司書教諭講習修了証書一括申請手続（該当者のみ）	
	3月頃	教員採用状況調査	
	3月	卒業式後、免許状交付	

【こども教育学科（特別支援学校教諭)】　※基礎免許状のスケジュール等も必ず確認しておくこと

年次	主要スケジュール（詳細は掲示板等で確認すること）		教職に関する科目等の標準的な履修年次
1	履修登録時	1年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。	
	7月頃	履修コース分属ガイダンス	
2	履修登録時	2年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。 取得を希望する免許状の「資格申請」を確認する（UNIPA)。 教育実習要件を確認し、前提科目を履修する。	特別支援教育基礎理論、知的障害者の心理・生理・病理、肢体不自由者の心理・生理・病理、病弱者の心理・生理・病理
	12月	教育実習説明会	
	1月	誓約書提出・実習依頼校申請	
	3月	教職課程オリエンテーション 履修カルテ入力 教職課程特別講座（履修指導含む） 教育実習依頼指導	
3	履修登録時	3年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。 必要単位の不足はないか綿密に検討し直す。 取得を希望する免許状の「資格申請」を確認する（UNIPA)。	知的障害者教育論Ⅰ、知的障害者教育論Ⅱ、肢体不自由者教育論Ⅰ、肢体不自由者教育論Ⅱ、病弱者教育論、視覚障害者の心理・生理・病理、聴覚障害者の心理・生理・病理、視覚障害者教育論、聴覚障害者教育論
	3月	教職課程オリエンテーション 履修カルテ入力 教育実習依頼指導 教職課程特別講座（履修指導含む）	
4	履修登録時	4年次の配当科目で履修可能な科目を履修する。 必要単位の不足はないか綿密に検討し直す。 取得を希望する免許状の「資格申請」を確認する（UNIPA)。	障害者教育課程論、ＬＤ等教育総論、特別支援教育実習事前事後指導、特別支援教育実習
	4月頃	教育実習事前指導 教育実習費の納入	
	4～9月	実習校への通学時間などを調べ、実習園と打合せて実習の準備をする	
	5～11月	教育実習 教育実習終了後履修カルテ入力	
	7月頃	都道府県・政令指定都市の教員採用試験	
	11月頃	教育実習事後指導 教育実習報告会	
	12月頃	免許状授与一括申請手続 司書教諭講習修了証書一括申請手続（該当者のみ）	
	3月頃	教員採用状況調査	
	3月	卒業式後、免許状交付	

6．履修科目及び単位表

履修科目及び単位表をよく確認の上、登録時には十分注意し、計画的に履修すること。

免許教科		法規上必要な最低修得単位数						
		教科及び教職に関する科目						
		領域及び保育内容の指導法に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	合計
外国語（英語）	中学校一種		28	10	10	7	4	59
	高等学校一種		24	10	8	5	12	59
国　語	中学校一種		28	10	10	7	4	59
	高等学校一種		24	10	8	5	12	59
家　庭	中学校一種		28	10	10	7	4	59
	高等学校一種		24	10	8	5	12	59
幼稚園一種		16		10	4	7	14	51
小学校一種 特別支援学校一種＊			30	10	10	7	2	59

注）「大学が独自に設定する科目」の単位には、当該科目以外の科目の余剰単位を算入する。余剰単位とは、最低修得単位数（幼37単位、小57単位、中55単位、高47単位）を超えて修得した単位をいう。

＊　特別支援学校教諭一種免許状は、上記の小学校一種の法規上必要な最低修得単位数に加え、以下の表の単位数を満たすこと。

免許教科	法規上必要な最低修得単位数				
	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	計
特別支援一種	2	16	5	3	26

文部科学省令（教育職員免許法施行規則第66条の６）で別に定める科目（全学共通）

免許法施行規則に定める科目区分	最低修得単位数	本学開設授業科目				備　考
		コースナンバー	授業科目	単位数	配当学年	
日本国憲法	2	GES 1250	○憲法と人権	2	1	
体育	2	GBL 1151	体育講義	1	1	2単位選択必修
		GBL 1100	体育実技	1	1	
		GBL 1150	健康スポーツ演習	2	1	
外国語コミュニケーション	2	GBE 2300	日常の英会話	1	2	2単位選択必修
		GBE 2350	旅行の英会話	1	2	
		GBE 2351	留学の英会話	1	2	
		GBE 2301	おもてなしの英会話	1	2	
		GBE 2307	ビジネス英会話	1	2	
		GBE 2306	英語実践（4技能）Ⅰ	1	1･2･3･4	
		GBE 2356	英語実践（4技能）Ⅱ	1	1･2･3･4	
		EGB 3302	Communication Skills Ⅰ	1	3	英語英文学科に適用
		EGB 3352	Communication Skills Ⅱ	1	3	
		EGE 2302	Public Speaking	2	2･3･4	
		EGE 4652	Global Liberal Arts Seminar	2	4	
		EGE 3402	Persuasive Communication	2	2･3･4	
		EGE 3404	Argumentation and Debate	2	2･3･4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目	2	GEN 2450	AIとデータサイエンス入門	2	2	2単位選択必修
情報機器の操作		GBL 1401	情報演習Ⅰa	1	1	
		GBL 1402	情報演習Ⅰb	1	1	
		GBL 2400	情報演習Ⅱ	1	2	
		GBL 2450	情報処理	2	2	

注）⑴　○印は免許状取得の必修科目。

⑵　１年次に配当されている科目は、なるべく１年次に履修しておくこと。

※2023年度以降入学者用

外国語（英語）（中学一種・高校一種共通）　【英語英文学科】

教科及び教職に関する科目（教科及び教科の指導法に関する科目に限る。）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			最低修得単位数（本学の最低単位数）	左の科目区分等に対応する本学開設授業科目					備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			コースナンバー	授業科目	単位数 中	単位数 高	配当学年	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	中28(28) 高24(24)	EGF 2201 EGL 2202 EGL 3406 EGR 3450	○言語学概論 英語の歴史 ことばの音と形態 ○応用言語学	2 2 2 2	2 2 2 2	1 2・3・4 2・3・4 2・3・4	
		英語文学		EGF 2200 EGL 2200 EGL 2201 EGF 2250 EGF 2251	○英米文学概論 英文学の歴史 米文学の歴史 専門講読（英文学） 専門講読（米文学）	2 2 2 2 2	2 2 2 2 2	1 2・3・4 2・3・4 2 2	
		英語コミュニケーション		EGB 1311 EGB 1360 EGB 2315 EGB 3302 EGB 3352 EGE 3402 EGE 4652 EGE 2302 EGE 3404	○Academic English Ⅰ ○Academic English Ⅱ ○Academic English Ⅲ Communication Skills Ⅰ Communication Skills Ⅱ Persuasive Communication Global Liberal Arts Seminar Public Speaking Argumentation and Debate	2 2 2 1 1 2 2 2 2	2 2 2 1 1 2 2 2 2	1 1 2 3 3 2・3・4 4 2・3・4 2・3・4	
		異文化理解		EGL 3456 EGL 3459 EGE 3553 EGE 3652 EGE 2502	△異文化間コミュニケーション イギリスの社会と文化 Comparative Culture Global Literature Workshop △Intercultural Communication and Acculturation	2 2 2 2 2	2 2 2 2 2	2・3・4 2・3・4 2・3・4 2・3・4 2・3・4	△から1科目選択必修
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目								
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			EGR 2200 EGR 2250 EGR 3200 EGR 3250	○英語科教育法Ⅰ ○英語科教育法Ⅱ ○英語科教育法Ⅲ ○英語科教育法Ⅳ	2 2 2 2	2 2 2 2	2 2 3 3	

注）(1)　○印は免許状取得の必修科目。△印は免許状取得の選択必修科目。

※2021年度以降入学者用

国　語（中学一種・高校一種共通）　【国際日本文化学科】

教科及び教職に関する科目（教科及び教科の指導法に関する科目に限る。）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			最低修得単位数（本学の最低単位数）	左の科目区分等に対応する本学開設授業科目					備　考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			コースナンバー	授業科目	単位数 中	単位数 高	配当学年	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	中28(28) 高24(24)	CSA 1201	○国語学概論	2	2	1・2	音声言語を含む。
				CSA 2406	日本語の朗読	2	2	2・3・4	
				CSB 1500	○日本語コミュニケーションⅠ	2	2	1	文章表現を含む。
				CSB 1550	○日本語コミュニケーションⅡ	2	2	1	文章表現を含む。
				CSB 2500	○日本語コミュニケーションⅢ	2	2	2	文章表現を含む。
				CSA 2352	日本語文法	2	2	2・3・4	
				CSA 2353	日本語研究	2	2	2・3・4	
				CSA 2561	識字活動と子どもの権利	2	2	2・3・4	
		国文学（国文学史を含む。）		CSA 1200	○国文学概論	2	2	1・2	国文学史を含む。
				CSA 2250	○日本古典文学講読	2	2	2・3・4	
				CSA 3251	日本近代文学講読	2	2	2・3・4	
				CSA 3254	日本文学特講	2	2	2・3・4	
				CSA 3263	出版文化史	2	2	2・3・4	
				CSA 2260	子どもの読書とメディア	2	2	2・3・4	
				CSA 2512	昔話とストーリーテリング	2	2	2・3・4	
		漢文学		CSA 2219	言語文化概論	2	2	1・2	漢字文化史
				CSA 2265	漢文学特講	2	2	2・3・4	
				CSA 2220	○漢文学入門	2	2	1・2	
		書道（書写を中心とする。）		CSA 2201	○書写研究	2	—	2・3・4	
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目								
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			TEA 2810	○国語科教育法Ⅰ	2	2	2	
				TEA 2860	○国語科教育法Ⅱ	2	2	2	
				TEA 3810	○国語科教育法Ⅲ	2	2	3	
				TEA 3860	○国語科教育法Ⅳ	2	2	3	

注）(1)　○印は免許状取得の必修科目。△印は免許状取得の選択必修科目。

※2021年度以降入学者用

家　庭（中学一種・高校一種共通）　　**【生活環境学科】**

教科及び教職に関する科目（教科及び教科の指導法に関する科目に限る。）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			最低修得単位数(本学の最低単位数)	左の科目区分等に対応する本学開設授業科目					備　考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			コースナンバー	授業科目	単位数 中	単位数 高	配当学年	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	中28(28) 高24(24)	SLB 1450 LDA 2406	○現代社会と家庭経営 ○家族関係	2 2	2 2	1 2	
		被服学（被服製作実習を含む。）		SLB 1200 LDA 2200 LDA 2400	○衣生活概論 ○衣生活材料学 ○アパレル造形学（実習を含む）	2 2 2	2 2 2	1 2 2	
		食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）		SLB 1250 LDA 2401 LDA 2403 LDA 3500	○食生活概論 ○食品学 ○栄養学 ○調理学実習	2 2 2 2	2 2 2 2	1 2 2 3	
		住居学（製図を含む。）		SLB 1251 LDA 2600 LDA 2405	○住居学概論（製図を含む） 住居製図Ⅰ 福祉住環境デザイン	2 1 2	2 1 2	1 2 2	
		保育学（実習及び家庭看護を含む。）		LDA 3652	○保育学（実習及び家庭看護を含む）	2	2	3	
		家庭電気・機械及び情報処理		LDA 1250	○家庭電気・機械及び情報処理	—	2	1	
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目								
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			LDA 2407 LDA 2350 LDA 3601 LDA 3651	○家庭科教育法Ⅰ（生活の自立と衣食住） ○家庭科教育法Ⅱ（家族・家庭生活と福祉） ○家庭科教育法Ⅲ（指導法と教材作成） ○家庭科教育法Ⅳ（模擬授業）	2 2 2 2	2 2 2 2	2 2 3 3	

注）(1)　○印は免許状取得の必修科目。△印は免許状取得の選択必修科目。

【生活環境学科】

生活環境学科では、原則として生活科学コースあるいは生活経営・経済コースに所属し、コースごとに定められた必修科目および選択必修科目を履修しなければならない。分属にあたっては、１年次後期に「コース説明会」に参加し、教員の面談による履修指導を受けること。また、定められた期日に申請手続きを行うこと。コース分属にかかる詳細については、必ず掲示板等で確認すること。

※2022年度以降入学者用

外国語（英語） | **国　語** | **家　庭**　　**【英語英文学科・国際日本文化学科・生活環境学科】**

教科及び教職に関する科目（教科及び教科の指導法に関する科目を除く。）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		最低修得単位数（本学の最低単位数）	左の科目区分等に対応する本学開設授業科目					共通開設	備　考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		コースナンバー	授業科目	単位数 中	単位数 高	配当学年		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10(12)	TEA 1850 TEA 2856	○教育原論 教育史	2 2	2 2	1･2 2	初等	
	教職の意義及び教員の役割･職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		TEA 2800	○教師論	2	2	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		TEA 2850 TEA 2857	教育社会学 教育経営論	2 2	2 2	2 2	初等	1科目選択必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		TEA 2801	○発達と学習の教育心理	2	2	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		TEA 2852	○特別支援教育	2	2	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム･マネジメントを含む。）		TEA 2802	○中等教育課程論	2	2	2･3		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法＊	中10(10) 高8(8)	TEA 2803	○道徳の指導法（中等）	2	－	2･3		中学校免許のみ。注）高等学校免許（「大学が独自に設定する科目」に区分される）のみの取得希望者も履修することが望ましい。
	総合的な学習の時間の指導法		TEA 2853	○特別活動･総合的な学習の時間の指導法	2	－	2･3	初等	
	特別活動の指導法								
	総合的な探究の時間の指導法				－	2			
	特別活動の指導法								
	教育の方法及び技術		TEA 3850 TEA 3851 TEA 3852	△教育の方法及び技術 △教育方法学 教育評価	2 1 2	2 1 2	3 3 3	初等 初等 初等	△から1科目選択必修
	情報通信技術を活用した教育の方法及び技術		TEA 3853	○ICT活用教育	1	1	3	初等	
	生徒指導の理論及び方法		TEA 2855	○生徒指導･進路指導の理論及び方法	2	2	2･3		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		TEA 2851	○教育相談の理論及び方法	2	2	2･3		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
教育実践に関する科目	教育実習	中5(5) 高3(3)	TEA 4855 TEA 4856 TEA 4857	○中等教育実習事前事後指導 ○中等教育実習Ⅰ 中等教育実習Ⅱ	1 2 2	1 2 2	4 4 4		中学校免許に必修
	学校体験活動								
	教職実践演習	2(2)	TEA 4850	○教職実践演習（中･高）	2	2	4		
大学が独自に設定する科目		中4(2) 高12(10)	TEA 2803 TEA 2861	道徳の指導法（中等） 介護等体験	－ 1	2 1	2･3 2･3		高等学校免許のみ。中学校免許必修
			（大学が独自に設定する科目以外の科目の余剰単位）						最低修得単位数（中55単位、高47単位）を超えて修得した単位数

注 (1) ○印は必修科目。＊は中免のみの事項。

(2) 「英語科教育法Ⅲ･Ⅳ」「国語科教育法Ⅲ･Ⅳ」（3年次配当）は、それぞれ「英語科教育法Ⅰ･Ⅱ」「国語科教育法Ⅰ･Ⅱ」（2年次配当）の合格者に限り履修できる（2年次で留学した者及び3年次編入生は同時履修可）。

(3) 「英語科教育法Ⅲ･Ⅳ」の履修に際しては、英語英文学科から一定の成績基準に基づいて履修を制限されることがある。

(4) 「中等教育実習事前事後指導」（1単位）と「中等教育実習Ⅰ･Ⅱ」（各2単位、Ⅱは中免必修）は1つのセットとなっているもの（計5単位、高免のみの場合は3単位）であり、いずれかが合格又は不合格ということはない。

(5) 「教職実践演習（中･高）」（2単位）は、4年次生前期の履修登録時点において免許取得に係る科目の単位を全て修得見込みであること（中学校又は高等学校のいずれか）、及び「教職実践演習（中･高）」開始時までに教育実習を問題なく終えていることを履修要件とする。

※2021年度以後入学者用

小 学 校 **幼 稚 園** 【こども教育学科】

教科及び教職に関する科目（領域及び保育内容の指導法に関する科目、教科及び教科の指導法に関する科目に限る。）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			最低修得単位数（本学の最低単位数）	左の科目区分等に対応する本学開設授業科目					備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項			コースナンバー	授業科目	単位数 幼	単位数 小	配当学年	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	幼16（16）	EDI 2205	幼児と健康	1	—	2	
		人間関係		EDI 2206	幼児と人間関係	1	—	2	
		環境		EDI 2207	幼児と環境	1	—	2	
		言葉		EDI 2208	幼児と言葉	1	—	2	
		表現		EDI 2209 EDI 2260	幼児と音楽表現 幼児と身体造形表現	1 1	— —	2 2	
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目								
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）			EDI 1450 EDI 2400 EDI 2401 EDI 2402 EDI 2450 EDI 2453 EDI 2452	○保育内容総論 ○保育内容（健康） ○保育内容（人間関係） ○保育内容（環境） ○保育内容（言葉） ○保育内容（音楽表現） ○保育内容（身体造形表現）	2 2 2 2 2 2 2	— — — — — — —	1 2 2 2 2 2 2	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	小30（30）	EDP 1252 EDP 2250	国語 書写	— —	2 1	1 2	
		社会		EDP 1250	社会	—	2	1	
		算数		EDP 1253	算数	—	2	1	
		理科		EDP 1251	理科	—	2	1	
		生活		EDP 1254	生活	—	2	1	
		音楽		EDP 2202	音楽	—	2	2	
		図工		EDP 2203	図工	—	2	2	
		家庭		EDP 2200	家庭	—	2	2	
		体育		EDP 2204	体育	—	2	2	
		外国語（英語）		EDP 2201	外国語（英語）	—	2	2	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			EDP 2400 EDP 2401 EDP 2402 EDP 2403 EDP 2404 EDP 2450 EDP 2451 EDP 2452 EDP 2453 EDP 2454	○国語科指導法 ○社会科指導法 ○算数科指導法 ○理科指導法 ○生活科指導法 ○音楽科指導法 ○図工科指導法 ○家庭科指導法 ○体育科指導法 ○外国語（英語）指導法	— — — — — — — — — —	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

※2022年度以後入学者用

小学校　幼稚園　【こども教育学科】

教科及び教職に関する科目（領域及び保育内容の指導法に関する科目、教科及び教科の指導法に関する科目を除く。）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		最低修得単位数（本学の最低単位数）	左の科目区分等に対応する本学開設授業科目					共通開設	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		コースナンバー	授業科目	単位数 幼	単位数 小	配当学年		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10（12）	EDB 1201 EDN 2251	○教育原理 教育史	2 2	2 2	1 2	中等	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		EDI 1251 EDB 1100	保育者論 教職論	2 2	－ 2	1 1		1科目選択必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		EDN 2550 EDN 2254	教育と社会 教育経営論	2 2	2 2	2 2		1科目選択必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		EDB 1400 EDB 1450 EDI 2403	○こどもの教育心理学 こどもの発達心理学 保育心理学演習	2 2 1	2 2 －	1 1 2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		EDB 1250	○特別支援教育論（初等）	2	2	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		EDI 3205 EDN 2250	○保育・教育課程論 ○教育課程論	2 －	－ 2	3 2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	幼4（5） 小10（10）	EDP 3200	○道徳の指導法	－	2	3		
	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法		EDP 3450	○特別活動・総合的な学習の時間の指導法	－	2	3	中等	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		EDN 2251 EDN 3252 EDN 3250	△教育方法学 △教育の方法及び技術 教育評価	1 2 2	－ － －	3 3 3	中等 中等 中等	△から1科目選択必修
	教育の方法及び技術		EDN 2251 EDN 3252 EDN 3250	△教育方法学 △教育の方法及び技術 教育評価	－ － －	1 2 2	3 3 3	中等 中等 中等	△から1科目選択必修
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		EDP 3403	○ICT活用教育	－	1	3	中等	
	幼児理解の理論及び方法		EDI 1451	○幼児理解の理論と方法	2	－	1		
	生徒指導の理論及び方法		EDP 3202	○生徒指導・進路指導	－	2	3		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		EDN 3400	○教育相談の理論と方法	2	2	3		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
教育実践に関する科目	教育実習	5（5）	EDN 3600 EDI 4601 EDI 4602 EDP 3600 EDP 3601	○教育実習事前事後指導 初等教育実習Ⅰa △初等教育実習Ⅱa 初等教育実習Ⅰb △初等教育実習Ⅱb	1 2 2 2 2	1 2 2 2 2	3・4 4 4 3 3		幼必修 小必修 △から2単位選択必修
	学校体験活動								
	教職実践演習	2（2）	EDN 4650 EDI 4651	教職実践演習（幼・小） 保育・教職実践演習（幼）	2 2	2 －	4 4		1科目選択必修
大学独自に設定する科目		幼14（11） 小2（2）	EDP 4200 EDN 3402 EDN 3400 EDN 3451 EDN 4500 EDR 3600	初等教材開発論 環境教育 情報教育 食と健康の教育 国際理解教育 介護等体験	－ 2 2 2 2 －	2 2 2 2 2 1	4 3 3 3 4 2・3		
			（大学が独自に設定する科目以外の科目の余剰単位）						最低修得単位数（幼37単位、小57単位）を超えて修得した単位数

注）⑴　○印は必修科目。

⑵　「教職実践演習（幼・小）」「保育・教職実践演習」は、4年次生前期の履修登録時点において免許取得に係る科目の単位を全て修得見込みであること（幼稚園又は小学校のいずれか）、及び「教職実践演習（幼・小）」「保育・教職実践演習」開始時までに教育実習を問題なく終えていることを履修要件とする。

※2021年度以降入学者用

特別支援学校

【こども教育学科】

特別支援教育に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		最低修得単位数(本学の最低単位数)	左の科目区分に対応する本学開設授業科目 コースナンバー	授業科目	単位数	中心となる領域	含む領域	配当学年	備考
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2 (2)	EDD 1250	○特別支援教育基礎理論	2			2	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16 (16)	EDD 2500	○知的障害者の心理・生理・病理	2	知的障害者		2	
			EDD 2501	○肢体不自由者の心理・生理・病理	2	肢体不自由者		2	
			EDD 2502	○病弱者の心理・生理・病理	2	病弱者		2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		EDD 2450	○知的障害者教育論Ⅰ	2	知的障害者		3	
			EDD 3400	○知的障害者教育論Ⅱ	2	知的障害者		3	
			EDD 2451	○肢体不自由者教育論Ⅰ	2	肢体不自由者		3	
			EDD 3401	○肢体不自由者教育論Ⅱ	2	肢体不自由者		3	
			EDD 3452	○病弱者教育論	2	病弱者		3	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5 (8)	EDD 3550	○視覚障害者の心理・生理・病理	1	視覚障害者		3	全7.5コマ
			EDD 2550	○聴覚障害者の心理・生理・病理	1	聴覚障害者		3	全7.5コマ
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		EDD 3451	○視覚障害者教育論	1	視覚障害者		3	全7.5コマ
			EDD 2452	○聴覚障害者教育論	1	聴覚障害者		3	全7.5コマ
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		EDD 3250	○障害者教育課程論	2		視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	4	
			EDD 3251	○LD等教育総論	2	重複・LD等領域		4	重複・言語・情緒・LD・ADHD
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3 (3)	EDD 4600	○特別支援教育実習事前事後指導	1			4	
			EDD 4601	○特別支援教育実習	2			4	

注)(1) ○印は必修科目。

(2) 「特別支援教育実習」は、3年次後期までに卒業要件単位93単位以上を修得し、かつ、「初等教育実習Ib」及び「初等教育実習Ⅱb」計4単位を修得し、かつ、以下の要件を満たしていること。

「知的障害者の心理・生理・病理」「肢体不自由者の心理・生理・病理」「病弱者の申請・生理・病理」「知的障害者教育論Ⅰ」「知的障害者教育論Ⅱ」「肢体不自由者教育論Ⅰ」「肢体不自由者教育論Ⅱ」及び「病弱者教育論」の計８科目16単位を修得済みであること。

11－(2) 学校図書館司書教諭

1．司書教諭資格を取得するには

(1) 資格取得の条件

「学校図書館法」（昭和28年法律 第185号、最終改正 平成27年法律第46号）に規定している、学校図書館において専門的職務に従事する司書教諭となるための資格は、小・中又は高等学校の教諭の免許状を取得し、かつ学校図書館学に関する一定の科目（「学校図書館司書教諭講習規程」で定める科目）を履修し、必要な単位を修得した者に対して与えられることとなっている。

(2) 必要な科目

高度情報社会・生涯学習社会を迎え、児童・生徒にも情報を適切に活用する能力や主体的に学習する能力が求められると同時に、学校教育における新しい教育・学習方法が模索されている今日、学校図書館が学校教育の中でその役割を十分に果たすには、専門職である司書教諭の存在が不可欠になってきている。そのため、1997年の「学校図書館法」改正により、2003年４月からは小規模校を除く全ての小・中・高等学校、盲・聾・養護学校（特別支援学校）に司書教諭を配置することが義務づけられ、それに伴って、「学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令（平成10年文部省令第１号）」により司書教諭資格取得のための科目も改正された。

現在は、それに基づく開講科目５科目10単位を履修し、かつこれらの校種の教諭の免許状を取得することにより司書教諭資格が与えられることとなっている。（次頁「５．開講科目及び単位表」）

2．留意事項

(1) 司書教諭資格を取得しようとする者は、司書教諭課程の単位を修得するだけでなく、小・中又は高等学校の教諭の免許状を取得することが条件である（幼稚園のみの場合は資格取得できない）。

(2) 文部科学省の学校図書館司書教諭講習等で修得した単位は下記３の申請時に使用することができる。

3．資格の取得（申請と修了証書の授与）

(1) 本学で全ての必要単位を修得した者は、文部科学大臣が指定大学に委嘱する「学校図書館司書教諭講習」を修了したものとみなされ、本学から指定大学に書類申請することにより修了証書が授与される。ただし、小・中又は高等学校の教諭の免許状を取得しなければ資格とならない。

(2) 必要単位の修得を完了した者は、原則として次の年度に書類申請することができる。修了証書の交付は申請の翌年となる。申請については**12月ごろ**に行われる申請手続き説明会で詳しく説明されるので、申請できる見込みの者は必ず出席すること。

(3) 申請にかかる経費（2022年度実績）

３年次生以下：在学・単位修得証明書　300円、書類送料（370円×２回分）

４ 年 次 生：単位修得証明書　200円、教育職員免許状授与証明書　400円、
書類送料（370円×２回分）

4．学内の問合せ窓口

司書・司書教諭課程室（学事課）

・事務取扱時間：8:45～17:15

・取扱事務：司書・司書教諭課程の学習に関すること

5．開講科目及び単位表

学校図書館司書教諭講習規程で定める科目	本学開講科目					備考
	コースナンバー	科目名	単位	必修	配当学年	
学校経営と学校図書館	TLI 2800	学校経営と学校図書館	2	○	2・3・4	司書に関する科目を兼ねる。5科目のうち1番目に履修することが望ましい
学校図書館メディアの構成	TLI 2850	学校図書館メディアの構成	2	○	2・3・4	
学習指導と学校図書館	TLI 2801	学習指導と学校図書館	2	○	2・3・4	
読書と豊かな人間性	TLI 2851	読書と豊かな人間性	2	○	2・3・4	
情報メディアの活用	TLI 2802	情報メディアの活用	2	○	2・3・4	

・全科目必修。ただし、卒業要件単位とはならない。

11－(3) 司書

1．司書資格を取得するには

(1)「図書館法」（昭和25年　法律第118号、最終改正 令和元年 法律第26号）に規定している図書館において、専門的職務に従事する司書となるための資格は、大学を卒業した者で大学で図書館に関する一定の科目（「図書館法施行規則」で定める科目）を履修し、必要な単位を修得した者に対して与えられることとなっている。

(2) 必要な科目

図書館法に規定する図書館に関する科目に基づく本学開講科目のうち、以下を修得することにより司書資格が与えられることとなる。

甲群（必修）	13科目	26単位
乙群（選択）	2科目	2～4単位以上
計	15科目	28～30単位以上

本学の開講科目については、次頁の「7．開講科目及び単位表」を参照すること。

2．1年次生対象オリエンテーション

例年4月にオリエンテーションを開催するので、図書館司書資格（司書課程履修）希望者は出席すること。2年次以降に司書に必要な科目の履修を開始する場合、上級生であってもオリエンテーションに出席すること。

司書資格の意義、カリキュラムの内容及び履修方法、学習方法、就職先などについてガイダンスを行う。

日程の詳細は学生ポータルサイト（UNIPA）等で周知するので、必ず確認すること。

3．司書課程履修に要する費用

履修にあたって費用は発生しないが、製本技術講習会の受講時に実習費2,000円を納めなければならない。

「図書館実習」（選択科目）を履修する場合、実習費5,000円を納めなければならない。また、実習までに学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険代340円を学生課に納入すること。

4．資格の取得（修了証書の交付）

司書資格に必要な科目を履修し、その単位を修得した者に対しては、本学学長名で「図書館司書課程修了証書」が卒業式終了後交付される。

5．学内の問合せ窓口

司書・司書教諭課程室（学事課）

・事務取扱時間：8:45～17:15

・取 扱 事 務：司書・司書教諭課程の学習に関すること。

6．開講科目及び単位表

（2023年度以後入学者に適用）

群	法令で定める科目（新課程科目）	本学開講科目					備考
		コースナンバー	科目名	単位	必修	配当学年	
甲群	生涯学習概論	LIB 2800	生涯学習概論	2	○	2・3・4	
	図書館概論	LIB 1800	図書館概論	2	○	1	
	図書館制度・経営論	LIB 3850	図書館制度・経営論	2	○	3・4	
	図書館情報技術論	LIB 2801 (国日のみCSA 2218)	図書館情報技術論	2	○	2・3・4	定員46人
	図書館サービス概論	LIB 2802	図書館サービス概論	2	○	2・3・4	「図書館概論」履修者であること
	情報サービス論	LIB 2803	情報サービス論	2	○	2・3・4	
	児童サービス論	LIB 3800	児童サービス論	2	○	3・4	
	情報サービス演習	LIB 2850	情報サービス演習Ⅰ	2	○	2・3・4	Ⅰ、Ⅱの履修の順序は問わない (同時履修も可)　定員46人
		LIB 2851	情報サービス演習Ⅱ	2	○	2・3・4	「情報サービス論」履修者であること Ⅰ、Ⅱの履修の順序は問わない (同時履修も可)
	図書館情報資源概論	LIB 1850	図書館情報資源概論	2	○	1・2	
	情報資源組織論	LIB 2804	情報資源組織論	2	○	2・3・4	「図書館概論」履修者であること
	情報資源組織演習	LIB 2852	情報資源組織演習Ⅰ	2	○	2・3・4	「図書館概論」「情報資源組織論」履修者であること Ⅰ、Ⅱの履修の順序は問わない（同時履修が望ましい） 定員46人
		LIB 2853	情報資源組織演習Ⅱ	2	○	2・3・4	
乙群	図書館基礎特論	LIB 2856 (国日のみCSA 1253)	現代出版事情	2	2科目以上選択必修	2・3・4	
	図書館サービス特論*	LIB 2857 (国日のみCSA 2260)	子どもの読書とメディア	2		2・3・4	隔年開講2
		TLI 2800	学校経営と学校図書館	2		2・3・4	司書教諭課程履修者のみ履修可
	図書館情報資源特論	LIB 2807 (国日のみCSA 2203)	京都資料論	1		2・3・4	7.5コマ
	図書・図書館史	LIB 2806	図書・図書館史	2		2・3・4	
	図書館施設論	本学不開講					
	図書館総合演習	LIB 2855	図書館総合演習	1		2・3・4	7.5コマ
	図書館実習	LIB 4800	図書館実習	1		4	集中

・甲群は必修なので全て履修すること。
・乙群は２科目以上選択して履修すること。
＊本学開講科目「子どもの読書とメディア」「学校経営と学校図書館」は、いずれを履修しても法令で定める科目「図書館サービス特論」（１科目）となり、両科目を履修しても、法令で定める科目「図書館サービス特論」１科目のみを履修したことになるので留意すること。

11－(4) 学芸員

国際言語文化学部　対象

1．学芸員とは

博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる専門的職員。

2．博物館とは

博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(公民館及び図書館を除く)のうち、「博物館法第２章」の規定による登録を受けたものをいう。

3．学芸員資格を取得するには

⑴　学士の学位を有するもので、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの。
⑵　「博物館法第1章」第6条 各号のいずれかに該当する者で、３年以上学芸員補の職にあった者。
⑶　文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者。

「博物館法第1章」第5条によると、上のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。本学で資格を取得するには、次頁の「７．開講科目及び単位表」の単位を全て修得すること。

4．学芸員資格取得に要する費用

⑴　実習費（実習手帳の代金等を含む）　8,000円
　履修初年度のみ、学年始めの登録時に経理課に納入すること。納入後は返却しない。
⑵　学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険　340円（１年間）
　博物館実習Ⅱ履修年度の４月28日までに学生課に納入すること。

5．資格の取得（修了証書の交付）

学芸員資格に必要な科目を履修し、その単位を修得した者に対しては、本学学長より「博物館学芸員課程修了証書」が卒業式終了後交付される。

6．学内の問合せ窓口

学事課

7．開講科目及び単位表

（2013年度以後入学者に適用）

法令で定める科目（博物館施行規則改正後の博物館法第五条第一項第一号に規定する博物館に関する科目）	本学開講科目					備考
	コースナンバー	科目名	単位	必修	配当学年	
生涯学習概論	ＬＩＢ 2800	生涯学習概論	2	○	2・3・4	
博物館概論	MUS 1800 （国日のみCSA 1208）	博物館概論	2	○	1・2・3	
博物館経営論	MUS 1850	博物館経営論	2	○	1・2・3・4	
博物館資料論	MUS 2800	博物館資料論	2	○	2・3・4	
博物館資料保存論	MUS 2850	博物館資料保存論	2	○	2・3・4	
博物館展示論	MUS 1851	博物館展示論	2	○	1・2・3・4	
博物館教育論	MUS 1852	博物館教育論	2	○	1・2・3・4	
博物館情報・メディア論	MUS 1853 （国日のみCSA 1454）	博物館情報・メディア論	2	○	1・2・3・4	
博物館実習	MUS 3800	博物館実習Ⅰ（学内）	2	○	3・4	**前提科目**「博物館概論」（注2）
	MUS 3801	博物館実習Ⅱ（館園） （注1）	1	○	3・4	**前提科目**「博物館概論」現場実習（注2）（注3）

（注１）「博物館実習Ⅱ」（１単位）の履修は、学外の博物館（美術館等を含む）での実習による。
なお、学芸員資格取得に必要な科目は３年次までに「博物館実習Ⅱ」以外を履修し、４年次に「博物館実習Ⅱ」を履修することが望ましい。
ただし、２年次までに学芸員資格取得に必要な科目の大半を履修した者は、３年次で「博物館実習Ⅱ」を履修することができる。

（注２）「博物館実習Ⅰ・Ⅱ」は、学芸員資格取得に必要な科目の大半を履修した上で履修するべき科目である。「博物館概論」を前提科目としている（同年の履修も不可）が、これ以外の科目の単位もできるかぎり揃えてから履修するように計画すること。

（注３）近年、大学経由で依頼できる「博物館実習Ⅱ」受け入れ先が減少しており、受講生が実習受け入れ先を自ら探すことが求められる。最大限サポートするが、主体的な取り組みが必要である。

11－⑸ 保育士

1．保育士とは

保育士とは、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者（「児童福祉法第18条の４」）をいう。

保育士となる資格を有するものは、次のいずれかに該当する者とされている（「同法第18条の６」）。

① 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（指定保育士養成施設）を卒業した者

② 保育士試験に合格した者

2．本学の学生が保育士資格を取得するには

⑴ 現代人間学部こども教育学科幼児教育コース保育士養成課程に所属する場合

本学では、現代人間学部こども教育学科幼児教育コース保育士養成課程に在籍し、必要な単位を修得して卒業すれば、保育士の資格を得ることができる（保育士試験は受験不要。また保育士登録の手続きは大学で一括して行う）。

履修コースの分属については53頁を参照すること。

⑵ 保育士試験による取得

ア 国際言語文化学部、現代人間学部生活環境学科並びに心理学科及びこども教育学科初等教育コースに在籍し、幼稚園教諭免許取得を目指していない学生の場合

保育士試験に合格することが必要となり、主な受験資格は次のとおりである。

① 学校教育法による大学に２年以上在学して62単位以上修得した者（短期大学卒業者を含む）又は高等専門学校を卒業した者、その他その者に準ずる者として厚生労働大臣の定める者

② 学校教育法による大学に１年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

イ こども教育学科初等教育コースにおいて幼稚園教諭免許取得を目指している学生の場合

幼稚園教諭免許所有者は、保育士試験において免除申請をすることにより受験科目が一部免除される。ただし、幼稚園教諭免許取得見込では適用されない（卒業（幼稚園教諭免許取得）から約半年後に保育士資格を得ることができる）。

㋐ 幼稚園教諭免許所有者に対する科目免除

保育士試験のうち、「教育原理」、「保育の心理学」の筆記試験科目及び「保育実習実技」が免除される。

㋑ 対応科目の単位を修得した場合、科目免除の適用を受けるもの

本学においては、児童福祉論、家族援助論を修得した場合、「子ども家庭福祉」の筆記試験科目が免除される。

3．学内の問合せ窓口

学事課

4．開講科目及び単位表

告示による教科目			本学開講科目								備考
系列	教科目	単位数	コースナンバー	科目名	授業形態	単位数 必修	単位数 選択	単位数 計	配当学年	期間	
教養科目	外国語、体育以外の科目	6以上	GBL 1401	情報演習Ⅰa	演習		1	1	1	半期	1単位選択必修
			GBL 1402	情報演習Ⅰb	演習		1	1	1	半期	
			GBL 2400	情報演習Ⅱ	演習		1	1	2	半期	
			GBL 2450	情報処理	講義・演習		2	2	2	半期	
			GCE 1102	キリスト教学	講義	2		2	1	半期	
			GCE 1103	キリスト教音楽概論	講義	2		2	1	半期	
	外国語	2以上	GBE 1303	英語表現Ⅰ	演習	1		1	1	半期	
			GBE 1353	英語表現Ⅱ	演習	1		1	1	半期	
	体育	1	GBL 1151	体育講義	講義	1		1	1	半期	
		1	GBL 1100	体育実技	実技	1		1	1	半期	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	EDI 1250	保育原理	講義	2		2	1	半期	
	教育原理	2	EDB 1201	教育原理	講義	2		2	1	半期	
	子ども家庭福祉	2	EDI 2200	児童福祉論	講義	2		2	2	半期	
	社会福祉	2	EDI 2100	現代社会と福祉Ⅰ	講義	2		2	2	半期	
	子ども家庭支援論	2	EDI 3500	家族援助論	講義	2		2	3	半期	
	社会的養護Ⅰ	2	EDI 2550	社会的養護	講義	2		2	2	半期	
	保育者論	2	EDI 1251	保育者論	講義	2		2	1	半期	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2	EDB 1450	こどもの発達心理学	講義	2		2	1	半期	
	子ども家庭支援の心理学	2	EDI 2253	こども家庭支援の心理学	講義	2		2	2	半期	
	子どもの理解と援助	1	EDI 2403	保育心理学演習	演習	1		1	2	半期	
	子どもの保健	2	EDI 2252	こどもの保健	講義	2		2	2	半期	
	子どもの食と栄養	2	EDI 3202	こどもの食と栄養	演習	2		2	3	半期	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	2	EDI 3205	保育・教育課程論	講義	2		2	3	半期	
	保育内容総論	1	EDI 1450	保育内容総論	演習	2		2	1	半期	
	保育内容演習	5	EDI 2400	保育内容(健康)	演習	2		2	2	半期	
			EDI 2401	保育内容(人間関係)	演習	2		2	2	半期	
			EDI 2402	保育内容(環境)	演習	2		2	2	半期	
			EDI 2450	保育内容(言葉)	演習	2		2	2	半期	
			EDI 2453	保育内容(音楽表現)	演習	2		2	2	半期	
			EDI 2452	保育内容(身体造形表現)	演習	2		2	2	半期	
	保育内容の理解と方法	4	EDI 2202	保育音楽演習	演習	1		1	2	半期	
			EDR 1650	ピアノ実技(幼保)	演習	1		1	1	半期	
			EDI 2203	保育造形演習	演習	1		1	2	半期	
			EDI 2204	保育体育演習	演習	1		1	2	半期	
	乳児保育Ⅰ	2	EDI 3204	乳児保育Ⅰ	講義	2		2	3	半期	
	乳児保育Ⅱ	1	EDI 3450	乳児保育Ⅱ	演習	1		1	3	半期	
	子どもの健康と安全	1	EDI 3251	こどもの保健演習	演習	1		1	2	半期	
	障害児保育	2	EDI 3550	障害児保育	演習	2		2	3	半期	
	社会的養護Ⅱ	1	EDI 2551	社会的養護内容	演習	1		1	2	半期	
	子育て支援	1	EDI 3551	保育相談支援	演習	1		1	3	半期	

告示による教科目			本学開講科目								備考
系列	教科目	単位数	コースナンバー	科目名	授業形態	単位数 必修	単位数 選択	単位数 計	配当学年	期間	
保育実習	保育実習Ⅰ	4	EDI 2601	保育実習Ⅰ－1	実習	2		2	2	集中	
			EDI 2602	保育実習Ⅰ－2	実習	2		2	2	集中	
	保育実習指導Ⅰ	2	EDI 2600	保育実習指導Ⅰ－1	演習	1		1	2	半期	
			EDI 2650	保育実習指導Ⅰ－2	演習	1		1	2	半期	
総合演習	保育実践演習	2	EDI 4651	保育・教職実践演習(幼)	演習	2		2	4	半期	**前提科目** 別に定める。
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	3系列15単位以上	EDN 2254	教育経営論	講義		2	2	2	半期	
			EDI 2251	現代社会と福祉Ⅱ	講義		2	2	2	半期	
			EDI 3203	地域福祉論Ⅰ	講義		2	2	3	半期	
			GES 1250	憲法と人権	講義		2	2	1	半期	
保育の対象の理解に関する科目			EDI 1451	幼児理解の理論と方法	講義		2	2	1	半期	
			EDN 2401	障害者・障害児心理学	講義		2	2	2	半期	
			EDD 2500	知的障害者の心理・生理・病理	講義		2	2	2	半期	
			EDD 2501	肢体不自由者の心理・生理・病理	講義		2	2	2	半期	
			EDD 2502	病弱者の心理・生理・病理	講義		2	2	2	半期	
保育の内容・方法に関する科目			EDN 3401	環境教育	講義		2	2	3	半期	
			EDI 2205	幼児と健康	講義		1	1	2	半期	
			EDI 2206	幼児と人間関係	講義		1	1	2	半期	
			EDI 2207	幼児と環境	講義		1	1	2	半期	
			EDI 2208	幼児と言葉	講義		1	1	2	半期	
			EDI 2209	幼児と音楽表現	講義		1	1	2	半期	
			EDI 2260	幼児と身体造形表現	講義		1	1	2	半期	
			EDI 3400	保育表現演習	演習		1	1	3	半期	
保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	2	EDI 3655	保育実習Ⅱ	実習	2		2	3	集中	**前提科目** 「保育原理」 「保育者論」 「保育実習指導Ⅰ－1」 「保育実習指導Ⅰ－2」 「保育実習Ⅰ－1」 「保育実習Ⅰ－2」
	保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	1	EDI 3651	保育実習指導Ⅱ	演習	1		1	3	半期	

※上記配当年次は実際に履修する年次を表す。
（注１）実習等に関する費用が別途必要。

11－⑹ 精神保健福祉士（国家試験受験資格）

生活環境学科精神保健福祉コース・心理学科心理カウンセリングコース　対象

1．精神保健福祉士国家試験の受験資格を取得するには

⑴ 精神保健福祉士は「精神保健福祉士法」（平成９年・法律第131号）によって制定された国家資格であり、本学においては精神保健福祉士養成課程に在籍し、厚生労働大臣により指定された精神障害者の保健及び福祉に関する科目（「指定科目」）を履修し、必要な単位を修得した者に対して、本学卒業と同時に精神保健福祉士国家試験の受験資格が与えられる。

⑵ 指定された科目と本学履修規程における授業科目名には差異が認められるが、いずれも文部科学省、厚生労働省の了承済みである（別表）。

2．精神保健福祉士養成課程について

精神保健福祉士受験資格を得るためには、生活環境学科精神保健福祉コース、心理学科心理カウンセリングコースの双方の学生とも２年次後期に精神保健福祉士養成課程所属のための選考を受け、３年次より精神保健福祉士養成課程に在籍を認められることと、必要な単位を修得すること、そして卒業することが必要である。その上で、精神保健福祉士国家試験を受験し、合格の上、登録することで精神保健福祉士の資格を得ることができる。

⑴ 定員

30名（３年次編入学生、転学科生は定員に空きがある場合、３年次春に選考を経て認められる場合がある）

⑵ 精神保健福祉士養成課程所属選考について

ア　選考受験資格

・生活環境学科精神保健福祉コース及び心理学科心理カウンセリングコースの２年次生以上であること
・卒業時に精神保健福祉士受験資格取得が見込めること
・精神保健福祉士資格取得に関して意欲があること
＊精神保健福祉の原理Ⅰ・Ⅱを履修していることが望ましい

イ　選考手続き（詳細な日程は掲示などで周知する）

２年次　７月下旬：説明会・選考要項の配付
８月上旬：願書・必要書類等提出締切
10月中旬：面接
11月中旬：選考結果の通知

ウ　選考方法

作文、２年次前期までの成績による審査及び面接による選考を行う。
３年次編入学生、転学科生は定員に空きがある場合、３年次春に選考を経て認められる場合がある。

エ　その他

課程在籍学生は、次の参加も求められる。
1）体験ボランティアと振り返り＝３年次前期開始直前に、３日×８時間程度
2）精神保健福祉士養成課程セミナーの出席＝３年次後期に１日

⑶ 実習等に関する費用について

78,000円（2022年度例、年度によって多少増減あり）
実習費　約65,000円＋実費（実習210時間　交通費・昼食等は別途実費）
受験対策 約15,000円（参考図書・模擬試験等）
合計　約80,000円
＊実習費等（実費は除く）は３年次後期に徴収する。

３．学年別の履修計画

精神保健福祉士国家試験受験資格取得に要する科目は、１年次から履修することとなるので、希望者は入学直後に実施される履修登録指導を注意して聞くこと。

４．留意事項

⑴ 卒業年度において精神保健福祉士国家試験を受験しようとする者は、本学を卒業見込みであることが条件である。指定科目の未履修、卒業不可の場合は試験は無効となる。

⑵ 在学中に留学又は他大学等の単位互換で修得した科目及び単位は、本学の精神保健福祉士科目として認められないので注意すること。

５．精神保健福祉士国家試験受験申込から資格登録まで（2022年度の例による）

⑴ 試験日時（2022年度）

精神保健福祉士国家試験受験の者は、精神保健福祉士国家試験（専門科目）と共通科目を受験する。

試験日	2023年２月4日（土）	2023年２月5日（日）
試験時間	13時30分～15時50分	10時00分～12時15分
試験区分	精神保健福祉士国家試験 （専門科目）	精神保健福祉士国家試験 社会福祉士国家試験 （共通科目）
試験地	北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県	

⑵ 受験申込（2022年度）

2022年９月8日（木）から10月7日（金）まで。

学内で受験申込のガイダンスが開催されるので、卒業年次に在籍する受験希望者は必ず参加すること。日程等は掲示にて連絡される。

⑶ 合格発表（2022年度）

2023年３月7日（火） 合格者の受験番号は、試験センターホームページに掲載され、合格者には合格証書が郵送される。合格証書受領の後、登録申請をすることにより、精神保健福祉士資格取得の登録が行われる。

６．説明会について

例年1月に説明会が開催されるので、１年次生の希望者は出席すること。

７．学内の問合せ窓口

学事課

８．精神保健福祉士国家試験についての問合せ先

公益財団法人　社会福祉振興・試験センター　試験室

〒 150-0002　東京都渋谷区渋谷1-5-6

試験室電話　　(03)3486-7521（平日９時～17時）

ホームページ　http://www.sssc.or.jp/

このホームページから精神保健福祉士の資格制度の概要、受験資格、受験申込手続き、出題基準を含む試験概要などを詳しく知ることができる。

9. 開講科目及び単位表

別表１

厚生労働省令による指定科目	本学開講科目					備考
	コースナンバー	科目名	単位	必修	配当学年	
医学概論	SWA 2205	人体の構造と機能及び疾病	2	○	2	
心理学と心理的支援	SWR 2550	心理学と心理的支援	2	○	2	
社会学と社会システム	GES 1202	社会学概論	2	○	1	
社会福祉の原理と政策	SWA 1201	現代社会と福祉Ⅰ	2	○	1	
	SWA 1250	現代社会と福祉Ⅱ	2	○	1	
地域福祉と包括的支援体制	SWA 3200	地域福祉論Ⅰ	2	○	3	
	SWA 3450	地域福祉論Ⅱ	2	○	3	前提科目「地域福祉論Ⅰ」
社会保障	SWA 2200	社会保障論Ⅰ	2	○	2	
	SWA 2450	社会保障論Ⅱ	2	○	2	
障害者福祉	SWA 2250	障害者福祉論	2	○	2	
権利擁護を支える法制度	SWR 3401	権利擁護と成年後見制度	2	○	3	
刑事司法と福祉	SWR 3406	刑事司法と福祉	2	○	3	
社会福祉調査の基礎	SWR 2400	社会福祉調査法	2	○	2	
精神医学と精神医療	SWR 2203	精神疾患とその治療Ⅰ	2	○	2	
	SWR 2454	精神疾患とその治療Ⅱ	2	○	2	前提科目「精神疾患とその治療Ⅰ」
現代の精神保健の課題と支援	SWA 2204	精神保健学Ⅰ	2	○	2	
	SWA 2452	精神保健学Ⅱ	2	○	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	SWR 1251	ソーシャルワーク論Ⅰ	2	○	1	
精神保健福祉の原理	SWR 1252	精神保健福祉の原理Ⅰ	2	○	1	
	SWR 2402	精神保健福祉の原理Ⅱ	2	○	2	
ソーシャルワークの理論と方法	SWR 2455	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	○	2	
	SWR 3504	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	○	3	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	SWR 3554	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	2	○	3	
	SWR 4504	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	2	○	4	
精神障害リハビリテーション論	SWR 3203	精神障害リハビリテーション論	2	○	3	
精神保健福祉制度論	SWR 2252	精神保健福祉制度論	2	○	2	
ソーシャルワーク演習	SWR 2350	ソーシャルワーク演習	1	○	2	履修許可者のみ履修可（注1）
ソーシャルワーク演習（専門）	SWR 3202	精神保健福祉援助演習（基礎）	1	○	3	履修許可者のみ履修可（注2）
	SWR 3454	精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰ	1	○	3	履修許可者のみ履修可（注2）
	SWR 4503	精神保健福祉援助演習（専門）Ⅱ	1	○	4	「精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰ」履修者であること 履修許可者のみ履修可（注2）
ソーシャルワーク実習指導	SWR 3455	精神保健福祉援助実習指導	3	○	3	週3コマ　履修許可者のみ履修可（注2）
ソーシャルワーク実習	SWR 3551	精神保健福祉援助実習Ⅰ	2	○	3	集中　履修許可者のみ履修可（注2）
	SWR 3552	精神保健福祉援助実習Ⅱ	2	○	3	集中　履修許可者のみ履修可（注2）
	SWR 3553	精神保健福祉援助実習Ⅲ	3	○	3	集中　履修許可者のみ履修可（注2）

（注1）１年次の精神保健福祉士養成課程の説明会に参加し、精神保健福祉士受験資格を取得する意志のある者

（注2）精神保健福祉士養成課程の学生のみ履修可

11－(7) 二級建築士（国家試験受験資格）

生活環境学科　対象

1．二級建築士の受験資格を取得するには

二級建築士は「建築士法」（昭和25年・法律第202号）によって制定された国家資格であり、本学においては、国土交通大臣により指定された住居に関する科目（「指定科目」）を履修し、必要な単位を修得することにより、二級建築士国家試験の受験資格が与えられる。

2．学年別の履修計画

受験資格を得ようとする者は「6．開講科目及び単位表」にて履修した科目を確認の上、次年度以後において、必要な単位を修得できるよう履修計画を立てること。

その際、表1「履修モデル」時間割に沿った計画が望ましい。

3．留意事項

在学中に留学又は他大学等の単位互換で修得した科目及び単位は、本学の建築士受験資格取得科目として認められないので注意すること。

4．学内の問合せ窓口

学事課

履修計画などの相談：竹原（教員）

5．建築士関連の国家試験についての問合せ先

公益財団法人　建築技術教育普及センター本部

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6　紀尾井町パークビル

TEL（03)6261-3310

6．開講科目及び単位表

指定科目の分類	本学開講科目						備考
	コースナンバー	科目名	単位	必修・選択		配当学年	
				必修	選択		
建築設計製図	LDA 2600	住居製図Ⅰ	1	○		2	定員16人
	LDA 2651	住居製図Ⅱ	1	○		2	定員16人
	LDR 3600	住計画演習Ⅰ	2	○		3	**前提科目**「住居製図Ⅰ」「住居製図Ⅱ」週1.5コマ　定員16人
	LDR 3650	住計画演習Ⅱ	2	○		3	**前提科目**「住計画演習Ⅰ」週1.5コマ 定員16人
建築計画、建築環境工学、建築設備	SLB 1251	住居学概論(製図含む)	2	○		1	
	LDA 2253	住居史	2		○	2	
	LDA 2404	住生活学	2		○	2	
	LDA 2405	福祉住環境デザイン	2	○		2	
	LDA 2252	住環境学	2	○		2	
建築一般構造・建築材料	LDA 2201	建築一般構造	2	○		2	
	LDA 3201	建築材料学	2	○		3	**前提科目**「建築一般構造」定員20人
建築生産	LDR 3250	建築施工	2	○		3	**前提科目**「建築一般構造」
建築法規	LDA 2452	建築法規	2	○		2	**前提科目**「建築一般構造」
その他	LDA 3251	インテリア装備学	2	○		3	定員14人
	LDR 3202	色彩学	2	○		2	

※二級建築士受験資格を取得するには必修科目を全て履修すること。
　選択科目は、履修を推奨する。

表１　履修モデル：以下の時間割は予定で、変更の可能性があるので注意してください。

生活環境学科

【１年次】

前期	1	2	3	4	5
月					
火					
水					
木					
金		住居学概論			

後期	1	2	3	4	5
月					
火					
水					
木					
金					

【２年次】

前期	1	2	3	4	5
月			建築一般構造		
火		福祉住環境デザイン	住居製図Ⅰ		
水					
木					
金					

後期	1	2	3	4	5
月					
火		住環境学	住居製図Ⅱ		
水		建築法規			
木			住居史	住生活学	
金					

【３年次】

前期	1	2	3	4	5
月				建築材料学	
火					
水					
木		住計画演習Ⅰ	色彩学		
金					

後期	1	2	3	4	5
月					
火					
水					
木		住計画演習Ⅱ	建築施工		
金		インテリア装備学			

11－⑻ フードスペシャリスト（受験資格）

生活環境学科　対象

1．フードスペシャリストとは

食品の開発製造から流通、販売、消費に至る過程で、食品の品質判定、食品の情報調査とその提供、食品知識の普及、販売促進とサービス、料理店における食空間のコーディネイトや指導、食育活動などを行う専門職として、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会が認定する資格である。フードスペシャリストは、その専門性を駆使して食関係の広範な分野での活躍が期待されている。

2．資格を取得するには

資格を得ようとする者は、フードスペシャリスト資格に必要な科目の単位（7．開講科目及び単位表参照）を全て修得し、資格認定試験（原則として毎年度12月の第３日曜日に実施）に合格しなければならない。

なお、資格認定試験の受験資格は、以下のとおりである。

① 所定の科目の単位の全てを修得（見込含む）した４年次生

② 所定の科目の単位の全てを修得（見込含む）した３年次生（ただし、試験に合格しても資格認定証の交付は卒業時となる。）

③ 平成16年度以後入学者で、卒業後科目等履修生として所定の科目の単位の全てを修得（見込含む）した場合（ただし、講義科目以外は科目等履修できない。）

3．認定試験と受験資格

⑴ 試験申込期間は例年９月下旬～10月初旬となる。９月に行われる説明会に参加すること。

⑵ 認定試験は、次の資格区分ごとに行われる。

① フードスペシャリスト資格　（受験料4,000円）

② 専門フードスペシャリスト（食品開発）資格　（受験料2,000円）

③ 専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格　（受験料2,000円）

＊資格認定料　（①4,000円、②③2,000円）

⑶ 認定試験の受験資格を有するのは、前記⑵の①の認定試験においては、下記一、二、三のとおりで、また前記⑵の②及び③の認定試験の受験資格を有するのは、①の認定試験を同時に受験する又はその認定試験に既に合格している場合である。

一　養成機関の最終年次に属する学生

二　４年制大学に置かれた養成機関の第３年次に属する学生で、第３年次中に所定の授業科目の単位の全てを修得すると認められる者

三　養成機関を卒業しており、かつ、養成機関において所定の授業科目の単位の全てを修得済み、あるいは修得見込みである者

⑷ 受験資格の認定は、養成機関の在籍者にあっては、在籍養成機関の属する教育機関（以下「在籍教育機関」という。）が、養成機関を卒業した非在籍者にあっては、卒業養成機関の属する教育機関（以下「卒業教育機関」という。）が行うものとする。

⑸ 認定試験の出題科目と出題数、試験時間は表１の通りである。

表１　　認定試験の出題科目と出題数、試験時間

出題科目		フードスペシャリスト資格認定試験	専門フードスペシャリスト資格認定試験	
			「食品開発」	「食品流通･サービス」
共通科目	フードスペシャリスト論	問 6	問 6	
	食品の官能評価・鑑別論	9	9	
	食品の安全性に関する科目	8	8	
	栄養と健康に関する科目	7	7	
	小　計	30	30	
専門選択科目	食物学に関する科目	9	25	—
	調理学に関する科目	7	5	10
	食品流通・消費に関する科目	7	—	10
	フードコーディネート論	7	—	10
	小　計	30	30	30
合　計		60	60	60
試験時間		80分 9：30～10：50	80分 11：10～12：30	

4．受験教育機関

⑴　養成機関の在籍者は、在籍教育機関で受験するものとする。

⑵　養成機関を卒業した非在籍者は、卒業教育機関での受験を原則とするが、住所等の都合でこれによりがたい事情のある場合は、受験申請書に受験希望地を明記し、協会が斡旋する教育機関で受験するものとする。

5．学内の問合せ窓口

学事課

6．学外の問合せ先

公益社団法人　日本フードスペシャリスト協会
〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-20-4 橋義ビル４階
TEL　(03)3940-3388　　FAX　(03)3940-3389
http://www.jafs.org　　E-mail　info@jafs.org

7．開講科目及び単位表

フードスペシャリスト資格規程に定められた科目	本学開講科目					備考
	コースナンバー	科目名	単位	必修	配当学年	
フードスペシャリスト論	LDR 2500	フードスペシャリスト論	2	○	2	
食品の官能評価・鑑別論	LDA 2402	食品官能評価論	2	○	2	定員24人
	LDA 2500	食品官能評価演習（実験を含む）	1	○	2	定員24人
食物学に関する科目	LDA 2401	食品学	2	○	2	
	LDA 2550	食品加工学（実験を含む）	3	○	2	定員24人
食品の安全性に関する科目	LDR 2250	食品安全性学	2	○	2	
調理学に関する科目	LDA 2451	調理学	2	○	2	
	LDA 3500	調理学実習	2	○	3	定員16人
栄養と健康に関する科目	LDA 2403	栄養学	2	○	2	
食品流通・消費に関する科目	LDR 2251	食品流通論	2	○	2	
フードコーディネート論	LDA 3650	フードコーディネート論	2	○	3	

11－⑼ 公認心理師（国家試験受験資格）

心理学科　対象

1．公認心理師とは

公認心理師は「公認心理師法」（2017年９月15日に施行）により制定された国家資格である。

公認心理師とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

⑴　心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析

⑵　心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助

⑶　心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助

⑷　心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

2．公認心理師の受験資格を得るには

公認心理師の受験資格を得るには主に以下の２つの方法がある。

⑴　大学および大学院で、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修了した者、またはそれに準ずる者。

⑵　大学で心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者、またはそれに準ずる者で、一定の施設において心理に関する支援の業務に従事した者。

3．公認心理師受験資格を得るために必要な科目（大学）

公認心理師国家試験受験資格取得に要する科目は表１に示す。１年次から履修することとなるので、計画的に履修すること。

各科目の履修にあたり、前提科目や履修の要件が定められている場合がある。表１の備考欄を確認すること。

表１　公認心理師科目名及び本学開講科目（2018（平成30）年度以降入学者に適用）

文部科学省及び厚生労働省による公認心理師指定科目		本学開講科目	単位	配当学年	備考
1	公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	4	選考合格者のみ履修可
2	心理学概論	心理学概論	2	1	
3	臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	2	
4	心理学研究法	心理学研究法	2	2	
5	心理学統計法	心理学統計法	2	1	
6	心理学実験	心理学実験演習Ⅰ 心理学実験演習Ⅱ	2 2	1 2	いずれか１科目
7	知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	2･3	
8	学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	2	
9	感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	2	
10	神経・生理心理学	神経・生理心理学	2	3･4	
11	社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学Ⅰ（社会・集団） 社会・集団・家族心理学Ⅱ（家族）	2 2	1 2･3	
12	発達心理学	発達心理学概論	2	2･3	
13	障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	2･3	
14	心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	2	**前提科目**「心理テスト演習」
15	心理学的支援法	心理学的支援法	2	3･4	
16	健康・医療心理学	健康・医療心理学	2	2	
17	福祉心理学	福祉心理学	2	3	
18	教育・学校心理学	スクールカウンセリング論（教育・学校心理学）	2	3･4	
19	司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	3･4	
20	産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	3	
21	人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	2	

（次頁に続く）

22	精神疾患とその治療	精神疾患とその治療Ⅰ	2	2	
		精神疾患とその治療Ⅱ	2	2	**前提科目** 「精神疾患とその治療Ⅰ」
23	関係行政論	関係行政論	2	3	
24	心理演習	心理演習（心理支援の実際）	2	3	履修制限を行う
25	心理実習（80時間以上）	心理実習	2	4	集中 学外実習80時間／選考合格者のみ履修可 「心理演習（心理支援の実際）」を履修していることが望ましい

注）①１～25の指定科目を全て修得する。
②各指定科目において、本学対応科目が２科目以上記載されている場合は、全ての科目を修得する。

４．公認心理師実習科目等を受講するための選考について

「公認心理師の職責」「心理実習」を受講するためには選考を経る必要がある。

ア　選考受験資格
・心理学科に所属する３年次生以上であること。
・卒業時に公認心理師資格受験資格取得が見込めること。
・公認心理師資格取得に関して意欲があること。
・成績が良好であること。

イ　選考手続き（詳細な日程は掲示などで周知する）
３年次　後期：説明会・選考要項の配布
：願書・必要書類等提出締切
：選考結果の通知　→　「選考合格者」と認定される

ウ　選考方法
・選考方法は、志願書等による書類審査とし、直前の学期までの履修状況及び成績並びに資格取得を希望する理由及びリーダー経験、ボランティア活動その他の活動実績等について、総合的に評価する。

５．実習等に関する経費について

学外実習費が別途必要とされる。詳細は説明会等で提示する。

６．学内の問合せ窓口

学事課

11－⑽ 認定心理士・認定心理士（心理調査）

心理学科　対象

1．認定心理士資格

⑴ **認定心理士とは**

認定心理士とは心理学の専門家として仕事をするために必要な、最小限の標準的基礎学力と技能を修得している、と日本心理学会が認定した人のことである。

⑵ **資格を取得するには**

卒業後に個人申請することが本来の方針であるが、手続上・記入上の誤りが続出しているため、大学での一括申請が認められている。ただし、申請指導への参加の不十分さや手続進行の順序に遅れる者のために全体が遅れることとなるため、手続に遅れる者があれば、卒業後の個人申請に切り替える。各自このことをよく理解し、指導日時・作業内容を厳守すること。

⑴ 申請指導説明会（４年次）　※詳細な日時は掲示および学生手帳にて周知する。
第１回　12月上旬　（オリエンテーション、申込、申請書下書き）
↓　第２回までに提出物の添削・検討を行う（大学）。
第２回　１月中旬　（申請書の下書き返却、清書に向けての説明）

⑶ **資格を取得するために必要な科目及び単位**

表１　認定心理士資格取得に必要な修得領域

区　別	認定心理士修得領域	必要単位
①基礎科目	a. 心理学概論	基礎科目より12単位以上 a領域は、４単位以上 b、c領域で８単位以上 ただし、最低４単位はc領域の単位
	b. 心理学研究法	
	c. 心理学実験・実習	
②選択科目	d. 知覚心理学・学習心理学	選択科目より16単位以上 （d、f、g、hの３領域より各４単位以上、計12単位以上を含む）
	e. 生理心理学・比較心理学	
	f. 教育心理学・発達心理学	
	g. 臨床心理学・人格心理学	
	h. 社会心理学・産業心理学	
③その他	i. 卒業研究	４単位まで認められる（ただし、実証科学的方法を用いた心理学の研究に限られるので、なるべくこの単位を換算せず単位を揃えることが望ましい）

合計36単位以上

※資格取得のための具体的な科目については、本学Webサイト「教務課・学事課」の「資格単位修得確認」ページに記載している他、履修登録説明会やオリエンテーション等で配付するので確認すること。

⑷ **申請に必要なもの　（略称で示す）**

申請書　履歴書　科目修得単位表　写真２枚　書類受領通知用ハガキ
成績証明書　卒業証明書　（申請書を購入して学事課へ申込む）
審査料（11,000円　※１）及び審査料払込振替用紙（第２回説明会までに振込みを済ませる）
※１　審査に不合格であっても返却されない。
その他　　審査合格時の認定料　　30,000円

⑸ **認定証の発行**

卒業後、各自の指定した場所（原則として実家）に送付される。

２．認定心理士（心理調査）資格

⑴　認定心理士（心理調査）とは

認定心理士（心理調査）は、「公益社団法人日本心理学会」が認定している資格であり、「心理調査に関連する専門科目を履修した認定心理士」という位置づけである。

⑵　資格を取得するには

認定心理士（心理調査）の資格を取得するためには、以下の条件が必要である。

①学部（大学）を卒業していること。

②認定心理士に関する科目（前頁の表１）を履修・修得していること。（先に、認定心理士を取得しておく必要がある。）

③心理調査に関する科目（以下の表２）を履修・修得していること。

⑶　資格を取得するために必要な科目及び単位

表１に加え、表２の科目を履修すること。

表２　心理調査に関する科目

区　別	領　域	必要単位
１．概論	心理調査概論・心理調査法	２単位以上
２．統計	統計（心理学統計）	２単位以上
３．実践	発展／展開研究（実習）	６単位以上

※資格取得のための具体的な科目については、本学Webサイト「教務課・学事課」の「資格単位修得確認」ページに記載している他、履修登録説明会やオリエンテーション等で配布するので確認すること。

⑷　申請の手続きについて

・認定心理士（心理調査）の申請手続きについては、説明会を行う予定をしているので必ず参加すること（時期は未定）。

・認定心理士（心理調査）は、認定心理士の資格取得が条件になっているため、申請自体は各自、卒業後（認定心理士の資格取得後）に行うことになる。

・表2の「3. 実践」に関する科目については、研究内容のサマリー（A４ 1枚分・テンプレートあり）の提出が求められるため、在学中にサマリーの内容について資格担当者より指導を受けておくことが望ましい。

・認定心理士（心理調査）には、審査料（※２）が11,000円、審査合格後は、認定料が20,000円必要である。

※２　審査に不合格であっても返却されない。

⑸　認定証の発行

申請から2～3か月後に、各自の指定した場所（原則として実家）に送付される。

11－⑾ 社会調査士

心理学科　対象

1．社会調査士とは

社会調査士は、「一般社団法人社会調査協会」が認定している資格である。「社会調査士」とは、社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会事象等を捉えることのできる能力を有する「調査の専門家」のことである。調査企画から報告書作成までの社会調査の全過程を学習することにより、基本的な調査方法や分析手法の妥当性、またその問題点を指摘できるようにすることを目指す。

2．資格を取得するためには

社会調査士資格を取得するためには、以下の条件が必要である。

①学部（大学）を卒業していること。
②5．開講科目及び単位表に示す、6つの領域（ABCDEG）に対応する全科目を履修・修得していること。
③社会調査の実習を行うゼミ（心理学演習）に所属すること。

3．社会調査士（キャンディデイト）資格について

社会調査士資格を取得するには、2．に記載しているとおり、「学部（大学）を卒業していること」が条件の一つとなっているが、以下の条件を満たすことにより、大学在学中に、「社会調査士（キャンディデイト）」を取得することが可能である。

①大学在籍期間が2年以上であること。
②表1に挙げるカリキュラムについて、ABCDEGの所定科目のうち、申請時までに3科目以上の単位修得をしていること。
③②の単位修得済み科目と今年度履修中の科目を合計して、ABCDEGの所定科目のうち、5科目以上となること。

（注）社会調査士資格（キャンディデイト）を取得の後、社会調査士に必要な科目を全て修得したら、正規資格へと変更する手続きが必要となる。社会調査士資格（キャンディデイト）から正規資格への変更手続きが出来る有効期限は、「社会調査士資格（キャンディデイト）」を認定されてから3年以内である。

4．申請の手続きについて

社会調査士（キャンディデイト）資格は3年生の5月に、社会調査士資格は4年生の1月に、申請手続きに関する説明会を行う予定をしている。

5．開講科目及び単位表

社会調査士に関する所定の科目	本学開講科目					備考
	コースナンバー	科目名	単位	必修	配当学年	
【A】社会調査の基本的事項に関する科目	PSB 1401	▲現代社会調査入門	2	○	1	
【B】調査設計と実施方法に関する科目	PSB 2404	△質問紙調査法	2	○	2	
【C】基本的な資料とデータの分析に関する科目	PSB 1402	○心理学統計法	2	○	1	
【D】社会調査に必要な統計学に関する科目	PSB 2402	○推測統計学Ⅰ	2	○	2	クラス指定
	PSB 2450	▲推測統計学Ⅱ	2	○	2	クラス指定
【E】量的データ解析の方法に関する科目	PSB 3400	心理学情報処理	2	○	3	**前提科目**「推測統計学Ⅰ」 クラス定員45人
【G】社会調査の実習を中心とする科目	PSS 3600	○心理学演習	4	○	3	社会調査士の専門ゼミに入ることが要件となる。

1．本学開講の科目名の前の印について、○はコース共通の必修科目、▲は社会・ビジネス心理コース必修科目、△は心理カウンセリングコース必修科目
2．本学開講科目に記載がある科目（7科目／計16単位）を全て履修・修得する必要がある。

11－⑿ 社会福祉主事任用資格

全学部対象

1．社会福祉主事

社会福祉主事は、都道府県、市、及び福祉事務所を置く町村で、福祉六法に定める援護又は育成等に関する事務をする者をいう。本来、社会福祉主事任用資格は、その仕事をするために任用される公務員に要求される資格であるが、社会福祉施設職員等の採用の資格に準用される場合もある。また、社会福祉の基礎的学習をしたことの目安ともされ、この資格を条件とした求人採用もある。厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を３科目以上修めて卒業した者であること等が条件となっている。

2．指定科目及び資格取得の方法

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目は以下のとおりである。（平成12年４月１日から適用）

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学のうち三科目以上

（上記以外の科目名であっても、読替え可能な場合がある。本学の科目との対応は次頁参照）

3．履修証明の発行

原則として卒業証明書と成績証明書の２点をもって各自で確認すること。
（厚生労働省WEBページ　社会福祉主事任用資格の取得方法の「よくある質問」を参照）

4．学内の問合せ窓口

学事課

＊参照　　社会福祉法第18条、19条

5．開講科目及び単位表

厚生労働大臣の指定する科目	本学開講科目					備考
	学科等	コースナンバー	科目名	単位	配当学年	
社会福祉概論	[生][心]	SWA 1201	現代社会と福祉Ⅰ	2	1	
	[こ]	EDI 2100				
	[生][心]	SWA 1250	現代社会と福祉Ⅱ	2	1	
	[こ]	EDI 2251				
社会福祉事業史						
社会福祉援助技術論	[生][心]	SWR 1251	ソーシャルワーク論Ⅰ	2	1	
	[生]	SWR 2202	ソーシャルワーク論Ⅱ	2	2	
社会福祉調査論	[生][心]	SWR 2400	社会福祉調査法	2	2	
社会福祉施設経営論						
社会福祉行政論						
社会保障論	[生][心]	SWA 2200	社会保障論Ⅰ	2	2	
	[生][心]	SWA 2450	社会保障論Ⅱ	2	2	
公的扶助論	[生]	SWR 3200	公的扶助論	2	3	
児童福祉論	[生]	SWA 2203	児童福祉論	2	2	
	[こ]	EDI 2200				
家庭福祉論	[こ]	EDI 3500	家族援助論	2	3	
保育理論	[こ]	EDI 1250	保育原理	2	1	
身体障害者福祉論	[生][心]	SWA 2250	障害者福祉論	2	2	
知的障害者福祉論						
精神障害者保健福祉論	[生][心]	SWR 1252	精神保健福祉の原理Ⅰ	2	2	
	[生][心]	SWR 2402	精神保健福祉の原理Ⅱ	2	2	
老人福祉論	[生]	SWA 2206	高齢者福祉論	2	2	
医療社会事業論						
地域福祉論	[生][心]	SWA 3200	地域福祉論Ⅰ	2	3	
	[こ]	EDI 3203				
	[生][心]	SWA 3450	地域福祉論Ⅱ	2	3	**前提科目**「地域福祉論Ⅰ」
法学						
民法						
行政法						
経済学						
社会政策						
経済政策						
心理学	[共]	GEN 1401	心理学入門	2	1	いずれか1科目
	[心]	PSB 1200	心理学概論	2	1	
	[生][心]	SWR 2550	心理学と心理的支援	2	2	
	[こ]	EDR 3602				
社会学	[共]	GES 1202	社会学概論	2	1	
教育学	[こ]	EDB 1201	教育原理	2	1	いずれか1科目
	[資]	TEA 1850	教育原論	2	1	
倫理学						
公衆衛生学						
医学一般	[生][心]	SWA2205	人体の構造と機能及び疾病	2	2	
リハビリテーション論						
看護学						
介護概論						
栄養学	[生]	LDA 2403	栄養学	2	2	
家政学						

11－⑬ 児童指導員・児童心理司・児童福祉司 任用資格

心理学科、こども教育学科※、生活環境学科精神保健福祉コース※対象

※児童心理司を除く。

1．児童指導員（任用資格）について

⑴ 児童指導員とは

児童指導員とは、児童福祉法に定められた児童養護施設や知的障害児通園（入園）施設、児童相談所等の児童福祉現場において、児童の自立促進や生活指導等の援助を行う職である。

⑵ 児童指導員任用資格の取得について

心理学科を卒業、こども教育学科を卒業、または生活環境学科精神保健福祉コースで精神保健福祉士受験資格に必要な科目（実習、演習を除く）のうち30単位以上を修得して卒業することによって任用資格が得られる。任用資格のため、試験や資格証明書といったものが存在せず、大学の卒業証書・学位記をもって児童指導員任用資格証明とされる。

任用資格であることから、上記の施設や相談所に、児童指導員として登用されている期間にのみ、児童指導員を名乗ることができる。したがって、児童指導員になるためには、施設や相談所の採用試験に合格することが前提となる。

2．児童心理司（任用資格）について

⑴ 児童心理司とは

児童心理司は、児童相談所において心理学の専門的学識に基づく心理判定業務に携わる職員のことで、従来は心理判定員と呼ばれていた。かつては心理学専攻経験のない者でも心理判定業務に携わることができたが、現在は大学・大学院で心理学を専攻し、心理職として採用された者をその任に充てることが普通になっており、高度な専門性を求められている。

⑵ 児童心理司任用資格の取得について

心理学科を卒業することによって任用資格が得られる。任用資格のため、試験や資格証明書といったものが存在せず、大学の卒業証書・学位記をもって児童指導員任用資格証明とされる。

任用資格であることから、児童相談所に、児童心理司として登用されている期間にのみ、児童心理司を名乗ることができる。したがって、児童心理司になるためには、児童相談所の採用試験に合格することが前提となる。

3．児童福祉司（任用資格）について

⑴ 児童福祉司とは

児童福祉司は児童相談所に置かなければならない職員であり、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行うケースワーカーの一種である。

⑵ 児童福祉司任用資格の取得について

心理学科を卒業、こども教育学科を卒業、または生活環境学科精神保健福祉コースで精神保健福祉士受験資格に必要な科目（実習、演習を除く）のうち30単位以上を修得して卒業してから、１年以上、厚生労働省令で定める施設において、児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導などに従事した者等から任用される。

任用資格であることから、児童相談所に、児童福祉司として登用されている期間にのみ、児童福祉司を名乗ることができる。

11－⑭ 上級情報処理士

国際言語文化学部・現代人間学部・社会情報課程

1．上級情報処理士とは

一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「協会」という）が認定する資格である。

インターネット活用、データ管理及び統計分析などを行う総合的な実践力を習得し、高度な情報実務能力を発揮し、問題の発見と解決に貢献し、チームの機動力を強化できる人材であることが証明できる。

2．資格を取得するには

例年７月頃と11月頃に、大学から一括申請するが、申請時に必要書類（科目単位修得見込書類等）の作成・提出、申請費用が必要となる。

〈資格申請について〉

各自が学事課で申請手続きをしてください。（詳細な日程はUNIPA・manabaにて確認すること。）

①【前期】６月中旬～７月上旬頃　　認定証受渡し時期：９月下旬

〈申請できる人〉資格に必要な単位が揃っている方　または、前期までの授業で資格に必要な単位修得可能（見込）な方

②【後期】10月中旬～11月上旬頃

認定証受渡し時期：４年次生→卒業式　　３年次生→４月

〈申請できる人〉資格に必要な単位が揃っている方　または、後期までの授業で資格に必要な単位修得可能（見込）な方

3．資格取得に必要な科目及び単位

「7．開講科目及び単位表」より、合計24単位以上を修得すること。

4．資格取得に要する費用

申請費用　7,700円

5．その他

特に優秀な成績の申請者を会長賞受賞候補者として協会に推薦することがある。

「開講科目及び単位表」は便覧より科目が変更となる場合があるので、履修登録時または履修検討期間に、資格確認表を必ず確認してください。（教務課・学事課ウェブサイトまたは学事課窓口まで）

6．学内の問合せ窓口

学事課

7．開講科目及び単位表

2023年度以降入学者

種　類	学　科	コース ナンバー	授業科目名（☆は他学科等開放科目）	単位	必修	配当学年	備考
領域１	［共］［社情］	GEN 1202	情報の科学と倫理	2	○	1	メディア利用
	［共］［社情］	GBL 1401	情報演習Ⅰａ	1		1	
	［共］［社情］	GBL 1402	情報演習Ⅰｂ	1		1	メディア利用
	［共］［社情］	GBL 2400	情報演習Ⅱ	1		2	各クラス定員35人
	［共］［社情］	GBL 2450	情報処理	2		2	各クラス定員26人
	［共］［社情］	GBL 1452	SNSコミュニケーションスキル	2		1	メディア利用
	［国日］［社情］	CSA 2259	☆インターネット社会論	2		2･3･4	
	［生］［社情］	LDR 3203	☆マーケティング論	2		3	
	［こ］［社情］	CNS 2601	☆子供のネット安全教育の理論と実践	2		2･3･4	
	［こ］［社情］	EDN 3402	情報教育	2		3	
領域２	［共］	GEN 2450	AIとデータサイエンス入門	2	○	2	各クラス定員40人
	［共］［社情］	GBL 2250	情報技術リテラシー	2	選択必修	2	各クラス定員35人
	［共］［社情］	GBL 2451	プログラミング演習	2		2	定員24人
	［共］［社情］	GEN 1450	暮らしの統計学	2		1	
領域３	［英］	EGS 3500	英語英文学演習Ⅰ	2		3	
	［英］	EGS 3550	英語英文学演習Ⅱ	2		3	
	［国日］	CSS 3600	専門演習Ⅰ	2		3	
	［国日］	CSS 3650	専門演習Ⅱ	2		3	
	［生］	SLS 3401	生活環境特論	4		3	
	［心］	PSS 3600	心理学演習	4		3	
	［こ］	EDS 3600	こども教育演習	4		3	
	［社情］	INF 3600	社会情報演習	4		3	
	［こ］	EDI 4601	初等教育実習Ⅰａ	2		4	
	［こ］	EDI 4602	初等教育実習Ⅱａ	2		4	
	［こ］	EDP 3600	初等教育実習Ⅰｂ	2		3	
	［こ］	EDP 3601	初等教育実習Ⅱｂ	2		3	
	［教］	TEA 4856	中等教育実習Ⅰ	2		4	
	［教］	TEA 4857	中等教育実習Ⅱ	2		4	
	［共］［社情］	GBL 2300	アカデミック・ライティング	2	選択必修	2	各クラス定員50人
	［共］	GBL 1200	文章作成法Ⅰ	1		1	7.5コマ　各クラス定員30人
	［共］	GBL 1201	文章作成法Ⅱ	1		1	7.5コマ　各クラス定員30人
	［共］	GCP 2600	キャリア形成ゼミ	2		2	集中
	［共］	GCP 2650	インターンシップ	2		2･3･4	集中
	［社情］	INF 2601	社会情報インターンシップ	2		2･3	集中
合計24単位以上（領域1（必修2単位以上）＋領域2（必修4単位以上）＋領域3（必修2単位以上））							

☆　他学科等科目（どの学部・学科も履修できる科目）

11－⑮ プレゼンテーション実務士

英語英文学科・国際日本文化学科　対象

1．プレゼンテーション実務士とは

一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「協会」という）が認定する資格で、協会の定める教育目標は以下のとおりである。

「自分の伝えたいことを具体的に分かりやすく説明し、相手に正しく理解してもらうコミュニケーション能力、及びその目的のために情報ツールを活用する能力の養成を教育目標とする。」

2．資格取得に必要な単位

「7．開講科目及び単位表」より、合計16単位以上修得すること。

⑴　必修科目　　6単位

⑵　選択科目　　10単位以上

※　単位修得により資格認定されるので、所定単位を修得（見込を含む）すれば、認定申請が可能である。

3．資格を取得するには

例年7月下旬頃と11月下旬頃に、大学から一括申請するが、申請時に必要書類（科目単位修得見込書類等）の作成・提出、申請費用が必要となる。

〈資格申請について〉

各自が学事課で申請手続きをすること。（詳細な日程はUNIPA・manabaにて確認すること。）

①【前期】6月中旬～7月上旬頃

認定証受渡し時期：9月下旬

〈申請できる人〉

資格に必要な単位が揃っている人　または、前期までの授業で資格に必要な単位修得可能（見込）な人

②【後期】10月中旬～11月上旬頃

認定証受渡し時期：4年次生→卒業式　　3年次生→4月

〈申請できる人〉

資格に必要な単位が揃っている人　または、後期までの授業で資格に必要な単位修得可能（見込）な人

4．資格取得に要する費用

申請費用　5,500円

5．その他

特に優秀な成績の申請者を会長賞受賞候補者として協会に推薦することがある。

「開講科目及び単位表」は便覧より科目が変更となる場合があるので、履修登録時または履修検討期間に、資格確認表を必ず確認すること。（教務課・学事課ウェブサイトまたは学事課窓口まで）

6．学内の問合せ窓口

学事課

7．開講科目及び単位表（2021年度入学生以降から適応）

	学科等	コースナンバー	授業科目名	単位数	必修／選択	配当学年	
領域1	[英][国日]	CSA2457	☆プレゼンテーション演習	2	●	2·3·4	定員30人
	[英][国日]	CSA2305	☆プレゼンテーション概論	2	○	2·3·4	定員35人
	[英]	EGB3302	Communication Skills Ⅰ	1	○	3	定員20人
	[英]	EGB3352	Communication Skills Ⅱ	1	○	3	定員20人
	[英]	EGE2302	Public Speaking	2	○	2·3·4	
領域2	[英]	EGF2202	コミュニケーション学概論	2	●	1	
	[国日]	CSB1550	日本語コミュニケーションⅡ	2	●	1	
	[国日]	CSA2307	☆スピーチの基礎	2	○	2·3·4	定員30人
	[共]	GCP2600	キャリア形成ゼミ	2	○	2	
	[英]	EGE3402	Persuasive Communication	2	○	3·4	
	[共]	GES1251	暮らしの経済学	2	○	1	
	[共]	GEN1401	心理学入門	2	○	1	
	[共]	GES1202	社会学概論	2	○	1	
	[英]	EGR3500	☆旅行観光業研究	2	○	2·3·4	（隔年開講1）
	[英]	EGL2400	☆ことばとコミュニケーション	2	○	2·3·4	
	[国日]	CSA2218	図書館情報技術論	2	○	2·3·4	定員46人
	[図]	LIB2850	情報サービス演習Ⅰ	2	○	2·3·4	定員46人
	[英]	EGB2308	☆同時通訳法Ⅰ	2	○	2·3·4	定員20人
	[英]	EGL3403	☆対人コミュニケーション	2	○	2·3·4	
領域3	[英]	EGF1150	英語英文学基礎演習Ⅰ	2	●	1	クラス指定
	[国日]	CSB1650	基礎演習Ⅰ	2	●	1	クラス指定
	[共]	GCP2650	インターンシップ	2	○	2·3·4	

合計16単位以上（●必修６単位＋○選択科目10単位以上）を修得すること

11－⑯ 情報活用力プログラム

1．情報活用力プログラムとは

情報社会において必要な情報科学の知識・技能を身につけるとともに、それらが社会に与える影響を理解した上で、新たな情報を作り出し、課題を発見し、その解決に向けて主体的に解決策を検討し、実践できる人材の養成を目的とする。

なお、本プログラムの科目には上級情報処理士資格取得のために必要な科目も含んでいる。

2．修了証の授与

プログラムを修了した者には、学長名で「情報活用力プログラム修了証」を授与する。

3．資格に関する学内管轄部署

教員：神月紀輔

事務取扱窓口：ND教育センター事務室

4．開講科目表及び単位表（2023年度以降入学者）

⑴ 以下の科目の中から、必修の要件を満たして34単位以上を修得しなければならない。

⑵ 科目区分「基礎・基幹」の要件を満たして計16単位を修得した者は、「情報活用力プログラム（基礎）」を修了したものとし、申し出により所定の修了証を授与する。

区分	学科等	コースナンバー	授業科目名（☆は他学科等開放科目）	単位	必修	配当学年	備考
基礎基幹	［共］［社情］	GBL1401	情報演習Ⅰa	1	1単位選択必修	1	
	［共］［社情］	GBL1402	情報演習Ⅰb	1		1	メディア利用
	［共］［社情］	GBL2400	情報演習Ⅱ	1	○	2	各クラス定員35人
	［共］［社情］	GBL2250	情報技術リテラシー	2	○	2	各クラス定員35人
	［共］［社情］	GEN1202	情報の科学と倫理	2	○	1	メディア利用
	［共］	GEN2450	AIとデータサイエンス入門	2	○	2	各クラス定員40人
	［共］	GBL1200	文章作成法Ⅰ	1	8単位以上選択必修	1	7.5コマ　各クラス定員30人
	［共］	GBL1201	文章作成法Ⅱ	1		1	7.5コマ　各クラス定員30人
	［共］［社情］	GBL1452	SNSコミュニケーションスキル	2		1	メディア利用
	［共］［社情］	GBL2450	情報処理	2		2	各クラス定員26人
	［共］［社情］	GBL2451	プログラミング演習	2		2	定員24人
	［英］	EGF1100	英語英文学基礎演習Ⅰ	2		1	
	［英］	EGF1150	英語英文学基礎演習Ⅱ	2		1	
	［国日］	CSB1600	基礎演習Ⅰ	2		1	
	［国日］	CSB1650	基礎演習Ⅱ	2		1	
	［生］	SLF1301	生活環境基礎演習Ⅰ	2		1	
	［生］	SLF1251	生活環境基礎演習Ⅱ	2		1	
	［心］	PSB1300	心理学基礎演習Ⅰ	2		1	
	［心］	PSB1350	心理学基礎演習Ⅱ	2		1	
	［こ］	EDB1200	こども教育基礎演習	1		1	
	［こ］	EDB1500	こども教育フィールド研修	1		1	集中
	［社情］	INF1400	社会情報基礎演習Ⅰ	1		1	
	［社情］	INF1450	社会情報基礎演習Ⅱ	1		1	
専門	［英］	EGS3500	英語英文学演習Ⅰ	2	4単位以上選択必修	3	

区分	学科等	コースナンバー	授業科目名（☆は他学科等開放科目）	単位	必修	配当学年	備考
専門	［英］	EGS3550	英語英文学演習Ⅱ	2	4単位以上選択必修	3	
	［国日］	CSS3600	専門演習Ⅰ	2		3	
	［国日］	CSS3650	専門演習Ⅱ	2		3	
	［生］	SLS3401	生活環境特論	4		3	
	［心］	PSS3600	心理学演習	4		3	
	［こ］	EDS3600	こども教育演習	4		3	
	［社情］	INF3600	社会情報演習	4		3	
	［国日］［社情］	CSA2259	☆インターネット社会論	2		2·3·4	
	［生］［社情］	LDR3203	☆マーケティング論	2		3	
	［心］	PSR3203				3	
	［こ］［社情］	EDN3402	☆情報教育	2		3	
	［こ］［社情］	CNS2601	☆子供のネット安全教育の理論と実践	2		2·3·4	集中
	［こ］［社情］	EDP3403	ICT活用教育	1		3	
	［教］	TEA3853				3	
	［共］［社情］	GBL2200	アルゴリズム基礎	2	○	2	
	［共］［社情］	GBL3400	AIとデータサイエンス	2	○	3	
関連	［共］	GEN1150	生命倫理	2	10単位以上選択必修	1	
	［共］［社情］	GEN1450	暮らしの統計学	2		1	
	［共］［社情］	GBL2300	アカデミック・ライティング	2		2	各クラス定員50人
	［共］	GCP1550	短期インターンシップ	1		1·2	集中
	［共］	GCP2600	キャリア形成ゼミ	2		2	集中
	［共］	GCP2650	インターンシップ	2		2·3·4	集中
	［英］	EGL2453	☆ことばのしくみ	2		2·3·4	
	［英］	EGL3403	☆対人コミュニケーション	2		2·3·4	
	［英］	EGL3406	☆ことばの音と形態	2		2·3·4	
	［英］	EGL3455	☆ことばと社会	2		2·3·4	「言語学概論」又は「英語の歴史」の履修者であること
	［英］	EGL3458	☆ことばと意味	2		2·3·4	
	［生］［社情］	LDA1250	☆家庭電気・機械及び情報処理	2		1	
	［生］［社情］	LDR2201	☆ビジネスの基礎Ⅰ	2		2	
	［心］	PSR2201				2	
	［生］［社情］	LDR2252	☆ビジネスの基礎Ⅱ	2		2	**前提科目**「ビジネスの基礎Ⅰ」
	［生］［社情］	LDR3253	☆ソーシャルマーケティング論	2		3	
	［生］［社情］	LDR3254	☆女性起業論	2		3	
	［心］	PSR3254				3	
	［心］	PSA2202	☆生活環境の心理学	2		2·3	
	［心］［社情］	PSA2203	☆消費者行動の心理学	2		2·3	
	［心］［社情］	PSA2205	☆知覚・認知心理学	2		2·3	
	［心］［社情］	PSA2254	☆学習・言語心理学	2		2	
	［こ］	EDI4601	初等教育実習Ⅰa	2		4	集中
	［こ］	EDI4602	初等教育実習Ⅱa	2		4	集中
	［こ］	EDP3600	初等教育実習Ⅰb	2		3	集中
	［こ］	EDP3601	初等教育実習Ⅱb	2		3	集中
	［社情］	INF2250	☆ICTビジネス論	2		2·3	
	［教］	TEA4856	中等教育実習Ⅰ	2		4	集中
	［教］	TEA4856	中等教育実習Ⅱ	2		4	集中
	［英］	EGS4600	卒業研究(※)	8		4	
	［国日］	CSS4600					
	［生］	SLS4600					
	［心］	PSS4602					
	［こ］	EDS4601					
	［社情］	INF4600					
			各学科専門教育科目のうち情報分野を含むもの	4単位以内			

☆　他学科等科目（どの学部・学科も履修できる科目）

※　「卒業研究」「各学科専門教育科目のうち情報分野を含む科目」は、ND教育センターで情報分野を含むことを確認した場合に限り認定される。

11－⑰ 日本語教員養成課程

1．日本語教員とは

日本語教員とは、外国人の留学生や労働者、またその家族など、日本語を母語としない学習者に日本語を教える教員のことである。日本語教員には、国家資格に相当するものがなく、その代わり、出入国在留管理庁が定めた「日本語教育機関の告示基準」を満たした大学等の課程を修了することが求められている。本学においても、「日本語教員養成課程」の所定単位を修得した学生に、学長名で「日本語教員養成課程修了証」が発行される。これにより、履歴書等の資格欄に「京都ノートルダム女子大学日本語教員養成課程修了」と記すことができる。ただし、日本語教育に関する実際の求人においては、「日本語教育能力検定試験」（公益財団法人日本国際教育支援協会実施）合格者を採用条件にしている場合もあるので、本学の「修了証」を基礎資格として、同検定試験合格を目指すことが望ましい。

2．履修者の心得

成績優秀で、日本語教育や国際交流への関心や熱意があり、かつ教育に志す者として学則に反するような行為のない者であること。上記要件を満たさない場合は、履修を認めないことがある。

また、課程の最終段階において、各履修者は、日本語学校等で教育実習を行うが、これは、真摯に臨まなければならないものである。なぜなら、教育実習は、実習校の先生方に多大な負担をかけ、日本語を学習する生徒にとっての貴重な学習時間を借りる形で実施されるものだからである。

実習校が教育実習生を受け入れる条件として、

①実習生が教育への熱意に溢れ、教師になる意志が強く、「日本語教員養成課程修了証」取得に向けて努力していること

②平素から学業に熱心で、成績評価もよく、正しい判断力と強い責任感をもつ人格者であること

といった項目を履修者に求めることが多い。

以上のことをよく思量し、「日本語教員養成課程修了証」がどういう意味をもつ資格であるかということを、本課程の履修開始にあたり、しっかり認識しておくべきである。

3．日本語教員養成課程カリキュラム

「10. 開講科目及び単位表」に定めるとおり、所定の45単位以上を履修しなければならない。必修科目については、履修年次が定められているものがあるので注意を要する。④のうち、「日本語教育実習Ⅰ」の履修にあたっては、「日本語教育入門」を先行履修していることが前提条件となる。また「日本語教育実習Ⅱ」「日本語教育実習Ⅲ」については、いずれか１科目を必修とするが、それらの履修にあたっては「日本語教育実習Ⅰ」を先行履修していること、かつ、必修及び選択必修科目24単位のうち18単位以上を修得済みであることが前提条件となる。「日本語教育実習Ⅲ」は、学外で実習を行う科目で、履修可能人数に制限があり、不開講となる場合もあるので、日本語教員養成課程オリエンテーション等でよく確認すること。外国人留学生については、「日本語教育実習Ⅱ」「日本語教育実習Ⅲ」の履修条件として、履修しようとする年度の4月に実施するオリエンテーション時までに、日本留学試験320点以上（日本語・記述点を含む）の成績を取得していること。また、「日本語教授法」「日本語教育実習Ⅰ～Ⅲ」は、資格科目であり、卒業要件単位には含まれない（「日本語教育入門」は、国際日本文化学科学生のみ卒業要件単位となる）。⑤のうち、「英語科目」については、英語英文学科学生は専門科目４単位をもってあてるものとする。外国人留学生は、「英語科目」「英語以外の外国語科目」８単位を日本語科目に代えることができる。

4．教育実習生に求められること

教育実習を行う学生は、次のような条件にあてはまることを求められている。

① 教師として学力・人格ともに相応しい適性と能力を備えていること。
② 将来、日本語教員になることを強く希望していること。
③ 所定の科目について履修を完了し、教壇に立つのに十分な学力と指導力を身に付けていること。
④ 実習校の教育方針に従い、協力ができること。
⑤ 大学、及び、実習校の教職員からの連絡を必ずチェックし、返信や提出を期日までに行うという、大学生としての基本的なことが出来ること。
⑥ 実習期間中は、全日、教育実習に励むこと（実習先の御担当の先生は、日本語教員を育成するために、御多忙の中、実

習生を受け入れて下さっていることから、就職活動のためであっても、欠席することはできない)。

⑦ 実習に必要なテキストは、原則、自分で入手すること。

5．教育実習事前事後指導

事前指導（事前オリエンテーション等)、及び、事後指導（報告会等）に、出席することが必要である。実施日は、manaba等で確認すること。また、事前指導（事前オリエンテーション等）の際に、必要な書類を受け取って、所定の期日までに課程履修の申込を行うこと。

6．資格取得に関する費用

「日本語教育実習Ⅱ・Ⅲ」に関しては、以下の実習費を徴収する。所定の期限までに納入しなければ、実習を履修することはできない。

実習関係費

日本語教育実習Ⅱ：1,000円（実習ノート作成代等）

日本語教育実習Ⅲ：20,000円程度（内訳：実習ノート代等1,000円、実習校への実習委託費18,000～19,000円)。(2022年度実績18,000円）

日本語教育実習Ⅲは実習先の学校により取り扱いが異なるため実習委託費は年度によって異なる。別途、保険費用、交通費、テキスト代等が必要である。さらに、これ以外にも出費が必要な場合がある。

7．修了証の交付

本学「日本語教員養成課程修了証」を卒業時に交付する。

8．資格に関する学内管轄部署

教員：国際日本文化学科　蜂矢　真弓

事務取扱窓口：学事課

9．その他

大学や実習校からの連絡を適切に確認しない場合や、返信や提出等を適切に行わない場合は、実習校に迷惑が掛かるため、教育実習に派遣することができなくなり、資格を取得できない場合がある。

10. 開講科目及び単位表

2023年度以降入学者

以下の科目の中から、45単位以上を履修しなければならない。
科目選択にあたっては、前提科目などさまざまな取り決めがあるので注意すること。

領域	学科等	コースナンバー	授業科目名（☆は他学科等開放科目）	単位数	必修	選択必修	配当学年	備考
①社会・文化・地域	［共］	GEH 1250	日本文学	2		2単位以上	1	
	［共］	GEH 1201	日本近現代史	2			1	
	［共］	GEH 1202	東アジア近現代史	2			1	
	［共］	GEH 1252	ヨーロッパ近現代史	2			1	
	［共］	GEH 1253	文化人類学	2			1	
	［国日］	CSA 1203	比較文化概論	2			1·2	
	［国日］	CSA 2202	☆日本伝統文化論	2			2·3·4	
	［国日］［社情］	CSA 1204	☆国際関係論	2			1·2	
	［国日］	CSA 1200	国文学概論	2			1·2	国文学史を含む
	［国日］	CSA 3254	☆日本文学特講	2			2·3·4	（隔年開講2）
	［国日］	CSA 2250	☆日本古典文学講読	2			2·3·4	
	［国日］	CSA 3251	☆日本近代文学講読	2			2·3·4	（隔年開講1）
	［国日］	CSA 2265	☆漢文学特講	2			2·3·4	（隔年開講1）
	［国日］	CSA 2255	☆京都学	2			2·3·4	
	［国日］	CSA 3263	☆出版文化史	2			2·3·4	（隔年開講2）
	［国日］	CSA 2273	☆日本思想	2			2·3·4	
	［国日］	CSA 2212	☆日本美術史	2			2·3·4	
	［国日］	CSA 3201	☆日本美術特講	2			3·4	
	［国日］	CSA 3250	☆日本年中行事論	2			3·4	
②言語と社会	［共］	GES 1202	社会学概論	2		2単位以上	1	
	［共］	GES 1251	暮らしの経済学	2			1	
	［共］	GEH 1150	歴史の中の女性	2			1	
	［共］	GES 1500	ボランティア概論	2			1	
	［国日］	CSA 2268	☆多文化理解	2			1·2	（隔年開講2）
	［国日］［社情］	CSA 1252	☆現代ジャーナリズム入門	2			1·2	定員60人
	［心］	PSR 1251					1·2	
	［英］	EGL 3455	☆ことばと社会	2			2·3·4	「言語学概論」又は「英語の歴史」の履修者であること
③言語と心理	［共］	GEN 1401	心理学入門	2		2単位以上	1	心理学科の学生は履修できない
	［教］	TEA 2801	発達と学習の教育心理	2			2	障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む
	［心］［社情］	PSA 2201	☆発達心理学概論	2			2·3	
	［心］［社情］	PSA 1250	☆教育心理学概論	2			1·2	
	［心］［社情］	PSA 2502	☆障害者・障害児心理学	2			2·3	
	［心］［社情］	PSA 2205	☆知覚・認知心理学	2			2·3	
④言語と教育	［国日］	CSA 2304	日本語教育入門	2	○		2·3·4	
	［日］	JLT 2850	日本語教授法	2	○		2·3	
	［日］	JLT 3800	日本語教育実習Ⅰ	2	○		3	**前提科目**「日本語教育入門」 週2コマ
	［日］	JLT 3850	日本語教育実習Ⅱ	2		2単位以上	3·4	定員10人 **前提科目**「日本語教育実習Ⅰ」
	［日］	JLT 3855	日本語教育実習Ⅲ	2			3	定員8人 **前提科目**「日本語教育実習Ⅰ」

領域	学科等	コースナンバー	授業科目名（☆は他学科等開放科目）	単位数	必修	選択必修	配当学年	備考
④言語と教育	[国日]	CSB 1500	日本語コミュニケーションⅠ	2		6単位以上	1	文章表現を含む
	[国日]	CSB 1550	日本語コミュニケーションⅡ	2			1	文章表現を含む
	[国日]	CSB 2500	日本語コミュニケーションⅢ	2			2	文章表現を含む
	[国日] [社情]	CSA 2260	☆子どもの読書とメディア	2			2·3·4	(隔年開講2)
	[国日]	CSA 2561	☆識字活動と子どもの権利	2			2·3·4	(隔年開講1)
	[国日]	CSA 2512	☆昔話とストーリーテリング	2			2·3·4	
	[英]	EGF 2202	コミュニケーション学概論	2			1	
	[英]	EGL 3456	☆異文化間コミュニケーション	2			2·3·4	
	[英]	EGE 2502	Intercultural Communication and Acculturation	2			2·3·4	
	[英]	EGL 3403	☆対人コミュニケーション	2			2·3·4	
	[こ]	EDP 2201	外国語（英語）	2			2	
	[こ]	EDP 2454	外国語（英語）指導法	2			2	
	[英]	EGR 2202	☆こども英語指導法（理論編）	2			2·3·4	
	[英]	EGR 2252	☆こども英語指導法（実践編）	2			2·3·4	
	[司]	LIB 3800	児童サービス論	2			3·4	
	[共] [社情]	GBL 1401	情報演習Ⅰa	1		2単位以上	1	クラス指定 「情報演習Ⅰb」の単位を修得したものは履修できない
	[共] [社情]	GBL 1402	情報演習Ⅰb	1			1	メディア利用 クラス指定 「情報演習Ⅰa」の単位を修得したものは履修できない
	[共] [社情]	GBL 2400	情報演習Ⅱ	1			2	「情報演習Ⅰa」あるいは「情報演習Ⅰb」を履修していることが望ましい 各クラス定員35人
	[共] [社情]	GBL 2450	情報処理	2			2	各クラス定員26人
⑤言語	[国日]	CSA 1201	国語学概論	2	○		1·2	音声言語を含む
	[国日]	CSA 2352	☆日本語文法	2	○		2·3·4	
	[国日]	CSA 2353	☆日本語研究	2	○		2·3·4	
	[英]	EGF 2201	言語学概論	2		4単位以上	1	
	[国日]	CSA 2264	☆日中近代語彙比較論	2			2·3·4	(隔年開講2)
	[国日]	CSA 2219	☆言語文化概論	2			1·2	漢字文化史（隔年開講2）
	[国日] [社情]	CSA 2307	☆スピーチの基礎	2			2·3·4	定員30人
	[英]	EGL 2453	☆ことばのしくみ	2			2·3·4	
	[英]	EGR 3450	☆応用言語学	2			2·3·4	
	[英]	EGR 3202	☆外国語としての日本語	2			2·3·4	定員30人
	[国日]	CSA 3202						

領域	学科等	コースナンバー	授業科目名（☆は他学科等開放科目）	単位数	必修	選択必修	配当学年	備考
⑤言語	［共］	GBE 1302	英語理解Ⅰ	1		4単位以上＊	1	クラス指定　定員20人 英語英文学科・外国人留学生は選択
	［共］	GBE 1303	英語表現Ⅰ	1			1	クラス指定　定員20人 英語英文学科・外国人留学生は選択
	［共］	GBE 1352	英語理解Ⅱ	1			1	クラス指定　定員20人 英語英文学科・外国人留学生は選択
	［共］	GBE 1353	英語表現Ⅱ	1			1	クラス指定　定員20人 英語英文学科・外国人留学生は選択
	［共］	GBE 2300	日常の英会話	1			2	各クラス定員25人
	［共］	GBE 2350	旅行の英会話	1			2	各クラス定員25人
	［共］	GBE 2351	留学の英会話	1			2	定員25人
	［共］	GBE 2301	おもてなしの英会話	1			2	各クラス定員25人
	［共］	GBE 2307	ビジネス英会話	1			2	各クラス定員25人
	［共］	GBE 2352	歌って覚える英語表現	1			2	定員25人
	［共］	GBE 2308	英語リスニング	1			2	定員25人
	［共］	GBE 2354	実用英語基礎	1			2	定員40人
	［共］	GBE 2305	身近な英文法	1			2	定員40人
	［共］	GBE 1355	海外研修（語学）Ⅱa	2			1･2･3	
	［共］	GBE 1356	海外研修（語学）Ⅱb	2			1･2･3･4	
	［共］	GBJ 1300	日本語特講Ⅰ	1			2	外国人留学生のみ適用
	［共］	GBJ 1350	日本語特講Ⅱ	1			2	外国人留学生のみ適用
	［共］	GBJ 1301	日本語講読Ⅰ	1		4単位以上	1	外国人留学生のみ適用
	［共］	GBJ 1351	日本語講読Ⅱ	1			1	外国人留学生のみ適用
	［共］	GBJ 2300	日本語表現Ⅰ	1			1	外国人留学生のみ適用
	［共］	GBJ 2350	日本語表現Ⅱ	1			1	外国人留学生のみ適用
	［共］	GBF 1300	ドイツ語	2			1	週2コマ　定員40人
	［共］	GBF 1350	フランス語	2			1	週2コマ　各クラス定員40人
	［共］	GBF 1301	スペイン語	2			1	週2コマ　各クラス定員40人
	［共］	GBF 1351	アラビア語	2			1	週2コマ　定員40人
	［共］	GBF 1302	中国語Ⅰ	2			1	週2コマ　各クラス定員40人
	［共］	GBF 1352	中国語Ⅱ	2			1	週2コマ　定員40人
	［共］	GBF 2300	中国語Ⅲ	2			2	週2コマ　定員40人
	［共］	GBF 1303	コリア語Ⅰ	2			1	週2コマ　各クラス定員40人
	［共］	GBF 1353	コリア語Ⅱ	2			1	週2コマ　クラス定員40人
	［共］	GBF 2301	コリア語Ⅲ	2			2	週2コマ　クラス定員40人
	［共］	GBF 1354	海外研修（語学）Ⅰ	2			1･2･3･4	
総合計				45単位以上				

☆他学科等科目（どの学部・学科も履修できる科目）

【プログラム修了の要件】
1　上表のとおり単位を修得すること。ただし、英語英文学科を卒業した者は、＊の選択必修４単位を修得したものとみなす。
2　学士の学位を有すること。

12. 留学・海外研修等

⑴ 米国姉妹大学留学制度
⑵ 学生申請留学制度
⑶ 韓国カトリック大学交換留学制度（派遣）
⑷ ベトナム国家大学ホーチミン市校人文社会科学大学交換留学制度（派遣）
⑸ セメスター認定留学制度
⑹ 海外研修・海外インターンシップ
⑺ グローバルリベラルアーツコース留学制度実施要項

12－(1)　米国姉妹大学留学制度

本学では米国の２大学と交換留学協定を締結している。(以下「米国姉妹大学」という。)

この協定による留学で約10か月の留学期間中に修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学において修得した単位として認定する。

１．米国姉妹大学

(1)　Mount Mary University（マウントメリー大学）
　　(2900 North Menomonee River Parkway, Milwaukee, Wisconsin 53222-4597)

(2)　Notre Dame of Maryland University（メリーランド・ノートルダム大学）
　　(4701 North Charles Street, Baltimore, Maryland 21210-2476)

２．留学期間

(1)　２年次後期から３年次前期の間

(2)　３年次後期から４年次前期の間

３．留学した場合の卒業年次

(1)　２年次後期から留学した場合

２年次後期から３年次前期の間、米国姉妹大学に留学した場合、４年間で卒業することが可能である（ただし、学科との相談による)。(「11. 帰国後の本学授業科目の履修」参照)

(2)　３年次後期から留学した場合

英語英文学科の学生が、３年次後期から米国姉妹大学へ留学し、４年次前期に帰国した場合、４年次終了時点で全ての卒業条件が満たされていれば卒業が認められる(その他の学科については学科との相談による)。ただし、留学から帰国後の４年次において、通年科目を後期から半年のみ履修した場合、その単位は修得したものと認められない。

４．留学決定の手順

(1)　留学希望者は、毎年５月中旬に開催される留学説明会に出席すること（掲示にて詳しい内容をお知らせします)。

(2)　留学希望者は、TOEFL-ITP又はTOEFL-iBTを受験し、国際教育課で留学に関する相談を行うこと。

(3)　留学希望者は、必ずTOEFL-iBTを受験しなければならない。TOEFL-iBTは、指定のテストセンターで個別に受験する仕組みになっているため各自で数回受験すること。

(4)　米国姉妹大学への留学を希望する者は、毎年1月下旬の申請締切までにTOEFL-iBTの成績を添付して国際教育課へ所定の留学願を提出すること。

各大学の申請に必要なTOEFL-iBTの点数は次のとおり。

・マウントメリー大学：61点

・メリーランド・ノートルダム大学：61点

(5)　留学者は、TOEFL-iBTの成績及び本学での成績等を審査して決定される。

5．留学に要する費用等

学費等の概算（2022年９月26現在）　　＄１＝￥145で計算した場合（概算）

区　分		Mount Mary University	Notre Dame of Maryland University	備　考
授業料	＄	**21,800**	**25,530**	姉妹大学の奨学金相当分を引いた額。
	￥（概算）	3,161,000	3,701,850	
寮費	＄	**9,990**	**12,566**	休暇を除く額。 食費を含む。
	￥（概算）	1,448,550	1,822,070	
計	＄	**31,790**	**38,096**	
	￥（概算）	4,609,550	5,523,920	

（注１）　上記の費用には、申込金、手続き料、学生費、教材費、渡航費、保険料等は含まない。

（注２）　留学費用は、あくまでも目安である。留学費用は毎年変更されるとともに為替レートにより変動するため、各自の希望する留学時期にあわせて最新の費用を確認すること。

※上記の額は留学期間中にかかる費用の概算。授業料及び寮費は毎年変更されるため、各自で該当の大学のウェブサイトを参照すること。

6．留学期間中の本学学費等

留学期間中の本学学費等は、学則別表２に定めるとおり全額納付しなければならないが、次項による奨学金等の制度が適用される。

7．奨学金等

⑴　京都ノートルダム女子大学米国姉妹大学留学奨学金として、本学授業料年額の２分の１に相当する額が支給される。ただし、この額は後期授業料として充当することとする。

⑵　教育充実費の年額の12分の１額に留学期間月数を乗じて得た額が免除される。ただし、出国、帰国の月は留学月数に算入しない。既に納付された諸費については、帰国後精算される。

⑶　修学支援制度、グローバルリベラルアーツコース留学奨学金、外国人留学生授業料減免・外国人留学生奨学金（第１種・第２種）との併給は不可。その他の奨学金については個別に相談すること。

8．留学期間中の単位認定

⑴　留学期間中に修得した科目・単位は、留学先大学の成績証明書に基づき、それに相当する本学の科目・単位としてみなし、30単位を超えない範囲で帰国後の年次に認定される。

⑵　ただし、学則第17条及び第17条の２に定めるとおり、大学コンソーシアム京都の単位互換科目（他大学・短期大学の開講科目）等の履修やTOEIC等の成果により認定された単位も、この30単位から差引かれるので注意すること。

9．資格取得に関する科目の取扱い

⑴　教職、学校図書館司書教諭、図書館司書、博物館学芸員等、免許・資格取得に関する科目については、留学によって修得した単位は認められない。

⑵　教職課程を履修している場合、教育実習等の履修計画により４年間で教職課程を修了することができない場合がある。

⑶　留学と教職課程又は司書課程を同時に履修することは困難であり、教職科目又は司書科目を履修する場合は、登録決定以前に必ず教務課、学事課（司書課程事務室）・ND教育センターに申出て相談すること。

10．出国届と帰国届

留学のために渡航するときは所定の「出国届」を提出し、留学を終了して帰国したときは所定の「帰国届」と「留学報告書」を国際教育課に提出すること。

11. 帰国後の本学授業科目の履修

⑴ 留学前に登録済みの後期開講科目は、帰国後の後期に履修する。

⑵ 帰国後は、通年開講科目は新規に登録し、履修することができる。その場合は、帰国後すぐに出席すること。

⑶ 後期開講科目は、新規に登録し履修することができる（定員を満たしている定員設定科目を除く）。その場合は、教務課と学事課に相談すること。

⑷ 帰国時期が遅くなった場合は、実質的に通年開講科目や資格取得に関する科目を履修することができない場合がある。そのため留学期間終了後、可能な限り早く（遅くとも５月末までに）帰国すること。

12. 米国姉妹大学での指導助言等

⑴ 本学と米国姉妹大学との協定に基づき、米国姉妹大学の教員アドバイザーにより適切な指導助言が得られる。

⑵ 各米国姉妹大学では大学の学生寮に入居し、できる限りアメリカ人のルームメイトと同室になるよう配慮される。

13. 留学の取消し

留学決定後又は留学中の者が次の各号の一に該当すると認められる場合、留学を取消し、帰国させることがある。

⑴ 派遣先大学において成業の見込みがないと判断された場合

⑵ 本学の学費等の納付を怠った場合

⑶ 派遣留学生としてふさわしくない行為があった場合

⑷ その他、上記以外の事項又は本人の事情、健康上の理由などにより、留学を継続することが困難になったと判断された場合

12－⑵ 学生申請留学制度

学生個人が本学協定大学以外の外国大学（学部課程）に出願し、その大学より受講が認められたとき、学生から本学に所定の留学申請を行うものとする。本学が教育上有益と認めるときは「学生申請留学」として許可し、留学期間中に修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学において修得した単位として認定される。

１．申請資格

留学する時点で本学に１年以上在学していること。

２．留学期間

⑴ 本学として取扱う留学期間は、原則として６か月以上１年未満とする。

⑵ 留学期間の延長を希望するときは、許可を得て１年を限度として延長することができる。

⑶ 留学の期間は、在学の期間に算入する。

３．留学した場合の卒業年次

⑴ ２年次後期から留学した場合

学生申請留学において、２年次後期から３年次前期の間留学した場合、４年間で卒業することが可能である（ただし、学科との相談による）。（「10. 帰国後の本学授業科目の履修」参照）

⑵ ３年次後期から留学した場合

英語英文学科の学生が、３年次後期から申請留学先大学へ留学し、４年次前期に帰国した場合、４年次終了時点で全ての卒業条件が満たされていれば卒業が認められる（その他の学科については学科との相談による）。ただし、留学から帰国後の４年次において、通年科目を後期から半年のみ履修した場合、その単位は修得したものと認められない。

4．留学申請の手続

留学を希望する者は、留学渡航の２ヵ月前までに次の書類を国際教育課に提出し、学長の許可を受けること。

⑴ 留　学　願
⑵ 留学計画書
⑶ 留学先大学の入学許可書の写し
⑷ その他本学が必要と認めた書類

5．留学期間中の本学学費等

⑴ 留学期間中の本学学費等は、学則別表に定めるとおり全額納付すること。
⑵ 学費等の納付がなければ本学の単位に認定されない。ただし、次項による教育充実費に関して減免の制度がある。

6．教育充実費の減免

⑴ 教育充実費の年額の12分の１額に留学期間月数を乗じて得た額が減免される。ただし、出国、帰国の月は留学月数に算入しない（修学支援制度との重複減免はできない）。
⑵ 既に納付された諸費については、帰国後精算される。

7．留学期間中の単位認定

⑴ 留学期間中に修得した科目・単位は、留学先大学の成績証明書に基づき、それに相当する本学の科目・単位としてみなし、30単位を超えない範囲で帰国後の年次に認定される。
⑵ ただし、学則第17条及び第17条の２に定めるとおり、大学コンソーシアム京都の単位互換科目（他大学・短期大学の開講科目）等の履修やTOEIC等の成果により認定された単位も、この30単位から差引かれるので注意すること。

8．資格取得に関する科目の取扱い

⑴ 教職、学校図書館司書教諭、図書館司書、博物館学芸員等、免許・資格取得に関する科目については、留学によって修得した単位は認められない。
⑵ 教職課程を履修している場合、教育実習等の履修計画により４年間で教職課程を修了することができない可能性がある。
⑶ 留学と教職課程又は司書課程を同時に履修することは困難であり、教職科目又は司書科目を履修する場合は、登録決定以前に必ず教務課、学事課（司書課程事務室）・ND教育センターに申出て相談をすること。

9．出国届と帰国届

留学のために渡航するときは所定の「出国届」を提出し、留学を終了して帰国したときは所定の「帰国届」と「留学報告書」を国際教育課に提出すること。

10．帰国後の本学授業科目の履修

⑴ 留学前に登録済みの後期開講科目は、帰国後の後期に履修する。
⑵ 帰国後は、通年開講科目は新規に登録し、履修することができる。その場合は、帰国後すぐに出席すること。
⑶ 後期開講科目は新規に登録し履修することができる（定員を満たしている定員設定科目を除く）。その場合は、教務課と学事課に相談すること。
⑷ 帰国時期が遅くなった場合は、実質的に通年開講科目や資格取得に関する科目（前期開講科目）を履修することができない場合がある。そのため留学期間終了後、可能な限り早く（遅くとも５月末までに）帰国すること。

11．その他

既に休学して留学している者で、学生申請留学を希望するときは、所定の「復学願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

12－(3)　韓国カトリック大学交換留学制度（派遣）

韓国カトリック大学との教育交流協定に基づき、本学から韓国カトリック大学へ交換留学生を派遣することに関し必要な事項を定める。

１．協定大学

韓国カトリック大学・聖心キャンパス（The Catholic University of Korea, Songsim Campus）
（所在地　〒420-743　韓国京畿道富川市遠美区駅谷2洞山43-1）

２．交換留学生の定義

交換留学生とは、本学が韓国カトリック大学との学生交流に関する協定に基づいて、本学に在籍しながら、原則として１年以内の期間派遣する留学生をいう。

３．申請資格及び条件

交換留学生は、留学の意志が強く心身ともに健康で以下の条件を満たさなければならない。

⑴　学部生の場合

①　留学以前に本学において１学年以上の履修を修了し、留学する前々学期までの成績がGPA2.0以上であること。

②　所属学部より交換留学生として応募することが許可されること。

③　留学以前に本学で「コリア語（Ⅰ・Ⅱ）」を修得（又は修得見込み）していること、あるいはそれと同等以上のコリア語（韓国語）の知識があると認められること。

④　英語で行われる授業を受けることができる十分な英語の能力を有すること。

⑵　大学院生の場合

①　留学以前に本学大学院において最低１学期（半年）の履修を修了していること。

②　韓国語、英語の双方で授業を受けることができる語学力を有すること。

４．派遣人数

年間２名以内とする。

５．留学期間

留学期間は、１年間又は１学期間（半年）とし、留学期間は在学期間に算入される。

⑴　１年間留学する場合（２月下旬～12月中旬）

⑵　半年間留学する場合（２月下旬～６月下旬）

６．留学した場合の卒業年次

⑴　学部２年次又は３年次で留学する場合

留学前の単位修得状況に基づいて所属学部の許可を得た場合に留学が認められる。留学期間中に修得した単位は、各所属学部の認定を受けたものについて、本学の要卒単位として認めるため、４年間で卒業することが可能である。ただし、各自の留学先大学での履修内容、本学での単位修得状況、所属学部の互換認定状況によっては、４年間で卒業することができない場合がある。

⑵　学部４年次で留学する場合

学部４年次生で留学する場合は、留学前の単位修得状況等に基づいて所属学部の許可を得た場合のみ、半年間の留学が認められる。留学期間中に修得した単位は、各所属学部の互換認定を受けたものについて、本学の要卒単位として認める

ため、留学から帰国後、４年次終了時点で全ての卒業条件が満たされていれば卒業が認められる。４年次生で１年間の留学を希望する場合は、４年間で卒業することができない。

⑶ 大学院生の場合

留学期間は在学期間に算入され、留学期間中に修得した単位のうち、各所属研究科の互換認定を受けたものについて８単位を限度として本学大学院の修了に必要な単位として認定される。交換留学を希望する者は、各専攻と事前協議を行うこと。

７．申請書類

⑴ 留学願（所定用紙・和文）

⑵ 留学中の学修計画書（所定用紙・和文）

⑶ 本学の成績を証明する書類（和文）

⑷ 語学力を証明する書類〔以下の①又は②、２ヵ国語とも提出できる場合は①と②の両方を提出すること。〕（①英語の場合＝TOEFL又はTOEICの成績通知書、②韓国語の場合＝次のいずれかを選択。韓国語能力試験の成績通知書、ハングル能力検定試験の成績通知書、韓国語能力評価試験の成績通知書、指導教員の推薦書）

⑸ 健康に関する質問事項

８．申請手続

⑴ 交換留学を申請する者は、申請書類を提出期日までに国際教育課へ提出する。

⑵ 候補者の選考は、書類審査、面接審査により行う。

⑶ 交換留学生の候補者の決定は、教務委員会、学部教授会の議を経て学長が行う。

⑷ 交換留学生の候補者として決定した者は、本学から韓国カトリック大学へ推薦し、その後韓国カトリック大学から入学許可があったとき、派遣留学生として決定する。

９．留学費用

⑴ 交換留学生は、韓国カトリック大学との学費の相互免除協定に基づいて、本学への学生納付金（授業料、教育充実費）を学則別表に定めるとおり全額納付することにより、派遣大学での学費が全額免除される。ただし、韓国カトリック大学韓国語教育センターで韓国語を学ぶ場合は、本学への納付金のほかに、同センターが発行する請求書に基づき学費を支払う必要がある。

⑵ 渡航費、滞在費（寮費、食費など）、保険料、教科書代等、学費以外の留学費用は全て個人負担となる。

10．留学中の履修科目と単位認定

京都ノートルダム女子大学他大学等において修得した単位等の取り扱いに関する規程（以下「単位取扱い規程」という。）第３条第１項ただし書きの規程により別に定める単位認定方法は、以下のとおりとする。

⑴ 韓国カトリック大学で履修する授業科目は、原則として学部課程の科目を履修し修得した単位は、韓国カトリック大学の成績証明書に基づき、それに相当する本学科目の単位を修得したものとみなす。

⑵ 韓国語のレベルによっては、韓国カトリック大学韓国語教育センターで開講される韓国語授業を履修する。外国語科目に相当する授業は30時間について、本学における１単位相当としてみなす。

⑶ 大学院生の場合は、留学先で修得した単位の認定は最大８単位を限度とする。

⑷ 交換留学制度で認定する単位数は30単位を上限とする。ただし、学則第17条および第17条の２に定めるとおり、大学コンソーシアム京都の単位互換科目（他大学・短期大学の開講科目）等の履修やTOEIC等の成果により認定された単位もこの30単位から差し引かれるので注意すること。

11．出国届と帰国届

留学のため渡航するときは所定の「出国届」を提出し、留学を終了して帰国したときは、所定の「帰国届」と「留学報告書」を国際教育課へ提出すること。

12. 留学中の指導助言

本学との協定に基づき、韓国カトリック大学では教員アドバイザーにより適切な指導助言が得られる。

13. 帰国後の本学授業科目の履修

⑴ ３年次で留学する場合（１年間又は半年）

① １年間の留学から帰国後は、３年次必修科目を４年次で履修する。

② 前期のみから半年間留学した場合は、留学前に履修登録した後期開講科目を履修する。３年次通年開講科目については指導担当教員との相談により履修方法を決定する。

⑵ ４年次生で留学する場合（前期のみ）

① 留学前に履修登録した後期開講科目を履修する。

② ４年次通年開講科目については、指導担当教員との相談により履修方法を決定する。

14. 資格取得に関する科目の取扱い

⑴ 教職、学校図書館司書教諭、図書館司書、博物館学芸員等、免許・資格取得に関する科目については、本学の履修科目以外は認められない。

⑵ 教職課程を履修している場合、教育実習等の履修計画により４年間で教職課程を修了することができない場合がある。

⑶ 留学と資格取得に関する課程を同時に履修することは困難であり、それらの課程を履修していて留学する場合は、留学前の履修登録決定以前に必ず教務課・学事課（司書課程事務室）・ND教育センターへ申出て相談をすること。

15. 留学の取消し

留学決定後又は留学中の者が次の各号の一に該当すると認められる場合、留学を取消し、帰国させることがある。

⑴ 派遣先大学において成業の見込みがないと判断された場合

⑵ 本学の学費等の納付を怠った場合

⑶ 交換留学生としてふさわしくない行為があった場合

⑷ その他、上記以外の事項又は本人の事情、健康上の理由などにより、留学を継続することが困難になったと判断された場合

12－⑷ ベトナム国家大学ホーチミン市校人文社会科学大学交換留学制度（派遣）

ベトナム国家大学ホーチミン市校人文社会科学大学（以下、「人文社会科学大学」という。）との教育交流協定に基づき、本学から人文社会科学大学へ交換留学生を派遣することに関し必要な事項を定める。

１. 協定大学

ベトナム国家大学ホーチミン市校人文社会科学大学
（Vietnam National University - Ho Chi Minh City, University of Social Sciences and Humanities）
(所在地 10-12 Dinh Tien Hoang, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam)

２. 交換留学生の定義

「交換留学生」とは、本学が人文社会科学大学との学生交流に関する協定に基づいて、本学に在籍しながら、原則として１年以内の期間派遣する留学生をいう。 交換留学生が学部生の場合は、本学の「京都ノートルダム女子大学セメスター認定留学制度」に準じて派遣する。

3．教育内容

⑴ 英語英文学部（Faculty of English Linguistics and Literature）
⑵ 国際関係学部（Faculty of International Relationship）
⑶ ベトナム研究学部ベトナム語プログラム
（Faculty of Vietnamese Studies, Vietnamese Language Programs）

4．申請資格及び条件

交換留学生は、留学の意志が強く心身ともに健康で以下の条件を満たさなければならない。
① 留学以前に本学において１学年以上の履修を修了し、留学する前々学期までの成績がGPA2.5以上であること。
② 所属学部より交換留学生として応募することが許可されること。
③ 本学の授業科目の出席状況が良好で、所属学科の必修科目に不合格点がないこと。
④ 申請以前にベトナム語初級程度以上の学習歴があることを証明できること。
⑤ 英語英文学部または国際関係学部に入学する場合は、申請までにTOEFL-iBTにおいて85点以上、もしくはIELTSにおいて6.5点以上の成績を有すること。

5．派遣人数

年間1名以内とする。

6．留学期間

留学期間は、１年間又は１学期間（半年）とし、留学期間は在学期間に算入される。
⑴ １年間留学する場合（９月～６月）
⑵ 半年間留学する場合（９月～12月）

7．申請方法

交換留学生として出願する者は、次項の申請書類を提出期日までに国際教育課へ提出する。

8．申請書類

⑴ 留学願（所定用紙・和文）
⑵ 留学中の学修計画書（所定用紙・和文）
⑶ 本学の成績を証明する書類（和文）
⑷ ベトナム語の学習歴を証明する書類
⑸ TOEFL-iBT85点以上もしくはIELTS6.5点以上の成績証明書（英語英文学部または国際関係学部への出願者のみ）

9．留学の許可

⑴ 国際教育課より、出願者のあった学科へ出願書類を添えて連絡する。
⑵ 当該出願者が所属する学部で選考を行う。
⑶ 教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

10．留学中の履修方法

① 人文社会科学大学において履修する授業科目は、原則として語学又は所属学科の専門科目の内容に相当する科目とする。
② 人文社会科学大学において履修する授業時間数は、１週あたり平均20時間以上を原則とする。
③ その他、留学中の履修については、京都ノートルダム女子大学セメスター認定留学制度に準じる。

11．単位認定の方法

京都ノートルダム女子大学セメスター認定留学制度に準じる。

12. 本学授業科目の履修方法

京都ノートルダム女子大学セメスター認定留学制度に準じる。

13. 留学費用と留学中の本学学費

⑴ 交換留学生は、本学への学生納付金（授業料、教育充実費）を学則別表に定めるとおり全額納付することにより、派遣先大学の授業料が全額免除される。 ただし、学部授業と同時にベトナム研究学部ベトナム語プログラムを履修する場合は、本学への納付金のほかに、ベトナム語プログラムに対する学費を支払う必要がある。

⑵ 渡航費、滞在費（宿舎、食費）、保険料、教科書代等は全て個人負担とする。

14. 出国届と帰国届

留学のため渡航するときは所定の「出国届」を提出し、留学を終了して帰国したときは、所定の「帰国届」と「留学報告書」を国際教育課へ提出すること。

15. 留学の取消し

留学決定後又は留学中の者が次の各号の一に該当すると認められる場合、留学を取消し、帰国させることがある。

⑴ 派遣先大学において成業の見込みがないと判断された場合

⑵ 本学の学費等の納付を怠った場合

⑶ 交換留学生としてふさわしくない行為があった場合

⑷ その他、上記以外の事項又は本人の事情、健康上の理由などにより、留学を継続することが困難になったと判断された場合

12－⑸　セメスター認定留学制度

１．セメスター認定留学制度の定義

セメスター認定留学制度とは、本学との間に協定を締結している外国の大学又はこれに相当する当該大学付属教育機関、又は教授会が認定した外国の大学等（以下「協定大学」という）へ、セメスター（半年）単位で留学し、当該協定大学で履修した授業時間数を、帰国後に本学の単位として認定する制度をいう。

２．協定大学

⑴　協定大学の範囲は、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有する大学又はこれに相当する機関で、本学が協定を締結する機関とする。

⑵　協定大学

①　メリーランド・ノートルダム大学（アメリカ）
②　カリフォルニア大学デイビス校（アメリカ）
③　ハワイ大学マノア校（アメリカ）
④　ウェスタンミシガン大学（アメリカ）
⑤　リーズ大学（イギリス）
⑥　レジャイナ大学（カナダ）
⑦　トロント大学（カナダ）
⑧　マッコーリー大学（オーストラリア）
⑨　オーストラリアン・カトリック大学（オーストラリア）
⑩　オークランド大学（ニュージーランド）
⑪　ビクトリア大学（ニュージーランド）

３．留学時期と留学期間

⑴　セメスター認定留学は、原則として半年単位で留学するものとし、留学期間は１年未満とする。

⑵　セメスター認定留学による留学期間は修業年限に算入し、学則第31条に規定する留学の扱いとする。

⑶　留学時期は、２年次前期～３年次後期までの半年又は１年間とする。

⑷　グローバルリベラルアーツコースに在籍し、セメスター認定留学制度により留学する場合は、原則として２年次後期から半年又は１年間とする。

４．申請条件

⑴　留学する時点で本学に１年以上在学していること。

⑵　所属学部より、セメスター認定留学生として応募することが許可されること。

⑶　本学の授業科目の出席状況が良好で、所属学科の必修科目に不合格点がないこと。

⑷　申請時までにTOEIC又はTOEFLを受験し、TOEIC450点もしくは同等程度以上を取得していること（ただし留学先大学によって、必要な試験が異なるため、必ず説明会等で確認すること）。

⑸　留学する前々学期までの成績がGPA2.5以上であること。

5．申請手続き

⑴　申請締切（募集要項を参照）

①　前期から留学する場合：10月下旬

②　後期から留学する場合：1月下旬

⑵　申請書類

①　留学願

②　留学計画書

③　成績を証明する書類（和文）

④　TOEIC又はTOEFLの成績通知書

⑤　健康に関する質問事項

⑶　申請方法

申請書類を指定期日までに国際教育課へ提出する。

6．留学の許可

留学の許可は、学部教授会、教務委員会の議を経て学長が行う。

7．留学中の履修方法

⑴　協定大学において履修する授業科目は、共通教育科目の外国語科目及び所属学科の専門教育科目の内容に相当する科目とする。

⑵　協定大学において履修する授業時間数は、1週あたり平均20時間以上を原則とする。

8．単位認定の方法

京都ノートルダム女子大学他大学等において修得した単位等の取り扱いに関する規程（以下「単位取扱い規程」という。）第３条第１項ただし書きの規程により別に定める単位認定方法は、以下のとおりとする。

⑴　留学生は、帰国後以下の書類を国際教育課へ提出する。

①　単位認定申請書

②　協定大学において履修した授業科目又は学修の内容を示す書類

③　協定大学の成績通知書又は、学修成果を示す書類

④　留学報告書

⑤　その他本学が必要と認めた書類

⑵　学部課程授業科目を履修し修得した単位は、協定大学の成績証明書に基づき、それに相当する本学の科目の単位を修得したものとみなす。外国語科目に相当する授業は授業時間数30時間につき、本学における１単位の学修とみなす。帰国後、本学の科目へ認定する場合の方法は以下のいずれかとする。

①　所属学科の専門科目等に読替え可能な場合は、当該専門科目に互換認定する。

②　共通教育科目の外国語科目（英語関連科目）に読替えが可能な場合は、当該共通教育科目に互換認定する。

③　「海外留学Ⅰa～b」（１単位）、「海外留学Ⅱa～b」（２単位）、「海外留学Ⅲa～f」（４単位）として認定する。

④　前号①～③の組合せにより認定する。

⑶　セメスター認定留学で認定する単位数は30単位を上限とする。ただし、学則第17条及び第17条の２に定めるとおり、大学コンソーシアム京都の単位互換科目（他大学・短期大学の開講科目）等の履修やTOEIC等の成果により認定された単位は、この30単位から差し引かれるので注意すること。

⑷　成績原簿の記載は、認定後の「単位数」のみを記載し、評価点数は記載せず「認定」と表記する。

９．本学授業科目の履修方法

⑴　留学期間中に本学の開講科目（通年を含む。）を履修することはできない。

⑵　前期から半年間留学する場合は、留学前に当該年度の後期開講科目の履修登録を行う。

⑶　後期から半年間留学する場合は、前期開講科目のみ履修登録を行う。

⑷　後期に終了する留学の場合は、次年度の履修登録のため３月末までに必ず帰国しなければならない。

⑸　３・４年次に必修の通年開講科目については、指導担当教員との相談により履修方法を決定する。

10．資格取得に関する科目の取扱い

⑴　教職、学校図書館司書教諭、図書館司書、博物館学芸員等、免許・資格取得に関する科目については、本学の履修科目以外は認められない。

⑵　教職課程を履修している場合、教育実習等の履修計画により４年間で教職課程を修了することができない場合がある。

⑶　留学と資格取得に関する課程を同時に履修することは困難であり、これらの課程を履修しながら留学する場合は、留学前の履修登録決定以前に必ず教務課・学事課（司書課程事務室）・ND教育センターへ申出て相談をすること。

11．留学費用と留学中の本学学費

⑴　協定大学の学費、滞在費、渡航費、保険料等は個人負担とする。

⑵　留学期間中の本学学費は、半年ごとに学則別表に定めるとおり全額納付しなければならないが、次項による授業料減免制度が適用される。

⑶　セメスター認定留学により留学する者に対しては、留学する学期の授業料（半年授業料）の２分の１に相当する額が減免される。

⑷　教育充実費年額の12分の１額に留学期間月数を乗じて得た額が免除される。ただし、出国、帰国の月は留学月数に算入しない。すでに納付された教育充実費については、帰国後に精算する。

⑸　修学支援制度、グローバルリベラルアーツコース留学奨学金、外国人留学生授業料減免・外国人留学生奨学金（第１種・第２種）との併給はできない。

12．留学の取消し

留学決定後又は留学中の者が次の各号の一に該当すると認められる場合、留学を取消し、帰国させることがある。

⑴　留学先の協定大学において成業の見込みがないと判断された場合

⑵　本学の学費等の納付を怠った場合

⑶　認定留学生としてふさわしくない行為があった場合

⑷　その他、上記以外の事項又は本人の事情により、留学を継続することが困難になったと判断された場合

12－⑹　海外研修・海外インターンシップ

海外の大学等における学習機会を提供し、特定の学習目的に沿ってより幅広い知識や国際性を養うことを目的として、海外研修・海外インターンシップを実施する。開講する研修は、年度により異なるため、毎年シラバス又は国際教育課で配布する募集要項を参照すること。

１．海外研修・海外インターンシップ

コースナンバー	科目名	種別	研修国	開講時期	配当学年	単位
GBF1354	海外研修（語学）Ⅰ	韓国語研修	韓国	夏期休暇中	１～４年次	２単位
GBE1355	海外研修（語学）Ⅱａ	オーストラリア英語研修（シドニー大学）	オーストラリア	春期休暇中	１～３年次	２単位
		アメリカ英語研修（ハワイ大学）	アメリカ	春期休暇中	１～３年次	２単位
GBE1356	海外研修（語学）Ⅱｂ	イギリス英語研修（カンタベリークライストチャーチ大学）	イギリス	夏期休暇中	１～４年次	２単位
		カナダ英語研修（レジャイナ大学）	カナダ	夏期休暇中	１～４年次	２単位
		カナダ英語研修（トロント大学）	カナダ	夏期休暇中	１～４年次	２単位
		アメリカ英語研修（ワシントン大学）	アメリカ	夏期休暇中	１～４年次	２単位
IDE1252	海外文化研修	実施時期・内容・国・配当学年は年度により異なります。				１単位
GCP3650	海外インターンシップ	海外インターンシップA	ニュージーランド	夏期休暇中	２～４年次	２単位
				春期休暇中	２～３年次	２単位
		海外インターンシップB	オーストラリア	夏期休暇中	２～４年次	２単位
				春期休暇中	２～３年次	２単位
		海外インターンシップC	アメリカ	夏期休暇中	２～４年次	２単位
				春期休暇中	２～３年次	２単位

２．履修資格

海外研修は、本学に在籍する１年次～４年次生で心身共に健康な者（全学部学科共通）。ただし、春期休暇中に開講する研修は４年次生のみ対象外とする。また、海外インターンシップＡ～Ｃは、２年次～４年次生で心身共に健康な者（全学部学科共通）。

３．履修登録

所定の申込書を提出後、教授会で参加が認められた場合、出発前の参加者名簿をもって登録とする（Web登録は行わない）。

４．単位の認定

全学部（学科）共通科目の要卒単位として認定する。ただし、同一の研修科目を複数年に重複して履修しても、最初に履修した年度の単位しか認められない。

５．認定方法

研修の科目により、以下のいずれかの方法で認定する。

⑴　研修先大学等での授業参加度、授業態度、課題・発表、テスト等に基づき評価する。研修終了時に研修先大学等から授与される「修了証書」を基に、帰国後に担当者が単位を認定する。

⑵　海外研修への参加はもとより、事前講義、事後指導を含む授業やインターンシップへの出席状況、学習態度、課題やレポートの提出などにより総合的に評価し、帰国後担当者が単位を認定する。

⑶　上記⑴と⑵の組合せにより認定する。

６．研修の詳細

研修先、研修期間、研修内容、スケジュール、参加費用、募集人員、募集時期等の詳細は、新学期の履修登録時又は海外研修募集説明会の際に知らせる。募集説明会の開催時間、教室については、別途掲示する。

12－(7)　グローバルリベラルアーツコース留学制度　実施要項

（趣旨）

第１条　この要項は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）国際言語文化学部英語英文学科グローバルリベラルアーツコースに在籍する学生が、本学学則第31条の規定に基づいて行う海外留学の制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条　この海外留学制度は、グローバルリベラルアーツコース留学制度（以下、「ＧＬＡ留学制度」という。）と称する。

（定義）

第３条　ＧＬＡ留学制度とは、グローバルリベラルアーツコースの学生が、本学との間に協定を締結している米国姉妹大学（以下「姉妹大学」という。）又は外国の大学若しくは大学付属教育機関（以下、「協定大学」という。）へ留学し、当該姉妹大学又は協定大学で修得した単位又は履修した授業時間数に基づき、帰国後に本学の単位として認定する制度をいう。

（留学期間）

第４条　留学期間は、原則として2年次後半からとする。

２　留学期間は修業年限に算入する。

３　協定大学に留学する場合の留学期間は原則として半年間とし、留学申請時に申請することによりさらに半年間延長し1年とすることができる。ただし、延長した期間の留学先大学の学費、滞在費等については、本学が給付する留学奨学金の対象外とする。

４　協定大学に留学する場合、留学決定後、留学中に留学期間を変更又は延長することはできない。

（申請資格）

第５条　ＧＬＡ留学制度に申請できる学生の要件は、本学グローバルリベラルアーツコース留学奨学金規程（以下「ＧＬＡ留学規程」という。）第３条の定めるところによる。

（申請）

第６条　ＧＬＡ留学制度により留学を希望する者は、指定の期日までに、第８条に定める申請書類一式を学長に提出しなければならない。

２　申請書類の提出先は、国際教育課とする。

（申請期限）

第７条　申請書類の提出期日は、留学する前年度の1月又は2月において別に定める日とする。

（申請書類）

第８条　申請に必要な書類は、以下に定めるとおりとする。

⑴　留学願

⑵　成績を証明する書類（和文）

⑶　TOEFL又はTOEICの成績通知書（姉妹大学への出願はTOEFLの成績通知書のみ可）

⑷　健康に関する質問書

（留学の許可）

第９条　留学の許可は、国際言語文化学部教授会及び国際教育センター会議の議を経て、学長が行う。

（留学中の履修方法）

第10条　姉妹大学又は協定大学において履修する授業科目は、共通教育科目の外国語科目及び所属学科の専門教育科目の内容

に相当する科目とする。
2　協定大学において履修する授業時間数は、1週あたり平均20時間以上を原則とする。

（単位認定のための提出書類）
第11条　ＧＬＡ留学制度による留学生は、「京都ノートルダム女子大学他大学等において修得した単位等の取扱いに関する規程に基づき教務委員会が別に定める事項」に定めるもののほか、以下の書類を帰国後速やかに国際教育課に提出しなければならない。
⑴　単位認定申請書
⑵　姉妹大学又は協定大学において履修した授業科目又は学修の内容を示す書類
⑶　姉妹大学又は協定大学の成績通知書又は学修成果を示す書類
⑷　留学報告書
⑸　その他本学が必要と認める書類

（単位認定の方法）
第12条　京都ノートルダム女子大学他大学等において修得した単位等の取扱いに関する規程（以下「単位取扱い規程」という。）第３条第１項ただし書きの規程により別に定める単位認定方法は、以下のとおりとする。
⑴　外国語科目に相当する授業は授業時間数30時間につき、本学における１単位の学修とみなす。
⑵　学部課程授業科目を履修し修得した単位は、姉妹大学又は協定大学の成績証明書に基づき、それに相当する本学の科目の単位を修得したものとみなす。

（本学授業科目の履修方法）
第13条　ＧＬＡ留学制度による留学生は、グローバルリベラルアーツコースで推奨するカリキュラムに従って単位を修得する。
2　ＧＬＡ留学制度による留学生は、海外留学に出発する前の学期において、英語集中プログラムを履修し、所定の単位を修得しなければならない。
3　ＧＬＡ留学制度による留学生は、以下に従い本学授業科目の履修登録を行わなければならない。
⑴　留学期間中に本学の開講科目（通年科目を含む。）を履修することはできない。
⑵　後期から半年間留学する場合は、前期開講科目のみ履修登録を行う。
⑶　後期に終了する留学の場合、次年度前期の履修登録のため3月末までに必ず帰国しなければならない。

（留学中の本学学費等）
第14条　ＧＬＡ留学制度による留学期間中の学費等は、本学学則別表に定めるとおり全額納付しなければならない。
2　ＧＬＡ留学制度による留学生については、申請に基づき次条による留学奨学金の制度が適用される。
3　本学学費等を未納又は滞納（延納・分納を含む。）している場合は、留学奨学金を受給することができない。

（留学奨学金）
第15条　ＧＬＡ留学制度による留学奨学金は、ＧＬＡ留学規程第４条の定めるところによる。

（留学先大学の学費等）
第16条　ＧＬＡ留学制度による留学先の姉妹大学又は協定大学へ納付する学費等は、前条の留学奨学金を活用して各自が留学先大学へ直接支払う。

（留学の取り消し）
第17条　留学中の者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、留学を取り消し、帰国させることがある。
⑴　留学を辞退または取り止めたとき
⑵　本学の学費等の納付を怠ったとき
⑶　第５条で規定された資格を満たせなかったとき
⑷　グローバルリベラルアーツコースの所属を失ったとき
⑸　留学先大学において成業の見込みがないと判断されたとき
⑹　留学生としてふさわしくない行為があったとき
⑺　学籍を失ったとき

⑻　本学学則による懲戒処分を受けたとき
⑼　留学先大学の規則による懲戒処分等を受けたとき
⑽　その他留学生として不適当と認められたとき

（返還）
第18条　留学生が前条に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、留学奨学金の全額または一部を返還しなければならない。

（その他）
第19条　第３条の規定にかかわらず、グローバルリベラルアーツコースに在籍する学生は、「京都ノートルダム女子大学米国姉妹大学留学制度実施要項」又は「京都ノートルダム女子大学セメスター認定留学制度実施要項」の規定に基づく留学を行うことができる。

（事務の所管）
第20条　この要項に関する事務は、国際教育課が担当する。

（要項の改廃）
第21条　この要項の改廃は、国際言語文化学部教授会及び国際教育センター会議の議を経て、学長が行う。

附　則（令和5年2月1日制定）
この要項は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月入学生から適用する。

13. 欠席の取扱い・試験実施要領等

⑴ 授業・試験の欠席の取扱い

⑵ 試験の実施要領について

⑶ 暴風警報、暴風雪警報又は特別警報発令時、
交通機関不通時の授業及び試験の取扱いについて

13－(1)　授業・試験の欠席の取扱い

1．授業を欠席した場合

(1)　授業を欠席した（する）時は、授業担当者から特に指示がある等の場合を除き、原則として大学への連絡は不要である。

(2)　本学に公認欠席（公欠）制度はない。

(3)　以下に該当するやむを得ない事由で欠席した（する）場合、教務課・学事課で「欠席連絡票」を受取り、記入して各授業担当者に提出することができる。欠席事由解消後、すみやかに（実習においては事前に）提出すること。また、事由を証明する診断書・会葬礼状・事故証明書等の提出を求められることがある。書類が必要かどうかは、各授業担当者に確認すること。

① 本学が開設する授業による学外実習等（教育実習等）　※１
② 教務委員会が特に認めるもの　※１
③ 学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症（以下「学校感染症」）（下表）への罹患　※２
④ 忌引
⑤ 病気（③の感染症を除く。）
⑥ 就職活動における採用試験・内定式　※３
⑦ 事故、交通機関の不通
⑧ その他

※１　本学が開設する授業による学外実習等（教育実習等）、教務委員会が特に認めるもの

その実習等による欠席のために出席回数不足とならないよう、欠席した授業の全部又は一部について、授業担当者の判断で補講等の代替措置を講じることにより出席扱いとする等の配慮がなされる。授業担当者には教務課・学事課から該当期間等を連絡するが、補講等の代替措置の内容については授業担当者から直接指示があるため、実習前に「欠席連絡票」を提出すること。なお、実習の事前打合せ等で授業を欠席する場合については、教務課・学事課に申出て指示に従うこと。

※２　学校感染症（下表）への罹患

保健室に電話等で連絡すること。（特に新型コロナ、インフルエンザ・麻しん・風しん・結核）
親族以外の医師による診断書（学校感染症に定める病名と出席停止期間の記載のあるもの）又は罹患したことがわかる書類の呈示が必要。

※３　就職活動における採用試験・内定式

「就職試験受験証明書」又は「内定式出席証明書」の呈示が必要。各証明書はキャリアセンター又はキャリアセンターホームページで「就職試験受験証明書発行願」又は「内定式出席証明書発行願」を入手し、必要事項を記入した上で企業採用試験時に持参して採用担当者に署名・捺印を願い出（捺印のないものは無効）、採用試験終了後、１週間以内にキャリアセンターに提出すると、翌日に発行される。「欠席連絡票」は提出しなくてもよい。

(4)　入院等で欠席期間が長期に渡る場合は、教務課・学事課及び学生課に連絡し、以後の履修等について相談すること。

表「学校感染症の種類と出席停止期間の基準」

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスであるもの）、中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルスであるもの）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第一種とみなす	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第７項から第９項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症〈新型コロナウイルス感染症（COVID-19）〉	

	感染症の種類	出席停止期間の基準	
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱後２日を経過するまで	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合は、この限りでない。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻しん	解熱後３日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
第二種	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	全ての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状消退後２日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※		

※学長が学校医の意見を聞き、第三種の学校感染症としての措置を講じることができる。

２．試験を欠席した場合

「13-⑵試験の実施要領について」を参照すること。

３．災害に遭って登校できない場合

「緊急（事故・急病・大地震）時対応マニュアル」を参照すること。

災害時には避難安全を最優先し、安否（学籍番号・氏名・被災状況、状況によっては連絡先）を簡潔に大学に連絡して大学からの指示を待つこと。UNIPAでメッセージ送信・安否確認をする場合があるので、各自であらかじめ携帯電話等へのメッセージ転送設定をしておくこと。（学生課：075-706-3740）

なお、欠席時数が授業時数の３分の１を超える場合は、原則として単位を与えられない。

13ー⑵　試験の実施要領について

１．試験について

⑴　試験には、平常試験、定期試験、追試験及び再試験がある。

⑵　試験を受けることができる授業科目は、履修登録した科目に限る。また、ほとんどの科目は、原則として授業時数の３分の２以上の出席を成績評価の最低条件とするが、これ以外の基準による場合もあるので、授業担当者の指示やシラバスに注意すること。

⑶　平常の授業中にレポートなどの提出を指示された場合、期限までに必ず提出しなければならない。平常の授業中に行われる確認テストやレポートは、学期末の定期試験とともに成績評価の対象となることがあるので、シラバスの「評価方法」や授業担当者の指示に留意すること。

２．学期末の定期試験等

⑴　**定期試験**

①　実施方法：筆記試験　　試験時間：標準75分

※定期試験を受験する時には学生証を机上に置くこと。

②　定期試験期間（授業期間終了後の16回目）に実施する。病気や事故等でやむを得ず定期試験を欠席し、追試験を希望する場合は、全て教務委員会で審査され受験の可否が決定される。

③　試験の時間表は実施約１か月前にmanaba等に掲示する。

④ 定期試験は通常授業とは異なる時間表を編成して実施する。

⑤ 定期試験に関する注意事項

1） 試験室では筆記用具及び指定されたもの以外は机上に置かないこと。下敷・ペンケースは使用しないこと。

2） 授業担当者から特に指示のある場合を除き、持込自由の有無にかかわらず、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末など外部と通信のできる機器、ベル付き時計、計算・翻訳機能をもつ時計、電卓・記憶装置のある機器、その他の電子機器類は、電源を切り、鞄に入れるなど、手の届かない場所に置くこと。

3） 監督者の指示どおり着席すること。

4） 監督者の指示があるまで試験用紙は裏向きのままにし、触れないこと。

5） 試験開始の合図で解答を始める。印刷不鮮明等読みにくい文字があった時のみ監督者に質問ができる。

6） 時間を厳守し、遅刻しないようにすること。

試験開始後15分以内の遅刻のみ入室を許可されるが、終了時は他の学生と同じ時間で試験を打切ることを原則とし、延長は認められない。

7） 試験開始後に試験室外に出た場合、原則として再入室は認められない。また、追試験の対象とならない。

8） 試験開始後30分が経過したら退室してよい。ただし、試験によっては退室時間を変更することがある。
退室の時は、原則として答案用紙を教卓など指定された場所に提出し、静かに退室すること。
退室後、廊下その他試験室の近くで話をしないこと。

9） 試験の際は、学生証を机上に置いて受験すること。学生証を忘れた場合は学生課で仮学生証の発行を受けること。

⑵ レポート

【レポート作成にあたっての注意事項】

他人の著作物を自分の著作物の中に取り込む場合、すなわち引用を行う場合、一般的には、以下の事項に注意すること。

⑴ 他人の著作物を引用する必然性があること。

⑵ かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。

⑶ 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物が主体）。

⑷ 出所の明示がなされていること。（第48条）

（文化庁「著作物が自由に使える場合（注5）」http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html）

正しい「引用」ができていない場合、「盗用」「剽窃」として不正行為とみなされる。試験での不正行為と同様、原則としてその者の当該学期における履修科目の成績評価は全て無効、教育実習と教職実践演習は履修不可となるので、十分に注意すること。また、盗用・剽窃等により著作権を侵害した場合、刑事上の処罰（著作権、出版権、著作隣接権の侵害の場合→10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金。著作者人格権、実演家人格権の侵害など→5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）だけでなく、民事上の損害賠償請求をされることがある。

⑶ その他

授業時間中に行われる「確認テスト」や「まとめ」などは定期試験とは異なるため、次の点に注意すること。

1） 実施方法その他については、全て授業担当者の指示に従うこと。

2） 欠席した場合、追試験に相当する措置の有無、診断書・事故証明書等の必要書類その他の取扱いについては、全て授業担当者の判断に委ねられる。

3．追試験

⑴ 病気や事故のため定期試験（定期試験期間に実施される試験）を欠席し、追試験の受験を希望する者は、以下の手順に従って手続きをすること。受験の可否は教務委員会で審査の上、決定する。試験時間の見誤りや思い違い、単なる遅刻、手続き不備などの場合は認められない。

Step. 1

○原則として、試験当日中に欠席とその理由を教務課に連絡する。定期試験を受験できないことがあらかじめわかっている場合、試験日の２週間前までに教務課に「追試験伺」を提出すれば、１週間後に受験の可否を回答する。

○病気欠席の場合には、欠席した当日の日付の親族以外の医師による診断書を必要とし、事故による欠席の場合は公的な証明書類が必要である。診断書等のない場合は、追試験を受験できないことがある。

○後日すみやかに（4年次生の後期試験においては極力翌日に）教務課の窓口において追試験の手続きをとる。手続きは本人が行うことを原則とするが、事情により代理人に依頼してもよい。

Step. 2　手続きに必要なもの

○追試験願

追試験願・欠席の事由説明書（大学所定の用紙に欠席日時、科目名、担当教員名等を記入した上で、定期試験を欠席した理由と、追試験を希望する理由を、わかりやすい文章で具体的に記入し、末尾に本人が自筆署名する。）

○証明可能な書類

医師の診断書（原則として、試験欠席当日の日付のもので、親族以外の医師によるもの。）又は、事由を証明する公的な資料。上記の書類は原則として必要であるが、特別な理由によりどうしても取得できない場合は、その理由を事由説明書で詳しく述べた上で、末尾に保証人が自筆署名し、提出する。診断書等の提出がない場合、追試は認められない場合がある。

○申請書

追試験料は一科目につき1,000円、５科目以上は一律5,000円とする。学生ロビー設置の証明書自動発行機から必要枚数（受験科目数）分入金のうえ出力すること。ただし､忌引・法定伝染病・教育実習等による欠席の場合は徴収しない。

なお、試験当日に郷里から大学に向かう途中など、通常の通学経路以外の交通機関の事故等による遅延は原則として考慮されない。

Step. 3　受験を許可された者は、指定された日時に受験すること。

⑵　追試験においては本試験と異なった方法（実技試験、レポートなど）で行われることがある。

⑶　追試験の実施にあたっては、「２．学期末の定期試験等」に準じる。

⑷　いかなる理由があっても追試験の追試はない。

４．再試験

⑴　卒業判定を受ける年度の成績において、卒業条件の不足と資格（社会福祉士、精神保健福祉士、二級建築士、公認心理師に限る）の取得条件の不足の合計が４単位以内である者には、卒業判定教授会の決定により、当該年度に不合格となった科目の中から、４単位を限度として再試験を実施することができる。ただし、卒業研究・論文の不合格及び「／（評価なし）」とされた科目は再試験の対象とならない。

⑵　再試験の受験を許可された場合は、成績とともに通知する。

⑶　再試験においては本試験と異なった方法（実技試験、レポートなど）で行われることがある。

⑷　再試験の実施にあたっては「２．学期末の定期試験等」に準じる。

⑸　いかなる理由があっても再試験の追試はない。

⑹　再試験科目の成績の評点は最高60点とし、この得点を得た場合を合格とする。

⑺　再試験料は１科目2,000円とする。

５．不正行為

⑴　いわゆるカンニングや替え玉受験、論文・レポート等における盗用・剽窃などの不正行為を行った場合は、原則としてその者の当該学期における履修科目の成績評価は全て無効とする。

⑵　レポートに他人の著作物を無断で使用し、正しい引用がなされていない盗用・剽窃があった場合も不正行為とみなし⑴と同様に取り扱う。

⑶　レポートの内容等を他人に提供し、提供された側がそれを使用した場合、提供した側も不正行為を幇助したことになり、不正行為を行ったとみなし⑴と同様に取り扱う。

⑷　これらの科目は次学期以降に再履修することができる。ただし、教育実習及び教職実践演習の履修は以後認めない。

⑸　不正行為があった場合は、学内に公示する。また、学則第48条に定める懲戒の対象となることがある。

13－(3)　暴風警報、暴風雪警報又は特別警報発令時、交通機関不通時の授業及び試験の取扱いについて

授業及び試験の中止

次の１～３のいずれかの状況が発生した場合は、授業及び試験を中止する。

１．気象警報の発令

京都府南部（京都・亀岡・南丹・京丹波・山城中部・山城南部のいずれかの地域）に暴風警報、暴風雪警報又は特別警報が発令された場合、次のとおり授業及び試験を中止する。

警報発令の状況	授業及び試験の中止
午前７時00分現在発令中の場合	１・２講時を中止 ※午前10時30分までに解除された場合は３講時から実施
午前10時30分現在発令中の場合	全講時中止

警報が授業開始後に発令されたときは、原則としてその講時の授業は平常どおり実施し、次の講時以後を中止する。ただし、状況により、警報発令と同時に以後の授業を含めて中止することがある。

また、緊急一斉の退構が危険であると判断される場合は、学生の安全に十分配慮の上、構内にとどめる場合がある。

２．交通機関の不通

下記の（a）又は（b）のいずれかに該当する場合、（c）のとおり授業及び試験を中止する。

（a）京都市営バスと京都市営地下鉄が同時に全面不通の場合

（b）下表の３つ以上の交通機関が同時に全面又は一部不通の場合

交通機関	対象区間
JR西日本	京都駅発着の在来線
阪急電鉄	梅田～河原町
京阪電気鉄道	中之島・淀屋橋～出町柳
近畿日本鉄道	西大寺～京都

（c）不通の場合の授業及び試験の中止

不通の状況	授業及び試験の中止
午前７時00分現在不通の場合	１・２講時を中止 ※午前10時30分までに運行再開された場合は３講時から実施
午前10時30分現在不通の場合	全講時中止

授業開始後に不通となったときは、原則としてその講時の授業及び試験は平常どおり実施し、次の講時以後を中止する。ただし、状況により、その講時から授業及び試験を中止することがある。

３．その他

その他の状況において、授業及び試験を中止することが適切であると学長が認めた場合。

■その他の事項

１．中止となった授業の振替措置については、掲示等により連絡する。

２．試験期間中にこの措置が適用された場合、当該試験に関しては別途掲示により連絡する。

３．教育実習など、大学キャンパス以外で実習を実施している場合における暴風警報、暴風雪警報又は特別警報発令時、交通機関不通時の対応は、大学のキャンパスにおける取扱いに準じることを基本とするが、具体的な対応については事前に教務課・学事課に相談すること。

４．各自の居住区域に係る暴風警報、暴風雪警報又は特別警報発令・災害等発生時、交通機関不通時は、各自の判断で安全確保に努めること。欠席については、教務課・学事課で「欠席連絡票」を受取り、記入して各授業担当者に提出することができる。

ただし、警報が解除された場合、交通機関の不通が解消した場合は、速やかに授業開始時間までに登校すること。

５．特に「特別警報」が発令された場合は、ただちに命を守る行動をとること。

14. 学生納入金（学費）・経済的支援について

(1) 学生納入金（学費）

(2) 奨学金制度

14－(1)　学生納入金（学費）

2021年度以降入学者の学生納入金（学費）等は以下の通り。ただし、２年次以降については変更する場合がある。

	入学金	授業料	教育充実費	合　計
１年次	200,000円	840,000円	340,000円	1,380,000円
２・３・４年次		840,000円	340,000円	1,180,000円

入学金を除く納入金は、年額の2分の1ずつを前期（4月）及び後期（10月）の2期に分けて納入。（第1年次の前期分については、入学手続時に納入。）

上記以外に、諸会費として、ND育友会費を毎年前期（第1年次のみ後期）に10,000円、学生会費を第1年次後期に8,000円、同窓会費を第４年次前期に30,000円、それぞれ各会より委託を受け、授業料等とともに代理徴収する。

上記以外に、在学中、授業科目により、実習費等を徴収する場合がある。

14－(2)　奨学金制度

奨学金には、「日本学生支援機構奨学金」並びに本学の「京都ノートルダム女子大学支給奨学金」「京都ノートルダム女子大学特待生奨学金」「京都ノートルダム女子大学ND育友会特別援助奨学金」「テレジアン課外活動給付奨学金」「京都ノートルダム女子大学同窓会マリアンスカラシップ（通称・マリアンスカラシップ）」「マザーテレサゲルハルディンガー貸与奨学金（通称・テレジアンスカラシップ）」の他に、「都道府県等地方自治体奨学金」、民間の「育英奨学財団の奨学金」等があり、募集等の情報は学生課の掲示板に掲示する。

※奨学金の希望者は、学生課へ申出て出願すること。

※奨学金制度には、給付（返還不要）と貸与があり、貸与の場合は卒業後定められた年数内に返還の義務がある。

1．日本学生支援機構奨学金　貸与

人物・学業ともに優秀かつ健康であって、学費支弁が困難と認められ、奨学金の返還義務を認識している者について、本人の願い出に基づき大学から推薦し、日本学生支援機構の選考を経て採用が決定した場合、奨学金の貸与を受けることができる。奨学金の貸与終了後は、毎月決められた金額を必ず返還しなければならない。

奨学生に採用されるためには、学業成績と家計状況に一定の基準があり、その基準に合致しなければならない。奨学金申込者の、**人物・学力・家計について総合的に審査し、推薦基準を満たしている者の中から大学の選考委員会で選考し推薦する。**

① 奨学金の種類

◦第一種（無利子）　◦第一種緊急採用（無利子）

◦第二種（有利子※）　◦第二種応急採用（有利子※）　※利率は年３%が上限

② 奨学金の採用

採用の種類は、**第一種・第二種奨学金の「定期採用」、第一種奨学金の「緊急採用」、第二種奨学金の「応急採用」**がある。原則的に「定期採用」は４月に募集がある。

家計急変等のため緊急に奨学金が必要になった場合は、「緊急採用」・「応急採用」で年間を通じて出願することができる。（ただし、家計が急変してから12か月以内に申込む必要がある。）

③ 貸与月額（貸与途中で月額は変更可能）

入学年度	種　類		貸　与　月　額
2018年度以降	第一種奨学金（無利子）	自宅通学	20,000円・30,000円・40,000円・54,000円（※最高月額）から選択
		自宅外通学	20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・64,000円（※最高月額）から選択
	第二種奨学金（有利子）		20,000円～120,000円までの金額で1万円単位で選択可能
	※最高月額は、申込時における家計支持者の年収で選択可と判定された者のみ選択可能		

2017年度以前入学者は、貸与可能月額が異なるため、学生課に問い合わせること。

④　貸与期間

採用になった年から、卒業までの正規最短就学期間（卒業予定月まで）。ただし、毎年本人から継続願が提出されない場合は、奨学生の資格を失うことになる。また、奨学金が継続できるかどうかの可否は、日本学生支援機の規程に基づき大学において判断する。

⑤　新入生に対する注意事項

○入学の前年度に第一種・第二種奨学生の「採用候補者」になった人は、入学と同時に「奨学生採用候補者決定通知」を学生課に提出すること。提出しない場合は、奨学金は貸与されない。給付型奨学金採用候補者になった人は、入学と同時に学生課に申し出ること。

○高校時代に奨学金の貸与を受けていた場合は、４月中に「在学届」を学生課に提出すること。この手続きをすると、大学の卒業まで奨学金の返還が猶予される。

⑥　返還

日本学生支援機構から貸与された奨学金は、「返還誓約書」を提出し卒業後に必ず返還する義務がある。奨学金は、卒業後６か月を経てから、最高20年以内に所定の方法（月賦又は月賦・半年賦）で必ず返さなければならない。

２．日本学生支援機構　給付

学業・家計（収入・資産）等に係る基準に合致している者の中で、本人の願い出に基づき大学から推薦し、日本学生支援機構の選考を経て採用が決定する。詳しくは日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」を参照（URL:https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html）のこと。

①　奨学金の種類：給付（返還不要）

②　給付月額

入学年度	種　類	給付月額
2020年度以降	第一区分	自宅通学：38,300円（42,500円）・自宅外通学：75,800円
	第二区分	自宅通学：25,600円（28,400円）・自宅外通学：50,600円
	第三区分	自宅通学：12,800円（14,200円）・自宅外通学：25,300円

※生活保護世帯（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となる。

給付奨学金に採用が決まった人は国の授業料減免制度に申込みをすることができる。

３．本学独自の奨学金制度

⑴　京都ノートルダム女子大学支給奨学金　給付

学業成績が優秀で家庭の経済的な理由により奨学金が特に必要と認められる学生に対して、学業の継続を援助するため年間授業料の半額以内を給付する。募集時期は毎年７月。（新入生は４月）

⑵　京都ノートルダム女子大学特待生奨学金　給付

前年度の修得単位数が卒業要件科目の合計標準単位数（31単位）を修得し、前年度のGPAが3.0以上であり、学業成績・人物ともに優秀で他の学生の模範であると認められた学生を所属学部長が推薦し、修学意欲の向上を奨励するため10万円の奨学金を給付する。選考は毎年６月。

⑶　京都ノートルダム女子大学保護者会特別援助奨学金　給付

家計支持者の死亡、破産、失業、倒産などによる家計の急変のため、経済的に学業の継続が困難となった学生に対して、20万円を上限に給付し、学費の一部に充当することができる。家計の急変事由が発生した月から６か月以内に申請し、奨学金の給付は在学中に一回を原則とする。

⑷　テレジアン課外活動給付奨学金　給付

本学の公認団体に所属し、熱意をもって課外活動を行い成果をあげている2年次生以上の学生に対して、20万円を上限に給付し、学費の一部に充当することができる。奨学金の給付は在学中に一回を原則とする。募集時期は毎年9月。

⑸　マリアンスカラシップ　給付

４年次生を対象とし、学業成績・人物ともに優秀な学生で、家庭の経済事情悪化のため、修学の熱意があるにもかかわらず修学困難となった学生に対して、学業の継続を援助するために、年間授業料の半額以内を給付する。募集時期は、毎年９月。

⑹　テレジアンスカラシップ　貸与（無利子）

家庭の経済事情が悪化のため修学の熱意があるにもかかわらず修学困難になった学生に対して、学業の継続を援助するために年間学費の半額以内を貸与する。募集時期は、毎年９月。貸与された奨学金は、卒業後10年以内に年賦で必ず返さなければならない。

＊短期貸付金

学生の生活維持のため緊急に経済的援助を必要とする場合は、面接し事情を聴いた上で、小口の資金（３万円を限度）を貸付ける。貸付金は３か月以内に返さなければならない。印鑑を持参して学生課に申出ること。

４．都道府県等地方自治体・民間育英団体等の奨学金

募集時期、選考内容、奨学金の額などについては、大学に募集があり次第そのつど学生課の掲示板に掲示する。また、各団体が独自に募集する場合があるため、各都道府県・市区町村の教育委員会等に各自で問合せること。

５．学内の問合せ窓口

学生課

15. 各部局等の案内

⑴ ND教育センター
⑵ 国際教育センター
⑶ 図書館情報センター
⑷ キャリアセンター
⑸ 心理臨床センター
⑹ カトリック教育センター
⑺ 教 務 課
⑻ 学 事 課
⑼ 国際教育課
⑽ 学 生 課
⑾ 保健室・学生相談室
⑿ 財 務 課

15－(1)　ND教育センター

開室時間　月～金　8：45～17：15
場　　所　ソフィア館 1 階
連 絡 先　TEL：075-706-3728（内線3590）　E-Mail：vsadmin@ml.notredame.ac.jp
ウェブサイト　https://www.notredame.ac.jp/ndec/

ND教育センターでは、教養科目やカトリック教育科目、ライフキャリア科目などを含む全学共通教育科目のカリキュラムの整備や教育プログラムの開発、学習支援、教職課程支援、入学前の講座・講習を含む高大接続教育の企画・実施などに取り組んでいます。

【manaba・respon】

主体的な学修をサポートするため、授業支援システムmanaba（小テスト・アンケート・レポート提出・資料の公開など）とrespon（出席管理・授業内クイズなど）の積極的な活用を推進しています。各授業の連絡などにも使われますので、必ず確認するようにしてください。

【授業評価アンケート】

より質の高い教育のため、皆さんの声を聞き、今後の授業内容や方法の改善を目的に授業評価アンケートを実施しています。

【文章作成アドバイジング】

・学習相談

文章作成の基礎に関する相談を、ND教育センター事務室で受け付けています。

・オンライン講座「文章作成の基礎づくり」

manabaで「文章作成の基礎づくり」を行っています。センターが提供する文章作成に関する課題に学生が取り組むことにより、苦手意識を克服し、段階的に文章作成の基礎を身につけていきます。

【教職課程支援】

介護等体験や教育実習、学生ボランティアや教師塾（教師力養成講座）などの相談や情報を提供し、教職を目指す学生を支援しています。教員採用試験のサポートも行っています。

15ー(2)　国際教育センター

開室時間　月～金　8：45～17：15
場　　所　ユージニア館２階
連 絡 先　TEL：075-706-3771（内線3206）　E-Mail:kokusai@ml.notredame.ac.jp
ウェブサイト

国際教育センターには英語嘱託講師が常駐しています。授業の質問を随時受け付けているほか、外国語学習に関する質問およびイマージョンスペースでの語学イベント実施を担当しています。

1．主な業務

・外国語教育の計画及び実施に関すること
・外国語科目の運営に関すること
・セルフアクセス外国語学習環境の整備
・外国語学習者への学習相談
・外国語教育研究
・語学学習教材の貸し出し

2．注意事項

英語嘱託講師の授業スケジュールにより、閉室となる時間帯があります。

15ー(3)　図書館情報センター

● 図書館情報センターはユージニア館地下１階から２階に位置し、図書・雑誌、マルチメディア資料及びデータベースなど多様なメディアを本学学生・教職員に対し総合的に提供するとともに、ICTを活用した授業・実習の支援、情報関連設備及びネットワーク環境の整備などにより、本学の研究・教育を支えることを目的としています。

● これらの目的を達成するために以下のようなサービスを提供します。

<table>
<tr><th>窓口・連絡先</th><th>主なサービス内容</th></tr>
<tr><td>● 図書館事務室
窓口：図書館情報センター１階総合カウンター
Tel：075-706-3751（内線3101）
Fax：075-706-3752
E-mail：library@ml.notredame.ac.jp
開館日　月～土曜日
開館時間
ウェブページや掲示などで確認して下さい。</td><td>● 学習・研究に資する資料を収集、整理、保存し学内外の利用に供しています。
● 現在約24万冊の図書、5,200タイトルの雑誌を所蔵する他、オンライン･データベースや電子ジャーナルなど電子資料の提供も行っています。（所蔵資料は、ウェブ上で検索ができます。）
● 図書館情報センター総合カウンターでは、資料の探し方や事項調査の相談など学習・研究に関する質問を随時受け付けています。
● 本学に所蔵のない資料は、コピーの取り寄せ（有料）や訪問利用の紹介により他大学・機関の図書館資料の利用をサポートします。
● 図書館内では静かに学習できる一人用机のほか、議論しながら利用できるオープンスペースのラーニング・コモンズと個室のグループワークスペース（予約制）も利用できます。</td></tr>
<tr><td>● システム管理課
窓口：図書館情報センター１階総合カウンター
Tel：075-706-3762（内線3103）
E-mail：its@ml.notredame.ac.jp
受付時間
月～金曜日　8：45～17：15
● 情報サポート
窓口：ユージニア館２階
Tel：内線3209
E-mail：its@ml.notredame.ac.jp
受付時間
月～金曜日　8：50～18：15 ※17:30以降はシステム管理課へ
授業のない日　9：00～16：45</td><td>● コンピュータと周辺機器を備えた情報演習室を整備し、授業での使用のほか、学生の自主的な利用に供しています。
● コンピュータ利用に関するさまざまなサポートを行います。
● ノートパソコンほか、ICT機器を管理し、授業での利用に供しています。貸出可能な機器の種類や貸出方法は、センターのウェブページで確認できます。
● 各教室、研究室などの機器を管理するとともに、学生の研究学習活動をサポートします。
● 演習室の開室時間
情報演習室１／情報演習室２／編集工房／Ｅ３０５：平日 8：50～21：00、土曜日 8：50～17：00
授業のない日：8：50～17：00
授業のない日：閉室
※　演習室のコンピュータに関するトラブル等の相談は、情報サポートまでお越しください。情報サポートの受付時間に注意してください。</td></tr>
</table>

● 利用上のルールとマナー

※利用時は学生証を携帯しましょう。

※施設の資料・機器を大切に扱いましょう。

※施設内では他の利用者の迷惑にならないよう注意しましょう。

※施設内ではふた付容器の飲料以外の飲食はできません。

※施設内でのスマートフォン・携帯電話の通話を禁止します。

※このほか、各施設の利用規則を守りましょう。

● 詳細は図書館情報センターウェブページ（https://nais.notredame.ac.jp/）をご覧ください。開室、開館日や時間は行事等の都合により変更になることがあるので、随時確認してください。

15ー(4)　キャリアセンター

開室時間　月～金　8：45～18：15（授業のない日は 8：45～17：15）
場　　所　ソフィア館 1 階
連 絡 先　TEL：075-706-3744（内線3522）　E-Mail：shushoku@ml.notredame.ac.jp
ウェブサイト　http://www.notredame.ac.jp/careercenter/

1．主な業務

⑴　キャリア教育科目における授業科目の提供、キャリア形成に関する指導・相談。
⑵　職業安定法33条２に基づいて行う、学生の就職指導、進路相談、求人情報の提供、就職・キャリアガイダンス、就職先の新規開拓などの就業支援。
⑶　就職に関する各種証明書類の発行。
⑷　就職に関する情報やお知らせを掲載するキャリア支援システム「Career Navi」やUNIPA・メールでの情報提供。
⑸　資格取得支援講座の実施。

2．キャリア形成科目・キャリア形成について

• インターンシップ（正課科目）

インターンシップに参加希望の学生は、４月に学内で開催される「インターンシップ募集説明会」（全学年対象）に参加する必要があります。実習先選択や事前・事後指導については、キャリアセンターの指示に従ってください。本学インターンシップ（大学コンソーシアム京都との協定によるものを含む）とこれと同等の条件を満たす外部インターンシップに限り単位が認定されます。大学コンソーシアム京都との協定によるインターンシップについても、学内で開催される募集説明会に参加する必要があります。

• キャリア形成ゼミ（正課科目）

キャリア形成ゼミを受講する学生は、４月に学内で開催される「キャリア形成ゼミ募集説明会」（２・３年次生対象）に参加する必要があります。この説明会では、各ゼミの活動内容が紹介されるのでぜひ参加してください。

ゼミ配属後の活動は、各ゼミにより異なるので担当者の指示に従ってください。

3．進路（就職）支援について

• 進路相談

進路に関わる相談は、キャリアセンターで行っています。進路・就職等に関する相談のみならず、本学卒業生の進路状況、内定後の相談等にも応じています。学年に関わらずどなたでも利用できます。

• キャリアガイダンス、就活講座、就職試験対策講座

キャリアガイダンスは３年次生の４月より年間を通して行っています。進路・就職に関するあらゆる情報を提供しているので、３年次生は必ず出席してください。「就職」にだけ焦点を合わせたものではなく「ライフキャリア」を考えるためのものですので、企業就職希望でない場合も必ず出席してください。

キャリアガイダンスや各種講座の開催スケジュールは、UNIPA、ユージニア館掲示板やメール等でお知らせします。

また、就職試験対策のための講座を適宜実施するので上記の掲示やメールなどのお知らせに注意してください。

4．各種証明書の発行

• 成績証明書、卒業見込証明書、健康診断証明書、推薦書

学生ロビー（ソフィア館１階）に設置されている「証明書自動発行機」で即時発行できます。上記証明書類は５月初旬発行予定です。それまでに提出を求められた場合は、先方にその旨を伝えてください。

また、「推薦書」の発行についてはキャリアセンターに申出てください。

• 就職試験受験証明書

就職活動において、授業と採用試験が重なり授業を欠席する場合は、下記手続きによりキャリアセンターから発行する「就職試験受験証明書」を授業担当教員に提出することができます。授業担当者の判断により授業参加度や平常点等の評価に関して不利益とならない配慮がなされますが、欠席を出席として扱うものではありません。

①事前に「就職試験受験証明書発行願」をキャリアセンター又はキャリアセンターウェブサイトで入手し、必要事項を記入する。

②「就職試験受験証明書発行願」を採用試験時に持参し、採用担当者に署名・捺印又は名刺をいただく。

③②の用紙を採用試験終了後、１週間以内にキャリアセンターに提出する。

④提出の翌日以降に、キャリアセンターより「就職試験受験証明書」が発行される。教員に提示し授業を欠席した理由を報告すること。ただし、報告した内容について考慮するか否かは授業担当教員に委ねられる。

• 内定式出席証明書

内定式が授業と重なる場合、「内定式出席証明書」をキャリアセンターより発行します。申請手続きの流れ等は「就職試験受験証明書」の発行と同じです。

5．就職に関する情報

• キャリア支援システム「Career Navi」

URL：https://uc-student.jp/notredame

キャリア相談・キャリアガイダンス等各種講座の予約申込、本学に届いた求人情報、インターンシップ情報・企業情報等の検索をはじめ、卒業生の就職活動報告も閲覧や進路希望届、進路決定届を入力することができます。

• キャリアセンターウェブサイト

URL：http://www.notredame.ac.jp/careercenter/

キャリアセンターの利用案内や内定者メッセージ等最新情報を提供しています。また、就職関連の証明書発行願のダウンロードも可能です。

6．その他

• 進路（就職）登録手続き

進路（就職）登録は、進路相談、就職諸統計、センターからの連絡に利用するもので、全員必ず登録してください。登録は３年次生の後期に案内するので必要事項を入力し、指定された期日までに完了してください。また、就職希望者には、職業安定法に基づく手続きを兼ねており、未登録の学生には求人票の紹介、アドバイザーによる就職相談、就職に関する各証明書や推薦書の発行はできません。

• その他

センター内の設置物：パソコン、就職四季報、本学過去５年間のOG就職先一覧、就職及び進路に関わる書籍・雑誌（２冊まで１週間貸出可）、求人に関する情報、説明会情報等

◎学生の皆さんへ

卒業後の人生の中で「なりたい自分」を実現するため、在学中に自ら考え、切り拓いていく力を養って欲しいと思います。

自分で見て、聞いて、感じて、考えることを通して、社会で必要となる力が身につくよう、授業・ガイダンス・セミナーなどが提供されていますので、活用して自分なりの進む道を見つけましょう。

15ー(5)　心理臨床センター

京都ノートルダム女子大学心理臨床センターでは、地域にお住まいの方々を対象に、心理相談・発達相談を行っています。
相談については以下の説明をご覧ください。なお、当センターは、心理学研究科の大学院生の研究・実習施設を兼ねています。

【 心理相談 】

不登校やひきこもりといった行動上の問題や、家庭、学校、職場の人間関係上の悩みは、ストレス社会に住む私たちにより大きな負担を強います。また、辛い体験のあとに、不安や緊張が続いたり、抑うつ的になったり、時にパニックを起こすなどして、ふだんの生活が送れないことに悩むこともあります。心理相談では、臨床心理士や公認心理師を目指す大学院生スタッフ、臨床心理士、公認心理師が、来談者の抱えるテーマに合った個別のカウンセリング、プレイセラピーなどの心理療法や心理テストを用いて、こころの問題を軽くするためのお手伝いをします。

【 発達相談 】

幼児期～児童生徒期の発達、修学上の問題及び保護者の子育てに関する相談をお受けします。各種発達・知能検査も実施しています。

外来相談の申込み方法

本学卒業生及び法人設置校在籍中の児童・生徒・職員とその家族、ならびに一般の方々を対象としています。
完全予約制となりますので、初めての方は、お電話でお問合せ、ご予約ください。
電話番号：075-706-3722（直通）
受付時間：月～金曜日　10：00～ 17：00

開室時間

月・金曜日　9：00～17：30、火・水・木曜日　9：00～19：00

料金について

相談等は有料
（本学卒業生は半額。）
（法人設置校在籍中の児童・生徒・教職員とその家族は、面接・コンサルテーションは無料、心理検査は半額。）

15ー⑹　カトリック教育センター

場　　所　ユージニア館３階
連 絡 先　TEL：075-706-3764（内線3311）　E-Mail：cece@ml.notredame.ac.jp
ウェブサイト　http://www.notredame.ac.jp/cec/

カトリック教育センター（以下「センター」という）は、本学の建学の理念に基づき、大学の諸活動にカトリック精神を生かすとともに、キリスト教文化に関する研究を行い、学生、教職員及び市民に対する啓発を図ることを目的として、設立されています。

センターは、上記の目的を達成するため、次の事業及び活動を行っています。

⑴　キリスト教文化に関する研究活動
⑵　学生のための司牧活動
⑶　研究会の開催
⑷　学内宗教行事の企画
⑸　カトリック精神に基づく他大学等との連携
⑹　学内及び学外向け講演会、市民講座などの開催
⑺　文献、資料等の蒐集活動
⑻　出版物の刊行
⑼　音楽個人レッスンの実施

【キャンパス・ミニストリー室】

場　　所　キャロライン館１階
開室時間　火～金　12:00～17:30　※休室日：月・土・日・祝・その他
連 絡 先　TEL：075-706-3654（内線2240）　E-Mail：minister@ml.notredame.ac.jp

本学の建学の精神であるキリスト教になじみ、体験できる場を提供しています。自由に、気軽に訪ねてください。
＊個人的に、又はグループで聖書を読んだり、人生の諸問題について話しあう機会の提供。
＊ボランティア活動を通して共に生きるということを学び、より広い世界に目を向け、関わっていく活動の紹介。
＊祈りの会、黙想会など、教会や教区の情報提供。
＊その他、学内のキリスト教活動の促進。

15ー(7) 教 務 課

開室時間　月～金　8：45～18：15（授業のない日は8：45～17：15）
場　　所　ソフィア館１階
連 絡 先　TEL：075-706-3745（内線3556）　E-Mail：kyomu@ml.notredame.ac.jp
ウェブサイト　http://ann.notredame.ac.jp/instsec/

１．授業科目の履修登録に関すること

履修登録とは毎年学年始めに**その年度に履修する全ての授業科目**を教務課に届出る手続きのことです。「４．履修登録にあたって」を参照してください。また、手続の詳細は各年度に発行される「履修登録の手引き」を参照してください。

２．休講・補講に関すること（教員からの届出・学生への掲出）

休講・補講に関する通知は、学生ポータルサイト（UNIPA）を参照してください。

３．授業・試験の欠席に関すること

「13-⑴授業・試験の欠席の取扱い」を参照してください。

４．試験・成績に関すること

■試験について

「13-⑵試験の実施要領について」を参照してください。

■成績通知書の送付

履修した科目の修得単位・成績評価は、前期科目については９月に、学年末には全ての科目について、学生ポータルサイト（UNIPA）で本人及び保証人に通知します。

５．免許・資格課程、各種プログラム

免許・資格取得に必要な単位、費用等の詳細は「11．免許・資格課程、各種プログラム」を参照してください。

また、免許・資格取得に関する情報は随時掲示します。学生ポータルサイト（UNIPA）や教務課・学事課・ND教育センター及び各学部等の掲示板等を常に確認してください。

■教職課程に関すること

教職課程に関する業務のうち、下記の業務に関しては教務課で扱っています。

●免許状の一括申請業務・収入証紙代納入

なお、教育職員免許状は卒業後に京都府教育委員会から授与されます。免許状取得見込者は、卒業年度の12月に実施される説明会に出席して免許状授与の一括申請手続きを行い、卒業式終了後に教務課へ印鑑を持参してください。

■司書、学芸員等の修了証書に関すること

司書、学芸員の修了証書は卒業式終了後に交付します。（資格取得見込証明書については必要が生じたときに申込んでください）。

なお、学校図書館司書教諭については、「学校図書館司書教諭講習」に書類申請した年の翌年に交付されます。詳細については12月に説明会を実施するので、申請希望者は必ず出席してください。

プログラム等の修了証は、卒業式終了後に交付します。

6．卒業見込証明書・成績証明書等の発行に関すること

●発行されるまでの日数（申込日を除く、土曜・休日を除く）

証明書の種類	教務課窓口（※2）		自動発行機（学生ロビーに設置）	手　数　料
	和文	英文		
①卒業見込証明書・成績証明書	3日	7日	即時発行	卒業・卒業見込 資格取得見込　100円
②資格取得見込証明書			—	成　績　200円

①成績証明書は全学年、卒業見込証明書は４年次生のみ発行する。提出先から開封無効指示がある場合は、証明書自動発行機で証明書を出力の上、教務課へお持ち下さい。

②教務課窓口で申込む証明書は、証明書自動発行機で申請書を購入し、窓口に提出すること。
卒業後に証明書が必要になった場合は、教務課まで問い合わせてください。

7．大学コンソーシアム京都及び他大学との単位互換に関すること

■大学コンソーシアム京都の単位互換

３月に大学コンソーシアム京都のWEBサイトに募集ガイドが公開されます。履修希望者は期限までに出願手続きを行ってください。履修の可否については、後日科目開設大学から出願時に登録したメールアドレスに通知されます。なお、履修可能な期間は２年次前期から４年次前期までです。

詳細は、「９．他大学等科目の履修について」を参照してください。

■放送大学の単位互換

１月（７月）に放送大学特別聴講学生出願について、掲示されます。履修希望者は期限までに出願手続きを行ってください。放送大学の開設科目のうち、本学開設科目に相当しないものについては出願が認められません。なお、履修可能な期間は２年次から４年次前期までです。

■他大学・短期大学との単位互換

詳細は教務課・学事課に問合せてください。

15ー(8) 学 事 課

開室時間　月～金　8：45～18：15（授業のない日は8：45～17：15）
場　　所　ソフィア館1階
連 絡 先　TEL：075-706-3661（内線3552）　E-Mail：gakuji@ml.notredame.ac.jp

1．学部・学科（ゼミ分属、卒業研究等）に関すること

ゼミ分属、卒業研究等をはじめとする学部・学科関係の連絡や最新情報は、学生ポータルサイト（UNIPA）、manabaまたは掲示板に掲示します。

2．授業科目の履修登録に関すること

履修登録（15-(7) 教務課の 1 を参照）に関する質問は、教務課とともに学事課でも対応しています。

3．資格（教育職員免許状関係除く）に関すること

各種資格（教育職員免許状関係を除く）に関する情報は学生ポータルサイト（UNIPA）、manabaまたは掲示板に掲示します。なお、資格取得に必要な単位、費用等の詳細は「11．免許・資格課程、各種プログラム」を参照してください。

■図書館司書、博物館学芸員修了証書の交付について

図書館司書、博物館学芸員修了証書は卒業式終了後に交付します。

4．大学院に関すること

大学院科目、修士論文・博士論文の受付、大学院生スタディールームに関することを取り扱っています。

5．地域連携、産官学連携、大学間連携に関すること

自分の学んだことを生かして社会の課題解決に積極的に取り組むことができる人材を育成するため、地域社会、産業界及び協定締結大学の協力を得て、学内プログラムやイベント等の立ち上げをサポートしています。

学事課連携推進室 twitter（https://twitter.com/ndrenkei）

上記に関する情報は、学生ポータルサイト（UNIPA）、manabaまたは掲示板で掲示・連絡します。最新情報をすみやかに確認するようこころがけてください。

15ー(9)　国際教育課

開室時間　月～金　8：45～18：15（授業のない日は8：45～17：15）
場　　所　ソフィア館1階
連 絡 先　TEL：075-706-3746（内線3571）　E-Mail：kokusai@ml.notredame.ac.jp
ウェブサイト　https://www.notredame.ac.jp/education/abroad/

国際教育課では、海外留学や海外研修の派遣、外国人留学生の受入れ、ならびに海外大学等との交換協定、学術交流、教員交流等に関する業務を行っています。また、外国人留学生のための各種支援制度の案内や生活相談をはじめ、海外留学に関する相談や情報提供も随時行っていますので、気軽に訪ねてください。

1．主な業務

担当業務	取扱内容
海外留学・海外研修の派遣	海外留学に関する説明会の実施、海外大学に関する情報提供 海外留学・海外研修の申込受付、渡航手配、海外留学保険付保 海外留学関連相談業務 留学関係諸届 留学中の連絡管理、相談、留学サポート業務 留学帰国後の単位認定事務 渡航前オリエンテーション、海外危機管理セミナー実施
外国人留学生の受入れ	外国人留学生の募集広報、入学試験要項の配布 外国人留学生の出入国・在留管理に関する取次申請事務 外国人留学生の奨学金制度・授業料減免制度等支援事務 外国人留学生の生活相談、資格外活動関係 外国人留学生関係諸届 外国人留学生関係行事の運営管理
大学間協定・国際交流業務	海外大学との交流協定関係業務 海外大学との学術交流、教員交流、学生交流
語学関連業務	TOEFL-ITPテスト、TOEIC-IPテストの申込受付及び実施 TOEIC公開テストの団体受付 語学学習関連教材の貸出

2．海外留学・海外研修に関すること

各留学制度の説明会を毎年開催しています。詳細はUNIPA・掲示板等で確認してください。

⑴　**米国姉妹大学留学**
「12-⑴　米国姉妹大学留学制度」を参照してください。

⑵　**韓国カトリック大学交換留学**
「12-⑶　韓国カトリック大学交換留学制度（派遣）」を参照してください。

⑶　**ベトナム国家大学ホーチミン市校人文社会科学大学交換留学**
「12-⑷　ベトナム国家大学ホーチミン市校人文社会科学大学交換留学制度（派遣）」を参照してください。

⑷　**セメスター認定留学**
「12-⑸　セメスター認定留学制度」を参照してください。

⑸　**海外研修・海外インターンシップ**
「12-⑹　海外研修・海外インターンシップ」を参照してください。

⑹ **グローバルリベラルアーツコース留学**
「12-⑺　グローバルリベラルアーツコース留学制度」を参照してください。

3．TOEIC、TOEFL等語学テストに関すること

⑴ TOEIC®テストの実施

英語によるコミュニケーションの必要性がますます高まるなか、普段の学習の成果を客観的に測る手段としてTOEIC®テストの受験は非常に効果的です。また、一定スコアを獲得すれば単位として認定される制度もあります。

そこで、初めて受験する方は気軽に挑戦できるように、また経験者の方には何度も受験してもらえるように、以下のサービスを行っています。

●TOEIC®公開テストの団体受付

団体として国際教育課から申込みますので、一般申込みと比べて受験料が割安になります。

●TOEIC®IPテストの実施

学内で行うTOEIC®テストです。公開テストよりは安価で、簡易版成績表が発行されます（スコアの有効性は公開テストと変わりありません）。ただし、申込者10名に満たない場合は、実施できません。

上記のテストは、実施日毎に受付期間が決まっています。詳細はUNIPA・掲示板等で確認してください。

⑵ TOEFL-ITP（団体向けテスト）の実施

TOEFL-iBT（正規試験）の受験とは別に、留学に必要となる英語力の目安を測ることができるTOEFL-ITP（団体向けテスト）を学内で実施します。ただし、申込者10名に満たない場合は、実施できません。

試験実施日、申込期間はUNIPA・掲示板等で確認してください。

4．外国人留学生に関すること

⑴ 出入国在留管理局取次申請

国際教育課では、外国人留学生のために在留資格認定証明書交付申請など、出入国在留管理局への取次申請を行います。

⑵ 学資支援制度

授業料減免制度、奨学金制度（第１種、第２種）の申請手続きをはじめ、学外奨学金の案内や相談を受付けています。詳細については、UNIPA・掲示板等で確認してください。

① 授業料減免制度

本学に在籍する私費外国人留学生の本学での教育推進と経済的負担の軽減のために授業料減免制度があります。

・申請資格：本学学部の正規課程に在籍する私費外国人留学生で、在留資格「留学」を有する者※。

・減免金額：授業料年額の30%に相当する額を半期ごとに分けて減免する。

・減免期間：１か年。引き続き減免を希望する場合は、再度申請し決定を受けなければならない。

・申請手続：所定の申請書及び振込口座届を指定の期日までに国際教育課へ提出すること。

※経済的に恵まれていると認められる者、第三国へ留学する者、出席日数不足、学業不振、留年した者、休学中の者は減免対象としません。

② 奨学金制度（第１種・第２種）

本学に在籍する私費外国人留学生で、学業が優秀であり、修学の熱意があるにもかかわらず、学資の支弁が困難な者に対して、経済的負担の軽減および学業継続を援助することを目的とし、第１種奨学金、第２種奨学金を設けています。

・給付内容：

区分	給付金額	給付方法	種　　類
第１種奨学金	2020年度以前入学者：年額 360,000円 2021年度以降入学者：年額 300,000円	半年ごとに分けて支給	学費奨学金
第２種奨学金	2020年度以前入学者：年額 300,000円 2021年度以降入学者：年額 180,000円	半年ごとに分けて支給	松ヶ崎学生館 寮費奨学金

・給付期間：１か年。ただし、修学年限（４年間）を限度として、毎年継続申請することができる。

・申請手続：所定の申請書及び振込口座届を指定の期日までに国際教育課へ提出すること。受給資格等についてはUNIPA・掲示板等で別途お知らせしますので確認してください。

15ー⑽ 学 生 課

開室時間　月～金　8：45～18：15（授業のない日は8：45～17：15）
場　　所　ソフィア館１階
連 絡 先　TEL：075-706-3740（内線3562）　E-Mail：student@ml.notredame.ac.jp
ウェブサイト　http://www.notredame.ac.jp/nd_student/

１．主　な　事　務

・学生証、在学証明書、学割証、通学証明書の発行に関すること
・諸届け出、願い出（住所・保証人変更・合宿など）の受付に関すること
・学籍異動（休学、復学、退学、除籍）に関すること
・奨学金制度に係る奨学生の選考及び推薦などに関すること
・学生活動に係る学内行事に関すること
・学生ロッカーの貸与に関すること
・課外活動に関すること
・学生活動に係る施設・設備備品の利用に関すること
・学生の学内掲示物に関すること
・アルバイト及び下宿に関すること
・拾得物に関すること
・学生教育研究災害傷害保険に関すること
・キャンパスサポートに関すること
・学生寮に関すること

２．一般的注意事項

⑴　自家用自動車による通学は、全面禁止です。
⑵　自転車・バイク（50cc以下の原動機付自転車）の通学は、学生課へ「通学届」を提出し、所定の手続きをした者のみ認められます。
　自転車・バイクの使用にあたっては、交通法規を厳守し、指定された場所に駐輪してください。構内の走行は禁止します。規則に違反した場合は登録を取消します。
⑶　**構内での喫煙及び飲酒は禁止。**
⑷　建物内の土足厳禁の場所（教室）では、上履きに履替えてください。
⑸　学生への伝達は、原則として掲示やmanaba、UNIPAを通じて行います。
⑹　学外からの電話の呼出しには応じませんが、家族の急病や事故等については、臨機に応急措置をとります。
⑺　建物内では指定された場所**（食堂、スタディルーム、ユニソン会館ホワイエ、トレーニングルーム前ロビー、アセンブリホール、ユージニア館内の指定された場所）**以外での飲食を禁止しています。
⑻　食堂・ラウンジなどの使用時間

施　設　名	使　用　時　間
食　堂	8:30 ～ 20:00（食事　月～金11:00～15:00）
丸善キャンパスショップ	10:00 ～ 17:00（月～金）
ブックショップ	10:00 ～ 17:00（月～金）
スタディルーム	8:30 ～ 20:00
アセンブリホール	8:30 ～ 20:00

※休暇期間中は、時間を変更することがありますので、掲示板等で確認してください。

３．ロッカーについての注意事項

⑴　希望者にはロッカー（鍵付）を貸与します（希望者多数の場合は抽選）。申込方法については別途掲示します。
　ロッカーの貸与は年度ごと５月～３月末まで。

⑵ 貸与されたロッカーは、各自が責任を持って管理してください。返却時にはロッカーの中を清掃し、空にしてください。

⑶ 鍵を忘れた時は、学生課で１日のみ合鍵を貸出します（学生証の呈示が必要）。鍵を紛失した場合は、至急学生課へ届出てください。

⑷ ロッカーの上やまわりに物を置くことを禁止します。

⑸ 鍵のかけ忘れ、抜き忘れに注意し、ロッカーの中に貴重品は入れないでください。万一、盗難事故があっても本学は責任を負いません。**必ず施錠**してください。

⑹ ロッカーは1人につき1つ貸与します。他人との共有は禁止しています。

４．学生証及び証明書の発行

⑴ **学生証**

「学生証」は、本学の学生であることを証明するもので常に携帯し、本学の教職員の請求があった場合、授業、定期試験、学割証や各種証明書の交付、図書館の利用、パソコンの貸出等には学生証を呈示しなければなりません。学生証の他人への貸与や譲渡、偽造は、懲戒処分の対象となります。

学生証の氏名など記載事項に変更が生じた時は、ただちに学生課まで届出てください。また、学籍が異動（退学・除籍）した時は必ず返却しなければなりません。

⑵ **在学証明書**

和文の在学証明書は、証明書自動発行機で「学生証」を使用し、即時発行ができます。

英文の在学証明書は、証明書自動発行機で「学生証」を使用し、手数料を支払い、申請書を購入の上、学生課窓口で申込んでください。

⑶ **学割証**（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学割証は、帰省・課外活動等で100キロを超えてＪＲ等を利用する場合に、割引乗車券を購入することができます。証明書自動発行機で「学生証」を使用し、即時発行ができます。（年間20枚まで）

学割証を使用する場合は、必ず「学生証」を携帯してください。不正使用が明らかになった場合は、本人が処分を受けるだけでなく、本学全体の学割証が発行停止処分を受けることがあるので、決められた規則を守り正しく使用してください。

⑷ **通学証明書・在学確認証**（通学定期券購入のために必要）

通学定期券の購入は、現住所から大学への通学目的のみに認められます。学生課窓口の所定の「通学証明書」に必要事項を記入し学生課へ提出してください。京都市営バス・地下鉄、大阪メトロの定期券を購入するためには、通学証明書は不要ですが、「在学確認証」を学生課窓口で受取る必要があります。そして「通学証明書」又は「在学確認証」と「学生証」を持って通学定期券を購入してください。

なお、精神保健福祉実習・教育実習のために通学定期券を使用する場合は、申請に期間を要するため実習１か月前までに学生課で手続きをしてください。

⑸ **発行手数料**

下記の取扱いについては、電話や郵便による申込みは受付けません。

種　　類	手 数 料	発 行 に 要 す る 日 数 ・ 備 考
学割証（学生旅客運賃割引証）	無　　料	証明書自動発行機で即時発行　（平日8：45～18：15）
在 学 証 明 書（ 和 文 ）	100円	証明書自動発行機で即時発行　（平日8：45～18：15） ※（授業のない日は平日8：45～17：15）
在 学 証 明 書（ 英 文 ）	500円	１週間
学 生 証 の 再 交 付	1,000円	３日

※学生課窓口で申込む場合は、証明書自動発行機で「申請書」を購入して申込んでください。

５．諸届け

⑴ **自転車、バイク通学届の提出**

通学届を提出し登録した学生は、自転車及びバイク（50cc以下原動機付自転車に限る）の通学が認められます。

通学届の申請書は証明書自動発行機で発行できます（無料）。

⑵ **姓名等の変更**

姓名、住所、電話番号、保証人に変更が生じた場合は、１週間以内に学生課に届出てください。

⑶ **ポスターの掲示**

学生がポスターなどを掲示する場合は、学生課へ届出て「学生課印」を得た後、所定の掲示板に掲示してください。

⑷ **学生のクラブ等団体が次のことを行うときは、必ず所定の用紙で学生課に届出てください。**

○ 本学の施設・備品類の使用　○ 外来者の訪問　○大学内外での活動

○ 大学内外の催し物　○ 大学内外での合宿

⑸ **施設利用等については、所定の用紙に必要事項を記入し学生課へ届出てください。**

届出の内容	届出書の種類	提出の要領	備　考
・休日の活動 ・外来者の訪問等	クラブ活動届	実施日１週間前	
・教室の使用	施設使用願	実施日１週間前	
・備品の使用	行事準備依頼	実施日１週間前	
・催し物の実施	課外活動届	実施日２週間前	実施後は課外活動報告書を提出
・合宿	合宿許可願	実施日２週間前	参加者は５名以上で、顧問又は担当教員の許可が必要
	合宿承諾書	実施日３日前	参加者の保証人（保護者）自署が必要（自署が認められない場合は、合宿参加を認めない）

６．課　外　活　動

⑴ 学内でクラブ活動ができる場所と時間

場　所	平　日	土・日・休日	備　考
ユニソン会館大ホール ユニソン会館地階 グラウンド テニスコート	9:00～20:00 ※9:00～17:00	9:00～17:00	時間厳守
ユージニア館 ヘルストレーニングルーム その他の施設	16:40～20:00 ※9:00～17:00		

※　授業のない日

⑵ クラブ等団体の定期的な活動及び施設の利用は、総クラブ会がまとめて調整します。臨時の活動や個人の使用については、「届出の内容」に従って学生課に届出書を提出してください。届出がない場合は使用することはできません。

７．ユニソン会館大ホール・ユニソン会館地階の使用

⑴ 開館時間は上表のとおりですが、休日使用の届出がない場合は、土・日・祝日は使用できません。また、その他休日及び一斉休業日の一定期間は閉館します。

⑵ 各部室の鍵は、学生課で「鍵貸出簿」に記名して借用し、使用後は必ず施錠して学生課に返却してください。

⑶ 各部室には管理責任者を定めて、次の事項に注意してください。

① 火災の防止

② 盗難及び事故の防止

③ 部屋内外の清掃・整理整頓

⑷ 各部室の備品類については備品台帳を作成し、私物との区別を明確にしてください。必要の際は学生課に提出してください。

⑸ 外来者は必ず守衛所に申出て、所定のバッジを着け入館してください。ただし、クラブ部室内での活動は禁止します。

⑹ ユニソン会館地階の合宿室で合宿する場合は、「合宿許可願」を提出した上で、次のことを守って利用してください。

① 宿泊の場所は、合宿室に限る。

② 合宿は本学の学生に限り、５名以上の参加者が必要。期間は３泊以内とする。

③ 活動は22時には全て終え、消灯時間は23時とする。（時間厳守）

④ 浴室の準備は入浴の１時間前に行い、使用後は掃除をする。浴室の使用は21時までとする。

⑤ 所要の寝具類は合宿責任者の申出により、学生課をとおして業者から借受ける。（費用は各自の負担）

⑥ 合宿終了後、合宿室及び全ての活動施設の掃除を行い、学生課に報告し点検を受けること。

⑺ 本学の教職員が、部室などの使用状態（清掃、整頓、防火等）を点検することがあります。

⑻ 以上の事項に反し、重大な事故などが発生した場合には、当該クラブ等団体の活動停止などの処分を行います。

8．学　籍　異　動（学則第９章を参照）

⑴ **休学・退学**

休学・退学を希望する場合は、各学期が始まるまでに学生課窓口へ申出る必要があります。次に、指導教員及び所属学部・学科の担当教員と面談し承認を得た後、学生課窓口で願い出の用紙を受取り期日までに提出してください。

※願い出の締切日は、前期（９月30日）又は後期（３月31日）の最終日で、当該学期までの学費を納入していることが条件となります。

	願い出締切日
前　期　休　学	前年度の３月31日
後　期　休　学	当年度の９月30日
３月31日付退学	当年度の３月31日
９月30日付退学	当年度の９月30日

⑵ **復学**

休学中の者が復学する場合は、学期の開始前までに指導教員及び所属学部・学科の担当教員と面談後、復学願いを学生課に提出する必要があります。

⑶ **除籍**

学費納入期日（前期 ４月30日、後期 10月31日）までに、学費の納入が完了しない者は除籍となります。

9．学 費 の 納 入

学費は、**納入締切日（前期は4月30日、後期は10月31日）**までに納入してください。どうしても学費を納入できない場合は、経理課窓口で学費の延納・分納の申請手続きをする必要があります。

10．奨学金制度

奨学金には、「日本学生支援機構奨学金」「都道府県等地方自治体育英奨学金」、並びに本学の「京都ノートルダム女子大学支給奨学金」「京都ノートルダム女子大学特待生奨学金」「京都ノートルダム女子大学保護者会特別援助奨学金」「テレジアン課外活動給付奨学金」「京都ノートルダム女子大学同窓会マリアンスカラシップ（通称・マリアンスカラシップ）」「マザーテレサゲルハルディンガー貸与奨学金（通称・テレジアンスカラシップ）」の他に、地方自治体や民間育英団体等の奨学金があり、募集等の情報はmanaba「奨学金オンライン窓口」又は学生課の掲示板に掲示します。

※奨学金の希望者は、学生課へ申出て出願してください。

※奨学金制度には、給付（返還不要）と貸与があり、貸与の場合は卒業後定められた年数内に返還の義務があります。

各奨学金の詳細については、「14－⑵　奨学金制度」を参照してください。

11．学生の傷病に対する医療費の取扱い

⑴ **学生教育研究災害傷害保険（略称：「学研災」）**

本学は、教育研究活動中の不慮の災害事故の補償のための**「学生教育研究災害傷害保険」**の賛助会員大学であり、学生の傷病に対する医療費は、「学研災」の約款に基づいて次の方法で支払われる。

入学時に４年間の保険料を大学が一括負担で支払い、卒業年次の３月31日まで（４年間）保険は有効であるが、それ以後は、各自が任意加入しなければならない。

① **保険金が支払われる場合**（保険約款第１条、第２条参照）

本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合。

（注１） 教育研究活動中とは、次の場合をいう。

○正課中：医師の治療を受けた日数が１日以上

正課中とは、講義、実験・実習、演習又は実技による授業を受けている間

○学校行事中：医師の治療を受けた日数が１日以上

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間

○課外活動中：医師の治療を受けた日数が14日以上

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している学校施設内において、課外活動を行っている間

（ただし、学生寮にいる間、大学が禁じた行為を行っている間を除く）

（注２） この保険において「課外活動」とは、次の場合をいう。

大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動

② **事故や怪我が発生した場合**

すぐに、学生課へ事故や怪我の報告をする。学研災アプリをインストールし、事故通知、保険金請求の手続を行う。

③ その他手続きの詳細については、学生課に問合せること。

⑵ **通学中等傷害危険担保特約（通学特約）**

大学の授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法により、住居と学校施設等との間を往復する間、もしくは、大学が管理している施設、授業、学校行事、課外活動の行われる場所の間を移動している間に生じた事故によって、その身体に被った傷害に対して支払われる。

通学中又は学校施設等相互間の移動中に事故が発生した場合は、すぐに学生課へ事故の報告をすること。

⑶ **学研災付帯賠償責任保険（略称：「付帯賠責」）**

学生が正課、学校行事、ボランティア等での課外活動中及びその往復で他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことによる損害賠償を保障する**「学研災付帯賠償責任保険」**については任意加入とする。教育実習、介護等体験、保育実習、インターンシップ等の授業を履修する場合は、実習等の期間に入る前に、必ず各自が学生課で所定の手続きをしなければならない。

⑷ **学研災付帯学生生活総合保険（略称：「付帯学総」）**

「学研災」及び「付帯賠責」では保障が不足すると思われる場合に、「学研災」に加えて任意に加入できる保険で、入学時に予定修学年数を一括加入する。

「学研災付帯学生生活総合保険」の手続き、事故の報告及び保険金の請求等は、直接本人が取扱代理店と行う。「付帯学総」に加入している場合は、「付帯賠責」の加入手続きをする必要はありません。

12. キャンパスサポート

障がい等により特別な支援を必要とする場合の受付相談窓口を「キャンパスサポート」と称し、学生課・保健室で相談・申し込みを受付けています。詳細は学生課に問合せてください。

13. 学生寮

キャロライン寮の運営に関する業務を学生課及び学生寮事務室で担当しています。

14. なんでも相談窓口

学生生活に関するさまざまな悩み（生活上の相談（家庭、経済）・課外活動（サークル活動））に関する相談・対人関係に関する相談・健康に関する相談など、その他なんでも気軽に相談してください。

15－⑾　保健室・学生相談室

学生の身体的健康管理及び精神衛生のために保健室と学生相談室があります。健康上の問題や、学生生活を送る上での困りごとがある場合には、まず保健室を訪れてください。ひとりひとりの学生にあった対応をしていきます。

【保健室】

取扱時間　月～金　8:45～17:15
場　　所　ソフィア館１階
連 絡 先　TEL：075-706-3741（内線3510）　E-Mail：health@ml.notredame.ac.jp

保健室には看護職員が常駐しており、次の業務を行っています。

1)　健康管理、健康相談
2)　急病、負傷時の応急処置や医療機関の紹介・受診の手配
　①頭痛・腹痛・生理痛のような軽い症状の対応や軽度の擦過傷・虫刺され・やけどなどの応急処置を行います。保健室で対応できない病気や外傷などについては、近隣の医療機関を紹介します。
　②医師が常駐していませんので、**薬の処方はできません。**痛み止めなどの常備薬は、各自で携帯しておいてください。
3)　定期健康診断
4)　健康診断証明書の発行に関すること

種　　類	手 数 料	発 行 に 要 す る 日 数 ・ 備 考
健康診断証明書（性別の記載あり）	200円	証明書自動発行機で即時発行　（平日8：45～18：15） ※（授業のない日は平日8：45～17：15） 学内健康診断で当該年度、胸部レントゲン検査受診者のみ発行できます。また、要精密検査の場合、再検査の結果がでるまでは発行できません。

※性別の記載のない証明書をご希望の場合は、保健室での発行となります。保健室窓口で申込む場合は、証明書自動発行機で「申請書（健康診断証明書②）」を購入して申込んでください。

5)　医師による健康相談（予約制です。日時等の詳細は毎月変更になるため各館・保健室前の掲示板等でお知らせします。）
　　内科医（校医）：月２回　　婦人科医：月１回　　精神科医：月２回
6)　キャンパスサポート

【学生相談室】

長い学生生活の間には、いろいろなことで思い悩むときがあるものです。自分の悩みを誰かに相談したいとき、どうしていいかわからないとき、ひとりで抱えこまず、気軽に学生相談室をご利用ください。相談には、学生相談室専属の専門相談員があたります。なお、相談室はプライバシーを守りますので、安心してご相談ください。

相談内容：学生生活全般に関する相談や、あらゆる心理的・身体的な相談、心身の症状については、校医・嘱託医とも連携をとり、対応しています。

- ●自分自身の性格・考え方・将来のことなどについて
- ●家族・友人・恋人・クラブ内でのトラブルについて
- ●不安感・恐怖感・不眠などの精神症状で困ったとき
- ●食事にまつわる困りごと（拒食・過食）などについて
- ● 人づきあいや対人関係全般について
- ● 勉強や単位のことについて
- ● 過度の緊張があってリラックスできないとき

学生相談室利用方法

1．**相談は予約制**ですので、まず予約をとってください。
2．予約の方法
　➡直接窓口にくるか、電話にて予約をとってください。
　・**開室時間：月曜～金曜　8:45～17:15**
　電話 075-706-3717

15－⑿ 財 務 課

取扱時間　月～金　8:45～17:15
場　　所　ソフィア館２階
連 絡 先　TEL：075-706-3703（内線3616）　E-Mail：accounting@ml.notredame.ac.jp

主 な 事 務

１．学費、学生寮費等の徴収事務。
２．教育実習費、その他の実習費、その他の納入金の徴収事務。
３．学費の延納及び分納に関する手続。
４．その他の経理事務一般に関すること。

納入金について（原則―銀行振込制）

１．学費、学生寮費等及び教育実習費、その他の実習費等の納入金はそれぞれ所定の用紙に必要事項を記入の上、納入期限までに納入してください。
２．個人レッスンについて
　ピアノ、ヴァイオリン、声楽等の個人レッスンを希望するときは各自で申込んでください。レッスン料、使用料は当課にて前期・後期単位で学期始めに納入してください。
３．学費の延納及び分納を希望する場合は、所定の期日までに所定の願出用紙を提出してください。

16. 科目名英訳対照表等

(1) ローマ字表記の指定（ヘボン式）
(2) 科目名の英訳対照表（共通教育科目）
(3) 科目名の英訳対照表（国際言語文化学部）
(4) 科目名の英訳対照表（現代人間学部）
(5) 科目名の英訳対照表（社会情報課程）
(6) 科目名の英訳対照表（資格関係）

16－(1) ローマ字表記の指定（ヘボン式）

本学で使用する公式書類（卒業証書など）のローマ字表記です。
各書類や、氏名のローマ字フリガナは必ずこの形式で綴ってください。
外国人留学生についてのローマ字表記は、パスポート記載のとおりとする。

A あ	I い	U う	E え	O お
KA か	KI き	KU く	KE け	KO こ
SA さ	SHI し	SU す	SE せ	SO そ
TA た	CHI ち	TSU つ	TE て	TO と
NA な	NI に	NU ぬ	NE ね	NO の
HA は	HI ひ	FU ふ	HE へ	HO ほ
MA ま	MI み	MU む	ME め	MO も
YA や	I い	YU ゆ	E え	YO よ
RA ら	RI り	RU る	RE れ	RO ろ
WA わ				N (M) ん
GA が	GI ぎ	GU ぐ	GE げ	GO ご
ZA ざ	JI じ	ZU ず	ZE ぜ	ZO ぞ
DA だ	JI ぢ	ZU づ	DE で	DO ど
BA ば	BI び	BU ぶ	BE べ	BO ぼ
PA ぱ	PI ぴ	PU ぷ	PE ぺ	PO ぽ
KYA きゃ		KYU きゅ		KYO きょ
SHA しゃ		SHU しゅ		SHO しょ
CHA ちゃ		CHU ちゅ		CHO ちょ
NYA にゃ		NYU にゅ		NYO にょ
HYA ひゃ		HYU ひゅ		HYO ひょ
MYA みゃ		MYU みゅ		MYO みょ
RYA りゃ		RYU りゅ		RYO りょ
GYA ぎゃ		GYU ぎゅ		GYO ぎょ
JA じゃ		JU じゅ		JO じょ
BYA びゃ		BYU びゅ		BYO びょ
PYA ぴゃ		PYU ぴゅ		PYO ぴょ

（注）1．このローマ字表は外務省が規定しているものです。
2．b，m，pの前では，nはmとなる（Kambe 神戸，Homma 本間）。
3．小野は Ono，大野は Ōno，大小野は Ōono，井伊は Ii，飯田は Iida。

16ー(2) 科目名の英訳対照表（共通教育科目）
SUBJECT TITLES : GENERAL EDUCATION SUBJECTS

区分	科目名	英訳
教養科目		
人間と文化	日本文学	Japanese Literature
	外国文学	Foreign Literature
	日本近現代史	Modern History of Japan
	東アジア近現代史	Modern History of East Asian
	ヨーロッパ近現代史	Modern History of Europe
	歴史の中の女性	Women in History
	文化人類学	Cultural Anthropology
	哲学入門	Introduction to Philosophy
生活と社会	暮らしの法律学	Law for Life
	憲法と人権	Constitution and Human Rights
	暮らしの経済学	Economics for Life
	国際関係論入門	Introduction to International Studies
	社会学概論	Introduction to Sociology
	ジェンダー論	Gender Issues
	ボランティア概論	Introduction to Volunteerism
人間と自然	身近な自然科学	Basic of Natural Science
	暮らしの統計学	Statistics for Daily Use
	身近な医学	Basic of Medical Science
	生命倫理	Bioethics
	心理学入門	Basics of Psychology
	情報の科学と倫理	Computer Science and Ethics
	AIとデータサイエンス入門	Introduction to AI and Data Science
基礎科目		
外国語科目	英語理解Ⅰ	English Comprehension I
	英語表現Ⅰ	English Expression I
	英語理解Ⅱ	English Comprehension II
	英語表現Ⅱ	English Expression II
	日常の英会話	Daily Communication in English
	旅行の英会話	English Communication for Traveling Abroad
	留学の英会話	English Communication for Studying Abroad
	おもてなしの英会話	English Conversation for "Omotenashi" (Warm Welcoming)
	ビジネス英会話	Business Conversation
	歌って覚える英語表現	Learning English with Singing and Listening to Music
	英語リスニング	Listening Skills
	実用英語基礎	Basics for Daily Communication
	身近な英文法	Grammar for Daily Communication
	英語実践（４技能）Ⅰ	Practical English (Four Skills) I
	英語実践（４技能）Ⅱ	Practical English (Four Skills) II
	ドイツ語	German
	フランス語	French
	スペイン語	Spanish
	アラビア語	Arabic
	中国語Ⅰ	Chinese I
	中国語Ⅱ	Chinese II
	中国語Ⅲ	Chinese III
	コリア語Ⅰ	Korean I
	コリア語Ⅱ	Korean II
	コリア語Ⅲ	Korean III
	海外研修（語学）Ⅰ	Study Abroad Plan (Foreign Language) I
	海外研修（語学）Ⅱa	Study Abroad Plan (Foreign Language) II
	海外研修（語学）Ⅱb	Study Abroad Plan (Foreign Language) III
	日本語講読Ⅰ	Reading in Japanese I
	日本語講読Ⅱ	Reading in Japanese II
	日本語表現Ⅰ	Presentation in Japanese I
	日本語表現Ⅱ	Presentation in Japanese II
	日本語特講Ⅰ	Japanese Language Seminar I
	日本語特講Ⅱ	Japanese Language Seminar II
リテラシー・スポーツ科目	文章作成法Ⅰ	Basics of Japanese Writing I
	文章作成法Ⅱ	Basics of Japanese Writing II
	アカデミック・ライティング	Japanese for Academic Purposes
	SNSコミュニケーションスキル	Communicaton Skills for SNS
	話し方と自己表現	Speech and Self-expression
	情報演習Ⅰa	Applied Information Studies I a
	情報演習Ⅰb	Applied Information Studies I b
	情報演習Ⅱ	Applied Information Studies II

16－(3) 科目名の英訳対照表（国際言語文化学部）
SUBJECT TITLES : GENERAL EDUCATION SUBJECTS

区分	科目名	英訳
国際言語文化学部		FACULTY OF LANGUAGE AND CULTURE
英語英文学科		DEPARTMENT OF ENGLISH LANGUAGE AND LITERATURE MAJOR SUBJECTS
専門教育科目		
専門基礎科目		
	Reading Ⅰ	Reading I
	Reading Ⅱ	Reading II
	Writing Ⅰ	Writing I
	Writing Ⅱ	Writing II
	Advanced Reading Ⅰ	Advanced Reading I
	Advanced Reading Ⅱ	Advanced Reading II
	Advanced Writing Ⅰ	Advanced Writing I
	Advanced Writing Ⅱ	Advanced Writing II
	Listening Ⅰ	Listening I
	Listening Ⅱ	Listening II
	Speaking Ⅰ	Speaking I
	Speaking Ⅱ	Speaking II
	Advanced Listening Ⅰ	Advanced Listening I
	Advanced Listening Ⅱ	Advanced Listening II
	Advanced Speaking Ⅰ	Advanced Speaking I
	Advanced Speaking Ⅱ	Advanced Speaking II
	Academic Writing Ⅰ	Academic Writing I
	Academic Writing Ⅱ	Academic Writing II
	Communication Skills Ⅰ	Communication Skills I
	Communication Skills Ⅱ	Communication Skills II
	英文法Ⅰ	English Grammar I
	英文法Ⅱ	English Grammar II
	英語キャリア戦略	Career Planning for English Majors
	TOEIC Ⅰ	TOEIC I
	TOEIC Ⅱ	TOEIC II
	TOEIC Ⅲ	TOEIC III
	TOEIC Ⅳ	TOEIC IV
	TOEFL Ⅰ	TOEFL I

区分	科目名	英訳
	情報処理	Information Processing
	アルゴリズム基礎	Algorithm Basics
	情報技術リテラシー	Literacy for Information Technology
	プログラミング演習	Web Programming Seminar
	AIとデータサイエンス	AI and Data Science
	体育講義	Health (Theory)
	体育実技	Physical Education
	健康スポーツ演習	Studies in Health and Sports
基盤科目		
カトリック教育科目	キリスト教学	Introduction to Christianity
	キリスト教音楽概論	Introduction to Christian Music
	聖書とキリスト教	The Bible and Christianity
	キリスト教と日本文化	Christianity and Japanese Culture
	キリスト教思想	Christian Thought
	キリスト教美術	Christian Art
	キリスト教音楽	Christian Music
ライフキャリア形成科目	ノートルダム学	Studies of Notre Dame
	女性とライフキャリア	Life Career for Women
	子育てとワークライフバランス	Child-rearing and Work-life Balance
	ホスピタリティ入門	Introduction to Hospitality Studies
	キャリア形成	Career Planning
	キャリア形成ゼミ	Career Guidance Seminar
	短期インターンシップ	Internship (short term)
	インターンシップ	Internship
	海外インターンシップ	Internship Abroad

区分	科目名	英訳
	TOEFL Ⅱ	TOEFL II
	同時通訳入門	Introduction to Simultaneous Interpretation
	同時通訳法Ⅰ	Simultaneous Interpretation I
	同時通訳法Ⅱ	Simultaneous Interpretation II
	海外留学Ⅰa	Study Abroad I a
	海外留学Ⅰb	Study Abroad I b
	海外留学Ⅱa	Study Abroad II a
	海外留学Ⅱb	Study Abroad II b
	海外留学Ⅲa	Study Abroad III a
	海外留学Ⅲb	Study Abroad III b
	海外留学Ⅲc	Study Abroad III c
	海外留学Ⅲd	Study Abroad III d
	海外留学Ⅲe	Study Abroad III e
	海外留学Ⅲf	Study Abroad III f
専門基幹科目		
	英語英文学基礎演習Ⅰ	Freshman Seminar I
	英語英文学基礎演習Ⅱ	Freshman Seminar II
	英米文学概論	Introduction to British and American Literature
	言語学概論	Introduction to Linguistics
	コミュニケーション学概論	Introduction to Communication
	専門講読（英文学）	Specialized Reading (English Literature)
	専門講読（米文学）	Specialized Reading (American Literature)
	研究方法論（コミュニケーション学）	Research Methods in Communication Studies
	研究方法論（英語教育学）	Research Methods in English Education
	研究方法論（言語学）	Research Methods in Linguistics
専門展開科目（グローバル英語コース）		
	Global Issues	Global Issues
	Comparative Culture	Comparative Culture
	Comparative Culture Workshop	Comparative Culture Workshop
	Japan Studies	Japan Studies
	Japan Studies Workshop	Japan Studies Workshop
	Women in Leadership	Women in Leadership
	Popular Culture	Popular Culture
	Creative Writing	Creative Writing
	Persuasive Communication	Persuasive Communication
	Public Speaking	Public Speaking
	Debate	Debate
	Global Human Resource Development	Global Human Resource Development
	Intercultural Communication and Adjustment	Intercultural Communication and Adjustment
	Global English Seminar	Global English Seminar
	海外留学事前指導	Study Abroad Guidance (Pre-departure)
専門展開科目		
	英文学の歴史	History of British Literature
	米文学の歴史	History of American Literature
	英文学作品研究	English Literature Studies
	米文学作品研究	American Literature Studies
	映画論	Film Studies
	イギリスの社会と文化	British Society and Culture
	アメリカの社会と文化	American Society and Culture
	英語の歴史	History of the English Language
	ことばのしくみ	Structure of Language
	ことばと意味	Language and Meaning
	ことばと社会	Language and Society
	ことばの音と形態	Sounds and Forms of Language
	対人コミュニケーション	Interpersonal Communication
	異文化間コミュニケーション	Intercultural Communication
	ことばとコミュニケーション	Language and Communication
専門関連科目		
英語教育領域	英語科教育法Ⅰ	Teaching Methods (English) I
	英語科教育法Ⅱ	Teaching Methods (English) II
	英語科教育法Ⅲ	Teaching Methods (English) III
	英語科教育法Ⅳ	Teaching Methods (English) IV
	こども英語指導法（理論編）	Teaching English to Young Learners (Theory)
	こども英語指導法（実践編）	Teaching English to Young Learners
	応用言語学	Applied Linguistics
	英語教材作成演習	Seminar in Materials Development for English Learners
	外国語としての日本語	Japanese as a Second Language

区分	科目名	英訳
エアラインプログラム科目	ホスピタリティ論	Hospitality Studies
	エアライン・ビジネス論	Airline Business Foundations
	エアライン・サービス論	Customer Service for the Airline Industry
	旅行観光業研究	Travel and Tourism
	ホテルビジネス研究	Hotel Business
	ホスピタリティ・スキル演習	Hospitality Studies Workshop
	接遇のための日本語	Japanese Language Skills for the Hospitality Industry
	ビジネスマナー演習	Business Manners
	ホスピタリティ＆キャリア	Hospitality and Career
	エアライン研修	Airline Workshop
医療サポート英語プログラム科目	医療サポート英語Ⅰ	Medical Support English I
	医療サポート英語Ⅱ	Medical Support English II
	臨床の医学・病院研修	Clinical Medicine / Hospital Training
プレゼンテーション実務士科目	プレゼンテーション概論	Introduction to Presentation
	プレゼンテーション演習	Essential Presentation Skills
専門演習・卒業研究		
	英語英文学演習Ⅰ	Seminar in English Language and Literature I
	英語英文学演習Ⅱ	Seminar in English Language and Literature II
	卒業研究	Graduation Study
国際日本文化学科専門教育科目		**DEPARTMENT OF JAPANESE AND GLOBAL CULTURES MAJOR SUBJECTS**
基礎科目		
	基礎演習Ⅰ	Freshman Seminar I
	基礎演習Ⅱ	Freshman Seminar II
	日本語コミュニケーションⅠ	Communication in Japanese I
	日本語コミュニケーションⅡ	Communication in Japanese II
	日本語コミュニケーションⅢ	Communication in Japanese III
展開科目		
学科共通選択科目	言語文化概論	Introduction to Language and Culture
	国際日本文化論	Japanese and Global Cultures
	観光学概論	Introduction to Tourism
	観光文化論	Tourism Culture
	観光ビジネス論	Tourism Business
	地域ツーリズム論	Regional Tourism
	プレゼンテーション概論	Introduction to Presentation
	プレゼンテーション演習	Essential Presentation Skills
	フィールド実践演習	Fieldwork Practicum
	ビジネスマナー演習	Business Manners
日本語日本文化領域	国文学概論	Introduction to Japanese Literature
	国語学概論	Introduction to Japanese Linguistics
	漢文学入門	Introduction to Chinese Classical Literature
	漢文学特講	Special Lecture on Chinese Classical Literature
	日本古典文学講読	Reading of Japanese Classical Literature
	日本近代文学講読	Reading of Japanese Modern Literature
	日本語文法	Japanese Grammar
	日本語研究	Outline of Japanese Language
	日本語教育入門	Introduction to Teaching Japanese as a Second Language
	日本語の朗読	Art of Oral Reading in Japanese
	スピーチの基礎	Basic Speech
	外国語としての日本語	Japanese as a Second Language
	書写研究	Studies in Calligraphy
	日本文学特講	Special Lecture on Japanese Literature
	日本伝統文化論	Traditional Japanese Culture
	日本年中行事論	Annual Events in Japan
	京都学	Studies in Kyoto
	京都フィールドワーク研究	Field Working in Kyoto
	京都資料論	Resources for Kyoto Studies
	古文書読解	Instruction for Reading Historical Documents
	子どもの読書とメディア	Children's Reading and the Media
	昔話とストーリーテリング	Folk Tales and Story-Telling
	現代出版事情	Modern Publication
	出版文化史	Cultural History of Printing
	現代ジャーナリズム入門	The Basics of Contemporary Journalism
	日本の歴史と文化	History and Culture of Japan
	日本思想	Japanese Thoughts

区分	科目名	英訳
国際文化領域	日本美術史	History of Japanese Fine Arts
	日本美術特講	Special Lectures on Japanese Arts
	異界・妖怪学	Japanese Monstrosity
	物語舞台論	Story Settings in Places
	比較文化概論	Introduction to Comparative Culture
	国際関係論	Principles of International Relations
	多文化理解	Understanding of Multi-Culturalism
	クールジャパン論	Cool Japan : Japanese Popular Culture
	ヨーロッパ文化論	European Culture
	アジア文化論	Asian Culture
	中東文化論	Middle Eastern Culture
	アラブ・イスラーム文化論	Arab Islamic Culture
	アラビア語の世界	The World of the Arabic Language
	日中近代語彙比較論	Comparative Studies on Modern-Terms of Japanese
	比較文学講読	Readings in Comparative Literature
	西洋美術史Ⅰ	History of Western Art 1
	西洋美術史Ⅱ	History of Western Art 2
	西洋美術史特講	Special Lectures on Western Fine Arts
	音楽文化概論	Introduction to Culture of Music
	キリスト教音楽特講	Special Lecture for Christian Music
	音楽表現学	Music Expression
	現代音楽事情	Current Issues in Music
	西洋思想史	History of Western Thought
	キリスト教とことば	Christianity and Language
	キリスト教文化	Christian Culture
	哲学とキリスト教	Philosophy and Christianity
	情報･メディアの文化とリテラシー	Media and Information Literacy
	インターネット社会論	Understanding of Internet Society
	図書館情報技術論	Introduction to Library Service Technology
	メディアコンテンツ表現法	Media Contents Expression
	識字活動と子どもの権利	Literacy and the Right of Children
	博物館概論	Introduction to Museology
	博物館情報・メディア論	Museum Information and Media

区分	科目名	英訳
専門演習・卒業研究		
	発展演習Ⅰ	Sophomore Seminar I
	発展演習Ⅱ	Sophomore Seminar II
	専門演習Ⅰ	Junior Seminar I
	専門演習Ⅱ	Junior Seminar II
	卒業研究	Graduation Study
	現代社会と人間	Human Beings in Modern Society
	病児の発達と支援	Development and Support for Sick Children
	こどもと自然	Natural Science for Children

16－(4) 科目名の英訳対照表（現代人間学部）
SUBJECT TITLES : GENERAL EDUCATION SUBJECTS

区分	科目名	英訳
現代人間学部		FACULTY OF CONTEMPORARY HUMAN SCIENCES
学部共通科目		
	現代社会と人間	Human in Modern Society
	病児の発達と支援	Development and Support for Sick Children
	こどもと自然	Natural Science for Children
生活環境学科専門教育科目		DEPARTMENT OF HUMAN LIFE ENVIRONMENTS
基幹科目		
	生活環境基礎演習Ⅰ	Seminar in Human Life Environments I
	生活環境基礎演習Ⅱ	Seminar in Human Life Environments II
	生活環境基礎演習Ⅲ	Seminar in Human Life Environments III
	生活環境基礎演習Ⅳ	Seminar in Human Life Environments IV
基礎科目		
	生活環境概論	Introduction to Human Life Environments
	衣生活概論	Intorduction to Clothing Life
	食生活概論	Introduction to Dietary Life
	住居学概論（製図を含む）	Introduction to Dwelling Science
	現代社会と家庭経営	Home Management in Modern Society
	女性と家族のソーシャルワーク	Social Work for Women and Family
展開科目		
生活科学領域	家庭電気・機械及び情報処理	Electric and Mechanical Home Appliance & Data Process of Homemaking
	衣生活材料学	Materialstudies in Clothing Life
	建築一般構造	Introduction to Architectural Structure
	服飾心理学	Social and Psychologcal Study of Human Behavior Related to Clothing
	住環境学	Dwelling Environment
	住居史	History of Domestic Architecture
	衣生活管理学	Clothing Care and Maintenance
	家庭科教育法Ⅱ（家族・家庭生活と福祉）	Teaching Methods in Home-economics II
	アパレル造形学（実習を含む）	Apparel and Plastic Arts (Including Production Practice)
	食品学	Food Science
	食品官能評価論	Food Sensory Evaluation
	栄養学	Nutritional Science
	住生活学	Studies in Dwelling Life
	福祉住環境デザイン	Housing Environment Design
	家庭科教育法Ⅰ（生活の自立と衣食住）	Teaching Methods in Home-economics I
	アパレルデザイン	Apparel Design
	調理学	Cookery Science
	建築法規	Building Law
	食品官能評価演習（実験を含む）	Seminar in Food Sensory Evaluation (Including Processing
	食品加工学（実験を含む）	Food Processing (Including Processing Practice)
	住居製図Ⅰ	Introduction to Architectural Drawing I
	住居製図Ⅱ	Introduction to Architectural Drawing II
	染色加工学	Dyeing Science
	建築材料学	Materials of Architecture
	インテリア装備学	Interior Design
	調理学実習	Basic Practice in Cooking
	衣生活実験	Clothing Life Experiment
	発展調理学実習	Advanced Practice in Cooking
	家庭科教育法Ⅲ（指導法と教材作成）	Teaching Methods in Home-economics III
	フードコーディネート論	Food Coordination
	家庭科教育法Ⅳ（模擬授業）	Teaching Methods in Home-economics IV
	保育学（実習及び家庭看護を含む）	Child Care (Including Field Study and Home Care)
	アパレルデザイン演習	Practice in Apparel Design
生活経営・経済領域	消費生活	Consumer Life
	生活経済学	Life Economics
	ライフプランニング論	Life Planning

区分	科目名	英訳
生活福祉領域	家族関係	Family Relations
	家族社会学	Sociology of Family
	ライフプランニング演習	Seminar in Life Planning
	コミュニティ活動実践	Practice of Community Activity
	ライフプランニング実習	Field Study in Life Planning
	現代社会と福祉Ⅰ	Welfare in Modern Society I
	現代社会と福祉Ⅱ	Welfare in Modern Society II
	社会保障論Ⅰ	Social Security I
	社会保障論Ⅱ	Social Security II
	高齢者福祉論	Welfare for the Aged
	障害者福祉論	Welfare for the Persons with Distabilities
	児童福祉論	Child Welfare
	地域福祉論Ⅰ	Community Welfare I
	地域福祉論Ⅱ	Community Welfare II
	人体の構造と機能及び疾病	Human Body Structure, Function and Diseases
	介護技術	Care Work Skills
	精神保健学Ⅰ	Mental Health I
	精神保健学Ⅱ	Mental Health II
関連科目		
生活科学領域	食品安全性学	Food Safety
	食品流通論	Food Marketing
	フードスペシャリスト論	Introduction to Food Specialist
	住計画演習Ⅰ	Practice in House Design & Planning I
	住計画演習Ⅱ	Practice in House Design & Planning II
	建築施工	Building Construction
	色彩学	Color Science
生活経営・経済領域	ビジネスの基礎Ⅰ	Basic Business I
	ビジネスの基礎Ⅱ	Basic Business II
	マーケティング論	Marketing
	ソーシャルマーケティング論	Social Marketing
	女性起業論	Female Business Promotion
精神保健福祉領域	保健医療サービス	Medical Treatment for Health Care Service
	公的扶助論	Public Assistance
	社会福祉運営論	Administration of Social Service
	権利擁護と成年後見制度	Protection of Human Rights and Adult Guardianship

区分	科目名	英訳
	刑事司法と福祉	Criminal Justice and Welfare
	社会福祉調査法	Research in Social Welfare
	精神疾患とその治療Ⅰ	Psychiatric Disorders and Treatments I
	精神疾患とその治療Ⅱ	Psychiatric Disorders and Treatments II
	精神障害リハビリテーション論	Rehabilitation for Mental Health
	精神保健福祉制度論	System about Mental Health and Welfare
	精神保健福祉の原理Ⅰ	Principle about Mental Health and Welfare I
	精神保健福祉の原理Ⅱ	Principle about Mental Health and Welfare II
	ソーシャルワーク論Ⅰ	Social Work Theories & Methods I
	ソーシャルワーク論Ⅱ	Social Work Theories & Methods II
	ソーシャルワーク演習	Seminar in Social Work
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	Theory and Methods for Social Work I
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	Theory and Methods for Social Work II
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	Theory and Methods for Social Work(Advanced) I
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	Theory and Methods for Social Work(Advanced) II
	精神保健福祉援助演習（基礎）	Seminar in Social Work in Mental Health (Basic)
	精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰ	Seminar in Social Work in Mental Health (Advanced) I
	精神保健福祉援助演習（専門）Ⅱ	Seminar in Social Work in Mental Health (Advanced) II
	精神保健福祉援助実習指導	Guidance to Social Work Practice in Mental Health
	精神保健福祉援助実習Ⅰ	Social Work Practice in Mental Health I
	精神保健福祉援助実習Ⅱ	Social Work Practice in Mental Health II
	精神保健福祉援助実習Ⅲ	Social Work Practice in Mental Health III
	精神保健福祉特講	Special Study in Mental Health and Welfare
	心理学と心理的支援	Psychology and Psychological Support
専門演習・卒業研究		
	生活環境特論	Special Study in Human Life Environments
	卒業研究	Senior Thesis

区分	科目名	英訳
心理学科専門教育科目		**DEPARTMENT OF PSYCHOLOGY MAJOR SUBJECTS**
専門基礎科目		
	心理学概論	Introduction to Psychology
	心理学統計法	Psychological Statistics
	心理学基礎演習Ⅰ	Freshman Seminar in Psychology Ⅰ
	心理学基礎演習Ⅱ	Freshman Seminar in Psychology Ⅱ
	心理学実験演習Ⅰ	Psychological Experiments Ⅰ
	心理学実験演習Ⅱ	Psychological Experiments Ⅱ
	現代社会調査入門	Introduction to Social Research
	行動科学概論	Introduction to Behaviroral Science
	心理学研究法	Methtods of Psychological Reseach
	推測統計学Ⅰ	Inferential Statistics for Psychology Ⅰ
	推測統計学Ⅱ	Inferential Statistics for Psychology Ⅱ
	心理テスト演習	Seminar in Psychological Testing
	質問紙調査法	Questionnaire and Survey
	心理学英文講読（基礎）	Basic Seminar (Psychological English)
	心理学英文講読（応用）	Advanced Seminar (Psychological English)
	上級実験演習	Advanced Seminar in Psychological Experiment
	心理学情報処理	Information Processing for Psychology
	心理カウンセリング実践（面接技法）	Practical of Psychological Counseling(Interview Technique)
展開科目		
基礎心理領域	知覚・認知心理学	Psychology of Perception and Cognition
	学習・言語心理学	Psychology of Learning and Language
	神経・生理心理学	Neuro-and Physiological Psychology
生涯発達心理領域	教育心理学概論	Educational Psychology
	発達心理学概論	Developmental Psychology
	現代青年の心理学	Psychology of Adolescence
	高齢者の心理学	Psychology of Aging
社会・産業心理学領域	社会・集団・家族心理学Ⅰ（社会・集団）	Social, Group and Family Psychology Ⅰ
	対人関係論	Interpersonal Relationship
	生活環境の心理学	Environmental Psychology
	消費者行動の心理学	Psychology of Consumer Behavior
	社会・集団・家族心理学Ⅱ（家族）	Social, Group and Family Psychology Ⅱ
	社会・ビジネス心理フィールド研修	Fieldwork in Social and Business Psychology

区分	科目名	英訳
	服飾心理学	Fashion Psychology
	産業・組織心理学	Industrial and Organizational Psychology
臨床心理・精神医学領域	心理カウンセリング概論	Introduction to Psychological Counseling
	心理テスト論	Introduction to Psychological Testing
	臨床心理学概論	Clinical Psychology
	精神保健学Ⅰ	Mental Health Ⅰ
	精神保健学Ⅱ	Mental Health Ⅱ
	感情・人格心理学	Psychology of Emotion and Personality
	障害者・障害児心理学	Psychology for Adults & Children with Disabilities
	心理的アセスメント	Psychological Assessment
	スクールカウンセリング論（教育・学校心理学）	Educational and School Psychology
	心理学的支援法	Methods of Psychological Support
	関係行政論	Legal and Administratice Systems
	精神疾患とその治療Ⅰ	Psychiatric Disorders and Treatments Ⅰ
	精神疾患とその治療Ⅱ	Psychiatric Disorders and Treatments Ⅱ
	司法・犯罪心理学	Forensic and Criminal Psychology
	認知行動療法概論	Cognitive Behavioral Therapy
	心理演習（心理支援の実際）	Seminar in Psychology
	公認心理師の職責	Professionalism of LicensedPsychologists
	福祉心理学	Psychology for Social Welfare
	健康・医療心理学	Health and Medical Psychology
	心理実習	Practical Training in Psychology
関連科目		
社会・ビジネス領域	現代ジャーナリズム入門	The Basics of Contemporary Journalism
	福祉住環境デザイン	Housing Environment Design
	食品流通論	Food Marketing
	消費生活	Consumer Life
	ビジネスの基礎Ⅰ	Basic Business Ⅰ
	生活経済学	Life Economics
	マーケティング論	Marketing
	女性起業論	Female Business Promotion
精神保健福祉領域	現代社会と福祉Ⅰ	Welfare in Modern Society Ⅰ
	現代社会と福祉Ⅱ	Welfare in Modern Society Ⅱ
	地域福祉論Ⅰ	Community Welfare Ⅰ

区分	科目名	英訳
	地域福祉論Ⅱ	Community Welfare Ⅱ
	人体の構造と機能及び疾病	Human Body Structure, Function and Diseases
	社会保障論Ⅰ	Social Security Ⅰ
	社会保障論Ⅱ	Social Security Ⅱ
	障害者福祉論	Welfare for the Persons with Distabilities
	権利擁護と成年後見制度	Protection of Human Rights and Adult Guardianship
	精神障害リハビリテーション論	Rehabilitation for Mental Health
	精神保健福祉制度論	System about Mental Health and Welfare
	精神保健福祉の原理Ⅰ	Principle about Mental Health and Welfare Ⅰ
	精神保健福祉の原理Ⅱ	Principle about Mental Health and Welfare Ⅱ
	精神保健福祉援助演習（基礎）	Seminar in Social Work in Mental Health (Basic)
	精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰ	Seminar in Social Work in Mental Health (Advanced) Ⅰ
	精神保健福祉援助演習（専門）Ⅱ	Seminar in Social Work in Mental Health (Advanced) Ⅱ
	精神保健福祉援助実習指導	Guidance to Social Work Practice in Mental Health
	精神保健福祉援助実習Ⅰ	Social Work Practice in Mental Health Ⅰ
	精神保健福祉援助実習Ⅱ	Social Work Practice in Mental Health Ⅱ
	精神保健福祉援助実習Ⅲ	Social Work Practice in Mental Health Ⅲ
	精神保健福祉特講	Special Study in Mental Health and Welfare
	ソーシャルワーク論Ⅰ	Social Work Theories & Methods Ⅰ
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	Theory and Methods for Social Work Ⅰ
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	Theory and Methods for Social Work Ⅱ
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	Theory and Methods for Social Work(Advanced) Ⅰ
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	Theory and Methods for Social Work(Advanced) Ⅱ
	ソーシャルワーク演習	Seminar in Social Work
	刑事司法と福祉	Criminal Justice and Welfare
	社会福祉調査法	Research in Social Welfare
	心理学と心理的支援	Psychology and Psychological Support

区分	科目名	英訳
専門演習・卒業研究		
	心理学演習	Seminar in Psychology
	卒業研究	Graduation Study
こども教育学科専門教育科目		**DEPARTMENT OF CHILD EDUCATION MAJOR SUBJECTS**
基礎科目		
	こども教育概論	Basic Practices of Childhood Education
	こども教育基礎演習	Basic Practices of Childhood Education
	こども教育フィールド研修	Fieldwork in Childhood Education
	教職論	Teaching Profession
	教育原理	Teaching Principles
	こどもの教育心理学	Childhood Educational Psychology
	こどもの発達心理学	Childhood Developmental Psychology
	特別支援教育論（初等）	Theory of Education for Primary Student with Special Needs
展開科目		
保育士科目	保育音楽演習	Child Care Music Exercises
	保育造形演習	Child Care Modeling Exercise
	保育体育演習	Child Care Physical Education Exercise
	乳児保育Ⅰ	Infant Care Ⅰ
	乳児保育Ⅱ	Infant Care Ⅱ
	障害児保育	Child Care for Challenging Children
	こどもの保健	Children's Health
	こどもの保健演習	Practices of Children's Health
	こどもの食と栄養	Food and Nutrition for Children
	家族援助論	Family Support
	保育相談支援	Counseling and Support in Child Care
	保育心理学演習	Practices of Child Care Psycology
	こども家庭支援の心理学	Psychology for Children's Family Support
	保育原理	Principles of Child Care
	保育者論	Theory of Child Care-giver
	保育実習指導Ⅰ－1	Guidance to Child Care Field Study Ⅰ-1
	保育実習指導Ⅰ－2	Guidance to Child Care Field Study Ⅰ-2
	保育実習指導Ⅱ	Guidance to Child Care Field Study Ⅱ
	保育実習Ⅰ－1	Field Study in Child Care Ⅰ-1
	保育実習Ⅰ－2	Field Study in Child Care Ⅰ-2
	保育実習Ⅱ	Field Study in Child Care Ⅱ
	児童福祉論	Child Welfare
	現代社会と福祉Ⅰ	Welfare in Modern Society Ⅰ

区分	科目名	英訳
小学校科目	教育実習事前事後指導	Pre- and Post-Guidance for Teaching Practice
	教職実践演習（幼・小）	Practical Education for Early Childhood
	障害者・障害児心理学	Psychology for Adults & Children with Disabilities
	学習・言語心理学	Psychology of Learning and Language
	スクールカウンセリング論（教育・学校心理学）	Educational and School Psychology
	環境教育	Environmental Education
	情報教育	Information Education
	食と健康の教育	Eating Behavior and Health Education
	国際理解教育	International Understanding Education
	初等教育実習Ⅰb	Primary Education Practices I b
	初等教育実習Ⅱb	Primary Education Practices II b
	国語	Japanese Language
	算数	Arithmetic
	生活	Living Enviromental Studies
	音楽	Music
	図工	Arts and Crafts
	体育	Physical Education Method
	社会	Social Studies
	理科	Science
	書写	Handwriting Education
	家庭	Homemaking Studies
	外国語（英語）	Foreign language (English)
	国語科指導法	Japanese Language Education Method of Instruction
	社会科指導法	Social-studies Method of Instruction
	算数科指導法	Arithmetic Method of Instruction
	理科指導法	General Science Education Method of Instruction
	生活科指導法	Life Environment Studies Method of Instruction
	音楽科指導法	Music Education Method of Instruction
	図工科指導法	Arts and Handcrafts Education Method of Instruction
	家庭科指導法	Homemaking Course Education Method of Instruction
	体育科指導法	Physical Education Method of Instruction

区分	科目名	英訳
幼保共通科目	現代社会と福祉Ⅱ	Welfare in Modern Society II
	地域福祉論Ⅰ	Community Welfare I
	社会的養護	Social Care
	社会的養護内容	Contents of Social Care
	保育・教育課程論	Theory of Curriculum for Child Care and Education
	保育内容総論	Introduction to Child Care and Education
	幼児と健康	Infants and Health
	幼児と人間関係	Infants and Human Relationships
	幼児と環境	Infants and Environment
	幼児と言葉	Infants and Language
	幼児と音楽表現	Infants and Music Expression
	幼児と身体造形表現	Infants and Body-Modeling Expression
	保育表現演習	Practices of Child Care for Expression
	保育・教職実践演習（幼）	Practical Education for Early Child Care
幼稚園科目	保育内容（健康）	Study of Contents for Child Care and Education (Health)
	保育内容（人間関係）	Study of Contents for Child Care and Education (Social
	保育内容（環境）	Study of Contents for Child Care and Education (Enviroment)
	保育内容（言葉）	Study of Contents for Child Care and Education (Speech)
	保育内容（音楽表現）	Study of Contents for Child Care and Education
	保育内容（身体造形表現）	Study of Contents for Child Care and Education
	幼児理解の理論と方法	Theory and Techniques for Understanding Infants
	初等教育実習Ⅰa	Primary Education Practices I a
	初等教育実習Ⅱa	Primary Education Practices II a
幼小共通科目	教育と社会	Society and Education
	教育経営論	Educational Administration and Management
	教育史	History of Education
	教育課程論	Theory of Curriculum
	教育の方法及び技術	Principles in Teaching
	教育評価	Educational Evaluation
	教育方法学	Study of Educational Methods
	ＩＣＴ活用教育	Study of ICT Literacy for Education
	教育相談の理論と方法	Educational Counseling and Technical Skills

区分	科目名	英訳
	外国語（英語）指導法	Foreign language (English) Education Method of Instruction
	道徳の指導法	Guidance for Teaching (Moral Education)
	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	Guidance for Teaching (Extracurricular Activities and the Period for Integrated Studies)
	ＩＣＴ活用教育	Study of ICT Literacy for Education
	生徒指導・進路指導	Student and Career Guidance
	初等教材開発論	Development of Teaching Materials for Primary Education
	消費生活	Consumer Life
	介護等体験	Care Work Experience
特別支援科目	特別支援教育基礎理論	Basic Studies of Education for Students with Special Needs
	知的障害者の心理・生理・病理	Pathology, Physicology, Psychology for Intellectualy
	肢体不自由者の心理・生理・病理	Pathology, Physicology, Psychology for Disabled Persons
	病弱者の心理・生理・病理	Pathology, Physicology, Psychology for Invalids
	知的障害者教育論Ⅰ	Theory of Education for Intellectualy Disabled Persons I
	知的障害者教育論Ⅱ	Theory of Education for Intellectualy Disabled Persons II
	肢体不自由者教育論Ⅰ	Theory of Education for Disabled Persons I
	肢体不自由者教育論Ⅱ	Theory of Education for Disabled Persons II
	病弱者教育論	Theory of Education for Invalids
	視覚障害者の心理・生理・病理	Pathology, Physicology, Psycology for Visually Impaired
	聴覚障害者の心理・生理・病理	Pathology, Physicology, Psycology for Hearing Impaired
	視覚障害者教育論	Theory of Education for Visually Impaired Persons
	聴覚障害者教育論	Theory of Education for Hearing Impaired Persons
	障害者教育課程論	Theory of Education Courses for Disabled Persons
	ＬＤ等教育総論	General Statement of Education for Learning Disabilities.
	特別支援教育実習事前事後指導	Pre- and Post-Guidance for Teaching Practice for Students
	特別支援教育実習	Teaching Practice for Students with Special Needs

区分	科目名	英訳
関連科目		
	ピアノ実技	Piano Technique
	ピアノ実技（幼保）	Piano Technique for Infants
	ピアノ実技（小）	Piano Technique for Elementary School Students Education
	音楽アンサンブル演習	Music Ensemble Exercise
	心理学と心理的支援	Psychology and Psychological Support
	子どもの読書とメディア	Children's Reading and the Media
	学校経営と学校図書館	Introduction to School Librarianship
	学校図書館メディアの構成	Managing School Library Media Resources
	学習指導と学校図書館	Education and School Library Services
	読書と豊かな人間性	Theories of Reading and Personal Development in Schools
	情報メディアの活用	Using Multimedia Information Resources
大学コンソーシアム京都提供専用科目		
	子供のネット安全教育の理論と実践	Theory and Practice of Network Safety for Elementary School Students
専門演習・卒業研究		
	こども教育演習	Practice for Child Education
	卒業研究	Graduation Research
学際教育科目		
	海外文化研修	Cultural Studies Abroad
教科及び教職に関する科目		
	教師論	Theory of Teacher's Profession
	教育原論	Principle of Education
	発達と学習の教育心理	Educational Psychology
	教育社会学	Sociology of Education
	特別支援教育	Education for Students with Special Needs
	中等教育課程論	Theory of Curriculum in Secondary Education
	国語科教育法Ⅰ	Teaching Methods (Japanese) I
	国語科教育法Ⅱ	Teaching Methods (Japanese) II
	国語科教育法Ⅲ	Teaching Methods (Japanese) III
	国語科教育法Ⅳ	Teaching Methods (Japanese) IV

区分	科目名	英訳
司書教諭に関する科目	道徳の指導法（中等）	Guidance for Teaching (Moral Education) in Secondary
	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	Guidance for Teaching (Extracurricular Activities and the Period for Integrated Studies)
	教育の方法及び技術	Principles in Teaching
	生徒指導・進路指導の理論及び方法	Theory and Methods for School and Career Guidance
	教育相談の理論及び方法	Theory and Methods for Educational Guidance
	中等教育実習事前事後指導	Pre- and Post-Guidance for Teaching Practice in Secondary
	中等教育実習Ⅰ	Teaching Practice in Secondary Education I
	中等教育実習Ⅱ	Teaching Practice in Secondary Education II
	教職実践演習（中・高）	Practical Education in Secondary Education
	介護等体験	Care Work Experience
	学校経営と学校図書館	Introduction to School Librarianship
	学校図書館メディアの構成	Managing School Library Media Resources
	学習指導と学校図書館	Education and School Library Services
	読書と豊かな人間性	Theories of Reading and Personal Development in Schools
	情報メディアの活用	Using Multimedia Information Resources
司書に関する科目	生涯学習概論	Introduction to Lifelong Learning
	図書館概論	Introduction to Librarianship
	図書館制度・経営論	Introduction to Library Administration and Management
	図書館情報技術論	Introduction to Library Service Technology
	図書館サービス概論	Introduction to Library Services
	情報サービス論	Introduction to Information Services
	児童サービス論	Library Service for Children
	情報サービス演習Ⅰ	Practicum of Information Retrieval
	情報サービス演習Ⅱ	Practicum of Information Services II

区分	科目名	英訳
学芸員に関する科目	図書館情報資源概論	Introduction to Library and Information Resources
	情報資源組織論	Introduction to Library Material Organization
	情報資源組織演習Ⅰ	Practicum of Library Material Organization I
	情報資源組織演習Ⅱ	Practicum of Library Material Organization II
	図書館基礎特論	Fundamentals of Library and Information Science
	図書館サービス特論	Special Lecture on Library Services
	京都資料論	Resources for Kyoto Studies
	図書・図書館史	History of Book and Libraries
	図書館総合演習	Comprehensive Studies in Library and Information Science
	図書館実習	Library Practicum
	生涯学習概論	Introduction to Lifelong Learning
	博物館概論	Introduction to Museology
	博物館経営論	Theory of Museum Management
	博物館資料論	Theory of Cataloging Museum Collection
	博物館資料保存論	Conservation of Cultural Properties in Museums
	博物館展示論	Museum Display
	博物館教育論	Museum Education
	博物館情報・メディア論	Museum Information and Media
	博物館実習Ⅰ（学内）	Museum Practicum I
	博物館実習Ⅱ（館園）	Museum Practicum II

16－(5) 科目名の英訳対照表（社会情報課程）
SUBJECT TITLES : GENERAL EDUCATION SUBJECTS

区分	科目名	英訳
基礎科目		
	社会情報概論	Introduction to Social Informatics
	社会情報基礎演習Ⅰ	Freshman Seminer in Social Informatics Ⅰ
	社会情報基礎演習Ⅱ	Freshman Seminer in Social Informatics Ⅱ
	社会情報発展演習Ⅰ	Sophomore Seminer in Social Informatics Ⅰ
	社会情報発展演習Ⅱ	Sophomore Seminer in Social Informatics Ⅱ
	情報の科学と倫理	Computer Science and Ethics
	哲学入門	Introduction to Philosophy
	インターネット社会論	Understanding of Internet Society
	ＩＣＴビジネス論	Theory of ICT Business
	暮らしの統計学	Statistics for Daily Use
	ＡＩとデータサイエンス	Introduction to AI and Data Science
	情報技術リテラシー	Literacy for Information Technology
	プログラミング演習	Web Programming Seminar
	アルゴリズム基礎	Algorithm Basics
	情報処理	Information Processing
	ＳＮＳコミュニケーションスキル	Communicaton Skills for SNS
	プレゼンテーション概論	Introduction to Presentation
実践科目		
	アカデミック・ライティング	Japanese for Academic Purposes
	情報演習Ⅰa	Applied Information Studies Ⅰa
	情報演習Ⅰb	Applied Information Studies Ⅰb
	情報演習Ⅱ	Applied Information Studies Ⅱ
	プログラミング実践	Programming practices
	プレゼンテーション演習	Essential Presentation Skills
	話し方と自己表現	Speech and Self-expression
	社会情報フィールド研修	Fieldwork in Social Informatics
	社会情報インターンシップ	Social Informatics Internship
	社会情報海外インターンシップ	Social Informatics Internship Abroad
	子供のネット安全教育の理論と実践	Theory and Practice of Network Safety for Elementary School Students

区分	科目名	英訳
展開科目		
国際日本文化領域	国際日本文化論	Japanese and Global Cultures
	国際関係論	Principles of International Relations
	哲学とキリスト教	Philosophy and Christianity
	スピーチの基礎	Basic Speech
	現代ジャーナリズム入門	The Basics of Contemporary Journalism
	情報・メディアの文化とリテラシー	Media and Information Literacy
	図書館情報技術論	Introduction to Library Service Technology
	子どもの読書とメディア	Children's Reading and the Media
	メディアコンテンツ表現法	Media Contents Expression
	博物館情報・メディア論	Museum Information and Media
生活環境領域	生活経済学	Life Economics
	現代社会と家庭経営	Home Management in Modern Society
	家族社会学	Sociology of Family
	消費生活	Consumer Life
	ライフプランニング論	Life Planning
	ビジネスの基礎Ⅰ	Basic Business I
	ビジネスの基礎Ⅱ	Basic Business II
	マーケティング論	Marketing
	ソーシャルマーケティング論	Social Marketing
	女性起業論	Female Business Promotion
	家庭電気・機械及び情報処理	Electric and Mechanical Home Appliance & Data Process of Homemaking
	服飾心理学	Social and Psychologcal Study of Human Behavior Related to Clothing
	福祉住環境デザイン	Housing Environment Design
心理領域	教育心理学概論	Educational Psychology
	発達心理学概論	Developmental Psychology
	現代青年の心理学	Psychology of Adolescence
	高齢者の心理学	Psychology of Aging
	障害者・障害児心理学	Psychology for Adults & Children with Disabilities
	知覚・認知心理学	Psychology of Perception and Cognition
	学習・言語心理学	Psychology of Learning and Language
	対人関係論	Interpersonal Relationship
	社会・集団・家族心理学Ⅱ（家族）	Social, Group and Family Psychology Ⅱ
	心理カウンセリング概論	Introduction to Psychological Counseling

16－(6) 科目名の英訳対照表（資格関係）
SUBJECT TITLES : GENERAL EDUCATION SUBJECTS

区　分	科　目　名	英　訳
教職に関する科目		**SUBJECTS FOR TEACHER'S CERTIFICATE**
教科及び教職に関する科目	教師論	Theory of Teacher' s Profession
	教育原論	Principle of Education
	教育史	History of Education
	発達と学習の教育心理	Educational Psychology
	教育社会学	Sociology of Education
	教育経営論	Educational Administration and Management
	特別支援教育	Education for Students with Special Needs
	中等教育課程論	Theory of Curriculum in Secondary Education
	国語科教育法Ⅰ	Teaching Methods (Japanese) I
	国語科教育法Ⅱ	Teaching Methods (Japanese) II
	国語科教育法Ⅲ	Teaching Methods (Japanese) III
	国語科教育法Ⅳ	Teaching Methods (Japanese) IV
	道徳の指導法（中等）	Guidance for Teaching (Moral Education) in Secondary Education
	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	Guidance for Teaching (Extracurricular Activities and the Period for Integrated Studies)
	教育の方法及び技術	Principles in Teaching
	教育方法学	Study of Educational Methods
	教育評価	Educational Evaluation
	ＩＣＴ活用教育	Study of ICT Literacy for Education
	生徒指導･進路指導の理論及び方法	Theory and Methods for School and Career Guidance
	教育相談の理論及び方法	Theory and Methods for Educational Guidance
	中等教育実習事前事後指導	Pre- and Post-Guidance for Teaching Practice in Secondary Education
	中等教育実習Ⅰ	Teaching Practice in Secondary Education I
	中等教育実習Ⅱ	Teaching Practice in Secondary Education II

区　分	科　目　名	英　訳
教育・こども領域	消費者行動の心理学	Psychology of Consumer Behavior
	教育原理	Principle of Education
	教育史	History of Education
	教育方法学	Study of Educational Methods
	ＩＣＴ活用教育	Study of ICT Literacy for Education
	情報教育	Information Education
	国際理解教育	International Understanding Education
	算数	Arithmetic
	教育社会学	Sociology of Education
	特別支援教育	Education for Students with Special Needs
	情報メディアの活用	Using Multimedia Information Resources
【専門演習・卒業研究】	社会情報演習	Seminar in Social Informatics
	卒業研究	Graduation Research

区　分	科　目　名	英　訳
教科・教職に関する科目	教職実践演習（中・高）	Practical Education in Secondary Education
	介護等体験	Care Work Experience
学校図書館司書教諭に関する科目		**SUBJECTS FOR TEACHER LIBRARIAN'S CERTIFICATE**
	学校経営と学校図書館	Introduction to School Librarianship
	学校図書館メディアの構成	Managing School Library Media Resources
	学習指導と学校図書館	Education and School Library Services
	読書と豊かな人間性	Theories of Reading and Personal Development in Schools
	情報メディアの活用	Using Multimedia Information Resources
図書館司書に関する科目		**UBJECTS FOR LIBRARIAN'S CERTIFICATE**
	生涯学習概論	Introduction to Lifelong Learning
	図書館概論	Introduction to Librarianship
	図書館制度・経営論	Introduction to Library Administration and Management
	図書館情報技術論	Introduction to Library Service Technology
	図書館サービス概論	Introduction to Library Services
	情報サービス論	Introduction to Information Services
	児童サービス論	Library Service for Children
	情報サービス演習Ⅰ	Practicum of Information Retrieval
	情報サービス演習Ⅱ	Practicum of Information Services II
	京都資料論	Resources for Kyoto Studies
	情報資源組織論	Introduction to Library Material Organization
	情報資源組織演習Ⅰ	Practicum of Library Material Organization I
	情報資源組織演習Ⅱ	Practicum of Library Material Organization II
	図書館基礎特論	Fundamentals of Library and Information Science
	図書館サービス特論	Special Lecture on Library Services
	図書館情報資源概論	Introduction to Library and Information Resources
	図書・図書館史	History of Book and Libraries
	図書館総合演習	Comprehensive Studies in Library and Information Science
	図書館実習	Library Practicum

区　分	科　目　名	英　訳
博物館学芸員に関する科目		**SUBJECTS FOR MUSEUM STAFF CERTIFICATE**
	生涯学習概論	Introduction to Lifelong Learning
	博物館概論	Introduction to Museology
	博物館経営論	Theory of Museum Management
	博物館資料論	Theory of Cataloging Museum Collection
	博物館資料保存論	Conservation of Cultural Properties in Museums
	博物館展示論	Museum Display
	博物館教育論	Museum Education
	博物館情報・メディア論	Museum information and Media
	博物館実習Ⅰ（学内）	Museum Practicum I
	博物館実習Ⅱ（館園）	Museum Practicum II
日本語教員養成課程に関する科目	日本語教授法	Teaching Methods (Japanese as a Second Language)
	日本語教育実習Ⅰ	Teaching Practice (Japanese as a Second Language) I
	日本語教育実習Ⅱ	Teaching Practice (Japanese as a Second Language) II
	日本語教育実習Ⅲ	Teaching Practice (Japanese as a Second Language) III

17. 京都ノートルダム女子大学学則・規程等

京都ノートルダム女子大学学則

第１章　目的及び自己点検・評価

（目的）
第１条　京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、深く専門の学芸を教授研究するとともに、カトリック精神及び日本文化の優れた伝統を体し、教養高き女性を育成して我が国文化の推進に寄与することを目的とする。
２　本学は、その目的の実現のため、教育、研究活動を通じて社会との連携を深めるとともに、社会の発展に寄与するものとする。

（自己点検・評価）
第１条の２　本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施し、その改善・充実に努める。
２　自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に規程で定める。

第２章　教育研究上の基本組織

（学部）
第２条　本学に国際言語文化学部及び現代人間学部を置く。
(1) 国際言語文化学部は、言語・歴史・文学・思想・芸術・倫理・宗教など、人々の生活形成の様式と内容の総体である「文化」という視点から、「人間」存在の意味やその営為のありさまを学際的に学び、文化の多様性を理解し、異文化に対する寛容な国際感覚を身につけ、幅広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。
(2) 現代人間学部は、人間やその生活、社会、自然に対する総合的な理解に基づく実践的な能力を身につけた人材を養成するため、学際的な学びを深め、専門知識の向上に相乗効果を発揮させた総合的な教育研究を行うことを目的とする。

（学部等連係課程）
第２条の２　本学に大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）に定める学部等連係課程実施基本組織として、社会情報課程を置く。
(1) 社会情報課程は、社会における情報の意味とその働きを理解し、情報を科学的に取り扱うための基礎的な知識・技能と態度を身につけるとともに、自ら問いを立て、主体的に解決をめざせる能力を身につけることを目的とし、社会学、心理学、教育学など関連する人文・社会諸科学による学際的な教育研究を行う。

（学科）
第３条　国際言語文化学部に英語英文学科、国際日本文化学科の２学科を置き、現代人間学部に生活環境学科、心理学科及びこども教育学科の３学科を置く。
２　現代人間学部こども教育学科に保育士養成課程（指定保育士養成施設）を置き、保育士養成課程に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第３章　修業年限及び収容定員

（修業年限）
第４条　本学の修業年限は、４年とする。ただし、３年次編入学生の修業年限は２年とする。

（在学期間）
第５条　在学期間は、８年を超えることはできない。ただし、転入学生及び編入学生の在学期間は、修業年限の２倍までとする。

（学生定員）
第６条　本学の学生定員は、次のとおりとする。

学部等	学　科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際言語文化学部	英語英文学科	80 人	3 年次　2 人	324 人
	国際日本文化学科	50	3	206
現代人間学部	生活環境学科	70【7】	－	280【28】
	心理学科	100【7】	－	400【28】
	こども教育学科	70【6】	－	280【24】
社会情報課程		20	－	80
備考　社会情報課程の入学定員及び収容定員は、現代人間学部の定員の内数とし、【 】は、各学科に係る内数を示す。				

第４章　学年、学期及び休業日

（学年）
第７条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（学期）
第８条　学年を分けて、次の２学期とする。
前　期　　４月１日から９月 30 日まで
後　期　　10 月１日から翌年３月 31 日まで

（休業日）
第９条　休業日は、次のとおりとする。
(1) 日曜日及び土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
(3) 創立記念日（12 月８日）
(4) 春期休業日（３月 21 日から４月７日まで）
(5) 夏期休業日（８月１日から９月 30 日まで）
(6) 冬期休業日（12 月 24 日から翌年１月７日まで）
２　学長は、必要により、臨時に休業し、又は、休業日に授業を課すことがある。

第５章　教育課程、授業科目及び単位

（教育課程、授業科目及び単位）
第１０条　教育課程、授業科目及び単位に関することは、別に規程で定める。

第１１条　（削除）

（授業期間）
第１２条　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週を原則とする。

（授業の方法）
第１３条　授業は、講義、演習、実験、実習及び実技により行うものとする。
２　前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
３　前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。
４　第２１条第２項に定める卒業の要件として修得すべき単位のうち、第２項の授業の方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

（単位の授与）
第１４条　授業科目の履修は、単位制とし、履修した授業科目に対しては、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、第１８条第２項の授業科目については、別に定める基準により単位を与えることできる。
２　成績評点は、100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。ただし、100 点を満点とする評価を行うことが難しい授業科目については、別に定める方法によることができる。

第１５条　（削除）

（入学前の既修単位等の認定）
第１６条　教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得したものを含む）を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った第１７条の２に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
３　前２項により修得したものとみなすことができる単位数又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、合わせて 30 単位を超えないものとする。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第１７条　教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協定に基づき、当該他大学等の授業科目を履修させ、修得した単位のうち 30 単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は、第３１条の規定による留学の場合に準用する。この場合において、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数は、前項の単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

第１７条の２　教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において、与えることができる単位は、前条の単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

（単位算定の基準）
第１８条　授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって１単位
(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって１単位
(3) １の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前２号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって１単位
２　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

（履修登録単位数の制限）
第１８条の２　各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、１年間及び１学期間に履修登録することができる単位数を制限する。
２　履修登録単位数の制限及びその取り扱いについては、別に規程で定める。

（教育職員免許状の取得）
第１９条　教育職員免許状取得のための所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法の定めるところに従って必要な単位を修得しなければならない。
２　本学において取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

国際言語文化学部	英語英文学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	外国語 （英語）
	国際日本文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語
現代人間学部	生活環境学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家庭
	こども教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状	
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者

（司書資格の取得）
第２０条　司書となる資格を得ようとする者は、図書館法の定めるところに従って本学所定の必要な単位を修得しなければならない。

（博物館学芸員資格の取得）
第２０条の２　博物館学芸員となる資格を得ようとする者は、博物館法の定めるところに従って本学所定の必要な単位を修得しなければならない。

（司書教諭資格の取得）
第２０条の３　司書教諭となる資格を得ようとする者は、第１９条に定める科目を履修するほか学校図書館法の定めるところに従って本学所定の必要な単位を修得しなければならない。

（保育士資格の取得）
第２０条の４　現代人間学部こども教育学科において、保育士となる資格を得ようとする者は、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則の定めるところにより、第１０条に定める科目の単位を修得しなければならない。

第２０条の５　（削除）

第２０条の６　現代人間学部生活環境学科及び心理学科において、精神保健福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、本学が別に定めるところにより精神保健福祉士養成課程に在籍し、科目の単位を修得しなければならない。

（公認心理師受験資格の取得）
第２０条の７　現代人間学部心理学科において、公認心理師受験資格を得ようとする者は、公認心理師法の定めるところにより、本学が別に定める科目の単位を修得しなければならない。

第６章　卒業及び学位の授与

（卒業及び学位）
第２１条　第４条に定める年数以上本学に在学し、所定の授業科目を履修して、その単位を修得した学生には卒業証書を授与する。
２　卒業の要件となる単位の修得については、別に定める。
３　卒業の時期は、学年の終わり又は学期の終わりとする。
４　本学を卒業した者に、次の学士の学位を授与する。

国際言語文化学部	
英語英文学科	学士（文学）
国際日本文化学科	学士（人間文化）
現代人間学部	
生活環境学科	学士（生活環境）
心理学科	学士（心理学）
こども教育学科	学士（こども教育）
社会情報課程	学士（社会情報）

（卒業延期）
第２１条の２　卒業の要件を満たした者が卒業時期の延期を希望するときは、これを許可することができる。
２　卒業延期について必要な事項は、別に定める。

第７章　入　学

（入学時期）
第２２条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生の入学の時期は、別に定める。

（入学資格）
第２３条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。
(1) 高等学校を卒業した者
(2) 通常課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
(3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者
(6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
(7) その他、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

（入学願）
第２４条　本学に入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書の提出その他の必要な手続きをしなければならない。

（入学許可）
第２５条　学長は、学科試験及び身体検査その他の成績により選考の上、入学を許可する。

（入学手続）
第２６条　入学を許可された者は、所定の期日までに在学誓書及び在学保証書の提出及びその他の必要な入学手続きをしなければならない。
２　入学を許可された者が前項の手続きをしないときは、入学許可を取り消すことができる。

（保証人）
第２７条　保証人は、父母又はこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。
２　父母又はこれに代わるべき者の許から直接通学できない者は、副保証人を必要とする。
３　副保証人は、京都市内又はその附近に在住する成年者で本学が適当と認めた者とする。ただし、外国人留学生にあっては、別に定める。
４　保証人は、その学生の在学中における一切のことについて連帯の責任を負わなければならない。
５　保証人が死亡し、又はその他の理由によって資格を失ったときは、新たに保証人を定めて届け出るものとする。

第８章　転学、編入学、転学部、転学科、留学、休学、退学、除籍及び再入学

（転入学）
第２８条　他の大学から、本学に転入学しようとする者は、 転入学願を提出しなければならない。
２　学長は審査の上、転入学を許可する。
３　転入学願には、現に在学する大学の学長の承諾書を添付しなければならない。

（編入学）
第２９条　本学に編入学しようとする者は、編入学願を提出しなければならない。
２　学長は、編入学定員を超えない範囲で、3 年次に編入学を許可する。
３　前項の規定にかかわらず、2 年次の学年定員に欠員が生じた場合には、2 年次に編入学により学生を受け入れることがある。この場合の修業年限は 3 年とする。
４　前２項の規定により本学に編入学を志願できる者は、次のとおりとする。
(1) 3 年次編入にあっては、大学を卒業した者又は大学に 2 年以上在学し、卒業要件となる単位を 62 単位以上修得した者又は修得見込みの者とし、2 年次編入にあっては、大学を卒業した者又は大学に 1 年以上在学し、卒業要件となる単位を 31 単位以上修得した者又は修得見込みの者とする。
(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者（卒

業見込みの者を含む。）
(3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者又は修了見込みの者。ただし、学校教育法第９０条に規定する大学入学資格を有するものに限る。
(4) 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者又は修了見込みの者。
5　前４項に定めるほか、編入学に関し必要な事項は、別に規程で定める。

（転出）
第３０条　本学から他の大学に転学しようとする者は、その事由を具して学長に願い出て許可を受けなければならない。

（転学部及び転学科）
第３０条の２　本学の学生で転学部及び転学科を希望する者があるときは、学年の始めに限り選考の上、これを許可することがある。
2　転学部及び転学科に関し必要な事項は、別に規程で定める。

（留学）
第３１条　外国の大学で学修しようとする者は、留学願を提出しなければならない。
2　学長は、留学の期間が１年を超えない期間の範囲で留学を許可する。ただし、特別の事情があるときは、さらに１年以内に限り延長の許可をすることがある。
3　留学の期間は、在学の期間に算入する。

（休学及び復学）
第３２条　疾病その他やむを得ない事由により引き続き ３ ヵ月以上休学しようとする者又は休学の事由が止み復学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。なお、疾病の場合は医師の診断書の提出を要する。

（休学の期間）
第３２条の２　休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、学長の許可を得て、さらに１年以内に限り休学することができる。
2　休学の期間は、通算して４年を超えることができない。
3　休学の期間は、在学の期間に算入しない。

（退学）
第３３条　退学しようとする者は、その事由を具して、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

（除籍）
第３３条の２　学生が次の各号の一に該当するときは、除籍することができる。
(1) 第５条に掲げる在学期間を超えたとき。
(2) 第３２条の２に規定する休学期間を超えてもなお復学できないとき。
(3) 病気その他の事由により成業の見込みがないと認められるとき。
(4) 授業料及び教育充実費又は在籍料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しないとき。
(5) 死亡したとき。
(6) 長期にわたり行方不明となったとき。
2　前項第４号により除籍された者が、別に定める期間内に未納の額を納入し、復籍を願い出たときは、除籍を取り消すことがある。

（再入学）
第３４条　本学を退学し再度入学を希望する者があるときは、審査の上、これを許可することがある。
2　再入学に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第９章　学生納入金

（入学検定料、入学金及び授業料等）
第３５条　入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費は、別表に定めるとおりとする。
2　前項の費用のほか、実習費等を徴収する場合がある。
3　既納の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費料は、返還しない。

（納入期）
第３６条　入学検定料及び入学金は、指定する期日までに納めなければならない。
2　授業料及び教育充実費は、年額の２分の１相当額を次の納入期に納めなければならない。ただし、新入学生にあっては、別に納入期日を設ける。期日までに納入がないときは、入学の許可を取り消すことがある。

学期	納入期
前期	4 月 1 日から　4 月 30 日まで
後期	10 月 1 日から 10 月 31 日まで

第３６条　（削除）

第３７条　（削除）

（授業料等の延納及び分納）
第３８条　授業料及び教育充実費の全部又は一部を指定する期日までに納入できない事由があるときは、遅滞なく願い出て延納又は分納の許可を受けなければならない。
2　前項の延納及び分納に関し必要な事項は、別に規程で定める。

（休学中の在籍料）
第３９条　学年又は学期を通して休学を許可された場合は、別表に定める在籍料を指定する期日までに納めなければならない。
2　既納の在籍料は、返還しない。

（入学検定料、入学金及び授業料等の減免）
第４０条　成績優秀にして、学資の支弁が極めて困難な者、その他本学が定める条件を満たす者には、入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費を減免することがある。
2　前項の減免に関し必要な事項は、別に規程で定める。

（奨学金）
第４１条　成績優秀な者又は経済的理由により修学困難な者には、選考の上、奨学金を支給又は貸与することができる。
2　奨学生及び奨学金に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第１０章　科目等履修生、単位互換履修生、聴講生、

外国人留学生及び外国人研究員

（科目等履修生・単位互換履修生）
第４２条　本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうち、１又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として許可することができる。
２　他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、大学間の協定に基づき、特定の授業科目を定め履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、単位互換履修生として許可することができる。
３　科目等履修生及び単位互換履修生に対する単位の授与については第１４条の規定を準用する。
４　科目等履修生及び単位互換履修生に関し必要な事項は、別に規程で定める。

（聴講生）
第４３条　本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうち、１又は複数の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として許可することができる。
２　聴講生に関し必要な事項は、別に規程で定める。

（外国人留学生）
第４４条　外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する女子及び外国の大学との協定に基づき、本学に留学を希望する女子があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。
２　外国人留学生に関し必要な事項は、別に規程で定める。

（外国人研究員）
第４５条　外国の大学との協定に基づき、本学において研究を希望する者があるときは、選考の上、外国人研究員として受け入れることがある。

第１１章　公開講座

（公開講座）
第４６条　本学は、随時に公開講座を開設することがある。
２　公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第１２章　賞　罰

（表彰）
第４７条　学生として品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行ある者には、表彰することがある。

（懲戒）
第４８条　学則その他本学の定める諸規程に違反し、学生の本分に反する行為のあったときは、学長は懲戒を行う。
２　懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
３　前項の退学は、次の各号に該当する学生に対してのみ行う。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由なくして出席常でない者
(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第１３章　職員組織

（職員）
第４９条　本学に学長、教授、准教授、講師及び助教並びに事務職員その他職員を置く。
２　本学に副学長を置くことがある。副学長は学長を助け、学長の命を受け校務をつかさどる。
３　学部に学部長を置く。学部長は学部を統括し、校務をつかさどる。
４　学科に学科主任を置く。学科主任は学科の業務を掌理する。
５　社会情報課程に課程長を置く。課程長は課程を統括し、校務をつかさどる。

（教授会）
第５０条　学部及び社会情報課程に学校教育法第９３条第１項に規定する教授会を置く。

（教授会の審議事項）
第５１条　教授会の審議事項は、別に規程で定める。

第１４章　教育研究センター

（教育研究センター）
第５２条　本学に次の教育研究センターを置く。
(1) 教育センター
(2) キャリアセンター
(3) カトリック教育センター
(4) 国際教育センター
２　教育研究センターに関する必要な事項は、別に規程で定める。

第１５章　図書館情報センター

（図書館情報センター）
第５３条　本学に図書館情報センターを置く。
２　図書館情報センターに関する必要な事項は、別に規程で定める。

第１６章　附属施設

（附属施設）
第５４条　本学に次の附属施設を置く。
(1) 心理臨床センター
(2) 学生寮
２　附属施設に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第１７章　補　則

（細則）
第５５条　この学則の実施に際し必要な事項は、別に細則で定める。

（学則の改正）
第５６条　この学則の改正には、管理運営会議の議を経て、学校法人ノートルダム女学院理事会の承認を得るものとする。

附　則
この学則は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 41 年 3 月 22 日改正）
この改正は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 42 年 3 月 20 日改正）
この改正は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 42 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、従前の例による。

附　則（昭和 43 年 3 月 20 日改正）
この改正は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 44 年 3 月 20 日改正）
この改正は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 44 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附　則（昭和 46 年 3 月 20 日改正）
この改正は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。但し、第３２条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお、昭和 46 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。但し、第１０条別表の改正は、この限りでない。

附　則（昭和 47 年 3 月 20 日改正）
この改正は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 47 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附　則（昭和 48 年 3 月 20 日改正）
この改正は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。但し、第３２条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。

附　則（昭和 49 年 3 月 20 日改正）
この改正は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。但し、第３２条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお昭和 49 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附　則（昭和 50 年 3 月 20 日改正）
この改正は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。但し、第３２条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお昭和 50 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附　則（昭和 51 年 3 月 20 日改正）
この改正は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。但し、第３２条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお昭和 51 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附　則（昭和 52 年 3 月 22 日改正）
この改正は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。なお、昭和 52 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附　則（昭和 53 年 3 月 20 日改正）
この改正は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。但し、第３２条の改正は、同年 1 月 1 日から適用する。なお昭和 53 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附　則（昭和 54 年 3 月 20 日改正）
この改正は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 54 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料および別表については、なお従前の例による。

附　則（昭和 55 年 3 月 21 日改正）
この改正は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。但し、第３２条の改正は昭和 54 年 11 月 1 日から適用する。なお昭和 55 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附　則（昭和 56 年 3 月 20 日改正）
この改正は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。但し、第３２条の改正は、昭和 55 年 11 月 1 日から適用する。なお昭和 56 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附　則（昭和 57 年 3 月 20 日改正）
この改正は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。但し、第３２条の改正は、昭和 56 年 11 月 1 日から適用する。なお昭和 57 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附　則（昭和 58 年 3 月 15 日改正）
この改正は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 58 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附　則（昭和 59 年 3 月 15 日改正）
この改正は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 59 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附　則（昭和 60 年 3 月 15 日改正）
この改正は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 60 年 3 月 31 日以前の入学者の授業料については、なお従前の例による。

附　則（昭和 61 年 3 月 15 日改正）
この改正は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 61 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（昭和 62 年 3 月 16 日改正）
この改正は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。但し、第３２条の改正は、昭和 61 年 11 月

1日から適用する。なお昭和62年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（昭和63年3月16日改正）

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。但し、昭和63年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（平成元年3月16日改正）

この改正は、平成元年4月1日から施行する。但し、平成元年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（平成2年3月20日改正）

この改正は、平成2年4月1日から施行する。但し、第３３条第１項の改正は、平成元年11月1日から適用する。なお、平成2年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（平成3年3月6日改正）

この改正は、平成3年4月1日から施行する。但し、平成3年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（平成4年1月22日改正）

この改正は、平成4年4月1日から施行する。但し、第３３条第１項の改正は、平成3年11月1日から適用し、第７章の改正は、平成4年3月1日から適用する。なお、平成4年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（平成5年1月20日改正）

この改正は、平成4年から施行する。但し、第３２条の改正は、平成4年10月1日から適用する。なお、平成5年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（平成6年3月11日改正）

この改正は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第３５条第１項の改正は、平成5年10月1日から適用する。なお、平成6年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（平成7年1月17日改正）

この改正は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第３６条の改正は、平成6年10月1日から適用する。なお、平成7年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（平成8年1月16日改正）

この改正は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第３６条の改正は、平成7年10月1日から適用する。なお、平成8年3月31日以前の入学者については、第１１条別表の生活文化学科専門教育科目のうち平成7年度以前入学者にも適用する3科目及び特定目的海外研修科目を除き、なお従前の例による。

附　則（平成9年1月14日改正）

1　この改正は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第３６条の改正は、平成8年10月1日から適用する。なお、平成9年3月31日以前の入学者については、第１１条別表の英語英文学科専門教育科目のうち平成 8 年度以前入学者にも適用する３科目及び特定目的海外研修科目を除き、なお従前の例による。

2　第１１条別表の司書に関する科目は、図書館法施行規則の一部改正（平成8年8月28日省令第27号）に伴い平成9年4月1日に改正し、平成10年4月1日から施行する。ただし、旧規程と新規程の経過措置として旧規程の科目の単位を平成10年3月31日まで存続させ、平成8年度以前入学者については、平成12年3月31日までの間、旧規程で修得した科目の単位を新規程の相当する科目の単位とみなす。

附　則（平成10年1月20日改正）

1　この改正は、平成10年4月1日から施行する。
2　第１５条、第１６条の改正、及び別表（第１１条関係）の改正における教養共通科目統合科目「コンピューターの基礎」については、平成10年度以後の入学者に適用する。
3　第３４条及び第３６条の改正は、平成9年10月1日から適用する。ただし、平成9年度以前の入学者に係る授業料の年額については、改正後の第３６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4　平成9年度以前において、本学との協定に基づき、本学の授業科目を履修した他大学（外国の大学を含む。）の学生については、改正後の第４２条の規定により履修したものとする。
5　別表（第１１条関係）の英語英文学科専門教育科目「同時通訳法」の改正に係る経過措置については、当該学科の定めるところによる。

附　則（平成10年12月18日改正）

1　この改正は、平成11年4月1日から施行する。
2　第３６条の２は、平成10年10月1日から適用する。ただし、平成10年度以前の入学者に係る授業料の年額については、第３６条の２の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　第４０条の改正は、平成10年10月1日から適用する。ただし、平成10年度以前の入学者に係る休学中の授業料については、改正後の第４０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4　第４９条及び第５０条の改正は、平成11年1月1日から適用する。
5　別表（第１１条関係）の英語英文学科専門教育科目「同時通訳入門」「外国語としての日本語」に係る経過措置については、当該学科の定めるところによる。
6　別表（第１１条関係）の生活文化学科専門教育科目「住生活学」「住宅論」「住居史」「住宅構造学Ⅰ・Ⅱ」「住居材料学実習」「家庭教育」に係る経過措置については、当該学科の定めるところによる。

附　則（平成11年12月22日改正）

1　この改正は、平成12年4月1日から施行する。
2　第２条、第３条、第６条、第１０条、第１１条、第１５条、第１９条及び第２１条の改正は、平成12年度入学生から適用し、平成11年度以前の入学生については、なお従前の例による。
3　改正後の第６条に定める英語英文学科及び生活文化学科の平成12年度から平成14年度までの収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

平成12年度	英語英文学科	収容定員	710名		生活文化学科	収容定員	240名
平成13年度	〃	〃	620名		〃	〃	160名
平成14年度	〃	〃	530名		〃	〃	80名

附　則（平成12年12月21日改正）

1　この改正は、平成13年4月1日から施行する。
2　改正後の第６条に定める英語英文学科の平成13年度から平成14年度までの収容定員については、第６条の規定にかかわらず次のとおりとする。

平成13年度	英語英文学科	収容定員642名
平成14年度	英語英文学科	収容定員574名

3　第１１条（別表）（博物館学芸員に関する科目を除く）の改正は、平成 13 年度入学者から適用し、平成 12 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
4　第１９条の改正は、平成 13 年度入学者から適用し、平成 12 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
5　第１０条、第１１条及び第２０条の２の改正については、平成 12 年度以後入学者のうち人間文化学科入学者に適用し、平成 11 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
6　第３０条の２の改正は、平成 12 年度入学者から適用し、平成 11 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附　則（平成 13 年 12 月 12 日改正）
この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 14 年 3 月 12 日改正）
この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 14 年 12 月 9 日改正）
この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 15 年 3 月 15 日改正）
この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 15 年 12 月 18 日改正）
1　第３４条に関する改正は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。
2　第５４条に関する改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
3　第１０条、第１１条、第１１条（別表）及び第１５条の改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
なお、この改正は、平成 16 年度入学者から適用し、平成 15 年度以前の入学者については従前の例による。

附　則（平成 16 年 12 月 22 日改正）
1　この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
2　第２条、第３条、第６条、第１０条、第１１条、第１１条別表（人間文化学部の「キリスト教音楽」「キャリア形成」「ことばの習得」「演劇法の基礎」「演劇法」「栄養学概論」「ライフステージと食生活」「食品官能評価論」及び「食品流通論」を除く。）、第１５条、第１９条及び第２１条の改正は、平成 17 年度入学者から適用し、平成 16 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3　改正後の第６条に定める人間文化学科及び生涯発達心理学科の平成 17 年度から平成 19 年度までの収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。
平成 17 年度　人間文化学科　収容定員 211 名　　生涯発達心理学科　収容定員 389 名
平成 18 年度　人間文化学科　収容定員 226 名　　生涯発達心理学科　収容定員 274 名
平成 19 年度　人間文化学科　収容定員 241 名　　生涯発達心理学科　収容定員 137 名

附　則（平成 17 年 3 月 9 日改正）
この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 17 年 12 月 21 日改正）
1　この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
2　第１１条（別表）の改正は、平成 18 年度入学者から適用し、平成 17 年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、「インターンシップ」「英語で学ぶ日本文化」「日中文化交流史」「専門書講読Ⅰ」「専門書講読Ⅱ」及び「教育経営論」に係る改正は、平成 16 年度入学者から適用し、平成 15 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3　第１９条の改正は、平成 18 年度入学者から適用し、平成 17 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（平成 18 年 3 月 31 日改正）
この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
文学部生活文化学科は、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附　則（平成 18 年 11 月 22 日改正）
1　この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
2　第２条、第３条、第６条、第１５条、第１９条、第２０条の４、及び第２１条の改正は、平成 19 年度入学生から適用し、平成 18 年度以前の入学生については、なお従前の例による。
3　改正後の第６条に定める人間文化学部生活福祉文化学科の平成 19 年度から平成 21 年度までの収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。
平成 19 年度　人間文化学部生活福祉文化学科収容定員　293 名
平成 20 年度　人間文化学部生活福祉文化学科収容定員　190 名
平成 21 年度　人間文化学部生活福祉文化学科収容定員　 95 名

附　則（平成 18 年 12 月 20 日改正）
1　この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
2　第１１条別表（小学校教育実習及び幼稚園教育実習に係るものを除く。）の改正は、平成 19 年度入学生から適用し、平成 18 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（平成 19 年 3 月 20 日改正）
この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 19 年 6 月 27 日改正）
この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 19 年 9 月 26 日改正）
この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 19 年 12 月 19 日改正）
1　この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
2　第１０条、第１１条及び第１１条別表の改正は、平成 20 年度入学生から適用し、平成 19 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（平成 20 年 1 月 30 日改正）
この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 20 年 7 月 23 日改正）
この改正は、平成 20 年 7 月 24 日から施行する。ただし、別表１の改正は、平成 21 年度入学生から適用し、平成 20 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（平成 20 年 12 月 24 日改正）
1　この改正は、平成 20 年 12 月 25 日から施行する。

2　第１５条の人間文化学科に係る改正は、平成 20 年度入学生から適用し、平成 19 年度以前の入学生については、なお従前の例による。
3　別表１の改正は、平成 21 年度入学生から適用し、平成 20 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（平成 21 年１月 28 日改正）
1　この改正は、平成 22 年４月１日から施行する。
2　改正後の第６条に定める人間文化学部人間文化学科の平成 22 年度の収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。
平成 22 年度　人間文化学部人間文化学科　収容定員　248 名

附　則（平成 21 年３月 18 日改正）
この改正は、平成 21 年３月 19 日から施行する。ただし英語Ⅲ・Ⅳ（リーディング＆ライティング）及び生活福祉文化学部のノートルダム学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに係る改正は、平成 20 年度入学者から適用し、平成 19 年度以前入学生については、なお従前に例による。

附　則（平成 21 年５月 20 日改正）
この改正は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 21 年 10 月 28 日改正）
この改正は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 21 年 12 月 24 日改正）
この改正は、平成 22 年４月１日から施行する。ただし、平成 22 年度入学生から適用し、平成 21 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附　則（平成 22 年１月 27 日改正）
この改正は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年３月 17 日改正）
この改正は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年５月 28 日改正）
この改正は、平成 22 年５月１日から施行する。

附　則（平成 22 年 10 月 19 日改正）
この改正は、平成 23 年４月１日から施行する。ただし、平成 23 年度入学生から適用し、平成 22 年度以前入学生については、なお従前の例による（ノートルダム学Ⅰ～Ⅲ及び基礎技能演習の単位数の記載に係るもの並びにウェブデザイン実務士に関する科目に係るものを除く。）。

附　則（平成 23 年１月 18 日改正）
1　この改正は、平成 23 年４月１日から施行する。
2　第１９条及び別表１の改正は、平成 23 年度入学者から適用し、平成 22 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（平成 23 年３月 29 日改正）
1　この改正は、平成 23 年４月１日から施行する。

2　人間文化学部生活福祉文化学科及び生涯発達心理学科は、平成 23 年３月 31 日をもって廃止する。

附　則（平成 23 年 10 月 18 日改正）
1　この改正は、平成 24 年４月１日から施行する。
2　第６条に係る改正は、平成 25 年４月１日から施行する。改正後の第６条に定める心理学部心理学科の平成 25 年度の収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

心理学部	心理学科	収容定員	670 名
	発達心理専攻	収容定員	129 名
	学校心理専攻	収容定員	210 名
	臨床心理専攻	収容定員	331 名

3　第２０条の６及び別表１に係る改正は、平成 24 年度入学者から適用し、平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、平成 24 年度以後に編入学した者及び再入学した者については、入学時点の学年にかかわらず、改正後の規定によることができる。

附　則（平成 24 年１月 17 日改正）
1　この改正は、第２１条の２に係るものについては改正の日から、それ以外については平成 24 年４月１日から、それぞれ施行する。ただし、第１０条、第１１条、第１５条並びに別表１に定める授業科目の区分（異なる区分への授業科目の移動を含む。）、履修条件及び授業科目のうち次に掲げるもの並びに平成 23 年 10 月 18 日の改正に係る生活福祉文化学部専門教育科目に係る改正は、平成 24 年度以後の入学者に適用し、平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
ノートルダム学Ⅰ・Ⅱ、キリスト教音楽、基礎演習Ⅰ・Ⅱ、学びの扉Ⅰ・文化学、学びの扉Ⅱ・京都学、学びの扉Ⅲ・芸術学、学びの扉Ⅳ・文学、学びの扉Ⅴ・ことば学、学びの扉Ⅵ・女性学
2　平成 23 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正（平成 23 年 10 月 18 日の改正を含む。）前の別表１の授業科目（以下「旧科目」という。）のうち次２項に掲げるものを除く旧科目を履修することができる。ただし、各学部（共通教育科目にあっては教務委員会）が別に定める期間内に限る。
3　平成 23 年度以前の入学者が、次の表に定める改正後の別表１の授業科目（以下「新科目」という。）を履修したときは、対応する旧科目に読替える。ただし、特に必要がある場合で、各学部（共通教育科目にあっては教務委員会）が適当と認めるときは、これ以外の科目の組合せについて読替えることができる。

新科目	旧科目
キリスト教入門	人間と宗教
健康スポーツ演習	健康スポーツ実習
アラビア語Ⅰ	アラビア語とアラブ文化Ⅰ
アラビア語Ⅱ	アラビア語とアラブ文化Ⅱ
日本語コミュニケーションⅠ	言語コミュニケーションⅠ
日本語コミュニケーションⅡ	言語コミュニケーションⅡ
日本語コミュニケーションⅢ	言語コミュニケーションⅢ
発展演習Ⅰ	専門書講読Ⅰ
発展演習Ⅱ	専門書講読Ⅱ
心理学研究法	心理学研究法入門
心理検査法	心理検査法入門
心理統計法Ⅰ及び心理統計法Ⅱ	心理統計法
推測統計学Ⅰ及び推測統計学Ⅱ	推測統計学

4　次の表の旧科目の単位を既に修得した者は、対応する新科目を履修できない。

新科目	旧科目
キャリア形成	キャリア形成Ⅰ
キャリア形成	キャリア形成Ⅱ
英語応用ａ	英語応用Ⅳ
英語応用ｂ	英語応用Ⅵ
英語応用ｃ	英語応用Ⅶ
英語応用ｅ	英語応用Ⅱ
英語応用ｆ	英語応用Ⅲ
英語応用ｇ	英語応用Ⅰ
英語応用ｈ	英語応用Ⅴ
英語応用ｊ	英語応用Ⅷ
日本古典文学講読	日本文学講読Ⅰ
日本近代文学講読	日本文学講読Ⅱ
日本文学特講	文学特講Ⅰ
識字活動と子どもの権利	識字活動と児童図書出版支援
昔話とストーリーテリング	口承文化としての昔話・伝説
図書館情報技術論	情報機器論
日中近代語彙比較論	日中文化比較語彙論
漢文学入門	文学特講Ⅱ
漢文学特講	日中文化交流史
朝鮮文化論	朝鮮文学講読
アラブ文学特講	文学特講Ⅲ
比較文学講読	比較文学講読Ⅰ
西洋美術史	西洋近代美術
音楽鑑賞法	音楽学概論
西洋思想史（古代・中世）	西洋思想史（古代）
キリスト教とラテン語Ⅰ	初歩のラテン語Ⅰ
キリスト教とラテン語Ⅱ	初歩のラテン語Ⅱ
精神医学Ⅰ	精神保健学
図書館制度・経営論	図書館経営論
図書館サービス概論	図書館サービス論
情報サービス論	情報サービス概説
○情報サービス演習Ⅰ	情報検索演習
情報サービス演習Ⅱ	レファレンスサービス演習
図書館情報資源概論	図書館資料論
情報資源組織論	資料組織概説
情報資源組織演習	資料組織演習
図書館情報資源特論	専門資料論
図書館サービス特論	資料特論
○図書・図書館史	図書及び図書館史
博物館情報・メディア論	視聴覚メディア論

（備考）

1　平成 23 年度以前の入学者が履修した新科目の単位は、相当する旧科目の属する科目区分（人間文化学科に入学した者が○印を付した新科目を履修した場合にあっては

専門教育科目及び司書に関する科目の両方の区分）に算入する。

2　視聴覚メディア論の単位を既に修得した者で、博物館情報論の単位を修得していないものは、表の規定にかかわらず、博物館情報・メディア論を履修できる。ただし、卒業要件単位には算入しない。

3　司書に関する科目及び学芸員に関する科目の移行措置については、本学学則に定めるもののほか、関係法令の定めるところによる。

附　則（平成 24 年 3 月 27 日改正）

1　この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第６条、第１０条、第１１条、第１５条及び別表２並びに別表１に定める授業科目の区分（異なる区分への授業科目の移動を含む。）、履修条件、必修科目及び次に掲げる授業科目に係る改正は、平成 25 年度以後の入学者に適用し、平成 24 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

現代社会調査演習Ⅰ、現代社会調査演習Ⅱ

2　平成 24 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正前の別表１の授業科目（以下「旧科目」という。）のうち次項に掲げるものを除く旧科目を履修することができる。

ただし、心理学部が別に定める期間内に限る。

3　平成 24 年度以前の入学者が、次の表に定める改正後の別表１の授業科目（以下「新科目」という。）を履修したときは、対応する旧科目に読替える。

新科目	旧科目
心理テスト入門	心理検査法入門
心理テスト実習	心理検査法実習

4　次の表の旧科目の単位を既に修得した者は、対応する新科目を履修できない。

新科目	旧科目
現代青年の心理学	青年心理学
パーソナリティ心理学	人格心理学
現代社会の心理学	社会心理学
対人関係の心理学	人間関係論
心理療法概論	心理療法技法論

（備考）

平成 24 年度以前の入学者が履修した新科目の単位は、相当する旧科目の属する科目区分に算入する。

附　則（平成 24 年 9 月 18 日改正）

1　この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 24 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正前の別表１の授業科目を履修することができる。ただし、生活福祉文化学部が別に定める期間内に限る。

附　則（平成 25 年 1 月 15 日改正）

1　この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表１に定める授業科目の区分（異なる区分への授業科目の移動を含む。）、履修条件、必修科目及び次に掲げる授業科目に係る改正は、平成 25 年度以後の入学者に適用し、平成 24 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

現代社会調査演習Ⅰ、現代社会調査演習Ⅱ、発達検査論、老年期の心理学、教師論、教育学、道徳の指導法、特別活動の指導法

2　平成 24 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正前の別表１の授業科目（以下「旧科目」という。）を履修することができる。ただし、各学部（共通教育科目にあっては教

務委員会）が別に定める期間内に限る。
3　平成 24 年度以前の入学者が、次の表に定める改正後の別表１の授業科目（以下「新科目」という。）を履修したときは、対応する旧科目に読替える。

新科目	旧科目
英語基礎Ⅰ	英語Ⅰ（リーディング）
英語総合Ⅰ	英語Ⅰ（ライティング）
英語基礎Ⅱ	英語Ⅱ（リーディング）
英語総合Ⅱ	英語Ⅱ（ライティング）
心理テスト入門	心理検査法入門
心理テスト実習	心理検査法習

4　次の表の旧科目の単位を既に修得した者は、対応する新科目を履修できない。

新科目	旧科目
現代青年の心理学	青年心理学
パーソナリティ心理学	人格心理学
現代社会の心理学	社会心理学
対人関係の心理学	人間関係論
心理療法概論	心理療法技法論

（備考）
平成 24 年度以前の入学者が履修した新科目の単位は、相当する旧科目の属する科目区分に算入する。

5　平成 21 年度以前の入学生で、平成 24 年度までに総合演習の単位を修得していないものが、教育職員免許状の取得を希望するときは、取得を希望する校種に応じ、教職実践演習（中・高）又は教職実践演習（幼・小）の単位を修得しなければならない。

附　則（平成 25 年２月 19 日改正）
この改正は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則（平成 25 年３月 26 日改正）
この改正は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則（平成 25 年４月 24 日改正）
この改正は、平成 25 年５月１日から施行する。

附　則（平成 26 年１月 21 日改正）
1　この改正は、平成 26 年４月１日から施行する。
2　第１０条、第１１条及び別表１に係る改正は、平成 26 年度以後の入学者に適用し、平成 25 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3　平成 25 年度以前の入学生については、前項の規定にかかわらず、この改正後の別表１の授業科目の履修をもって改正前の別表１の授業科目を履修したものと読替える等の移行措置を講じるものとする。この場合の履修方法等については別に定める。

附　則（平成 26 年６月 17 日改正）
この改正は、平成 26 年６月 17 日から施行する。

附　則（平成 27 年２月 17 日改正）

1　この改正は、平成 27 年４月１日から施行する。ただし、第１５条中、心理学部に係る改正及び別表１のうち心理学部の専門教育科目に係る改正については、平成 27 年度以後の入学者に適用し、平成 26 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
2　第１５条中、人間文化学部に係る改正については、前項の規定にかかわらず、平成 26 年度以後の入学者に適用し、平成 25 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3　平成 26 年度以前の入学者は、第１項の規定にかかわらず、次に掲げる科目を履修することができる。ただし、国語学特講及びビジネスライティングについては、人間文化学部が別に定める期間内に限る。
国語学特講、ビジネスライティング、心理学英文講読（応用）
4　平成 26 年度以前の入学者が、この改正後の別表１の授業科目（以下「新科目」という。）のうち心理学英文講読（応用）の単位を修得したときは、改正前の別表１の授業科目（以下「旧科目」という。）のうち心理学英文講読の単位を修得したものとみなす。
5　旧科目のビジネスライティングの単位を修得した者は、新科目のキャリアとコミュニケーションを履修できない。

附　則（平成 28 年２月 23 日改正）
1　この改正は、平成 28 年４月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、別表１のうち共通教育科目及び生活福祉文化学部専門教育科目（大学コンソーシアム京都提供専用科目を除く。）に係る改正については、平成 28 年度以後の入学者に適用し、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3　平成 27 年度以前の入学者で、老人福祉論Ⅰの単位を修得していないものは、前項の規定にかかわらず、改正後の別表１の授業科目のうち老人福祉論を履修することができる。この場合において、当該科目を履修したときは、老人福祉論Ⅰを履修したものと読替える。
4　平成 27 年度以前の入学者で、西洋美術史の単位を既に修得した者は、西洋美術史Ⅱを履修できない。
5　第１項の規定にかかわらず、別表１のうち司書に関する科目に係る改正については、平成 29 年度以後の入学者に適用し、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
6　平成 28 年度以前の入学者で、情報資源組織演習の単位を修得していないものは、前項の規定にかかわらず、改正後の別表１の授業科目のうち情報資源組織演習Ⅰ及び情報資源組織演習Ⅱを履修することができる。この場合において、当該２科目の単位を修得したときは、情報資源組織演習の単位を修得したものと読替える。

附　則（平成 28 年５月 27 日改正）
この改正は、平成 28 年５月 27 日から施行する。

附　則（平成 28 年６月 21 日改正）
この改正は、平成 28 年６月 21 日から施行する。

附　則（平成 29 年１月 17 日改正）
1　この改正は、平成 29 年４月１日から施行する。
2　改正前の学則による生活福祉文化学部生活福祉文化学科及び心理学部心理学科は、改正後の学則の規定にかかわらず、当該学部学科に学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
3　第２条、第３条、第６条、第１０条、第１１条、第１３条第４項、第１５条、第１９条第２項、第２０条の４、第２０条の５、第２０条の６、第２１条第４項に係る改正は、平成 29 年度以降の入学者に適用し、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
4　改正後の学則に係る経過措置その他の必要な事項は、当該学部の教授会が定める。
5　改正後の学則第６条に定める学生の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成

29年度から平成31年度までについては、次の表のとおりとする。

学部	学科	収容定員		（人）
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
人間文化学部	英語英文学科	420	390	360
	人間文化学科	230	220	210
生活福祉文化学部	生活福祉文化学科	310	210	105
心理学部	心理学科	496	336	168
	現代心理専攻	94	64	32
	学校心理専攻	156	106	53
	臨床心理専攻	246	166	83
現代人間学部	福祉生活デザイン学科	70	140	210
	心理学科	100	200	300
	こども教育学科	70	140	210
計		1696	1636	1563

附　則（平成29年7月25日改正）

1　この改正は、平成29年7月25日から施行する。

2　第３５条別表の改正は、平成30年度入学生から適用する。

附　則（平成30年3月20日改正）

この改正は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度以後入学者から適用する。ただし、平成29年度以前に現代人間学部心理学科又は心理学部心理学科に入学した者については、公認心理師法の定める経過措置によることができる。

附　則（平成30年5月25日改正）

1　この改正は、平成31年4月1日から施行する。

2　平成29年1月17日改正の附則第５項の表中、第１欄の「人間文化学部」は「国際言語文化学部」に、第２欄の「人間文化学科」は「国際日本文化学科」に読み替える。

附　則（平成31年2月26日改正）

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和元年9月24日改正）

この改正は、令和元年10月1日から施行する。

附　則（令和2年4月21日改正）

1　この改正は、令和2年5月1日から施行し、第３３条の２第１項第４号、第３５条、第３５条の２、第３８条及び第４０条の改正規定並びに別表の改正については、令和3年度入学生（転入学、編入学及び再入学を含む。）から適用するものとし、第３条第１項、第６条、第１９条第２項、第２０条の５、第２０条の６及び第２１条第４項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

2　令和2年度以前の入学者に係る授業料その他の納入金（授業料、教育充実費、施設設備費、卒業費）については、なお従前のとおりとし、既納の授業料その他の納入金は返還しない。

3　令和2年度以前の現代人間学部福祉生活デザイン学科入学者は、改正後の規定にかかわらず

改正前の第３条第１項、第６条、第１９条第２項、第２０条の５、第２０条の６及び第２１条第４項の規定を引き続き適用する。

附　則（令和3年4月23日改正）

1　この改正は、令和4年4月1日から施行する。

2　改正後の学則第６条に定める国際言語文化学部の学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和4年度については、次の表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際言語文化学部	英語英文学科	80人	3年次　2人	327人
	国際日本文化学科	50	3	203

附　則（令和4年1月25日改正）

1　この改正は、令和4年1月25日から施行する。

2　第５２条に係る改正は、令和4年4月1日から適用する。

附　則（令和4年4月26日改正）

1　この改正は、令和5年4月1日から施行する。

2　改正後の学則第６条に定める現代人間学部及び社会情報課程の学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和5年度から令和7年度までについては、次の表のとおりとする。

学部等	学科	収容定員		（人）
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
現代人間学部	生活環境学科	280【7】	280【14】	280【21】
	心理学科	400【7】	400【14】	400【21】
	こども教育学科	280【6】	280【12】	280【18】
社会情報課程		20	40	60
備考　社会情報課程の入学定員及び収容定員は、現代人間学部の定員の内数とし、【 】は、各学科に係る内数を示す。				

別表　（第３５条及び第３９条関係）

1　入学検定料（第３５条関係）

区　分	入 試 種 別	入学検定料
ア	イ、ウ以外の入学試験	35,000 円
イ	総合型入学試験 学校推薦入学試験 一般入学試験 外国人留学生入学試験 外国人留学生指定校推薦入学試験	10,000 円
ウ	大学入学共通テスト利用入学試験	5,000 円

ただし、学長が必要と認める場合は、入学検定料をこの表に関わらず決定することができる。

2　入学金、授業料及び教育充実費（第３５条関係）

入 学 金	授業料(年額)	教育充実費(年額)
200,000 円	840,000 円	340,000 円

ただし、卒業要件単位の不足により修業年限を超えて在籍する者及び第２１条の２の規定により卒業の延期を許可された者の授業料は、以下に掲げるとおりとし、教育充実費を要しない。

① 不足単位が 4 単位以下の場合

授業料（学期）
210,000 円

（単位数の算出において、「卒業研究」及び通年科目は所定単位数の 2 分の 1 とする。以下同じ。）

② 不足単位が 4 単位を超える場合

授業料（学期）
210,000 円＋（20,000 円×（不足単位数－4）） （最高額 420,000 円）

③ 卒業の延期を許可された場合

授業料（学期）
100,000 円＋（20,000 円 × 履修登録科目の総単位数） （最高額　420,000 円）

3　在籍料（第３９条関係）

学　期
60,000 円

京都ノートルダム女子大学履修規程

（趣旨）

第１条　この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）学則第１０条に定める教育課程、授業科目及び単位並びに第２１条第２項に定める卒業の要件となる単位の修得並びに授業科目の履修方法に関して、必要な事項を定める。

（履修コース）

第２条　次の各学科に、履修コースを設ける。

(1) 国際言語文化学部 英語英文学科

英語英文学コース　　基礎的な英語力を身につけ、専門教養と柔軟で心豊かな人間性を兼ね備えた国際人の育成を目的とする。

グローバルリベラルアーツコース　自信に裏付けされた流暢な英語運用能力を涵養し、国際社会に貢献しうる教養と思考力を兼ね備えた人物の育成を目的とする。

(2) 現代人間学部 生活環境学科

生活科学コース　人間生活を生活環境の側面からとらえ、家族、生活経営、福祉を広く学び、衣食住を中心とした生活科学の知識、技能を総合的に身につけ、教育や企業、公的機関等で活躍する女性の育成を目的とする。

生活経営・経済コース　人間生活を生活環境の側面からとらえ、衣食住、家族、福祉を広く学び、ライフプランニングに必要な知識や技能、コミュニティ・ビジネスや生活関連の起業をめざせる能力を身につけ、よりよい暮らしや地域づくりに貢献する女性の育成を目的とする。

精神保健福祉コース　人間生活を生活環境の側面からとらえ、衣食住や家族、生活経営を広く学び、精神保健福祉士の資格取得をめざし、特に「女性」と「家族」を支援することができる能力を身につけ、医療や福祉の現場で活躍する女性の育成を目的とする。

(3) 現代人間学部 心理学科

心理カウンセリングコース　臨床心理学と関連した演習科目の履修により医療、教育、福祉の現場に役立つカウンセリングの理論とスキルを身につけた女性の育成を目的とする。

社会・ビジネス心理コース　社会調査を基軸に企業や公的機関等と連携した実践的な学びにより産業の現場で役立つスキルを身につけた女性の育成を目的とする。

(4) 現代人間学部 こども教育学科

幼児教育コース　幼児教育の振興の視点に立ち、幼稚園教諭一種免許状に加えて保育士資格も有した、乳幼児から就学前までの子育て・子育ちを支援する教員の育成を目的とする。

初等教育コース　「確かな学力」を身につけるため小学校の各教科・領域に関する知識と実践的指導力の基礎とともに、心理学、対人援助の理論や技術、基礎的な英語力を持ち、障害のある児童に対し、個々の障害に応じて適切な配慮を行いながら、人間形成力をはぐくむことのできる教員を育成することを目的とする。

2　前項に定める学科の学生は、いずれか１の履修コースに属さなければならない。

3　各履修コースの分属その他履修に関して必要な事項は、各学部において定める。

（授業科目及び単位並びに履修方法）

第３条　授業科目は、共通教育科目、学科横断プロジェクト型科目、専門教育科目及び学際教育科目に分ける。

2　各授業科目は、必修科目、選択科目（選択必修科目を含む。）及び自由科目に分ける。
3　各学部は、必修科目以外の科目のうち、必ず履修登録するべき科目（以下「登録必修科目」という。）を定めることができる。登録必修科目は、当該学科主任が許可した場合に限り、履修しないことができる。
4　授業科目及びその単位数、本学学則第１８条第１項第１号から第３号までの別に定める授業の時間、配当学年及び期間並びに履修方法、前提科目その他の履修条件等については、別表１のとおりとする。
5　前項に定める配当学年は、履修を推奨する学年とする。ただし、学長が教育上特に必要と認める場合を除き、配当学年より下の学年で履修することはできない。
6　学長が教育上特に必要と認めるときは、教授会又は教育センター会議の議を経て、第４項に定める授業の期間を変更して授業を行うことができる。
7　学長は、やむを得ない事情がある場合で、教育上支障がない場合に限り、教授会又は教育センター会議の議を経て、第４項別表１に定めるメディア利用科目（学則第１３条第２項に定める、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業科目をいう。以下同じ。）以外の科目を、メディア利用科目に変更して授業を行うことができる。ただし、学生が本学学則第１３条第４項に定める上限を超えて単位を修得することによる不利益が生じないよう周知その他の配慮を行うものとする。

（他学科等科目の履修）
第４条　学生は、所属学部・学部等連携課程（以下「学部等」という。）・学科以外の学部等・学科が開設する授業科目のうち当該開設学部等・学科が他の学部等・学科に開放するもの（以下「他学科等科目」という。）を履修することができる。ただし、所属学部等が適当と認めるものに限る。
2　他学科等科目の履修により修得した単位は、前条第１項に定める学際教育科目の単位として算入する。
3　学生が、所属学部等・学科以外の学部等・学科が開設する授業科目のうち他学科等科目以外の授業科目の履修を希望するときは、所属学部等の長を通じて当該授業科目の属する学部等の長の許可を得た場合に限り履修することができる。ただし、当該授業科目の履修により修得した単位は、卒業に必要な単位に算入しない。

（卒業の要件）
第５条　本学の卒業の要件は、本学学則第４条に定める年数以上本学に在学し、次の区分により授業科目を履修して、合計１２４単位以上を修得することとする。
(1) 国際言語文化学部 英語英文学科

共通教育科目	20単位以上
専門教育科目	88単位以上
学際教育科目	0～16単位

(2) 国際言語文化学部 国際日本文化学科

共通教育科目	26単位以上
専門教育科目	72単位以上
学際教育科目	0～26単位

(3) 現代人間学部 生活環境学科

共通教育科目	24単位以上
学科横断プロジェクト型科目	0～6単位
専門教育科目	84単位以上
学際教育科目	0～16単位

(4) 現代人間学部 心理学科

共通教育科目	24単位以上
学科横断プロジェクト型科目	0～6単位
専門教育科目	84単位以上
学際教育科目	0～16単位

(5) 現代人間学部 こども教育学科

共通教育科目	24単位以上
学科横断プロジェクト型科目	0～6単位
専門教育科目	84単位以上
学際教育科目	0～16単位

(6) 社会情報課程

共通教育科目	36単位以上
専門教育科目	68単位以上
学際教育科目	0～20単位

（開講科目の公示）
第６条　開講科目及び時間割は、学年又は学期の始めまでに学生に公示する。

（履修登録）
第７条　学生は、履修しようとする授業科目を、毎学年始めの所定の期間内に履修登録しなければならない。ただし、海外研修等通常の時期に履修登録できない授業科目については、当該期間と異なる期間及び方法により履修登録するものとする。
2　履修しようとする授業科目は、授業時間割の上で同一時間に重複して履修登録することはできない。ただし、隔週開講等により同一時間であっても重複しない授業科目については、この限りでない。
3　一度合格した授業科目は再履修できない。
4　１つの授業科目の単位を分割して修得することはできない。
5　履修登録後に授業科目を変更しようとする場合は、一部の科目を除き、学期ごとに定める履修検討期間内に登録修正を行うことができる。ただし、前期及び後期にわたり開講される授業科目（以下「通年科目」という。）を後期に変更することはできない。
6　休学、留学その他やむを得ない事情によって通年科目の一部を履修できない場合は、学部の承認を得て、次年度において履修を継続することができる。

（履修中止）
第８条　学生は、学期ごとに定める履修中止届出期間に限り、履修登録した授業科目について、履修の中止を届出ることができる。
2　学生が履修の中止を届出た授業科目は、当該年度末に成績原簿から削除するものとする。
3　履修中止した科目の単位数は、履修登録単位数から控除する。

（編入学生等の履修）

第９条　本学学則第２８条又は第２９条の規定により、本学に転入学又は編入学した学生（以下「編入学生等」という。）については、転入学又は編入学を受入れた学年と同じ入学年度の規定を適用する。

２　編入学生等の既修得単位については、３年次編入の場合は６２単位、２年次編入の場合は３１単位をそれぞれ上限として、本学の卒業に必要な単位として認定することができる。

３　編入学生等の履修にあたっては、学部が特に必要と認めた場合は、第１２条に定める履修登録単位数の上限を変更して適用することができる。

（成績評価及び単位の授与）

第１０条　授業科目の成績評価は、筆記・口述試験、論文、レポート、実験、実習、実技及び授業参加度等を基に行う。

２　授業科目の成績評価は、学期末又は学年末に行う。ただし、春期休業期間中に実施する学外実習等の授業科目については、これによらないことができる。

３　成績評価は、次の基準により換算して成績原簿及び成績通知書（以下「成績原簿等」という。）に記載する。

成績評点等	評価	評価（英語表記）
９０点以上	秀	A
８０点～８９点	優	B
７０点～７９点	良	C
６０点～６９点	可	D
本学学則第１６条、第１７条及び第１７条の２の規定により、本学以外での学修を認定した授業科目	認	T
５９点以下	不可	F
評価なし（試験欠席、出席時数不足等）	／	

４　本学学則第１４条第２項ただし書きの規定により１００点を満点とする評価が難しいものとして別に定める授業科目については、「合格」（英語表記は「P」）又は「不可」と表記する。

５　学生が履修した授業科目の成績評価及び修得単位は、学期末に本人及び保証人連名宛てに通知する。ただし、特段の事情がある場合を除き、通年科目及び夏期集中の授業科目については学年末に、第２項ただし書きに定める授業科目については翌学期末に通知する。

（ＧＰＡ）

第１１条　前条の規定による成績評価に応じ下表により算出する得点をＧＰ（Grade Point）といい、その合計を、履修登録した授業科目の総単位数で除して算出する１単位当たりの平均値をＧＰＡ（Grade Point Average）という。ＧＰＡは、小数点以下第３位を切り捨てる。

成績評価	ＧＰ
秀	4
優	3
良	2
可	1
不可及び／	0

$$\frac{\begin{array}{l}4\times\text{「秀」の修得単位数}+\ 3\times\text{「優」の修得単位数}\\ +\ 2\times\text{「良」の修得単位数}+\ 1\times\text{「可」の修得単位数}\end{array}}{\text{総履修登録単位数（「不可」「／」の単位数を含む。）}}$$

２　「認」及び「合格」の評価、卒業のために必要な単位とならない授業科目の評価並びに第８条の規定により履修中止を届出た授業科目の評価については、前項におけるＧＰＡ算出の対象としない。

３　再履修した授業科目については、最新の成績評価だけをＧＰＡ算出の対象とする。

４　ＧＰＡは、成績原簿等に記載する。

（履修登録単位数の上限）

第１２条　本学学則第１８条の２に定める、履修登録単位数の上限（以下「上限単位数」という。）は、別表１に定められた開講期を基に下表のとおりとする。ただし、学部が別に定めるところにより所定の単位を優れた成績で修得した学生については、翌年度の上限単位数を、下表の各欄の単位数に４を加えた数とすることができる。

年次		１年次		２年次		３年次		４年次	
前期	後期	２６	２６	２６	２６	２６	２６	２６	２６
年間		４６		４６		４６		４６	

２　前項の単位数には、学則第１７条及び第１７条の２の規定により本学以外での学修を認定する単位、長期休業期間に実施される集中科目の単位及び第７条第１項ただし書きに定める授業科目の単位を含まない。

３　教育上特に必要と認めるときは、学長は教授会の議を経て、当該学生の上限単位数を変更して適用することができる。

（授業時間）

第１３条　本学の授業時間は、下表の時間帯に行うことを標準とする。

講時	授業時間	１講時を２分割する場合の授業時間	
		前半	後半
第１講時	9：00～10：30	9：00～ 9：45	9：45～10：30
第２講時	10：45～12：15	10：45～11：30	11：30～12：15
第３講時	13：10～14：40	13：10～13：55	13：55～14：40
第４講時	14：55～16：25	14：55～15：40	15：40～16：25
第５講時	16：35～18：05	16：35～17：20	17：20～18：05

２　授業時間の計算にあたっては、４５分（０．５講時）をもって１時間とみなす。

３　学外実習等の場合においては、第１項の表によらずに授業を行うことがある。この場合における授業時間の計算は、前項の規定にかかわらず、実時間によるものとする。

（出席時間数）

第１４条　出席時間数が授業時間数の３分の２に満たない者については、当該科目の単位を与えない。ただし、シラバスに記載する等の方法により学生に明示した場合で、学生の学修の状況等に鑑みて

担当教員が適当と認めた場合は、これ以外の基準によることができる。

（試験）

第１５条　試験を受けることができる授業科目は、履修登録した科目に限る。ただし、前条に規定する出席時間数の基準に満たない場合は、受験を許可しないことがある。

２　試験の種類は、定期試験及び定期試験以外の方法（授業時に行う平常試験、レポートその他第１０条に定める評価方法）とする。

３　定期試験は、筆記試験とし、試験時間は７５分を標準とする。

４　定期試験は、定期試験期間に、通常授業とは異なる時間表を編成して実施する。

５　定期試験を実施する授業科目及び時間表等は試験開始の１ヵ月前までに公示する。

（追試験）

第１６条　病気、事故その他やむを得ない事由により定期試験を欠席した者については、本人の願い出により追試験を行うことがある。

２　前項による追試験を希望する者は、試験当日中に教務課へ連絡し、所定の期日までに本人が所定の書類により願い出なければならない。ただし、事情により代理人が願い出ることを認める。

３　追試験の受験の可否は、教務委員会で審査の上、決定する。

４　追試験を受験する者は、所定の追試験料を納付しなければならない。

５　追試験は、本試験と異なる方法で行うことがある。

（再試験）

第１７条　卒業判定を受ける年度までに履修した授業科目の成績において、卒業要件単位の不足と資格（精神保健福祉士、二級建築士及び公認心理師の受験資格に限る。）の取得条件単位の不足の合計が４単位以内である者には、卒業判定教授会で審議の上、当該年度に不合格となった授業科目の中から、４単位を限度として再試験を行うことがある。ただし、卒業研究及び卒業論文並びに「評価なし」とされた授業科目は、再試験の対象とならない。

２　再試験を受験する者は、所定の再試験料を納付しなければならない。

３　再試験は、本試験と異なる方法で行うことがある。

４　再試験科目の成績評点は６０点を最高とし、この得点を得た場合を合格とする。

（不正行為）

第１８条　試験において不正行為があった場合は、不正を行った者が当該学期に履修した科目の成績評価を原則として全て無効とし、学内に公示する。

２　前項により無効になった科目は、次学期以降に再履修することができる。ただし、教育実習及び教職実践演習の履修は以後認めない。

３　不正を行った者は、本学学則第４８条により懲戒されることがある。

（免許・資格の取得）

第１９条　本学学則第１９条から第２０条の３まで定める免許・資格の取得を希望する者は、別表２に定める方法により授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

附　則（平成29年1月17日制定）

１　この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成２９年度以後の入学者に適用し、平成２８年度以前の入学者（平成２８年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。以下同じ。）については、なお従前の例による。

２　平成２８年度以前の入学者に適用する授業科目については、前項の規定にかかわらず、本規程に定める授業科目の履修をもって改正前の学則に定める授業科目を履修したものと読替える等の移行措置を講じるものとする。移行措置については各学部において別に定める。

附　則（平成29年12月20日改正）

１　この改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成３０年度以後の入学者に適用し、平成２９年度以前の入学者（平成２９年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。以下同じ。）については、なお従前の例による。

２　以下に掲げる授業科目に係る改正及び別表１の改正のうち各学科の履修条件（共通教育科目に関するものに限る。）に係る改正については、前項の規定にかかわらず、平成２９年度の入学者（平成２９年度の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。）に適用する。

言語学概論
外国語としての日本語
京都資料論
情報科学（現代人間学部に係る改正に限る。）
衣生活実験Ⅰ
衣生活実験Ⅱ
心理カウンセリングフィールド研修
心理実習Ⅱ
ビジネスの基礎
初等教育実習Ⅱａ
初等教育実習Ⅱｂ
アクティブラーニング指導法
若者と自殺−命のリレー講座−
こどもの保健Ⅰ
こどもの保健Ⅱ
図書館情報資源特論
博物館実習Ⅰ
博物館実習Ⅱ

３　平成２９年度以前の入学者に適用する授業科目については、第１項の規定にかかわらず、改正後の授業科目の履修をもって改正前の授業科目を履修したものと読替える等の移行措置を講じるものとする。移行措置については各学部において別に定める。

４　別表２の改正のうち以下に掲げる授業科目に係る改正については、第１項の規定にかかわらず、平成２９年度の入学者（平成２９年度の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。）に適用することができる。

ことばの音と形態
専門講読（英文学）
専門講読（米文学）

Public Speaking
Debate
Comparative Culture
Comparative Culture Workshop
Intercultural Communication and Adjustment

5　平成２８年度以前の入学者（平成２８年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。）にあっては、京都ノートルダム女子大学教職課程履修規程（平成28年3月31日制定）第２条別表について、前項の規定を準用する。

附　則（平成30年7月18日改正）

1　この改正は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表１及び別表２に係る改正（人間文化学部及び人間文化学科の名称変更に係るものを除く。）については、平成３１年度以後の入学者に適用し、平成３０年度以前の入学者（平成３０年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。以下同じ。）については、なお従前の例による。

2　別表２に係る改正については、前項の規定にかかわらず、平成３１年度以後に編入学した者（四年制大学から転入学した者を含まない。）に適用する。

3　別表１の改正のうち地域福祉論Ⅰに係るものについては、第１項の規定にかかわらず、平成２９及び３０年度の入学者（平成２９及び３０年度の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。）に適用する。

4　平成３０年度以前の入学者（第２項に規定する者を除く。）については、第１項の規定にかかわらず、改正前の別表１及び別表２に規定する下表第２欄の科目を、相当する第１欄の科目に改め、それぞれ第３欄の日から施行する。

第１欄	第２欄	第３欄
保育・教育課程論	保育課程論	平成３３年４月１日
保育・教職実践演習（幼）	保育・教職実践演習	平成３４年４月１日
総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法	平成３３年４月１日
特別活動・総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法（中等）	平成３２年４月１日

附　則（平成30年12月19日改正）

1　この改正は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、人間文化学部及び人間文化学科の名称変更に係る改正を除き、平成３１年度以後の入学者に適用し、平成３０年度以前の入学者（平成３０年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

2　別表１の改正のうち英語実践（４技能）Ⅰ、英語実践（４技能）Ⅱ、応用プレゼンテーション演習、若者と自殺-いのちのリレー講座-及び日本語教授法に係るものについては、前項の規定にかかわらず、平成２９年度以後の入学者（平成２９年度以後の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。）に適用する。

3　別表１の改正のうち障害者・障害児の心理学及び健康・医療心理学に係るものについては、第１項の規定にかかわらず、平成３０年度の入学者（平成３０年度の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。）に適用する。

附　則（令和2年1月22日改正）

1　この改正は、令和2年4月1日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、国際言語文化学部の専門教育科目に係る改正については、令和2年度以後の入学者に適用し、令和元年度以前の入学者（令和元年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。次項についても同様とする。）については、なお従前の例による。

3　第１項の規定にかかわらず、心理実習に係る改正については、平成30年度以後の入学者に適用し、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則（令和2年9月16日改正）

1　この改正は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第３条第６項、平成30年12月19日改正附則第２項及び別表１の短期インターンシップ、京都学並びにアラビア語の世界に係る改正を除き、令和3年度以後の入学者に適用し、令和2年度以前の入学者（令和2年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。以下についても同様に取扱う。）については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、第１７条第１項の公認心理師の受験資格に係る改正は、平成30年度以後の入学者に適用する。

3　第１項の規定にかかわらず、別表１の相談援助演習に係る改正については、平成31年度以降の入学者に適用する。

4　第１項の規定にかかわらず、別表２の英語実践（４技能）Ⅰ及び同Ⅱに係る改正については、改正の日から施行し、平成29年度以後の入学者に適用する。

5　別表２①の大学が独自に設定する科目欄のアクティブラーニングの指導法を削り、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目欄の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）中、教育評価の下にアクティブラーニングの指導法を加え、第１項の規定にかかわらず、令和元年度及び令和2年度の入学者に適用する。

6　令和2年度以前の入学者の履修に係る経過措置については、各学部において別に定める。

附　則（令和2年12月16日改正）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学者（令和2年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

附　則（令和3年3月16日改正）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附　則（令和3年10月20日改正）

1　この改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以後の入学者に適用し、令和3年度以前の入学者（令和3年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。以下についても同様に取り扱う）については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、文章作成法Ⅰに係る改正は、改正の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、令和3年度以後の入学者に適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3　第１項の規定にかかわらず、令和2年9月16日改正附則第１項及び令和2年12月16日改正附則に係る改正は、改正の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附　則（令和4年1月19日改正）

1　この改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学者（令和3年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、別表１の心理学入門、情報演習Ｉa、情報演習Ｉｂ、建築構造力学、デザイン論Ｉ、デザイン論Ⅱ及びリハビリテーション論に係る改正は、令和3年度以後の入学者に適用し、令和2年度以前の入学者（令和2年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入した者を含む。）については、なお従前の例による。

3　第１項の規定にかかわらず、キリスト教美術に係る改正は、全学年に適用する。

4　第１項の規定にかかわらず、別表１及び別表２の特別活動・総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法及び総合的な学習の時間の指導法に係る改正は、令和3年度以後の入学者に適用し、令和2年度以前の入学者（令和2年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

5　第１項の規定にかかわらず、別表１の教育方法学及びＩＣＴ活用教育に係る改正については、全ての学年の学生に適用する。

6　第１項の規定にかかわらず、別表２の教育方法学及びＩＣＴ活用教育に係る改正について、令和3年度以前の入学者（令和3年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入した者を含む。）の履修方法は以下の通りとする。

（１）幼稚園

教育の方法と技術又は教育方法学から１科目選択必修とする。

（２）小学校

△教育の方法と技術、▲教育方法学及び▲ICT活用教育について、△又は▲のどちらか2単位から選択必修とする。

（３）中学校及び高等学校

□教育の方法及び技術、■教育方法学及び■ＩＣＴ活用教育について、□又は■のどちらか２単位を選択必修とする。

7　第１項の規定にかかわらず、別表２④のＡＩとデータサイエンス入門に係る改正については、令和3年度以後の入学者に適用する。

附　則（令和4年3月16日改正）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学者（令和3年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

附　則（令和4年3月31日改正）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附　則（令和5年1月18日改正）

1　この改正は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前の入学者（令和4年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、第3条、第8条及び第12条の改正は、全学年に適用する。

3　第１項の規定にかかわらず、別表1の哲学入門、司書課程科目の現代出版事情及び子どもと読書のメディアに係る改正並びに別表1及び別表2の科目共通開設に係る改正は全学年に適用する。

京都ノートルダム女子大学 卒業延期に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）学則第２１条の２に基づき、卒業の要件を満たす者が引き続き在学することを認める制度（以下「卒業延期制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

（対象）

第２条　卒業延期制度の対象となる学生は、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 本学学則に規定する卒業要件を満たし、かつ、引き続き在学することにより在学期間が学則第５条に規定する年数を超えないこと

(2) 授業料等の学生納入金を滞納していないこと

（延長できる期間）

第３条　在学を延長することができる期間は、半年とする。ただし、卒業延期制度の適用を受けた者が引き続き延長を希望するときは、２年を上限として再度許可することができる。

（手続き）

第４条　卒業延期制度の適用を希望する者（以下「卒業延期希望者」という。）は、本来卒業することとなる学期（既に卒業延期制度の適用を受けている者にあっては、延長後の在学期間が終了する学期。以下同じ。）の授業最終日までに卒業延期願を提出し、許可を受けなければならない。

2　教授会は、卒業延期希望者の卒業判定後、卒業延期制度の適用の可否を審議するものとする。ただし、教授会が卒業不可の判定をしたときは、卒業延期願を無効とする。

3　卒業の延期を許可された者（以下「卒業延期者」という。）には、文書で通知する。

4　卒業延期者が許可の取消を希望するときは、所定の期日までに卒業延期許可取消願を提出した場合に限り、本来予定する時期の卒業を認めるものとする。

5　卒業延期者が、延長期間に係る納付すべき学費等を所定の期日までに納入しなかった場合は、卒業延期の許可を取り消し、本来卒業するべき時期の卒業とする。

（授業科目の履修）

第５条　卒業延期者は、授業科目を履修することができる。

（休学の取り扱い）

第６条　卒業延期期間中は、休学を認めない。

（留学の取り扱い）

第７条　卒業延期期間中は、本学の留学制度による留学を認める。

（学費等）

第８条　卒業延期者の納付すべき学費等の額は、学則別表２の定めるところによる。

2　履修開始後に履修中止した場合であっても、一旦納付した学費等は、返還しない。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、管理運営会議の議を経て行う。

（その他）

第１０条　この規程に定めるもののほか、卒業延期制度に関する必要な事項は、学長が定める。

附　則（平成２３年１２月２７日制定）

この規程は、平成２４年１月１７日から施行する。

京都ノートルダム女子大学 他大学等において修得した単位等の取扱いに関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）学則第１６条、第１７条及び第１７条の２の規定に基づき学生が他大学等において修得した単位等の取扱いに関し必要な事項を定める。

２　この規程は、本学大学院学則第３３条及び第３４条の規定に基づく単位の取扱いにおいて準用する。この場合において、第２条第１号及び第３号中、「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、「本学」とあるのは「本学大学院」と、「学則第１６条第１項」とあるのは「大学院学則第３４条第１項」と、「学則第１７条第１項」とあるのは「大学院学則第３３条第１項」と読み替え、同条第２号、第４号及び第５号は適用しない。

（定義）

第２条　この規程中「他大学等において修得した単位等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)　学生が入学前に大学又は短期大学で修得した単位（科目等履修生として修得したものを含む。）を本学の授業科目の履修により修得したものとみなした単位（学則第１６条第１項関係）

(2)　学生が入学前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修（学則第１６条第２項関係）

(3)　学生が本学在学中に本学と協定を結んだ他の大学又は短期大学で修得した単位を本学の授業科目の履修により修得したものとみなした単位（学則第１７条第１項関係）

(4)　学則第３１条の規定による留学の場合において前号を準用してみなした単位（学則第１７条第２項関係）

(5)　学生が本学在学中に行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修（学則第１７条の２関係）

（単位認定）

第３条　他大学等において修得した単位等は、教務委員会で審査の上、教授会の議を経て本学の単位として認定する。ただし、前条第２号及び第５号の文部科学大臣が定める学修に係る認定又は同条第３号及び第４号に係る認定については、教務委員会又は当該他の大学若しくは短期大学との協定において別に定める方法によることができる。

２　単位認定の審査にあたり、学生から第４条第１項の申請があったときは、学生の所属学科の教務委員が単位認定の原案を作成する。

（手続き）

第４条　学生が他大学等において修得した単位等の認定（前条第１項ただし書きの場合を除く。）を希望するときは、所定の期日までに、次の各号の書類を付して学長に申請しなければならない。ただし、単位を修得した大学が本学である場合は、第２号から第５号までの書類は省略することができる。

(1)　既修得単位認定申請書（別記様式１-①又は②）

(2)　当該他大学等が発行する成績証明書

(3)　当該他大学等の授業概要が記載されたシラバスその他の書類の写し

(4)　当該他大学等が発行する学力に関する証明書（教育職員免許状に係る単位の認定を希望する場合）

(5)　当該他大学等が発行する資格に関する指定科目の履修証明書（司書、学芸員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士その他の国家資格等の養成課程で使用する単位の認定を希望する場合。ただし、成績証明書その他の書類により第５条第３項にいう課程に該当することが明らかである場合はこの限りでない。）

(6)　その他必要に応じて学長が指定した書類

２　学生が他大学等において修得した単位等の認定（前条第１項ただし書きの場合に限る。）を希望する場合の申請手続きについては、教務委員会が別に定める方法による。

（審査）

第５条　単位認定の審査は、当該他大学等において修得した単位等について、本学が開設し本学の教員（非常勤講師を含む。）が行う授業科目に照らして内容及び単位数が同等以上であるかどうかについて次の各号の通り行うものとする。

必修科目　当該他大学等の授業科目と本学開設の授業科目の間に，内容・水準等について一対一の対応関係がある場合に限り認定

選択科目　本学開設の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には，内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定

自由科目　本学開設の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には，内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定

２ 前項の選択科目及び自由科目の単位について、本学開設科目と個別に対応させることが難しい場合は、これらの単位を学際教育科目の単位として認定することができる。

３　教育職員免許状取得のための単位については、第１項によるほか、教育職員免許法その他関係法令の規定によるものとする。

４　司書、学芸員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士その他の国家資格等に係る単位については、第１項によるほか、関係法令等の規定によるものとする。ただし、法令等に特段の定めがない場合は、他大学等に設置されている当該の養成課程において修得した単位又はそれに相当すると認められる単位に限り認定することができる。

（通知）

第６条　学長は、第３条による単位認定の結果を、既修得単位認定通知書（別記様式２）により当該学生に通知するものとする。

（補則）

第７条　この規程に定めるもののほか、他大学等において修得した単位等に関し必要な事項は、教務委員会が別に定める。

附　則（平成２６年６月１８日制定）

この規程は制定の日から施行する。

附　則（平成２８年５月２５日改正）

この規程は改正の日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則（平成２９年１月１７日改正）

この改正は平成２９年４月１日から施行する。ただし、平成２９年度以後の入学者に適用し、平成２８年度以前の入学者（平成２８年度以前の入学者に該当する学年に転入学又は編入学する者を含む。）については、なお従前の例による。

附　則（令和５年２月１５日改正）

この規程は改正の日から施行する。

京都ノートルダム女子大学 転学部、転学科及び転専攻に関する規程

（目的）

第１条　京都ノートルダム女子大学学則第 30 条の２に定める転学部、転学科及び転専攻（以下転学部等という。）の取扱いは、この規程の定めるところによるものとする。

（受入）

第２条　転学部等は、入学後１年以上を経過したうえで、当該学部、当該学科及び当該専攻（以下当該学部等という。）が定めるところにより、収容人員に余裕のある場合に限り、これを認めるものとする。

2.収容人員の余裕の有無は、当該学部等が、１１月末日までに決定するものとする。

（出願）

第３条　転学部等を希望する者は、１２月２０日（休日の場合はその前日とする。）までに、転学部・転学科・転専攻願及び転学部・転学科・転専攻出願承諾書に転学部・転学科・転専攻検定料を添えて、教務課に提出しなければならない。

2.転学部・転学科・転専攻検定料は、20,000円とする。

（選考及び許可）

第４条　転学部等を受け入れる当該学部等は、筆記試験、書類選考、履修状況及び面接等に基づいて総合的に選考し、教授会の議を経て、学長が転学部等を許可するものとする。

（既得単位の認定）

第５条　転学部等を許可された者が、従前の学部、学科及び専攻で取得した授業科目及び単位は、その一部又は全部を当該学部等の卒業に必要な単位とみなすことができる。

2.転学部等を許可された者の履修すべき授業科目及び単位数については、受け入れた当該学部等が定めるものとする。

（在学限度）

第６条　転学部等を許可された者の在学期間は、次のとおりとする。

⑴ 第２年次へ転学部等をした場合は、３年以上７年以内

⑵ 第３年次へ転学部等をした場合は、２年以上６年以内

附　則

この規程は平成13年４月1日から施行する。ただし、第２条の規程については、平成12年４月1日から適用する。

附　則

この規程は平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成29年９月20日改正）

この改正は、平成29年10月１日から施行する。

京都ノートルダム女子大学科目等履修生規程

（目的）

第１条　京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）学則第４２条に定める科目等履修生（以下「履修生」という。）の取扱いは、この規程の定めるところによる。

２　履修生には、大学コンソーシアム京都の科目等履修制度による受講者（以下「コンソーシアム受講者」という。）を含むものとする。

（出願資格）

第２条　履修生の出願資格は、次のとおりとする。

(1)　高等学校卒業以上又はこれと同等以上の学力を有し、履修しようとする科目の履修学力を有すると認めた者

(2)　司書に関する科目及び学芸員に関する科目等の資格取得科目の履修生については、前号の規定にかかわらず、本学を卒業した者

(3)　教職に関する科目の履修生については、第１号の規定にかかわらず、本学を卒業した者又は教育職員免許法（昭和 24 年 5 月 31 日法律第 147 号。以下「免許法」という。）第６条に定める教育職員検定により免許状の授与を受けようとする者（以下「検定履修生」という。）

(4) 本学との協定に基づき高大連携事業を実施する高等学校の最終学年に在学する生徒等（以下「特別科目等履修生」という。）

２　特別科目等履修生の取扱い等については、別に定める。

（履修科目）

第３条　履修生の履修できる科目は、教務委員会の議を経て、毎年度の募集要項において定める。ただし、教職に関する科目については教職実践演習及び教育実習関係科目を、司書に関する科目、学芸員に関する科目及び日本語教員養成課程に関する科目については実習科目（学外で実施するもの）を履修することはできない。

２　本学を卒業した者は、前項ただし書きの規定にかかわらず、卒業後２年を超えない期間に開講される教職実践演習を履修することができる。ただし、履修する学期において免許状取得の見込みがある場合に限る。

（出願手続）

第４条　出願しようとする者は、所定の期日までに次の書類を提出し、検定料 10,000 円を納付しなければならない。ただし、コンソーシアム受講者については、検定料は徴収しないものとし、出願期限・出願手続き書類等は大学コンソーシアム京都の定めるところによる。

(1) 科目等履修願（本学所定のもの）

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書（本学の卒業者及び退学者は提出免除）

(4) 検定履修生にあっては、免許法の規定により有することを必要とする免許状の写し

２　提出した出願書類及び検定料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。ただし、出願した科目が、本学の事情により不開講とした科目のみであった場合は、検定料を返還する。

（選考及び許可）

第５条　前条の出願があったときは、学科（専門教育科目を含まない場合は教育センター）において、書類審査によるほか、必要に応じて面接試問により選考を行い、教授会（専門教育科目を含まない場合は徳と知教育センター会議）の議を経て、学長が許可する。

２　学部長又は教育センター長は、選考の結果を教務委員会に報告するものとする。

（履修手続）

第６条　科目等履修を許可された者は、許可の日から 10 日以内に、履修料として１単位につき 20,000 円を納入しなければならない。既納の履修料について、授業開始日以降は理由のいかんにかかわらず返還しない。
２　本学卒業者については、前項の規定にかかわらず、科目等履修料を１単位につき 10,000 円とする。
３　科目等履修を許可された者には、科目等履修許可証（身分証明書）を交付する。科目等履修許可証（身分証明書）は、学内において常時携帯し、求めに応じて提示しなければならない。

（施設の利用）
第７条　履修生は、本学の図書館情報センターその他の施設を利用することができる。

（履修期間）
第８条　履修期間は学則で定める学年又は学期とし、さらに科目等履修を希望する者は、改めて願い出るものとする。
２　再出願者（コンソーシアム受講者を除く。）は、第４条第１項第１号の書類のみを提出するものとし、検定料は不要とする。

（単位数）
第９条　履修生が履修し得る単位数は、１年間に 20 単位以内とする。ただし、コンソーシアム受講者については、大学コンソーシアム京都が発行する当該年度の「募集ガイド（履修要項）」に本学が提供科目として掲載する科目に限る。

（単位修得証明書）
第１０条　単位を与えられた履修生は、科目等履修生単位修得証明書の交付を受けることができる。

（規定の遵守）
第１１条　履修生は、本学の学生に準じ学則その他諸規程を遵守しなければならない。
２　履修生が本学の教育方針と秩序に違反する行為をした場合は、履修生の許可を取り消すことがある。

（大学院生の履修）
第１２条　本学の大学院生が学部の授業科目の履修を願い出るときは、学部の学生の修学に支障のない場合、これを許可することがある。ただし、関係学科及び担当教員の了承を得なければならない。
２　本学の大学院生の履修にあたっては、第２条から第７条までの規定は適用しない。
３　長期履修学生の履修にあたっては、第９条の「20 単位」を「10 単位」と読み替える。

附　則
この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成 10 年４月１日から施行する。
ただし、第４条ただし書きの規定については、平成９年４月１日から適用する。

附　則
この規程は、平成 11 年４月１日から施行する。

附　則（平成 13 年 12 月 12 日改正）

この改正は、平成１年４月１日から施行する。

附　則（平成 14 年 12 月９日改正）
この改正は、平成 15 年４月１日から施行する。ただし、第 13 条の規定については、平成 14 年４月１日から適用する。

附　則（平成 15 年 12 月 18 日改正）
この改正は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則（平成 17 年１月 19 日改正）
この改正は、改正の日から施行し、平成 16 年４月１日から適用する。

附　則（平成 17 年 11 月 16 日改正）
この改正は、改正の日から施行する。

附　則（平成 18 年 12 月 13 日改正）
この改正は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年 12 月 24 日改正）
この改正は、平成 21 年２月１日から施行する。

附　則（平成 21 年７月 22 日改正）
この改正は、平成 21 年７月 23 日から施行する。

附　則（平成 22 年 12 月 22 日改正）
この改正は、平成 23 年２月１日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 26 日改正）
この改正は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年 11 月 30 日改正）
この改正は、平成 28 年 12 月１日から施行する。

附　則（平成 30 年１月 24 日改正）
この改正は、平成 30 年２月１日から施行する。

附　則（令和元年９月 24 日改正）
この改正は、令和元年 10 月１日から施行する。

京都ノートルダム女子大学特別科目等履修生に関する細則

（目　的）
第１条　京都ノートルダム女子大学科目等履修生規程第２条に定める特別科目等履修生（以下「特別履修生」という。）の取扱いは、この定めるところによる。

（出願資格）
第２条　特別履修生の出願資格は、次のとおりとする。
(1) 本学との協定に基づき高大連携事業を実施する高等学校の最終学年に在学する生徒で、学校長の推薦を受けたもの
(2) ノートルダム女学院高等学校の最終学年に在学する生徒で、学校長の推薦を受けたもの
(3) その他、学長が特に認めた者

（履修科目）
第３条　特別履修生の履修できる科目は、京都ノートルダム女子大学科目等履修生規程第３条に規定する当該年度の募集要項に定める科目のうち、教務委員会が適当と認めた科目とする。

（出願手続）
第４条　出願しようとする者は、学校長を通して所定の期日までに本学所定の特別科目等履修願を提出するものとする。

（選　考）
第５条　前条の出願があったときは、学科（専門教育科目を含まない場合は教育センター）において書類審査により選考を行い、教授会（専門教育科目を含まない場合は教育センター会議）の議を経て、学長が許可する。
２　学部長又は教育センター長は、選考の結果を教務委員会に報告するものとする。

（履修手続）
第６条　特別履修生として許可された者には、特別科目等履修許可証を交付する。科目等履修許可証は、学内において常時携帯し、求めに応じて提示しなければならない。
２．検定料、科目等履修料は徴収しない。ただし、教科書、教材等に係る費用は特別履修生の負担とする。

（施設の利用）
第７条　特別履修生は、本学の図書館情報センターその他の施設を利用することができる。

（履修期間）
第８条　履修期間は学則で定める学年又は学期とする。

（単　位）
第９条　特別履修生が履修し得る科目の単位数は、１年間に６単位以内とする。

（単位修得証明書）
第１０条　単位を与えられた特別履修生は、特別科目等履修生単位修得証明書の交付を受けることができる。

（規定の遵守）
第１１条　特別履修生は、本学の学生に準じ学則その他諸規程を遵守しなければならない。
２　特別履修生が本学の教育方針と秩序に違反する行為をした場合は、特別履修生の許可を取り消すことがある。

附　則（平成22年12月22日制定）
この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附　則（平成28年11月30日改正）
この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附　則（平成30年1月24日改正）
この改正は、平成30年2月1日から施行する。

附　則（令和元年9月24日改正）
この改正は、令和元年10月1日から施行する。

京都ノートルダム女子大学聴講生規程

（目的）
第１条　京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）学則第４３条に定める聴講生の取扱いは、この規程の定めるところによる。
２　聴講生には、大学コンソーシアム京都の聴講制度による受講者（以下「コンソーシアム受講者」という。）を含むものとする。

（出願資格）
第２条　聴講生の出願資格は、高等学校卒業以上又はこれと同等以上の学力を有すると認めた者とする。

（聴講科目）
第３条　聴講生の受講できる科目は、教務委員会の議を経て毎年度の募集要項において定める科目とし、１学期３科目以内とする。ただし、教職に関する科目、司書に関する科目及び学芸員に関する科目等の資格取得に関する科目を受講することはできない。
２　コンソーシアム受講者の受講できる科目は、大学コンソーシアム京都が発行する当該年度の「募集ガイド（履修要項）」に本学が提供科目として掲載する科目に限る。

（出願手続）
第４条　出願しようとする者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。ただし、コンソーシアム受講者の出願期限及び出願手続きについては、大学コンソーシアム京都の定めるところによる。
(1) 聴講願（本学所定のもの）
(2) 履歴書
(3) 最終学校の卒業証明書（本学の卒業者及び退学者は提出免除）
２　提出した出願書類は理由のいかんにかかわらず返還しない。ただし、出願した科目が、本学の事情により不開講とした科目のみであった場合は、検定料を返還する。

（選考及び許可）
第５条　前条の出願があったときは、学科（専門教育科目を含まない場合は教育センター）において、書類審査により選考を行い、教授会（専門教育科目を含まない場合は教育センター会議）の議を経て、学長が許可する。
２　学部長又は教育センター長は、選考の結果を教務委員会に報告するものとする。

（聴講手続）
第６条　聴講を許可された者は、許可の日から 10 日以内に、聴講料として１単位につき 10,000 円を納入しなければならない。既納の聴講料については、授業開始日以降は理由のいかんにかかわらず返還しない。
２　本学卒業者については、聴講料を１単位につき 5,000 円とする。
３　聴講を許可された者には、聴講許可証（身分証明書）を交付する。聴講許可証（身分証明書）は、学内において常時携帯し、求めに応じて呈示するものとする。

（施設の利用）
第７条　聴講生は、本学の図書館情報センターその他の施設を利用することができる。

（聴講期間）
第８条　聴講期間は学則で定める学年又は学期とし、さらに聴講を希望する者は改めて願い出るものとする。

２　再出願者（コンソーシアム受講者を除く。）は、第４条第１項第１号の書類のみを提出するものとする。

（聴講終了証明書）
第９条　聴講を終了した者は、聴講終了証明書の交付を受けることができる。ただし、単位修得証明書の交付を受けることはできない。

（規程の遵守）
第１０条　聴講生は、本学の学生に準じ学則その他諸規程を遵守しなければならない。
２　聴講生が本学の教育方針と秩序に違反する行為をした場合は、聴講生の許可を取り消すことがある。

附　則
この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成 11 年４月１日から施行する。

附　則（平成 13 年 12 月 12 日改正）
この改正は、平成 14 年４月１日から施行する。

附　則（平成 17 年１月 19 日改正）
この改正は、平成 17 年４月１日から施行する。ただし、第１条第１項の規定については、平成 16 年４月１日から適用する。

附　則（平成 17 年 11 月 16 日改正）
この改正は、改正の日から施行する。

附　則（平成 18 年 12 月 13 日改正）
この改正は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年 12 月 24 日改正）
この改正は、平成 21 年２月１日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 26 日改正）
この改正は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年 11 月 30 日改正）
この改正は、平成 28 年 12 月１日から施行する。

附　則（平成 30 年１月 24 日改正）
この改正は、平成 30 年２月１日から施行する。

附　則（令和元年９月 24 日改正）
この改正は、令和元年 10 月１日から施行する。

京都ノートルダム女子大学単位互換履修生規程

（目的）
第１条　京都ノートルダム女子大学学則４２条第２項に定める単位互換履修生（以下「履修生」という。）の取扱いは、この規程の定めるところによる。
（出願資格）
第２条　履修生の出願資格は、本学の単位互換協定を締結している大学又は短期大学に在学する者とする。
（履修科目等）
第３条　履修を許可する科目は、原則として講義とする。ただし、大学コンソーシアム京都の協定による履修生は、当該年度に本学が大学コンソーシアム京都に提供する科目に限る。
（出願手続）
第４条　履修を希望する者は、別に定める単位互換履修生出願票を所定の期日までに提出しなければならない。
（履修許可等）
第５条　履修希望者が多数の場合は、選考を行うことがある。
２　選考結果は、出願者が所属する大学又は、短期大学を通じて通知する。
（授業料等）
第６条　授業料は、協定において特に定めのない限り徴収しない。ただし、教材等の費用については、徴収することがある。
（履修期間）
第７条　履修期間は、履修を許可された科目の開講される年度又は学期とする。
（身分証明書）
第８条　履修生には、身分証明書を交付する。
２　身分証明書は学内において常時携帯し、求めに応じて提示しなければならない。
（施設の利用）
第９条　　履修生は、本学の図書館情報センターその他の施設を利用することができる。
（規定の遵守）
第１０条　履修生は、本学の学生に準じて学則その他諸規程を遵守しなければならない。
２　履修生が前項に違反した場合は、履修の許可を取り消すことがある。

附　則
この規程は、平成１０年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１１年４月１日から施行する。
附　則（平成１７年１月１９日改正）
この改正は、改正の日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。
附　則（平成３０年１月２４日改正）
この改正は、平成３０年２月１日から施行する。

京都ノートルダム女子 大学学生表彰規程

（趣旨）
第１条 この規程は、京都ノートルダム女子大学学則（以下「学則」という。）第４７条及び京 都ノートルダム女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第４９条の規定に基づき、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）学生表彰について必要な事項を定める。
（表彰対象）
第２条 表彰を行う対象者は、学部学生、大学院生及び学生団体（学生が任意に組織したサークル等のグループを含む。以下同じ）とする。

２ 表彰対象事項は、学則及び大学院学則に規定する事項で、かつ学術、芸術、課外活動、社会活動等に関し、特に顕著な成果をあげ、本学の名誉を著しく高めたと認められたものとする。
３ 表彰は、「学長賞」と「学長奨励賞」とする。
（表彰の基準）
第３条 「学長賞」の表彰基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
１）学術研究活動
① 国際学会あるいは国内学会から賞を授与された場合、又はこれらの賞に準ずる高い評価を受けた場合。
２）課外活動
① 国際的規模の競技会、展覧会又は公演会等に出場、出展又は出演した場合。
② 国内において公式に認知された競技大会に出場し、優勝又は準優勝した者、若しくは、大規模の大会で入賞（これに準ずる賞を含む。）した場合。
３）社会活動
① ボランティア活動等において、顕著な活動が認められ、公共団体等から表彰を受けた場合。
② 人命救助、犯罪防止又は災害防止等で、国内外の公的機関等において表彰された場合。
４）その他前各号に掲げる表彰基準と同等とみなす活動と認める場合。
５）本学の学生及び学生団体として、本学が行う行事等に積極的に貢献し、その結果、大学の教育活動及び運営に多大の寄与が認められた場合。
２ 「学長奨励賞」は、前項各号に定める活動に準ずるものとし、その活動について、今後への期待や激励の意味を込めて授与するものとする。
（推薦）
第４条 学部長、研究科長、又は、課外活動の顧問等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体を別紙様式の推薦書により学長に推薦することができる。
２ 前項に定める推薦は、原則として毎年１月１５日までに行うものとする。
（表彰者の決定）
第５条 学長は、前条第１項の推薦があった場合は、学生委員会に審査を付託し、学生委員会の審議報告を受けて、当該年度の表彰者を決定する。
（表彰等）
第６条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。
２ 前項の表彰には、表彰状に添えて副賞を授与することができる。
３ 副賞は、一年度、総額３０万円以内で、以下のとおりとする。
学長賞 団体１０万円、個人３万円の奨学金。
学長奨励賞 団体３万円、個人１万円の奨学金若しくは記念品とする。

（規程の改正）
第７条 この規程の改正は、学生委員会の発議により管理運営会議の議を経て行うものとする。
（事務）
第８条 学生表彰に係る事務は､教育支援部学生課において処理する。
附 則
この規程は、平成１６年２月１日から施行する。
附 則
この改正は、平成１９年４月１日から施行する。
附 則
この規程は、平成２７年１月１日から適用する。
附 則（平成２８年１１月３０日改正）
この改正は、平成２８年１２月１日から施行する。

京都ノートルダム女子大学 成績優秀者表彰規程

（趣旨）
第１条 この規程は、京都ノートルダム女子大学学則第４７条の規定に基づき、学生として品行方正で学業優秀な者に対する表彰について、必要な事項を定める。
（表彰者の推薦）
第２条 各学科は、毎年度、卒業予定の学生の中から、原則として１名を表彰候補者として選考し推薦するものとする。
２ 表彰候補者の選考方法等は、前条の趣旨に基づき、各学科において定めるものとする。
３ 表彰候補者の推薦は、別に定める様式により行う。
（表彰者の決定）
第３条 学長は、前条の推薦及びさらに高い見地から総合的に判断し、表彰者を決定する。
（表彰）
第４条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。
２ 授与する表彰状の様式は、別に定める。
（表彰の時期）
第５条 学長表彰の授与式は、当該年度内の適切な時期に行う。
（表彰の公表）
第６条 学長表彰を授与したときは、大学ホームページ、大学報及び学内掲示等により公表する。
（事務）
第７条 学長表彰に関する事務は、総務課及び学事課において処理する。
（その他）
第８条 この規程に定めるもののほか、学長表彰の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日制定）
この改正は、平成 27 年 3 月 18 日から施行し、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

京都ノートルダム女子大学 特待生奨学金規程

（目的）
第１条 この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）が、成績および人物が極めて優秀で、他の学生の模範であると認められた者に、さらなる修学意欲の向上を奨励することを目的として給付する奨学金について、必要な事項を定めるものとする。

（名称）
第２条 この奨学金は、京都ノートルダム女子大学特待生奨学金（以下「奨学金」という。）と称し、その給付を受けるものを京都ノートルダム女子大学特待奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。
（原資）
第３条 奨学金の原資は、京都ノートルダム女子大学奨学基金とする。
（選考対象者）
第４条 奨学生の選考対象者は、本学に在学する 2 年次から 4 年次までの学生とする。ただし、本学学則第２９条により編入した者で入学年次にあたる者、第３０条により転学科した者で転学科年次にあたる者、及び第４条に定める修業年限 4 年を超えた者は、選考の対象としない。
２ 次に挙げる各号の条件を満たす者を選考対象者とする。
(1) 前年度の修得単位数（卒業に要する単位に限る）が31単位以上である者。ただし、当該前年度に本学学則第31条に定める留学の期間を含む場合は31単位を修得したものとみなす。

（2）前年度のＧＰＡが３.０以上である者
（選考及び決定）
第５条 奨学生の選考は、各学部・学科が定める規準により、所属学部長が 5 月末日までに奨学生候補者を推薦し、学生委員会の議を経て、学長がこれを決定する。
２ 学長は、前項の決定をしたときには、決定内容を奨学生採用者及びその保証人に通知するものとする。
（採用人数）
第６条 採用人数は、2 年次から 4 年次までの各年次、各学科から 1 名とする。ただし、定員数が最少の学科の採用人数を 1 名とし、その最少定員数に対し定員が 2 倍以上の学科は、2 名とすることができる。
（給付金額）
第７条 奨学金の給付額は、10 万円とする。
（採用期間）
第８条 奨学生として採用される期間は、当該年度限りとする。ただし、特に優れた学業成績を修めた者については、引き続き次年度も推薦することができる。
（手続）
第９条 奨学生として採用された者は、本学の定める所定の手続きを取り、学長に定められた 様式の誓約書を提出しなければならない。
（取消）
第１０条 採用期間中に奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金 の給付資格を取り消すと同時に返還を求める。
（1）休学または学籍を失ったとき
（2）本学学則による懲戒処分を受けたとき
（3）奨学生として不適当と認められるに至ったとき
（事務の所管）
第１１条 この規程に関する事務は、教育支援部学生課の所管とする。
（規程の改廃）
第１２条 この規程の改廃は管理運営会議の議を経て学長がこれを行う。

附 則
この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 25 年 3 月 19 日改正）
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 26 年 5 月 21 日改正）
この改正は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。
附 則（平成 28 年 4 月 20 日改正）
この改正は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。
附 則（平成 28 年 11 月 30 日改正）
この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。
附 則（平成 30 年９月 19 日改正）
この改正は、平成 30 年９月 20 日から施行する。

京都ノートルダム女子大学 支給奨学金規程

（目的）
第１条 この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）が、学業が優秀で、学費の支弁が困難な本学に在籍する学生に対して、学業の継続を援助することを目的として学費の一部相当額を給付する奨学金について、必要な事項を定めるものとする。

（名称）
第２条 この奨学金は、京都ノートルダム女子大学支給奨学金（以下「奨学金」という。）と称する。
（原資）
第３条 奨学金の原資は、京都ノートルダム女子大学奨学基金とする。
（対象）
第４条 奨学金の対象者は本学に在学する学生で、次に挙げる各号に該当する者とする。ただし、外国人留学生奨学金規程第５条に該当する者については、支給の対象にしないものとする。
（1）入学時に出身高等学校の校長による推薦があり、本学への修学の意志が明確な者
（2）出身高等学校もしくは学部において、成績優秀と認められる者
（3）経済的な理由等により、特に必要があると認められる者
（支給金額）
第５条 奨学金の一人当たり支給額は、当該年度授業料の半額以内とする。
（支給期間）
第６条 支給期間は１ヵ年とする。ただし、前年度優れた学業成績をおさめた者については、本学学則第４条に定める修業年限を限度として、申請することができる。
（申請）
第７条 奨学金の受給を希望する者は、所定の申請書類を指定期日までに学長に提出しなければならない。
２ 申請書類の提出期限は、毎年度、別途定めるところによるものとする。
（選考及び決定）
第８条 奨学金受給者の選考は、日本学生支援機構の基準を準用し、学生委員会の議を経て、学長がこれを決定する。
２ 学長は、前項の決定をしたときには、決定内容を申請者及び保証人に通知するものとする。
（奨学金の学費充当）
第９条 奨学金は、この奨学金の目的に鑑み、奨学金受給者の申出を受けて学費に充当することができる。
（取消）
第１０条 奨学金受給者が、次の各号の一に該当する場合は奨学金の支給を取り消すと同時に返還を求める。
（1）虚偽の申告により申請したとき
（2）学籍を失ったとき
（3）奨学金受給者として不適当と認められるに至ったとき
（4）本学学則に基づく懲戒処分を受けたとき
（事務の所管）
第１１条 この規程に関する事務は、教育支援部学生課の所管とする。
（規程の改廃）
第１２条 の規程の改廃は、管理運営会議の議を経て学長が決定する。

附 則（平成 11 年 10 月 20 日教授会承認）
この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 17 年 4 月 13 日改正）
この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 21 年 1 月 28 日改正）
この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 24 年 3 月 21 日改正）
この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 28 年 1 月 20 日改正）
この改正は、平成 28 年 1 月 21 日より施行する。
附 則（平成 28 年 11 月 30 日改正）
この改正は、平成 28 年 12 月 1 日より施行する。

京都ノートルダム女子大学 同窓会マリアンスカラシップ規程

（目的）

第１条 この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）が、学業成績、人物ともに優秀な学部４年次生で、家庭の経済事情悪化のため修学の熱意があるにもかかわらず修学困難となった学生に対し、学業の継続を援助することを目的として給付する奨学金について、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条 この奨学金は、京都ノートルダム女子大学同窓会マリアンスカラシップ（以下「奨学金」という。）と称し、その給付を受けるものを京都ノートルダム女子大学同窓会マリアンスカラシップ奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。

（原資）

第３条 奨学金の原資は、京都ノートルダム女子大学同窓会から本学への寄付金とする。

（対象）

第４条 奨学金の給付対象者は、本学に在学する学生で、次に挙げる各号の条件を満たす者とする。

（1）卒業に要する科目の合計標準単位数以上を修得し、修業年限で学業を確実に修了できる見込みのある、学業成績、人物ともに優秀な４年次生

（2）日本学生支援機構奨学金またはその他貸与奨学金の奨学生で、経済的援助を必要としている者

（3）同窓会費を納めている者

（4）卒業後は同窓会の活動に積極的に参加する意志のある者

２ 外国人留学生奨学金規程第５条に該当する者については、給付の対象とはならない。

３ 京都ノートルダム女子大学支給奨学金と併用受給はできない。

（給付金額）

第５条 奨学金の一人当たりの給付額は、当該年度授業料の半額以内とする。

（申請）

第６条 奨学金の受給を希望する者は、所定の申請書類を指定期日までに学長に提出しなければならない。

（1）願書

（2）収入に関する書類

２ 申請書類の提出期限は、毎年度、別途定めるところによるものとする。

（選考及び決定）

第７条 奨学生の選考は、日本学生支援機構第一種奨学金の基準を準用し、学生委員会の議を経て学長が決定する。その後、同窓会会長に報告する。

２ 学長は、前項の決定をしたときには、決定内容を申請者及び保証人に通知するものとする。

（奨学金の学費充当）

第８条 奨学金は、この奨学金の目的に鑑み、奨学生の申出を受けて学費に充当することができる。

（取消）

第９条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、奨学金の給付を取り消すと同時に返還を求める。

（1）虚偽の申告により、申請したとき。

（2）学籍を失ったとき。

（3）奨学生として、不適当と認められるに至ったとき。

（4）本学学則による懲戒処分を受けたとき。

（事務の所管）

第１０条 この規程に関する事務は、教育支援部学生課の所管とする。

（規程の改廃）

第１１条 この規程の改廃は、管理運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則（平成 22 年 6 月 2 日制定）

１．この規程は、平成 22 年 6 月 2 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

２．この規程の制定により、昭和 62 年 4 月 1 日制定の京都ノートルダム女子大学同窓会マリアン・スカラシップ貸与規程は廃止する。

附 則（平成 28 年 4 月 20 日制定）

この改正は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 30 日改正）

この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年７月 18 日改正）

この改正は、平成 30 年７月 19 日から施行する。

京都ノートルダム女子大学 保護者会特別援助奨学金規程

（目的）

第１条 この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）が、家計支持者の死亡、破産、失業、倒産などによる家計の急変が原因で、修学の熱意があるにもかかわらず、経済的に学業の継続が困難となった学生に対して、一時的に援助することを目的として給付する奨学金について必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条 この奨学金は、京都ノートルダム女子大学保護者会特別援助奨学金（以下「奨学金」という。）と称し、その給付を受けるものを京都ノートルダム女子大学保護者会特別援助奨学金奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。

（原資）

第３条 奨学金の原資は、京都ノートルダム女子大学保護者会から本学への寄付金とする。なお、当該年度寄付金の余剰金は、奨学金の原資として次年度以降に繰り越すこととする。

（対象）

第４条 奨学金の給付対象者は、本学に在学する学生で次に挙げる各号の条件を満たす者とする。ただし、奨学金の給付は在学中に１回を原則とする。

（1）家計支持者の死亡、破産、失業、倒産などによる家計の急変のため経済的支援が特に必要であると認められる者

（2）奨学金の申請は、家計の急変事由が発生した月から 6 ヵ月以内であること。

（3）本学在学生父母又はこれに代わるべき者が、保護者会会則の会費を納めており、今後も納めることができること。

（4）卒業に要する科目の合計標準単位数以上を修得し、修業年限以内に学業を確実に修了できる見込みがある者

（給付金額）

第５条 奨学金の一人当たりの給付額は、20 万円を上限とする。

（採用期間）

第６条 奨学生としての採用期間は、採用された年度の１ヵ年とする。なお、奨学金の給付は、本学在学中１回を原則とする。

（申請）

第７条 奨学金の受給を希望する者は、家計の急変事由が発生した月から６ヵ月以内に、所定の申請書類を学長に提出しなければならない。

（1）家計支持者の死亡、破産、失業、倒産などの証明書

（2）収入に関する書類
（3）願書
（選考及び決定）
第８条 奨学生の選考は、日本学生支援機構奨学金の基準を準用し、学生委員会の議を経て学長が決定する。
２ 学長は、前項の決定をしたときには、決定内容を申請者及び保証人に通知するものとする。
（奨学金の学費充当）
第９条 奨学金は、この奨学金の目的に鑑み、奨学金受給者の申出を受けて学費に充当することができる。
（取消）
第１０条 奨学生が、次の各号の一に該当する場合は奨学金の給付を取り消すと同時に返還を求める。
（1）虚偽の申告により、申請したとき。
（2）学籍を失ったとき。
（3）奨学生として不適当と認められるに至ったとき。
（4）本学学則による懲戒処分を受けたとき。
（事務の所管）
第１１条 この規程に関する事務は、教育支援部学生課の所管とする。
（規程の改廃）
第１２条 この規程の改廃は、管理運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則
この規程は、平成 19 年 6 月 30 日に制定し、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
附 則（平成 21 年 7 月 23 日改正）
この改正は、平成 21 年 7 月 23 日から施行する。
附 則（平成 22 年 6 月 2 日改正）
この改正は、平成 22 年 6 月 2 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
附 則（平成 28 年 4 月 20 日改正）
この改正は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。
附 則（平成 28 年 11 月 30 日改正）
この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

テレジアン課外活動給付奨学金規程

（目的）
第１条 この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）公認の課外活動団体に所属し、かつ経済的援助を必要としている学生に対し、学業の継続を援助するとともに課外活動への積極的な参加を促し、その活性化を図ることを目的として給付する奨学金について、必要な事項を定めるものとする。
（名称）
第２条 この奨学金は、テレジアン課外活動給付奨学金（以下「奨学金」という。）と称し、その給付を受けるものをテレジアン課外活動給付奨学金奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。
（原資）
第３条 奨学金の原資は、ノートルダム教育修道女会から本学への寄付金とする。なお、当該年度寄付金の余剰金は、奨学金の原資として次年度以降に繰り越すこととする。
（対象）
第４条 奨学金の給付対象者は、本学に在学する学生で、次に挙げる各号の条件を満たす者とする。ただし、奨学金の給付は在学中１回を原則とする。
（1）本学の総クラブ会を構成する公認団体に所属し、熱意をもって課外活動をおこない成 果をあげている２年次生以上の者

（2）学生会費を納めている者
（3）卒業に要する科目の合計標準単位数以上を修得し、修業年限で学業を確実に修了できる見込みのある者
（4）家庭の経済的な理由により奨学金が特に必要であると認められる者
２ 当該年度の京都ノートルダム女子大学支給奨学金と併用受給はできない。
（給付金額）
第５条 奨学金の一人当たりの給付額は、20 万円を上限とする。
（採用期間）
第６条 奨学生としての採用期間は１ヵ年とする。なお、奨学金の給付は、本学在学中１回を原則とする。
（申請）
第７条 奨学金の受給を希望する者は、所定の申請書類を指定期日までに学長に提出しなければならない。
（1）顧問による公認団体所属証明書
（2）課外活動成果報告書
（3）収入に関する書類
（4）願書
２ 申請書類の提出期限は、毎年度、別途定めるところによるものとする。
（選考及び決定）
第８条 奨学生の選考は、日本学生支援機構奨学金の基準を準用し、学生委員会の議を経て学長がこれを決定する。
２ 学長は、前項の決定をしたときには、決定内容を申請者及び保証人に通知するものとする。
（奨学金の学費充当）
第９条 奨学金は、この奨学金の目的に鑑み、奨学金受給者の申出を受けて学費に充当することができる。
（取消）
第１０条 奨学生が、次の各号の一に該当する場合は、奨学金の給付を取り消すと同時に返還を求める。
（1）虚偽の申告により申請したとき。
（2）学籍を失ったとき。
（3）奨学生として不適当と認められるに至ったとき。
（4）本学学則による懲戒処分を受けたとき。
（事務の所管）
第１１条 この規程に関する事務は、教育支援部学生課の所管とする。
（規程の改廃）
第１２条 この規程の改廃は、管理運営会議の議を経て学長が決定する。

附 則
この規程は、平成 21 年 9 月 16 日に制定し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 22 年 6 月 30 日改正）
この改正は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。
附 則（平成 23 年 6 月 29 日改正）
この改正は、平成 23 年 6 月 29 日から施行する。
附 則（平成 24 年 3 月 21 日改正）
この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 28 年 4 月 20 日改正）
この改正は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。
附 則（平成 28 年 11 月 30 日改正）
この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

京都ノートルダム女子大学 貸与奨学金規程

（目的）

第１条 この規程は、学費の支弁が困難な京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）に在学する学生に対し、学費一部相当額を貸与して、学業の継続を援助することを目的とする。

（貸与金額）

第２条 奨学金の 1 人当たり貸与額は、次の 2 種類とする。

(1) 第１種奨学金当該年度の授業料並びに維持費、施設設備費の合算相当額とする。

(2) 第２種奨学金当該年度の授業料ならびに維持費、施設設備費の合算相当額の半額とする。

（奨学生および採用人員）

第３条 この規程による奨学金の貸与を受ける者を、京都ノートルダム女子大学奨学生（以下「奨学生」）という。奨学生の採用人員は、学生委員会の議を経て学長が決定する。

（奨学生の資格）

第４条 奨学生は本学正規課程に在学する学生で、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学費支弁が困難であって、修学の熱意があり、学業優秀な者。

(2) 家計状況が急に悪化し、学費支弁が極めて困難となった修学の熱意のある者。

（貸与の期間）

第５条 奨学生の採用期間は１ヶ年とする。２１ヶ年を超えて貸与を希望する者については、各年度改めて選考の上決定とする。

（出願手続）

第６条 奨学金の貸与を出願する者は、所定の願書および書類を提出しなければならない。

２ 願書および書類は、学生部学生課を通じて学長あてに提出するものとする。

（奨学生の選考および決定）

第７条 第１種奨学生および第２種奨学生の採用は、学生委員会において選考の上、学長がこれを決定する。

（手続）

第８条 奨学生として採用された時は、本人より連帯保証人２名連署の上、所定の様式の借用証書を学長あてに提出しなければならない。

（辞退手続）

第９条 奨学生は連帯保証人２名連署の上、奨学金貸与の辞退を願い出ることができる。

（貸与の取消）

第 10 条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合、奨学金貸与を取り消すことがある。

(1) 成業の見込みがなくなったとき。

(2) 学業が不良のとき。

(3) 書類に虚偽の記載があったとき。

(4) 貸与を必要としなくなったとき。

(5) その他奨学生として適当でないとき。

（届出）

第 11 条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、その都度、直ちに教育支援部学生課に届けなければならない。

(1) 連帯保証人を変更したとき。

(2) 本人および連帯保証人の氏名、住所を変更したとき。

(3) その他奨学金の貸与に関し、重要な変更のあったとき。

（返還手続）

第 12 条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は直ちに、在学中貸与を受けた奨学金について「奨学金返還明細書」を提出しなければならない。

(1) 卒業するとき。

(2) 退学するとき。

(3) 除籍されたとき。

(4) 貸与を取り消されたとき。

(5) 貸与を辞退したとき。

（返還）

第 13 条 奨学金の返還は１０年以内に年賦で返還するものとする。

２ 卒業による返還は卒業年の１２月１日を始期とする。返還額は、貸与総額の１０分の１以上とする。

３ 卒業を除くその他の場合は、学生委員会の指定する期間内に全額を返還しなければならない。ただし、事情によって分割返還を求めることがある。

４ 貸与金は無利子とする。

（返還免除および猶予）

第 14 条 奨学生であった者が死亡したときは、連帯保証人の死亡届と願い出により、貸与金返還未決済額の全額または一部を免除することができる。

２ 学生であった者が、相当の理由のため貸与金の返還に困難が生じたときは、願い出により学生委員会の議を経て返還を猶予するか減免する事ができる。

（他の奨学金との併願）

第 15 条 日本学生支援機構またはその他の育英団体の奨学生も、この規程による奨学金の貸与を出願することができる。

２ 京都ノートルダム女子大学外国人留学生奨学金の給付を受けている者は、この規程による奨学金の貸与を出願することはできない。

（事務の所管）

第 16 条 この規程に関する事務、学生委員会に関する事務は教育支援部学生課において取り扱うものとする。

附 則（平成１１年１０月２０日教授会承認）

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年１月２８日改正）

この改正は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年１１月３０日改正）

この改正は、平成２８年１２月１日から施行する。

ノートルダム教育修道女会創立者マザーテレサゲルハルディンガー貸与奨学金規程

（目的）

第１条 この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）に在学する学生で、修学の熱意があるにもかかわらず経済的理由により修学困難となった者に対し、学業の継続を援助することを目的として貸与する奨学金について、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条 この奨学金は、ノートルダム教育修道女会創立者マザーテレサゲルハルディンガー貸与奨学金（以下「奨学金」という。）と称し、その貸与を受けるものを、ノートルダム教育修道女会創立者マザーテレサゲルハルディンガー貸与奨学金奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。

（原資）

第３条 奨学金の原資は、ノートルダム教育修道女会からの奨学金受入金、奨学金の返還金及びその他をもってこれに充てる。

（対象）

第４条 奨学金の対象者は、本学に在学する学生で、次の各号に該当する者とする。

（1）経済的理由により修学に困難があると認められる者

（2）学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがある者

２ 外国人留学生奨学金規程第５条に該当する者については、貸与の対象とはならない。

（貸与金額）
第５条 奨学金の１人当たりの貸与額は、当該年度学費の半額以内とする。
（採用期間）
第６条 奨学生としての採用期間は１ヵ年とする。ただし、本学学則に定める修業年限を限度として、各年度改めて申請することができる。
（申請）
第７条 奨学金の貸与を希望する者は、所定の申請書類を指定期日までに学長に提出しなければならない。
２ 申請書類の提出期限は、毎年度、別途定めるところによるものとする。
（選考及び決定）
第８条 奨学生の選考は、日本学生支援機構の基準を準用し、学生委員会の議を経て、学長がこれを決定する。
２ 学長は、前項の決定をしたときには、決定内容を申請者に通知するものとする。
（手続）
第９条 奨学生に決定された者は、連帯保証人・保証人２名の連署ある所定の借用証書を提出しなければならない。
（奨学金の学費充当）
第１０条 奨学金は、この奨学金の目的に鑑み、奨学金受給者の申出を受けて学費に充当することができる。
（取消）
第１１条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、奨学金の貸与を取り消すと同時に返還を求める。
（1）学籍を失ったとき。
（2）書類に虚偽の記載があったとき。
（3）奨学生として、不適当と認められるに至ったとき。
（4）本学学則による懲戒処分を受けたとき。
（届出）
第１２条 奨学生が、次の各号に該当する場合は、その都度、直ちに教育支援部学生課に届け出なければならない。
（1）卒業、修了、退学又は除籍されたとき。
（2）連帯保証人・保証人を変更したとき。
（3）本人及び連帯保証人・保証人の氏名、住所が変更となったとき。
（4）その他奨学金の貸与に関し、重要な変更のあったとき。
（返還）
第１３条 奨学生は、卒業、修了、退学又は除籍されたときから 10 年以内に年賦で返還しなければならない。返還額は、貸与総額の 10 分の１以上とする。ただし返還額及び返還期日を適宜繰り上げて返還することができる。
２ 奨学生は、在学中に貸与を受けた奨学金について所定の返還書類を提出しなければならない。
３ 奨学金は無利子貸与とする。
（返還金の減免）
第１４条 奨学生が死亡したときは、連帯保証人の願い出により、その返還未済額の全額又は一部を免除することができる。
２ 奨学生が卒業、修了、退学又は除籍された後、奨学金を返還できない相当の理由が生じた場合は、願い出により委員会において審議のうえ返還を減免することができる。
（返還猶予）
第１５条 奨学生の罹災、傷害、罹病、その他、やむを得ない事由により返還が困難となったときは、願い出により、返還を猶予することができる。
（事務の所管）
第１６条 この規程に関する事務は、教育支援部学生課の所管とする。

（規程の改廃）
第１７条 この規程の改廃は、管理運営委員会の議を経て学長が決定する。

附 則
この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この改正は、平成 11 年 10 月 20 日から改正する。
附 則（平成 21 年 1 月 28 日改正）
この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 25 年 3 月 19 日改正）
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 28 年 4 月 20 日改正）
この改正は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。
附 則（平成 28 年 11 月 30 日改正）
この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

京都ノートルダム女子大学 短期貸付金規程

（目的）
第１条 この規程は、京都ノートルダム女子大学学生で、学生生活維持のため、緊急に経済的援助を必要とする者に対し、小口の資金を短期間貸付けることを目的とする。
（基金）
第２条 京都ノートルダム女子大学短期貸付金（以下「貸付金」という。）の基金は、京都ノートルダム女子後援会等からの寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
（貸付額）
第３条 貸付金の貸与額は、30,000 円以内とする。
（貸付期間）
第４条 貸付期間は、貸し付け日から 3 ヶ月以内とする。
（手続きならびに審査）
第５条 貸付金の貸与を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、学生部長に提出するものとする。
２ 学生部長は前項の書類を審査し、貸与希望者に面接して事情を聴取の上、貸与金額および貸与期間を決定する。
（返還）
第６条 貸付金は、所定の期日までに返還しなければならない。ただし、卒業する者は、卒業の前日までに、休退学者は、その手続きをするまでに返済しなければならない。
２ 貸付金には、利子をつけない。
（事務）
第７条 この規程に関する事務は、教育支援部学生課が所管する。

附 則
この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
平成 11 年 4 月 1 日改正
附 則
平成 11 年 7 月 1 日改正
附 則（平成 28 年 11 月 30 日改正）
この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

京都ノートルダム女子大学外国人留学生奨学金規程

（目的）

第１条　この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）に在学する私費外国人留学生で、学業が優秀であり修学の熱意があるにもかかわらず学資の支弁が困難な者に対して、経済的負担を軽減し本学での学業継続を援助することを目的として、外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（奨学金の原資）

第２条　奨学金の原資は、京都ノートルダム女子大学国際交流基金の運用果実及び京都ノートルダム女子大学保護者会、京都ノートルダム女子大学同窓会、ノートルダム教育修道女会等からの特定寄付金とする。なお、不足が生じた場合は、本学が別途充足するものとする。

（奨学金の種類）

第３条　この規程に基づく奨学金とは、次に掲げるものをいう。

(1) 第１種奨学金（学費奨学金）

(2) 第２種奨学金（寮費奨学金）

（奨学金提供の態様）

第４条　奨学金は支給の形で提供される。

２　前条第２種奨学金は、第１種奨学金との併給を妨げない。

（対象）

第５条　第１種奨学金の支給対象は、本学の学部の正規課程に在学する私費外国人留学生で、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学の外国人留学生入学試験により入学した者で、修学の意志が明確な者

(2) 出身高等学校の成績もしくは、学部における成績が優秀な者

(3) 学費支弁に困難がある等、経済的な理由により特に必要があると認められた者

２　第２種奨学金の支給対象は、本学の学部の正規課程に在学する私費外国人留学生で、本学の学生寮に入寮し、次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。

(1) 本学に在学し、修学の意志が明確な者

(2) 本学学生寮の規則を遵守する者

(3) 生活費支弁に困難がある等、経済的な理由により特に必要があると認められた者

（支給金額）

第６条　奨学金の１人当たり支給額は次のとおりとする。

(1) 第１種奨学金

年額３００，０００円とする。

(2) 第２種奨学金

年額１８０,０００円とする。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成22年3月17日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成24年2月22日改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成 29 年 3 月 15 日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（令和 3 年 2 月 3 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度以後入学生に適用し、令和 2 年度以前入学生については、なお従前の例による。

京都ノートルダム女子大学学費等未納による学生の除籍に関する規程

（目的）
第１条　京都ノートルダム女子大学学則（以下「学則」という。）第３３条の２第１項第４号に定める授業料、教育充実費（以下「学費」という。）及び在籍料の未納を事由とする学生の除籍に関することを定める。

（除籍の期日）
第２条　学費、在籍料未納による除籍の日は、次の各号に掲げるところによる。
(1)　前期学費、在籍料未納者は、5 月 15 日
(2)　後期学費、在籍料未納者は、11 月 15 日
２　前項の規定にかかわらず、学則第３８条に基づき、学費の延納または分納の許可を得ている者の学費未納による除籍の日は、延納期限、分納期限である次の各号に掲げる日の翌日とする。
(1)　前期学費未納者は、当該年度の 8 月 20 日
(2)　後期学費未納者は、当該年度の 2 月 20 日、ただし、卒業年次生にあたっては、1 月 31 日

（学費等納入による復籍）
第３条　学費、在籍料未納により除籍になった者が除籍の日から４ヵ月以内に学費、在籍料を納入した場合は、除籍を取り消し復籍させることがある。

（除籍取消の在学期間等）
第４条　第３条の規定により、除籍を取り消し復籍した場合、当該、除籍の日から復籍の日までの期間は、次の各号の期間に含まれる。
(1)　学費納入による除籍取消の場合は、学則第５条及び第２１条の在学期間
(2)　在籍料納入による除籍取消の場合は、学則第３２条の２の休学期間

（学費等の返還）
第５条　復籍を認められなかった者については、学則第３５条第３項、第３９条第２項の規定にかかわらず、当該納付のあった学費、在籍料を返還する。

（準用）
第６条　京都ノートルダム女子大学大学院学則第５１条の規定に基づき、大学院にかかる授業料、教育充実費及び在籍料について、この規程第１条から第５条までを準用する。

附　則
この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 15 年 12 月 15 日改正）
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 29 年 3 月 15 日改正）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（平成 31 年 2 月 26 日改正）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和 3 年 2 月 3 日改正）
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度以後入学生に適用し、令和 2 年度以前入学生については、なお従前の例による。

京都ノートルダム女子大学 外国人留学生規程

第１章 総 則

（趣 旨）

第１条 この規程は、京都ノートルダム女子大学学則（以下「大学学則」という。）及び京都ノートルダム女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、京都ノートルダム女子大学及び同大学院（以下「本学」という。）における外国人留学生の取扱いについて必要な事項を定める。

（定 義）

第２条 外国人留学生とは、外国の国籍を有し、外国で教育を受けた者で大学及び大学院入学を目的として日本への入国許可を取得し、本学に入学した者（交換留学生、研究生を含む。）をいう。

第２章 外国人留学生の種類

（外国人留学生の種類）

第３条 本学における外国人留学生は、学部生、大学院生、交換留学生、研究生とする。

（学部生）

第４条 学部生とは、学士の学位を取得する目的を持つ者をいう。

（大学院生）

第５条 大学院生とは、本学において修士又は博士の学位を取得する目的をもって修学する者をいう。

（交換留学生）

第６条 交換留学生とは、交換留学の協定を締結した外国の大学から本学に派遣される者で、本学の特定の授業科目を履修する者をいう。

（研究生）

第７条 研究生とは、本学の専任教員の指導のもとに特定の研究を行うことを目的とする者をいう。

第３章 入 学

（入学資格）

第８条 外国人留学生として本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、それぞれ本学学部又は大学院の教育課程を受講するに足りる日本語能力を有することが望ましい。

(1) 学部生

① 外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者

② スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で１８歳に達した者

③ ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で１８歳に達した者

④ フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で１８歳に達した者

(2) 大学院（博士前期課程又は修士課程）

① 外国において、学校教育における１６年の課程を修了した者又はこれに準ずる者

② 外国において、学校教育における１５年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院研究科において認めた者

③ 日本において外国人留学生として大学を卒業した者

(3) 大学院生（博士後期課程）

① 外国において、修士の学位に相当する学位を修得した者

② 日本の大学院において外国人留学生として修士の学位を取得した者

(4) 交換留学生

学生の交換留学に関する協定を締結した外国の大学の学部又は大学院に在学している者

(5) 研究生

外国の大学を卒業した者又はこれに準ずる者

（選 考）

第９条 外国人留学生（第６条に規定する交換留学生を除く。以下本条において同じ。）として入学を志願する者に対しては、書類審査等により選考する。

２ 選考に関する詳細については、別に定める。

（入学許可）

第１０条 入学の許可は、教授会又は研究科会議の議を経て学長が決定する。

（入学時期）

第１１条 入学の時期は、原則として学期の初めとする。

（入学手続）

第１２条 入学を許可された者は、所定の期日までに必要な手続を完了しなければならない。

２ 入学手続については、別に定める。

第４章 入学検定料及び学生納付金

（入学検定料）

第１３条 入学に関する入学検定料については、大学学則別表２及び大学院学則別表２に定める額とする。

（学生納付金）

第１４条 入学を許可された者の学生納付金については、大学学則別表２及び大学院学則別表２に定める額とする。ただし、本人の願い出により減免することがある。

２ 前項ただし書の減免については、学長が決定する。

第５章 外国人留学生指導員

（外国人留学生指導員）

第１５条 学部に在学する外国人留学生指導のため、学部の専任教員を指導担当として任命することができる。その数は、原則として２名以内とする。

２ 外国人留学生指導員制度については、別に定める。

第６章 補 則

（事務の所管）

第１６条 本規程に関する事務は、国際教育課が行う。

（学則等の準用）

第１７条 この規程に定めのない事項については、大学学則、大学院学則及びその他の諸規程を準用する。

（規程の改正）

第１８条 この規程の改正は、管理運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年 1 月 19 日改正）

この改正は、平成 12 年 1 月 19 日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 24 日改正）
この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 21 年 6 月 24 日改正）
この改正は、平成 21 年 6 月 25 日から施行する。
附 則（平成 26 年 9 月 4 日改正）
この改正は、平成 26 年 9 月 4 日から施行する。

京都ノートルダム女子大学 外国人留学生授業料減免規程

（目的）
第１条 この規程は、外国人留学生規程に基づき、京都ノートルダム女子大学及び同大学院（以下「本学」という。）に在籍する私費外国人留学生の本学での教育推進と経済的負担を軽減することを目的として、授業料の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
（対象）
第２条 授業料の減免（以下「減免」という。）は、本学の学部及び大学院の正規課程に在籍する私費外国人留学生（出入国管理及び難民認定法別表１に定める在留資格「留学」に該当する者で、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者。以下「留学生」という。）で経済的に修学困難な者を対象とする。
ただし、次に該当する者は、減免対象としない。
(1) 仕送り（入学金、授業料等を除く。）が平均月額 90,000 円を超え、経済的に恵まれていると認められる者
(2) 本学に在籍したまま、第三国へ留学する者（留学に出発する年度及び帰国する年度）
(3) 出席日数を勘案し、学業継続の意志がないと認められる者
(4) 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者
(5) 留年した者（ただし、病気その他やむを得ない事由によるものは除く。）
(6) 休学中の者
（減免額）
第３条 減免額は、京都ノートルダム女子大学学則（以下「大学学則」という。）別表２及び京都ノートルダム女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）別表２に定める授業料の３０％相当額とする。
（減免期間）
第４条 減免期間は１ヶ年とする。ただし、引き続き減免を希望する者は、再度申請し、決定を受けなければならない。
（申請手続）
第５条 減免を申請する留学生は、所定の授業料減免申請書を期日までに国際教育課に提出しなければならない。
（選考及び決定）
第６条 減免対象者の選考については、予め提出された申請書類をもとに、所属学部の教授会又は所属研究科の研究科会議の議を経て、学長がこれを決定する。
（決定の取消）
第７条 減免の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。
(1) 申請手続を確実に履行しなかった者
(2) 申請書の記載事項に虚偽の申告を行った者
(3) 大学学則又は大学院学則に基づき退学及び除籍の処分を受けた者
(4) 第２条に定める対象でなくなった者
（授業料の追加納付）
第８条 前条の規定により減免の取扱いを取り消された者は、大学学則及び大学院学則に定める授業料を納めなければならない。
（事務の所管）
第９条 減免の申請および選考に係る事務は、国際教育課の所管とする。
（規程の改廃）
第１０条 この規程の改廃は、管理運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則
この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
附 則（平成 14 年 4 月 17 日改正）
この改正は、平成 14 年 4 月 17 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
附 則（平成 20 年 12 月 24 日改正）
この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 25 年 9 月 17 日改正）
この改正は、平成 25 年 9 月 17 日から施行する。
附 則（平成 26 年 9 月 17 日改正）
この改正は、平成 26 年 9 月 17 日から施行する。

京都ノートルダム女子大学外国人留学生奨学金規程

（目的）
第１条 この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）に在学する私費外国人留学生で、学業が優秀であり修学の熱意があるにもかかわらず学資の支弁が困難な者に対して、経済的負担を軽減し本学での学業継続を援助することを目的として、外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（奨学金の原資）
第２条 奨学金の原資は、京都ノートルダム女子大学国際交流基金の運用果実及び京都ノートルダム女子大学保護者会、京都ノートルダム女子大学同窓会、ノートルダム教育修道女会等からの特定寄付金とする。なお、不足が生じた場合は、本学が別途充足するものとする。

（奨学金の種類）
第３条 この規程に基づく奨学金とは、次に掲げるものをいう。
(1) 第１種奨学金（学費奨学金）
(2) 第２種奨学金（寮費奨学金）

（奨学金提供の態様）
第４条 奨学金は支給の形で提供される。
２ 前条第２種奨学金は、第１種奨学金との併給を妨げない。

（対象）
第５条 第１種奨学金の支給対象は、本学の学部の正規課程に在学する私費外国人留学生で、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学の外国人留学生入学試験により入学した者で、修学の意志が明確な者
(2) 出身高等学校の成績もしくは、学部における成績が優秀な者
(3) 学費支弁に困難がある等、経済的な理由により特に必要があると認められた者

2　第２種奨学金の支給対象は、本学の学部の正規課程に在学する私費外国人留学生で、本学の学生寮に入寮し、次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。
(1) 本学に在学し、修学の意志が明確な者
(2) 本学学生寮の規則を遵守する者
(3) 生活費支弁に困難がある等、経済的な理由により特に必要があると認められた者

（支給金額）
第６条　奨学金の１人当たり支給額は次のとおりとする。
(1) 第１種奨学金
年額３００，０００円とする。
(2) 第２種奨学金
年額１８０,０００円とする。

（支給期間）
第７条　給付期間は１ヵ年とする。ただし、前年度に優れた学業成績をおさめた者については、学則第４条に定める修業年限を限度として継続して申請することができる。

（申請手続）
第８条　奨学金の受給を希望する者は、原則として所定の申請書類を指定期日までに国際教育課に提出しなければならない。

（選考及び決定）
第９条　奨学金受給者の選考、取消及び返還の決定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

（受給資格の喪失）
第１０条　本学に在籍したまま第三国へ留学する場合、留学に出発する年度及び帰国する年度は受給資格を失う。

（取消）
第１１条　奨学金受給者が次の各号の一に該当する場合は、奨学金の支給を取り消す。
(1) 本学への入学を辞退または取り消したとき
(2) 学籍を失ったとき
(3) 虚偽の申告により申請したことが判明したとき
(4) 奨学金を受ける者として不適当と認められるに至ったとき
2　奨学金受給者が次の各号の一に該当する場合は、奨学金の支給を取り消すことができる。
(1) 休学したとき
(2) 本学学則第４８条に基づく懲戒処分を受けたとき

（返還）
第１２条　奨学金受給者が前条第１項第３号に該当する場合は、本学に在籍した期間に受給した奨学金の全額に相当する額を返還しなければならない。

2　奨学金受給者で、前条第１項第２号及び第４号、前条第２項のいずれかに該当する場合は、当該年度の奨学金全額または一部の返還を求めることができる。

（緊急特例措置）
第１３条　出身国における諸情勢により経済的困窮に立ち至り緊急援助が必要と認めるときは、申請により特別の奨学の方法その他の助成の措置を講ずることができる。
2　前項の助成措置の決定については、第９条を準用する。

（事務の所管）
第１４条　この規程に関する事務は、国際教育課の所管とする。

（規程の改廃）
第１５条　この規程の改廃は、管理運営会議の議を経て、学長が決定する。

附　則（平成11年6月23日制定）
この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附　則（平成14年4月17日改正）
この改正は、平成14年4月17日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附　則（平成16年2月24日改正）
この改正は、平成16年4月1日から施行し、平成17年度入学者より適用する。

附　則（平成23年6月29日改正）
この改正は、平成23年6月30日から施行する。

附　則（平成24年6月27日改正）
この改正は、平成24年6月28日から施行する。
但し、平成24年度以前入学生に対する第６条 (2) 第２種奨学金の金額については従前の例による。

附　則（平成26年9月4日改正）
この改正は、平成26年9月4日から施行する。

附　則（平成26年9月17日改正）
この改正は、平成26年9月17日から施行する。

附　則（令和元年2月19日改正）
この改正は、令和2年4月1日から施行し、令和3年度入学者より適用する。令和2年度以前入学者に対する第６条第１号及び第２号の奨学金の金額については、なお従前の額とする。

京都ノートルダム女子大学 外国人留学生の入学金の減免に係わる特例措置に関する規程

（目的）

第１条 この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）の学部の正規課程へ入学する外国人留学生に対する入学金の減免に関する特例措置の取扱いについて定める。

第２条 この特例措置は、本学への入学を許可された外国人留学生で、学業が優秀であり修学の熱意があるにもかかわらず学資の支弁が極めて困難な者に対して、経済的負担を軽減し、入学の機会を享受させることを目的とする。

（特例措置）

第３条 前条の目的により、学長が特例措置と認める場合は、学則に規定する入学金を減免することができる。

２ 本学への入学を許可された外国人留学生で、入学金の減免を受けようとする者は、入学金減免申請書（別紙様式）を学長へ提出しなければならない。

（所管）

第４条 この規程に関する事務取扱いは国際教育課が行う。

附 則（平成 12 年 1 月 7 日制定）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 24 日改正）

この改正は、平成 21 年 6 月 25 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 4 日改正）

この改正は、平成 26 年 9 月 4 日から施行する。

京都ノートルダム女子大学 外国人留学生の学校行事等参加費用の減免に係わる特例措置に関する規程

（目的）

第１条 この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）の学部の正規課 程に在籍する外国人留学生に対する学校行事等参加費用の減免に関する特例措置の取扱いについて定める。

第２条 この特例措置は、本学に在籍する外国人留学生で、学業が優秀であり修学の熱意があるにもかかわらず学資の支弁が極めて困難な者に対して、経済的負担を軽減し学校行事等への参加を援助することを目的とする。

（特例措置）

第３条 前条の目的により、学長が特例措置と認める場合は、学校行事等参加費用を減免することができる。

２ 本学に在籍する外国人留学生で、前条の特例措置を受けようとする者は、申請理由書を添えて学校行事等参加費用減免申請書（別紙様式３）を学長へ提出しなければならない。

（所管）

第４条 この規程に関する事務取扱いは国際教育課が行う。

附 則（平成 12 年 1 月 7 日制定）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 4 日改正）

この改正は、平成 26 年 9 月 4 日から施行する。

京都ノートルダム女子大学 外国人留学生学内アルバイト支援制度に関する規程

（名称）

第１条 京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）に外国人留学生学内アルバイト支援制度を設ける。

（目的）

第２条 この制度は、本学の外国人留学生のうち経済的事由により修学が困難な者に対し、学内におけるアルバイトの機会を提供することによって、経済的負担の軽減と学業継続を支援することを目的とする。

（対象）

第３条 この制度は、本学の学部の正規課程に在籍する外国人留学生で、学業成績・人物とも良好であるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者を対象とする。

（内容）

第４条 この制度により学内アルバイトを行う外国人留学生は、図書館等本学学内において本学が指定した業務に従事することができる。

（勤務時間）

第５条 勤務時間は、学業継続に支障のない曜日、時間帯に行うものとし、週実働２８時間を超えてはならない。ただし、本学の長期休業期間にあたっては、１日について８時間以内とすることができる。

２ この制度により学内アルバイトに従事する外国人留学生は、入国管理局で資格外活動の許可を受けなければならない。

（支給内容）

第６条 この制度により学内アルバイトを行う者に対する報酬の支給金額、支給方法については別に定める。

（採用期間）

第７条 採用期間は１年とする。ただし、次年度以降も継続して申請することができる。

（採用人数）

第８条 採用人数は年度ごとに若干名とする。

（申請手続）

第９条 この制度の適用を受けようとする者は、所定の申請書類（申請書、履歴書、在留カードの写し）を学長宛に提出しなければならない。

２ 申請書類は、国際教育課を窓口として経由して教育支援部学生課へ提出する。

３ 申請の時期は、毎年４月又は１０月とする。

（選考及び採用）

第１０条 この制度に申請する外国人留学生の選考、採用については別に定める。

（採用通知）

第１１条 この制度による採用、職務内容及び給与等に関する本人への通知は採用通知書（所定様式）により行うものとする。

（取消）

第１２条 この制度の適用を受ける外国人留学生が次の各号の一に該当する場合は、採用の決定を取り消すことができる。

(1) 学籍を失ったとき
(2) 休学したとき
(3) 学則に基づく懲戒処分を受けたとき
(4) 第９条の申請書類に虚偽の記載があると判明したとき
(5) 前年度の修得単位数が２０単位（２セメスター制の場合においては直近のセメスターの修得単位数が１０単位）に満たないとき
(6) 本学の学生としてふさわしくない行為があったと認められたとき
(7) この制度の適用を受ける学生として不適当と認められるにいたったとき

（所管）
第１３条 この規程に関する事務取扱いについては、教育支援部学生課及び管理運営部総務課が行う。
２ ただし、外国人留学生の資格外活動許可に係わる申請手続は国際教育課が行う。

附 則（平成 12 年 1 月 7 日制定）
この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 14 年 4 月 1 日改正）
この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 26 年 9 月 4 日改正）
この改正は、平成 26 年 9 月 4 日から施行する。
附 則（平成 28 年 11 月 30 日改正）
この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

京都ノートルダム女子大学英語英文学科留学特待生規程

（趣旨）
第１条 この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）国際言語文化学部英語英文学科の学生が本学から留学特待生として奨学金を得て米国姉妹大学に留学する京都ノートルダム女子大学英語英文学科留学特待生制度（以下「制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条 この規程における定義は、以下のとおりとする。
(1) 本学からこの規程に基づき奨学金の給付を受ける学生を京都ノートルダム女子大学英語英文学科留学特待生（以下「留学特待生」という。）という。
(2) 本学がこの規程に基づき給付する奨学金を京都ノートルダム女子大学英語英文学科留学特待生奨学金（以下「留学特待生奨学金」という。）という。

（資格）
第３条 この制度による留学特待生として申請できる者は、英語英文学科に在籍し、心身ともに健康で、原則として次の各号すべてに該当する者とする。
(1) 英語英文学科の学生で、極めて優秀な成績を修め、かつ人物が優れ、海外における勉学に具体的目的及び強い意欲がある者。
(2) 京都ノートルダム女子大学米国姉妹大学留学制度が定める TOEFL の基準点数を取得している者。
(3) 申請時に英語英文学科１年次に在籍し、１年次の必修科目を所定の成績（A）以上で合格する見込みであり、かつ、要卒単位のうち１年次に合計 40 単位以上を修得する見込みである者。
(4) 留学目的及び計画が明確で、留学を全うする意志が強く、留学による効果が期待できる者。
(5) 本学が協定を結ぶ米国姉妹大学へ留学し、留学期間終了後、本学へ復学して学業を継続する者。
(6) 他団体等から留学のための奨学金を受給しない者。

（募集・選考及び決定）
第４条 留学特待生の募集は、留学前年度２月１日までに行い、英語英文学科で書類審査および面接選考を行う。留学特待生の決定は、国際言語文化学部教授会の議を経て学長が行う。

（採用人数）
第５条 採用人数は３名を上限とする。

（留学先および期間）
第６条 留学先および留学期間は、本学米国姉妹大学留学制度に準ずる。

（単位認定）
第７条 留学先大学で修得した単位の認定は、本学米国姉妹大学留学制度に準ずる。

（給付額）
第８条　留学特待生奨学金の額は、留学特待生１名につき 100 万円以下とする。

（誓約書）
第９条　留学特待生として採用された者は、英語英文学科の定める所定の手続きを取り、学長に所定の誓約書を提出しなければならない。

（留学特待生の義務）
第１０条　留学特待生は、英語英文学科の推奨するカリキュラムに従って単位を履修することとする。

（資格の取消）
第１１条　留学特待生の採用決定から留学終了までの間に留学特待生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、留学特待生の資格を取り消す。
(1) 学籍を失ったとき
(2) 本学学則による懲戒処分を受けたとき
(3) 留学先大学の学則による懲戒処分を受けたとき
(4) 第３条第２号に規定された資格を満たせなかったとき
(5) 留学を辞退または取り止めたとき
(6) 他団体等から留学のための奨学金の給付を受けた者
(7) その他留学特待生として不適当と認められたとき

（返還）
第１２条　留学特待生奨学金を支給後、留学特待生が前条に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、留学特待生奨学金の全額または一部を返還しなければならない。

（事務）
第１３条　留学特待生奨学金に関する事務は、学事課ならびに国際教育課において行う。

（規程の改廃）
第１４条　この規程の改廃は、管理運営会議の議を経て、学長が決定する。

附　則
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行し、平成 18 年度以後入学者に適用する。
附　則（平成 26 年 9 月 4 日改正）
この改正は、平成 26 年 9 月 4 日から施行する。
附　則（平成 27 年 1 月 21 日改正）
この改正は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。
附　則（平成 31 年 2 月 20 日改正）
この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

京都ノートルダム女子大学グローバルリベラルアーツコース留学奨学金規程

（目的）
第１条　この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）がグローバル人材の育成を図るため、国際言語文化学部英語英文学科グローバルリベラルアーツコースに所属する学生の海外留学に対して、留学に係る経済的負担を軽減し留学中の学業を援助することを目的として給付する留学奨学金について必要な事項を定める。

（名称）
第２条　この奨学金は、京都ノートルダム女子大学グローバルリベラルアーツコース留学奨学金（以下「留学奨学金」という。）と称する。

（申請資格）
第３条　留学奨学金を申請する者は、本学国際言語文化学部英語英文学科グローバルリベラルアーツコースに在籍し、次の各号の要件をすべて満たす者とする。
(1) 心身ともに健康であること。
(2) 本学の授業科目の出席状況と学習態度、成績が良好であること。
(3) １年次の英語英文学科必修科目単位を全て修得済であること。
(4) 留学を全うする意志が強く、留学期間終了後は直ちに本学へ復帰して学業を継続する者。
(5) 本学の学費納付について、原則として、未納・滞納がないこと。
(6) 申請時までに TOEIC、TOEFL-iBT、TOEFL-ITP のいずれかを受験し、下表のとおり留学に必要な一定の英語力の基準を満たしていること。

奨学金の種類	英語力の基準	GPA
米国姉妹大学	TOEFL-iBT:61	2.8
ESL1 種	TOEIC:500 TOEFL-iBT:52 TOEFL-ITP:470	2.8
ESL2 種	TOEIC:450 TOEFL-iBT:45 TOEFL-ITP:450	2.5

（給付）
第４条　留学奨学金の給付金額は、下表のとおりとする。

奨学金の種類	給付金額
米国姉妹大学	200 万円
ESL1 種	100 万円
ESL2 種	50 万円

（給付人数）
第４条の２　留学奨学金の給付人数は、30 人以内とする。

（申請）
第５条　留学奨学金の受給を希望する者は、指定の期日までに所定の申請書類を学長に提出しなければならない。
２　申請書類の提出期限は、毎年度、別途定めるところによるものとする。

（選考及び決定）
第６条　留学奨学金受給者の選考方法は、英語英文学科が別に定めるところによる。
２　留学奨学金の選考、取消及び返還の決定は、学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。
３　学長は、前項の決定をしたときには、決定内容を申請者に通知するものとする。

（給付方法）
第７条　留学奨学金は、給付が決定した学生の保証人名義の金融機関口座に振り込むものとし、その口座は日本国内のものとする。

（奨学金の使途）
第８条　この留学奨学金は、留学先大学に支払う入学申請料、授業料、宿泊費（寮費又はホームステイ費）に充てるものとする。

（重複の制限）
第９条　この留学奨学金を受給する者は、京都ノートルダム女子大学米国姉妹大学留学奨学金制度及び京都ノートルダム女子大学英語英文学科留学特待生制度の奨学金を重複して受給することはできない。
２　この留学奨学金を受給する者に対しては、派遣留学生（セメスター認定留学等）授業料等減免制度を重複して適用することはできない。

（給付の取消）
第１０条　留学奨学金受給の決定から留学終了までの期間に学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、留学奨学金の受給資格を取り消す。
(1) 留学を辞退または取り止めたとき
(2) 本学の学費等の納付を怠ったとき
(3) 第３条で規定された資格を満たせなかったとき
(4) グローバルリベラルアーツコースの所属でなくなったとき
(5) 留学先大学において成業の見込みがないと判断され帰国を命じられたとき
(6) 留学生としてふさわしくない行為があったと認められたとき
(7) 学籍を失ったとき
(8) 本学学則による懲戒処分を受けたとき
(9) 留学先大学の規則による懲戒処分等を受けたとき
(10) その他留学生として不適当と認められたとき

（返還）
第１１条　留学奨学金の支給後、留学生が前条に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、留学奨学金の全額または一部を返還しなければならない。

（事務の所管）
第１２条　この留学奨学金に関する事務は、国際教育課が担当する。

（規程の改廃）
第１３条　この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

（雑則）
第１４条　この規程に定めるもののほか、グローバルリベラルアーツコースの留学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 5 年 1 月 18 日制定）
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月入学生から適用する。

京都ノートルダム女子大学 東日本大震災被災者特別支援奨学金規程

（目的）
第１条　この規程は、公益財団法人みちのく未来基金（以下「基金」という。）の奨学生として認定された受験生が、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）に入学した場合に、本学が在学中の生活費の一部を特別支援奨学金（以下「奨学金」という。）として給付することにより、学業の継続を援助することを目的とする。
（対象）
第２条　奨学金の給付対象者は、東日本大震災において両親もしくはいずれかの親を亡くした遺児・孤児に対し就学を助け、将来社会に貢献し得る人材の育成を目的とした基金の奨学生に採用された本学の在学生で、奨学金の受給を希望する者とする。
（奨学金の種類）
第３条　この規程に基づく奨学金は、次に掲げるものとする。ただし、第 1 種奨学金と第 2 種奨学金を併用することはできない。
(1) 第 1 種奨学金（生活支援給付奨学金）
(2) 第 2 種奨学金（入寮費・寮費給付奨学金）
（給付額）
第４条　奨学金の一人当たりの給付額は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1) 第 1 種奨学金は、入寮者以外の者で生活支援金として月額 50,000 円とする。
(2) 第 2 種奨学金は、入寮者の入寮費及び寮費に相当する額とする。
（給付期間）
第５条　本学の定める修業年限の期間とする。
（申請手続）
第６条　奨学金の受給を希望する者は、所定の申請書類を指定期日までに教育支援部学生課を通じて学長あてに提出しなければならない。
（選考及び決定）
第７条　奨学金受給者の選考、休止、停止、取消、及び返還の決定は、基金の奨学金給付規程を踏まえ、学生委員会の議を経て学長がこれを行う。
（採用手続）
第８条　奨学金の給付が決定された者は、保証人と連署した所定の誓約書を学長あてに提出しなければならない。
（奨学金の交付）
第９条　各種奨学金は、次の各号のとおり交付する。
(1) 第 1 種奨学金は、奨学生本人の口座に振り込むものとする。
(2) 第 2 種奨学金は、入寮費及び寮費に充当するものとする。
（重複受給）
第１０条　本学の学内給付奨学金のうち、学費に充当する奨学金については、応募して受給することはできない。
（休止）
第１１条　奨学金受給者が、休学または長期にわたって欠席した時は、奨学金の交付を休止する。
（停止）
第１２条　奨学金受給者が、就学または性行などの状況により、指導上必要があると認められたときは、奨学金の交付を停止する。

（取消）
第１３条　奨学金受給者が、次の各号の一に該当する場合は、奨学金の給付を取り消す。
(1) 大学への入学を辞退したとき、または取り消したとき
(2) 虚偽の申告により、申請したことが判明したとき
(3) 学籍を失ったとき
(4) 奨学金を受ける者として、不適当と認められるに至ったとき
(5) 本学学則第４８条に基づく懲戒処分を受けたとき
(6) 基金の奨学金給付が休止、停止及び廃止されたとき
（返還）
第１４条　奨学金受給者が、前条により奨学金の給付を取り消された場合は、次の各号のとおり返還するものとする。
(1) 前条第１項第２号に該当する場合は、本学に在籍した期間に受給した奨学金の金額に相 当する額を返還しなければならない。
(2) 前条第１項第３号、第４号及び第５号のいずれかに該当する場合は、当該年度の奨学金全額または一部を返還しなければならない。
(3) 前条第１項第６号に該当する場合は、基金の奨学金給付規程に定める奨学金の返還に準 じて取り扱う。
（届出）
第１５条　奨学金受給者が、次の各号に該当する場合は、その都度、直ちに教育支援部学生課に届け出なければならない。
(1) 卒業、退学または除籍されたとき
(2) 保証人を変更したとき
(3) 本人及び保証人の氏名、住所を変更したとき
(4) その他奨学金の給付に関し、重要な変更のあったとき
(5) 基金の奨学金が休止、停止及び廃止されたとき
（所管）
第１６条　この規程に関する事務は、教育支援部学生課の所管とする。

附 則（平成 24 年 7 月 25 日制定）
この規程は、平成 24 年 7 月 25 日から施行する。
附 則（平成 28 年 11 月 30 日改正）
この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

京都ノートルダム女子大学 児童福祉奨学生規程

（目的）
第１条　この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）に公益財団法人資生堂社会福祉事業団資生堂児童福祉奨学金の奨学生に選抜された者が入学した場合に、学費の一部を免除して、学業の継続を援助することを目的とする。
（対象）
第２条　学費減免の対象者は、資生堂児童福祉奨学生として、本学の現代人間学部に入学した学生（以下「奨学生」という。）とする。
（学費の免除額）
第３条　年間授業料のうち、30 万円を免除する。ただし、特別特待生として学費全額免除の対象となった年度は対象としない。
（採用期間）
第４条　本学の定める修業年限の期間とする。
（申請手続）
第５条　奨学生は、資生堂児童福祉奨学金の決定通知及び所定の申請書類を指定期日までに、教育支援部学生課を通じて学長あてに提出しなければならない。また、毎年所定の継続申請書類を指定期日までに提出して審査を受けなければならない。
２　前項において提出された申請書類については、学生委員会において確認の上、学長に報告する。
（誓約書の提出）
第６条　奨学生は、誓約書を学長あてに提出しなければならない。
（取消）
第７条　奨学生が、次の各号の一に該当する場合は、学費の免除を取り消す。
(1) 本学への入学を辞退したとき、または取り消したとき。
(2) 虚偽の申告により、申請したことが判明したとき。
(3) 本学の学籍を失ったとき。
(4) 奨学金を受ける者として、不適当と認められるに至ったとき。
(5) 本学学則第 48 条に基づく懲戒処分を受けたとき。
(6) 資生堂児童福祉奨学金の助成が打ち切られたとき。
（届出）
第８条　奨学生が、次の各号に該当する場合は、直ちに教育支援部学生課に届け出なければならない。
(1) 卒業、退学または除籍されたとき。
(2) 本人の氏名、住所を変更したとき。
(3) その他奨学金の給付に関し、重要な変更のあったとき。
（事務の所管）
第９条　この規程に関する事務は、教育支援部学生課の所管とする。
（規程の改廃）
第10条　この規程の改廃は、管理運営会議の議を経て学長がこれを行う。

附 則（平成 25 年 3 月 19 日制定）
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 28 年 11 月 30 日改正）
この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。
附 則（平成 29 年 12 月 20 日改正）
この改正は、平成 29 年１月１日から施行する。

京都ノートルダム女子大学 海外指定校推薦入学奨学金規程

（目的）
第１条　この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）が、推薦入学に関する協定を締結した日本国外の高等学校から入学する外国人留学生に対して、経済的負担を軽減し学業を援助することを目的として、海外指定校推薦入学奨学金（以下、「奨学金」という。）について必要な事項を定めるものである。
（対象）
第２条　奨学金の給付対象者は、次に掲げる各号すべてに該当する者とする。
(1) 推薦入学に関する協定を締結する日本国外の高等学校から、本学学部１年次に入学した私費外国人留学生で、修学の意志が明確な者
(2) 入学前に、日本語能力試験 N2 合格以上又は日本留学試験（日本語・記述を含む）200 点以上を取得している者
（給付額）
第３条　奨学金の給付額は、１人当たり、月額 30,000 円とする。
（給付期間）
第４条　給付期間は、第１年次の１２ヶ月間とし、当該年度限りとする。
（申請手続）
第 5 条　奨学金を申請する者は、所定の申請書類を指定期日までに国際教育課に提出しなければならない。
（選考等決定）
第６条　奨学金受給者の選考及び取消の決定は、所属学部教授会の議を経て、学長が行う。
（取消）
第７条　奨学金受給者が次の各号の一に該当する場合は、奨学金の支給を取り消す。
(1) 本学への入学を辞退または取り消したとき
(2) 奨学金適用期間中に休学または学籍を失ったとき
(3) 虚偽の申告により申請したことが判明したとき
(4) 学則による懲戒処分を受けたとき
(5) 奨学金を受ける者として不適当と認められたとき
（事務の所管）
第８条　この規程に関する事務は、国際教育課の所管とする。
（規程の改廃）
第９条　この規程の改廃は、管理運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則（平成 25 年 12 月 24 日制定）
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

京都ノートルダム女子大学 学生寮規程

（目的）
第１条　京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）キャロライン寮（以下「学生寮」という。）は、本学の学部学生及び女子大学院生（以下「学生」という。）に対して、建学の精神に基づいた共同生活の場を提供することによって、自治と協同の精神を学び、また他者への思いやりの心を深めることにより人間形成に寄与することを目的とする。
（出願手続）
第２条　入寮を希望する学生は、所定の入寮願書を所定の期日までに学長に提出しなければならない。
（入寮許可）
第３条　学生の入寮は学長が許可する。
（入寮手続）
第４条　入寮を許可された学生は、所定の期日までに入寮費及び寮諸費の納入をはじめ、所定の手続きを完了しなければならない。なお、入寮費・寮諸費の額については別に定める。
２　前項の手続きを所定の期日までに完了しない学生に対しては、入寮許可を取り消すことがある。
（寮費の納入）
第５条　入寮費以外の寮諸費は、所定の年額を 4 月及び 10 月に分納することができる。
２　納入期日以後に入寮を許可された学生であっても入寮費及び寮諸費の全額を納入しなければならない。
（入寮費及び寮諸費の返還）
第６条　既に納入した入寮費及び寮諸費は原則として返還しない。ただし、入寮手続き完了後、所定の期日までに文書で入寮辞退を申し出た場合は、入寮費を除いた寮諸費を返還する。
２　寮諸費は外泊、旅行あるいは一時帰省などの自己都合によって在寮しない期間についても免除または減額しない。
（退寮及び復寮）
第７条　退寮する者は、所定の退寮手続きをしなければならない。
２　学籍を失ったとき及び休学を許可され、または停学を命ぜられたときは速やかに退寮しなければならない。
３　自己都合による年度途中の退寮は原則として認めない。ただし、やむを得ない特別の事由がある者には、学生寮委員会による面談等を経て、学長が退寮を許可する場合がある。
４　退寮期限は卒業式の翌日までとする。
５　第２項により退寮した者が、再入学及び復籍ならびに復学した場合は、寮の空室状況によって復寮が許可される場合がある。
（在寮期間）
第８条　在寮期間は、本学の修業年限内とする。
（閉寮）
第９条　大学の夏期及び年末年始の休業期間は閉寮する。ただし、閉寮期間であっても、特別の事由により入寮が必要になった者には、学長が一時的に入寮を許可する場合がある。
２　集団感染症等の特別の事由により、閉寮する場合がある。
（禁止事項）
第１０条　寮内全域における以下の行為は厳重に禁止する。
（1）喫煙
（2）飲酒
（3）火気の使用
（4）動物の飼育や植物の栽培
（5）その他、秩序を乱す行為
（退寮命令）
第１１条　次の号のいずれかに該当する者は退寮を命ずるものとする。

（1）本規程ならびに学生寮生活細則に定められた重要な事項に違反した者
（2）心身の健康上、寮生活に適応が困難であると判断された者
（3）無断外泊した場合、または外泊願などの書類に故意に事実と反する記載をした者
（4）本規程第１０条に定める禁止事項のうち、喫煙または飲酒をした者
（5）所定の期日までに寮諸費を納入しない者
（損害の弁償）
第１２条　故意または重大な過失により寮の施設、設備、備品などを破損したり紛失したりした場合は、大学に対して損害を弁償しなければならない。
（細則）
第１３条　必要に応じて、別に学生寮生活細則を定める。

附 則（平成 21 年 12 月 24 日制定）
この規程は平成 21 年 12 月 25 日より施行する。なお、従来の「学生寮規則」は廃止する。
附 則（平成 23 年 2 月 23 日改正）
この改正は平成 23 年 2 月 24 日より施行する。
附 則（平成 23 年 11 月 30 日改正）
この改正は平成 23 年 12 月 18 日より施行する。
附 則（平成 25 年 1 月 30 日改正）
この改正は平成 25 年 1 月 31 日より施行する。
附 則（平成 28 年 1 月 20 日改正）
この改正は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

京都ノートルダム女子大学 在学生等の個人情報保護に関する規則

第１章 総則

（目的）
第１条　この規則は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）における在学生等の個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、本学の業務を適正に行なうとともに、個人の権利・利益、プライバシーを保護することを目的とする。
（定義）
第２条　この規則において、「個人情報」とは本学の在学生、在学生の保護者及び保証人、入学志願者、卒業生（以下「在学生等」という。）に関わる情報であって、当該情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
２　この規則において「保有個人情報」とは、教職員が職務上作成又は取得した個人情報であって、教職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、文書、電子式記録に記録されているものに限る。
３　この規則において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報をコンピュータを用いて検索できるように体系的に構成したもの、及び、氏名・生年月日その他の記述により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。
４　この規則において、「情報主体」とは、個人情報によって識別される特定の個人（当該情報主体が未成年者である場合の法定代理人、保護者を含む。）をいう。
（一般的責務）
第３条　所属長は、個人情報の重要性を認識し、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ

るとともに、教職員が個人情報を適正に取り扱うように指導・監督し、それに関連する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処するものとする。
2　個人情報を取り扱う教職員は、本規則及び関係法令、並びに学校法人ノートルダム女学院及び本学が定める規則を遵守して、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
3　個人情報を取り扱う教職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。
4　前3項の規則は、教職員がその職を退いた場合にあっても、同様とする。

第2章 個人情報の取り扱い

（利用目的の特定）
第4条　個人情報の保有は、本学の業務又は教育・研究活動を遂行するために必要な場合に限るものとし、収集及び保有にあたってはその利用目的をできる限り特定しなければならない。
2　利用目的の特定は、情報主体が自己の個人情報の利用範囲が合理的に予想できるように、できる限り具体的、個別的に特定しなければならない。
3　あらかじめ個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、提供先の第三者を明らかにして、その旨を利用目的に特定しなければならない。
4　利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内においてのみ変更することができる。
（保有制限）
第5条　個人情報は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、これを収集･保有してはならない。
2　新たに個人情報を収集しようとするときは、適正な手段で、原則として情報主体から直接収集することとする。
3　新たに個人情報を収集しようとする教職員は、対象となる情報主体の範囲、収集しようとする個人情報の種類、利用目的、収集方法及び取得の必要性等を明らかにした上で、あらかじめ個人情報管理責任者の許可を得なければならない。
4　思想、信条及び宗教に関する個人情報を収集してはならない。
5　前3項の許可をした個人情報管理責任者は、その内容について所属長に報告しなければならない。
（利用目的の通知等）
第6条　個人情報を取得するときは、次にあげる場合を除き、あらかじめ、当該情報主体に対してその利用目的を通知し、又は公表しなければならない。
（1）利用目的を情報主体に明示することにより、当該情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
（2）利用目的を情報主体に明示することにより、本学の権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき。
（3）国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を情報主体に明示することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
（4）取得の状況からみて、利用目的が明らかであると認められるとき。
2　利用目的を通知又は公表するにあたっては、情報主体は個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に具体的・個別的に特定しなければならない。
（利用目的による制限）
第7条　保有個人情報は、利用目的以外の目的のために利用してはならない。
2　前項の規則にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外のために保有個人情報を利用することができる。ただし、利用目的以外の目的のために利用することにより、情報主体又は第三者の権利・利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。
（1）情報主体の同意があるとき。
（2）法令の規定に基づくとき。

（3）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
（4）公衆衛生の向上、又は在学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
（5）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
（6）本学が、調査・統計を取るために必要があるとき。
（7）本学の業務又は教育･研究活動のため当該個人情報を利用することに相当の理由があるとき。
3　前項の規則に基づき、保有個人情報をその利用目的以外の目的で利用しようとする教職員は、利用しようとする個人情報の種類、情報主体の範囲、新たな利用目的及び利用目的以外の目的での利用の必要性等を明らかにした上で、あらかじめ個人情報管理責任者の許可を得なければならない。
4　前項の許可をした個人情報管理責任者は、その内容について学長に報告しなければならない。
（個人情報の正確性の確保）
第8条　個人情報管理責任者は、個人情報を利用目的に応じ、必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。
（第三者提供の制限）
第9条　保有個人情報は、第三者に提供してはならない。
2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供することにより、情報主体又は第三者の権利・利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
（1）情報主体の同意があるとき。
（2）法令の規定があるとき。
（3）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
（4）公衆衛生の向上、又は在学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
（5）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
（6）本学が、調査・統計を取る必要があるとき。
（7）本学の業務又は教育・研究活動のため当該個人情報を利用することに相当の理由があるとき。
3　保有個人情報は、本学の同窓会に対し、同窓会の利用目的の達成に必要な範囲内において提供することができる。
4　前2項の規定により、保有個人情報を第三者に提供する場合には、提供先の第三者に次の事項を遵守させなければならない。
（1）提供した保有個人情報の取り扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。
（2）提供した保有個人情報の再提供を行なうにあたっては、予め文書（様式 第5号）をもって本学の了承を得ること。
（3）保管期間を明確化すること。
（4）利用目的達成後の保有個人情報は返却又は提供先で適切かつ確実に廃棄若しくは削除すること。
（5）提供先における保有個人情報の複写及び複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするなど提供目的の範囲内のものを除く。）しないこと。
5　本条2項及び3項の規則に基づき、保有個人情報を第三者に提供しようとする教職員は、提供しようとする個人情報の種類、情報主体の範囲、第三者に提供すべき必要性等を明らかにした上で、あらかじめ個人情

報管理責任者の許可を得なければならない。ただし、利用目的に第三者への提供が含まれている場合はこの限りでない。

6　前項の許可をした個人情報管理責任者は、その内容について学長に報告しなければならない。

7　個人情報管理責任者は、保有個人情報を第三者に提供する場合には、本条４項に定める事項を記載した誓約書を、提供先の第三者から徴収しなければならない。

（保有個人情報の委託）

第１０条　保有個人情報の処理を委託するときは業務目的の達成に必要なもののみ提供し、かつ委託した情報が安全に管理され、その利用方法が適切であるか監督しなければならない。

2　各学校の個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理について十分な措置を講じている者を委託先として選定した上、当該委託先と委託契約を交わすなどして、個人情報の改ざん、漏洩、毀損、紛失の防止に努めなければならない。

3　委託契約の締結にあたっては、委託契約期間を明記し、事故があった場合の責任分担を明確にするとともに、委託先に次の事項を遵守させなければならない。

(1) 委託契約上の利用目的以外の利用は行なってはならない。

(2) 業務上知りえた個人情報を業務以外に漏らし、又は盗用してはならない。

(3) 再委託を行う場合には、文書で報告しなければならない。

(4) 利用目的達成後の個人情報は返却し、又は適切かつ確実な方法で委託先において破棄若しくは削除しなければならない。

(5) 個人情報を加工、改ざんしてはならない（但し、委託契約の範囲内のものを除く。）。

(6) 個人情報を複写又は複製してはならない（安全管理上必要なバックアップを目的とする等委託契約の範囲内のものを除く。）。

(7) 個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、直ちに報告しなければならない。

4　外部委託管理規則は上記の内容を含む書面（様式 第１号）で契約し、契約書の正本１通は女学院、副本２通は各学校と委託業者で各１通ずつ保管する。

5　保有個人情報の処理を委託しようとする教職員は、委託しようとする個人情報の種類、情報主体の範囲、委託の必要性等を明らかにした上で、あらかじめ個人情報管理責任者の許可を得なければならない。

6　前項の許可をした個人情報管理責任者は、その内容について所属学校長に報告しなければならない。

第３章 保有個人情報の開示および訂正など

（開示請求及び訂正）

第１１条　情報主体は、この規則の定めるところにより、本学の保有する自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる。

2　個人情報管理責任者は、保有個人情報の開示、訂正、削除、利用停止、第三者提供の停止等の請求（以下「開示等」という。）に必要な手続きについて、窓口への書面の掲示若しくは備え付け、ホームページ上での掲載、パンフレット・広報誌などにおける明記その他の方法により、情報主体に周知するとともに、開示等の請求に際して提出すべき書面を準備して窓口に備え置かなければならない。

3　前項の周知にあたっては、次の事項を明記しなければならない。

(1) 開示等の請求先。

(2) 開示等の請求に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の請求の方式。

(3) 開示等の請求をするものが本人又は代理人であることの確認方法。

(4) 手数料の徴収方法。

4　本条１項の開示請求をしようとする情報主体は、本人であることを明らかにした上で、女学院規則の書面（様式 第２号）を、個人情報管理責任者に提出しなければならない。

5　個人情報管理責任者は本条１項の請求を受けた時は、次項に定める場合を除いて、情報主体に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。

6　個人情報管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保有個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利・利益を害するおそれがある場合。

(2) 本学の教育活動又は業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

(3) 法令に違反することとなる場合。

(4) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であって、開示することによって、本学の指導、評価、診断、選考等に支障を及ぼすおそれがある場合。

7　個人情報の開示・非開示を決定するにあたっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 情報主体から当該情報主体の成績の評価その他これに類する事項に関する個人情報の開示を求められた場合には、学校における教育活動に与える影響を勘案すること。

(2) 情報主体の法定代理人から当該情報主体に関する個人情報の開示を求められた場合には当該情報主体に対する児童虐待及び当該情報主体が同居する家庭における配偶者の暴力のおそれの有無を勘案すること。

8　個人情報管理責任者は保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、開示を請求した者に対して、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

9　個人情報管理責任者は、開示した保有個人情報の内容が事実ではないという理由で、情報主体又は保護者から訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求された場合には、遅滞なく必要な調査を行わなければならない。

１０　個人情報管理責任者は、前項の調査に基づき、当該保有個人情報の訂正等を行なったとき、又は訂正等を行なわない旨の決定をしたときは、訂正等を請求した者に対して、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

１１　個人情報管理責任者は保有個人情報の開示等の請求に対し、開示等の決定をしたときは、遅滞なく、所属長に報告しなければならない。

（取り扱いの停止）

第１２条　情報主体は、本学の保有する自己に関する保有個人情報が、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われていると認められる場合には、この規則の定めるところにより、当該保有個人情報の取り扱いの停止を請求することができる。

2　前項の取り扱いの停止を請求する情報主体は、本人であることを明らかにした上で、女学院規則の書面（様式 第２号）を、個人情報管理責任者に提出しなければならない。

3　個人情報管理責任者は、第１項の請求を受けたときは、遅滞なく必要な調査を実施しなければならない。

4　個人情報管理責任者は、前項の調査の結果、第１項の請求に理由があると判明したときは、遅滞なく、当該保有個人情報の取り扱いを停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の取り扱いの停止に多額の費用を要する場合、その他の理由により取り扱いを停止することが困難な場合にあって、情報主体の権利利益を保護するために必要な、代わるべき措置を取るときはこの限りではない。

5　個人情報管理責任者は、前項の規則に基づき、保有個人情報の全部又は一部について取り扱いを停止したとき、又は取り扱いの停止を行なわない旨の決定したときは、取り扱いの停止を請求したものに対して、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

（提供の停止）

第１３条　情報主体は本学の保有する自己に関する保有個人情報が、不当に第三者に提供されていると認められる場合には、この規則の定めるところにより、当該保有個人情報の第三者への提供の停止を請求することができる。

2　前項の提供の停止を請求する情報主体は、本人であることを明らかにした上で、女学院規則の書面（様式 第３号）を、個人情報管理責任者に提出しなければならない。

3　個人情報管理責任者は、第１項の請求を受けたときは、遅滞なく必要な調査を実施しなければならない。

4　個人情報管理責任者は、前項の調査の結果、第１項の請求に理由があると判明したときは、遅滞なく、当

該保有個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合、その他の理由により第三者への提供を停止することが困難な場合にあって、情報主体の権利利益を保護するために必要な、代わるべき措置を取るときはこの限りではない。

5　個人情報管理責任者は、前項の規則に基づき、保有個人情報の全部又は一部について第三者への提供を停止したとき、又は第三者への提供の停止を行なわない旨の決定をしたときは、第三者への提供の停止を申請した者に対して、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

第４章 不服の申立て

（不服の申立て）

第１４条　情報主体は、女学院及び各学校の保有する自己に関する保有個人情報の取り扱いに関して不服がある場合は、この規則に定めるところにより、不服を申し立てることができる。

2　個人情報管理責任者は、情報主体が自己の個人情報の取り扱いに関する不服申し立てをする場合に必要な手続きについて、窓口への書面の掲示若しくは備え付け、ホームページ上での掲載、パンフレット・広報誌などにおける明記その他の方法により、情報主体に周知しなければならない。

3　前項の周知にあたっては、次の事項を明記しなければならない。

（1）不服の申し立て窓口。

（2）不服申し立てに際して提出すべき書面の様式その他の不服申し立ての方式。

（3）不服申し立てをする者が本人又は代理人であることの確認方法。

4　前項の不服の申し立てをしようとする情報主体は、本人であることを明らかにした上で、女学院規則の書面（様式 第３号）を、個人情報管理責任者に提出しなければならない。

5　個人情報管理責任者は、情報主体の不服の申し立てがあれば速やかに当該保有個人情報の管理部署の教職員等その他関係者の出席を求め、意見または説明を聴く事ができる。

6　個人情報管理責任者は、前項に定める意見又は説明の聴取にあたっては、教職員等その他関係者に対して、当該不服申し立てに関係すると思われる書面、情報通信機器その他の物の提出を求めることができる。

7　教職員等は、個人情報管理責任者の調査に対して協力しなければならない。

8　個人情報管理責任者は情報主体の不服の申し立てが正当であると判断した場合は、当該個人情報を削除・訂正する等の必要な措置をとった上、その内容を、不服申し立てをした情報主体に文書で通告する。不服の申し立てに理由がないものと判断し、措置を取らなかった場合も、その旨を不服申し立てをした情報主体に文書で通告する。

第５章 管理方法・管理体制

（保有個人情報の管理方法）

第１５条　所属長は、保有個人情報を取り扱う教職員及びその権限を明確にした上で、その業務を行なわせなければならない。

2　保有個人情報は、その取り扱いについての権限を与えられた教職員のみが、業務の遂行上、必要な限りにおいて取り扱うことができる。

3　教職員等が与えられた権限を超えて保有個人情報を取り扱う場合には、取り扱おうとする個人情報の種類、情報主体の範囲、その目的及び取り扱いの必要性等明らかにした上で、あらかじめ個人情報管理責任者の許可を得なければならない。

4　保有個人情報を取り扱う教職員は、情報の保護と正確性を維持するために次の事項を守らなければならない。

（1）保有個人情報の改ざん、漏洩、紛失を防止すること。

（2）利用目的のため必要な範囲内において保有個人情報を正確に保持すること。

（3）保有する必要がなくなった保有個人情報は、速やかに廃棄又は消去を行うこと。

5　教職員等は、次項に定める場合のほか、保有個人情報のコピーを作成してはならない（安全管理上必要なバックアップを目的とする場合を除く。）。

6　教職員等が、保有個人情報のコピーを作成する場合には、コピーしようとする個人情報の種類、情報主体の範囲、その目的及び持ち出しの必要性等を明らかにした上で、あらかじめ情報管理責任者の許可を得なければならない。

7　教職員等は、次項に定める場合のほか、保有個人情報を学校外に持ち出してはならない。

8　教職員等が、保有個人情報を学校外に持ち出す場合には、持ち出そうとする個人情報の種類、情報主体の範囲、その目的及び持ち出しの必要性等を明らかにした上で、あらかじめ個人情報管理責任者の許可を得なければならない。

（個人情報管理責任者）

第１６条　所属長は、保有個人情報の取り扱いの管理に関する事項を行なわせるため、当該事項を行なうために必要な知識及び経験を有していると認められる教職員のうちから個人情報管理責任者を選任する。

2　個人情報管理責任者は、本規則各条項に定める事項のほか、保有個人情報の管理に関する事項を行なう。

（研修）

第１７条　所属長は、個人情報管理責任者及び保有個人情報を取り扱う教職員に対して、その責任の重要性を認識させ、具体的な保有個人情報の保護措置に習熟させるため必要な教育及び研修を行なうものとする。

2　教職員等は、各学校の所属長が実施する個人情報の保護に関する研修を、少なくとも年一回は受けなければならない。

（報告・調査）

第１８条　教職員等は、本規則に違反する行為があると判断したときは、その事項について速やかに個人情報管理責任者に報告しなければならない。

2　個人情報管理責任者は、個人情報の取り扱いが本規則に抵触するおそれがあると認識した場合は、直ちに学長に報告するとともに、当該事実について速やかに調査しなければならない。

3　個人情報管理責任者は、前項の調査の結果を所属長に報告しなければならない。

4　所属長は、個人情報管理責任者から前項の報告を受けたとき、あるいは、自ら個人情報に関連する問題が発生したと認めたときは、個人情報保護委員会委員長に報告しなければならない。

5　理事会は個人情報保護管理責任者とは別に独自の調査を行うことができる。

第６章 個人情報保護委員会

（個人情報保護委員会の設置）

第１９条　個人情報保護に関する重要事項を審議するため、本学に個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2　委員会は少なくとも年一回は学長に報告をしなければならない。

（委員会の構成）

第２０条　委員会は次の５名の委員をもって構成する。

（1）委員長 学長

（2）副委員長 事務局長

（3）委員 管理運営部長

（4）委員 学生部長

（5）委員 個人情報管理責任者

2　委員会の事務局は事務局長をもって充てる。

3　委員会は、必要があると認めるときには、委員以外の者も会議に出席させ意見を求めることができる。

（委員会の開催）

第２１条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、出席できない委員が、予め書面により自己の意思を表示して他の委員に委任した場合には、これを出席者とみなす。

2　委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

３　前各項に定めるもののほか、委員会の議事運営に関して必要な事項は、委員長がこれを定める。

（委員会の制限）

第２２条　委員会は、本学における個人情報の保護を図るため、次に定める業務を行なう。

（1）個人情報の保護に関する基本的施策に関する事項を審議・決定すること。

（2）情報主体から保有個人情報の開示、訂正、利用停止、不服申立がなされた事項に関し、個人情報管理責任者から付議された事項について審議・決定すること。

（3）個人情報の保護のために必要な具体的な措置を管理運営会に提案する。

（4）各学校における個人情報の保護に関する事項の情報を交換すること。

（5）個人情報の管理業務が、本規則及び関係法令を遵守して適正に行なわれているかどうかを確認すること。

（6）保有個人情報の盗難、第三者への漏洩などの事故が発生した場合に対応すること。

（7）本規則各条項において委員会の権限とされている事項。

（8）上記各号のほか、個人情報の管理に関して重要な事項を審議・決定すること。

第７章 個人情報事故に対する対応

（個人情報事故）

第２３条　個人情報事故とは、学校の保有する保有個人情報が外部に漏洩、流出した場合をいう。

（報告義務）

第２４条　教職員は個人情報事故のおそれのある事実を認知したときは、直ちに、個人情報管理責任者に報告しなければならない。

２　個人情報管理責任者は、前項の報告を受けたとき、又は、自ら個人情報事故のおそれのある事実を認知したときは、直ちに、所属長に報告しなければならない。

３　所属長は、前項の報告をうけたときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

（事故状況の調査）

第２５条　個人情報管理責任者は、個人情報事故のおそれがあると認めた場合には、速やかに次の事項について調査しなければならない。

（1）個人情報が漏洩、流出した情報主体の範囲、氏名、人数。

（2）漏洩、流出した個人情報の内容。

（3）個人情報が漏洩、流出した日時。

（4）個人情報が漏洩、流出した経緯、原因。

（5）個人情報の流出先。

２　個人情報管理責任者は前項の調査をするために、職員その他の関係者の出席を求め、報告、説明及び意見を聴取するとともに、当該事故に関係すると思われる書面、情報通信機器その他の物の提出を求めることができる。

３　教職員は、個人情報管理責任者のする第１項の調査に協力しなければならない。

４　個人情報管理責任者は、調査の結果を所属長に報告しなければならない。

（流出先への対応）

第２６条　個人情報の流出先に対しては、流失した情報を使用しないよう警告するとともに、流出した情報の返還を請求する。

（顛末書）

第２７条　個人情報事故の原因が、紛失等の教職員の不注意によるものであることが判明した場合には、当該教職員は、所属長宛に顛末書を提出しなければならない。

（情報主体への説明・謝罪）

第２８条　個人情報事故の発生が明らかとなった場合には、当該個人情報事故の対象となった情報主体に対して、次の事項を説明の上、謝罪する。

（1）個人情報が漏洩、流出した情報の範囲、内容。

（2）漏洩、流出先。

（3）漏洩、流出した日時、経緯。

（4）事故に対する対応。

（5）再発防止策。

（6）その他必要事項。

（一般への公表）

第２９条　個人情報事故の発生が明らかになった場合には、ホームページ上で次の事項を公表し、謝罪する。

（1）漏洩、流出した情報主体の人数。

（2）漏洩、流出した個人情報の範囲。

（3）漏洩、流出した日時。

（4）漏洩、流出した経緯、原因。

（再発防止策の検討）

第３０条　個人情報管理責任者は、当該個人情報事故の発生原因を分析し、再発防止策を策定して、学長に提案しなければならない。

（個人情報保護委員会への報告）

第３１条　所属長は、個人情報事故について個人情報管理責任者による調査結果の報告をうけたときは、調査結果及び再発防止策を学長及び個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、再発防止策の検討に時間を要する場合には、調査結果のみを報告し、追って再発防止策を報告することができる。

２　所属長は、学長又は個人情報保護委員会の決定ないし指示にしたがい、次の措置をとる。

（1）警察への被害届出。

（2）個人情報事故に関与した教職員に対する懲戒処分。

（3）個人情報事故に関与した教職員に対する刑事告訴、刑事告発。

（4）第２４条の警告又は請求に、流出先が応じない場合の、裁判所への個人情報の使用指し止め並びに返還請求手続。

３　個人情報保護に関し、疑義のある事項については、個人情報保護委員会に諮り、その審議及び決定を受けることとする。

第８章 個人情報の保管・廃棄

（保管期間）

第３２条　保有個人情報の保管期間は次のとおりとする。

（1）個人記録カード等個人カルテのうち重要なもの　卒業後　５年間。

（2）個人記録カード等個人カルテ　卒業後　３年間。

（3）志願票等入学時書類　卒業後　３年間。

（4）各校の電子記録媒体（ＦＤ、ＣＤ、ＤＶＤ等。）も書類に準ずる。

（5）在学証明、卒業証明、成績証明等、卒業後も証明書類作成に必要な個人情報はこの限りではない。

（廃棄方法）

第３３条　前条の保管期間を経過した保有個人情報は、速やかに廃棄しなければならない。

２　個人情報を廃棄する場合は、シュレッダーにかけて読み取り不能にした上で廃棄する。シュレッダーにかけることが困難な場合は、信頼できる廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

３　個人情報を記録したコンピュータ、記憶媒体を廃棄するときは特別なソフトウェアを使用して個人情報を完全に消去するか、記憶媒体を物理的に破壊してから廃棄する。

４　個人情報を記録したコンピュータを他に転用するときは、特別のソフトウェアを使用して個人情報を完全に消去してから転用する。

５ 個人情報の廃棄作業は、個人情報管理責任者が行なう。

第９章 罰則

（罰則）

第３４条　この規則に定めた義務に違反したものを懲戒処分とする場合は、本学の就業規則にもとづき行なう。

第１０章 雑則

（規則の改廃）

第３５条　この規則の改廃は、委員会で発議し、法人個人情報保護委員会に提出し、その承認を経て行なう。

（補則）

第３６条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別途細則として定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 11 月 30 日改正）

この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

京都ノートルダム女子大学成績評価の確認及び不服申立てに関する要項

令和元年６月１９日
教 務 委 員 会

（趣旨）

第１条　本要項は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）における学生（大学院生を含む。以下同じ。）の成績評価に対する確認及び不服申立ての手続について、必要な事項を定める。

（成績評価の確認事項）

第２条　学生は、成績評価について疑問があるときは、次の各号のいずれか１に該当する場合に限り、所属学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）に確認を求めることができる。

(1) 成績の誤記入等、授業担当教員の誤りであると思われるもの

(2) シラバス等により周知している成績評価の方法に沿っていないと思われるもの

（確認書の提出）

第３条　学生は、前条各号に定める事項について疑問があるときは、別に定める「成績評価に関する確認書」（以下「確認書」という。）を教務課に提出することができる。

２　確認書の提出を受付ける期限は、成績通知後３週間以内の範囲で教務課が定める日とする。ただし、卒業又は修了の判定の対象者については、これにかかわらず、速やかに提出するものとする。

３　前項の期限後に学生が確認書の提出を希望したときは、特に考慮すべき事情があると教務委員会が認めた場合に限り、これを受理する。

（確認結果の回答）

第４条　教務課は、確認書を受理したときは、授業担当教員に回答を依頼する。

２　前項の依頼を受けた教員は、概ね３日以内に確認し、別に定める「成績評価に関する回答書」を教務課に提出するものとする。

３　授業担当教員は、確認結果に基づき成績を変更する必要があるときは、当該変更の内容及び理由を、別に定める「成績訂正報告書」により教務課に報告しなければならない。

４　教務課は、前２項の回答について所属学部長等に報告の上、当該学生に回答する。

（不服申立て）

第５条　前条の規定による確認結果に不服がある学生は、当該不服に関する明確な根拠がある場合に限り、別に定める「成績評価に対する不服申立書」（以下「申立書」という。）を、教務課を通じて学部長等宛てに提出することができる。

２　前項による不服申立ての受付期間は、原則として、当該学生が前条第４項の回答を受理した日の翌日から起算して３日以内とする。

（審査）

第６条　学部長等は、申立書を受理したときは、教務委員会の審査に付すものとする。

（審査結果の報告及び対応）

第７条　教務委員会は、前条の審査を速やかに行い、その結果を書面で学部長等に報告しなければならない。

２　前項の報告を受けた学部長等は、教務課を通じて、当該学生及び当該授業担当教員に当該結果を文書により通知する。通知にあたっては、学生の申立てを認める結果であった場合は、授業担当教員に成績を変更する措置を行わせるものとする。

３　学部長等は、前項の通知を行ったときは、教授会又は研究科会議に報告するものとする。

（雑則）

第８条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は教務委員会において別に定める。

附　則（令和元年６月 19 日制定）

この要項は、制定の日から施行する。

18. 校舎・教室等配置図

(1) 校舎配置図

(2) 教室等配置図

18－(1) 校 舎 配 置 図

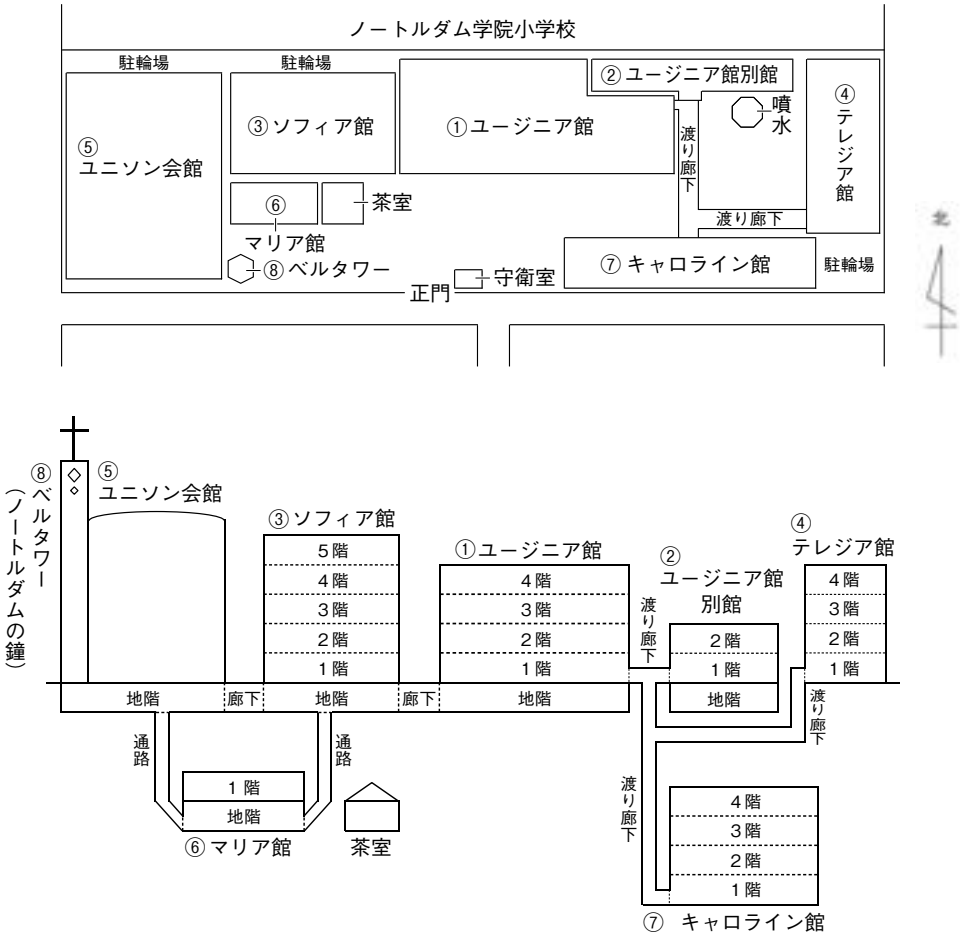

18－(2) 教 室 等 配 置 図

〔⑥ マリア館〕

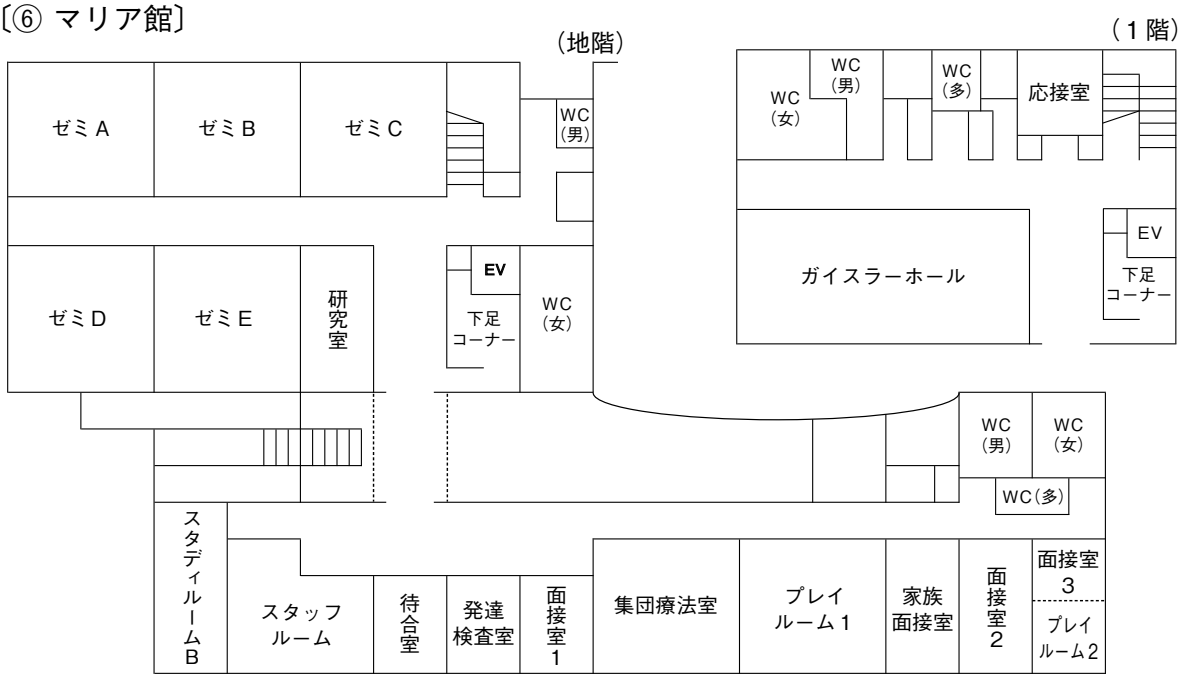

〔① ユージニア館〕

（4階）

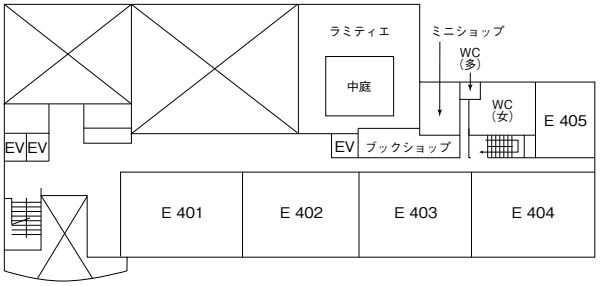

（3階）

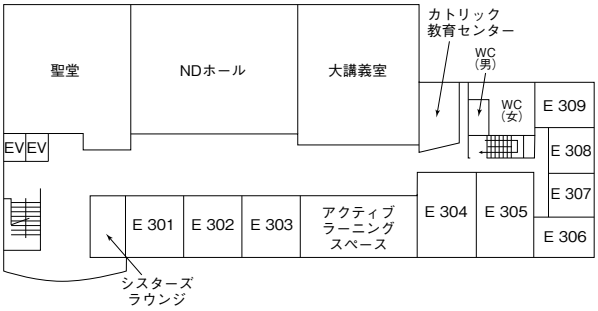

（2階）

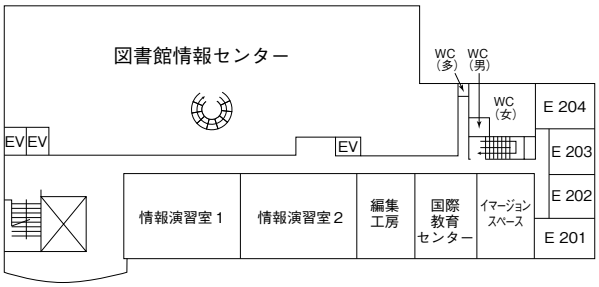

（1階）

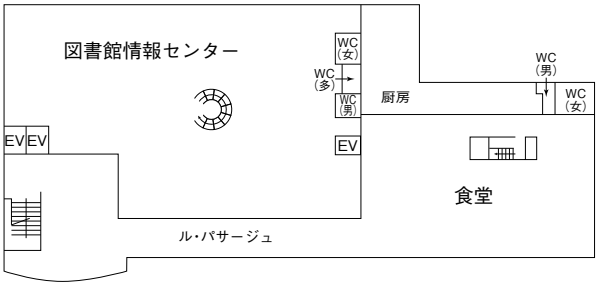

（地階）

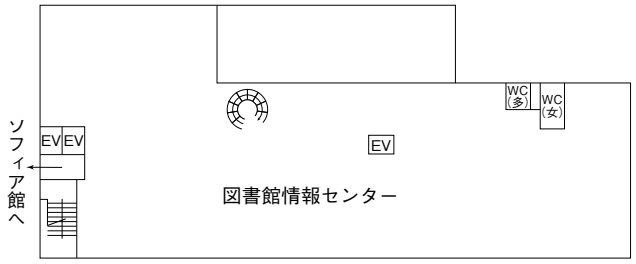

〔② ユージニア館別館〕

（2階）

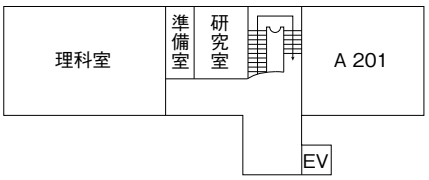

（1階）

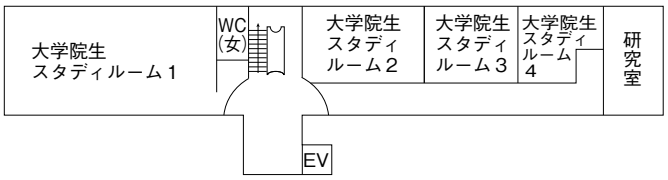

（地階）

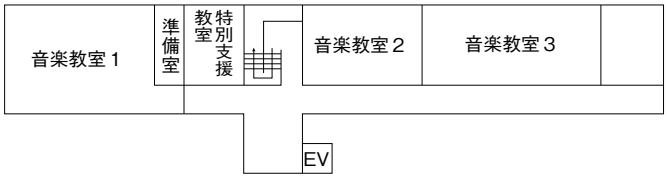

〔③ ソフィア館〕

（５階）

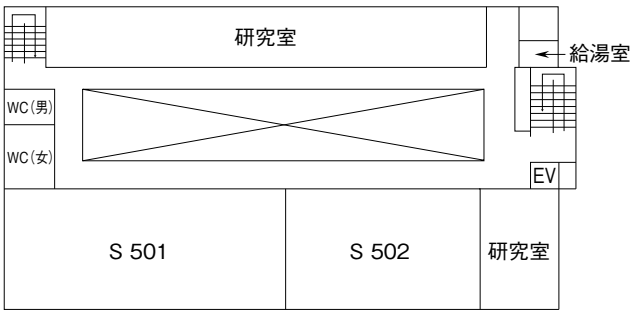

（４階）

（３階）

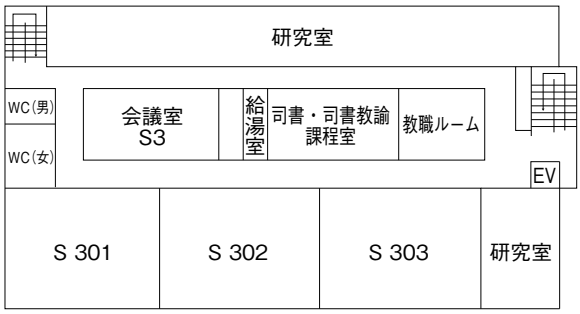

（２階）

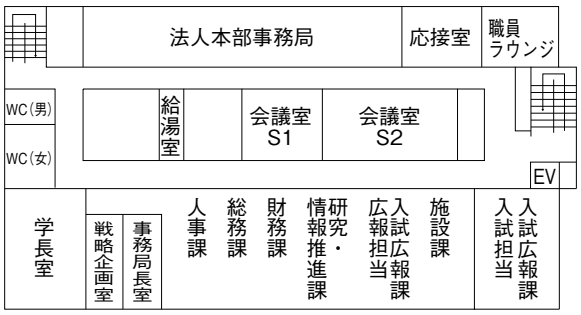

（１階）

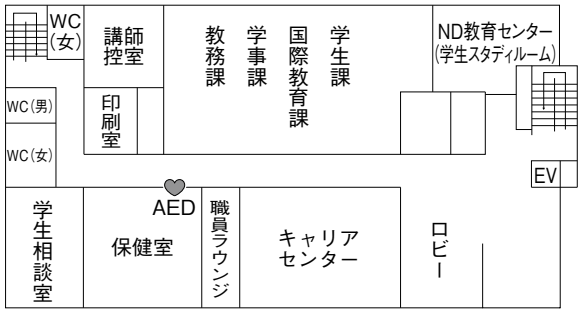

（地階）

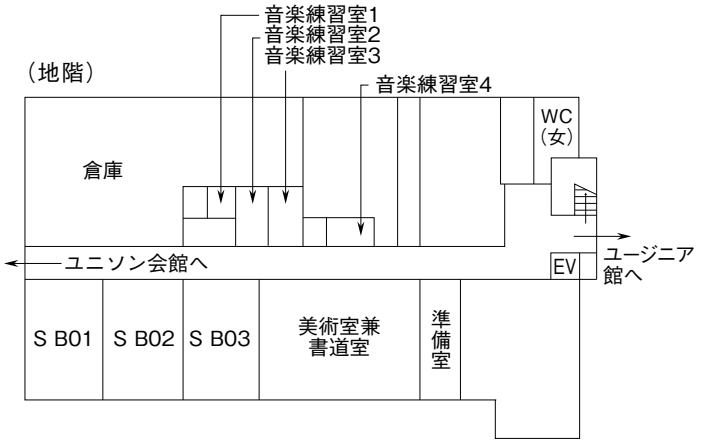

〔④ テレジア館〕

（４階）

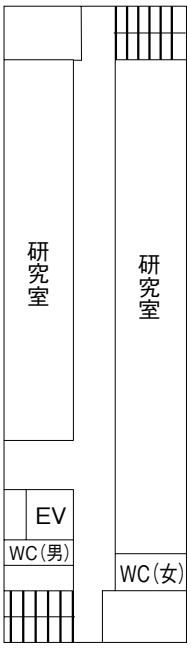

（３階）

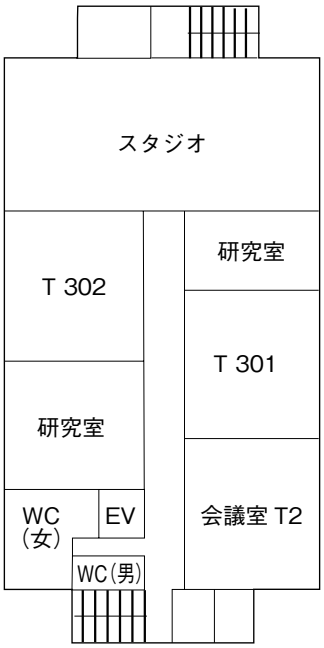

（２階）

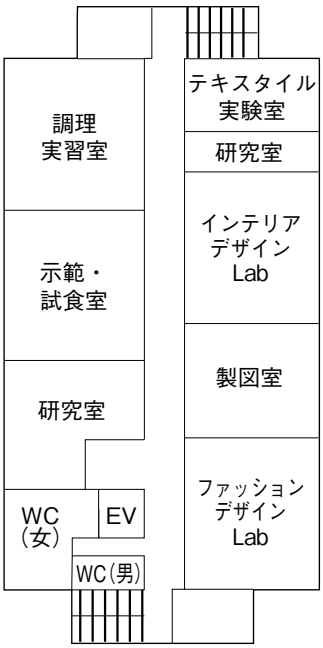

（１階）

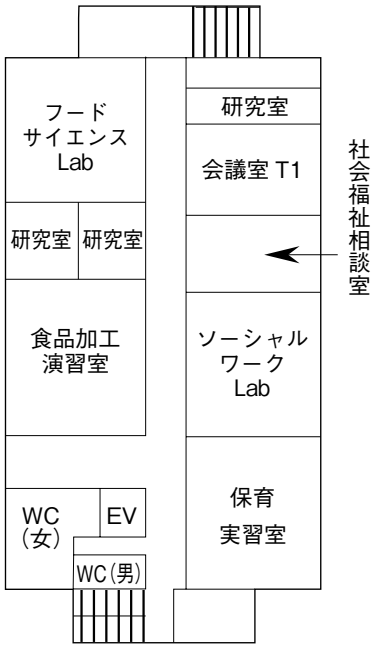

〔⑤ ユニソン会館〕

（5　階）

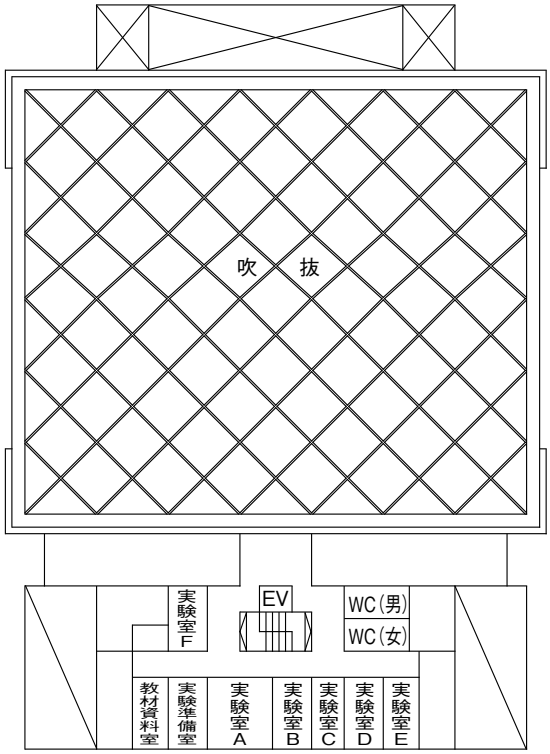

（4　階）

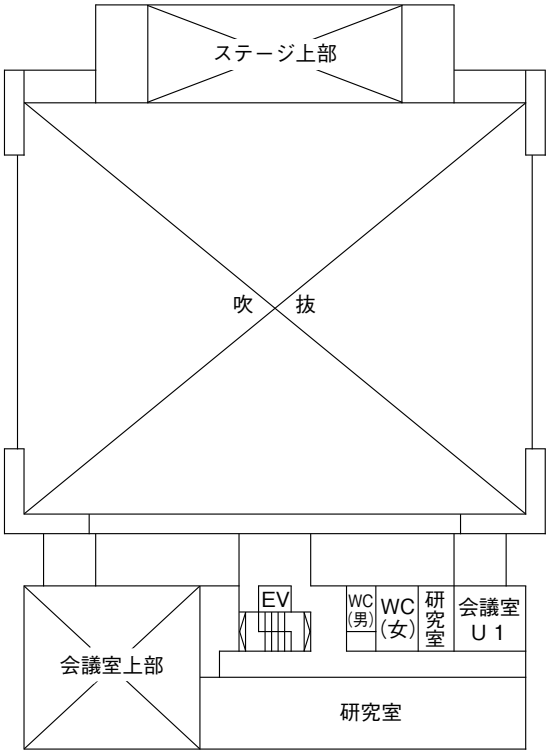

（3　階）

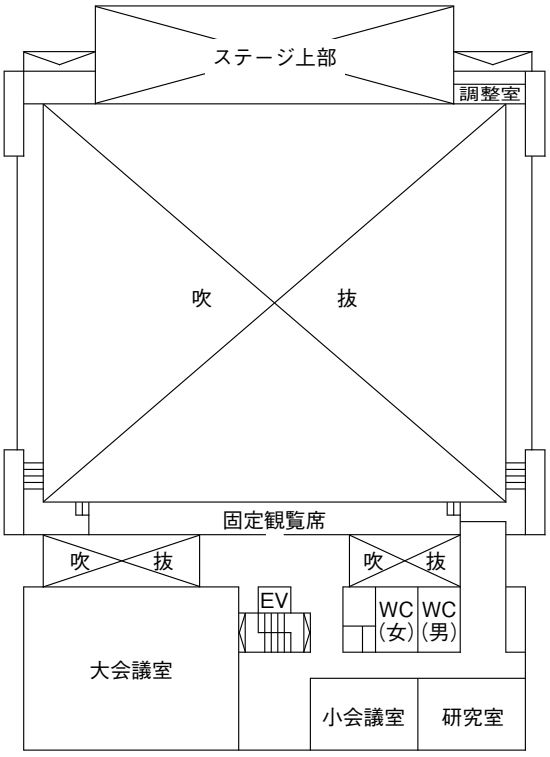

（2　階）

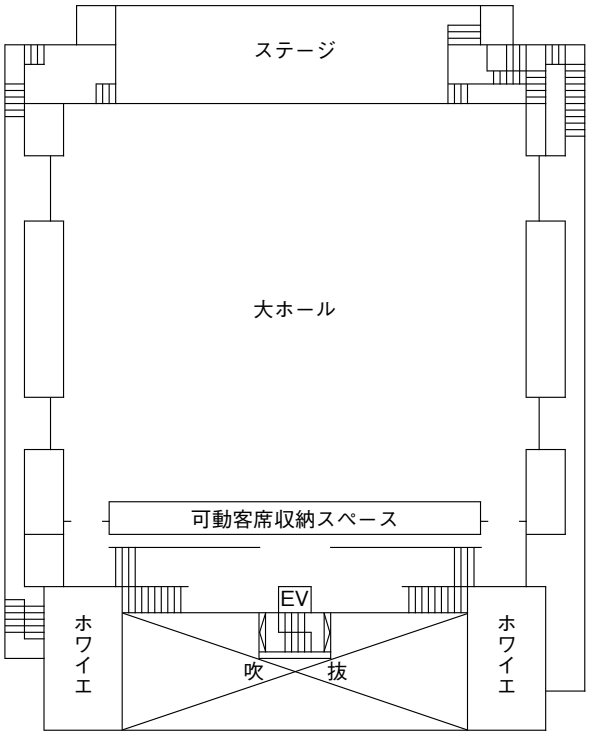

〔⑤ ユニソン会館〕

（1　階）

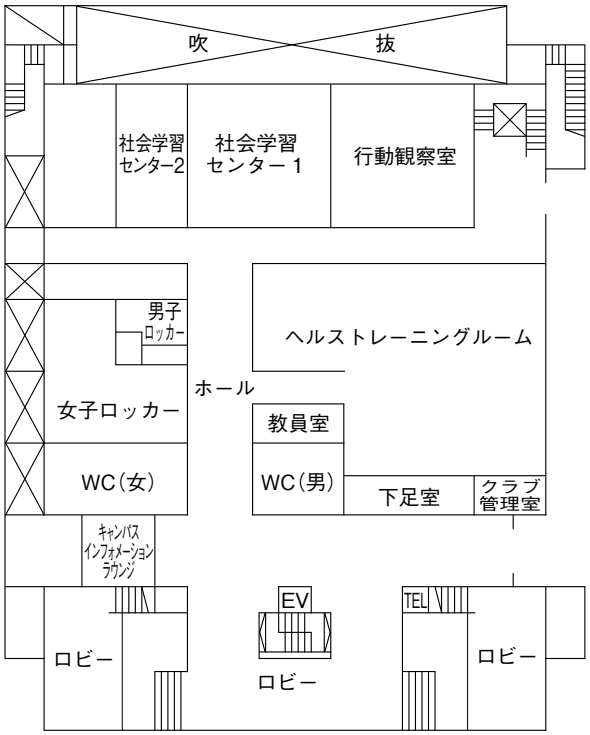

（地　階）

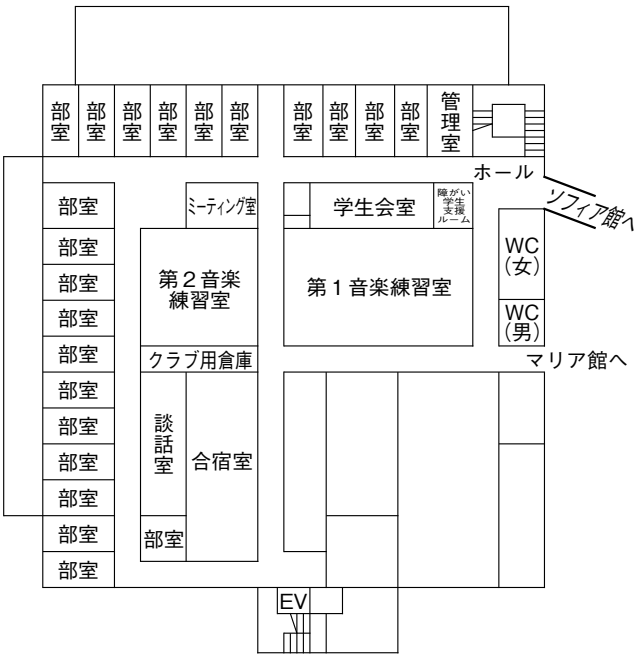

〔⑦ キャロライン館〕

（2～4階）

（1階）

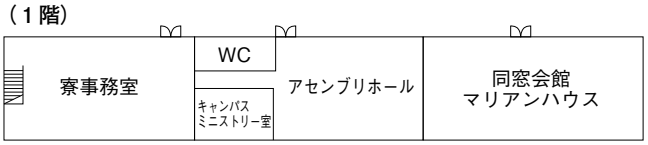

2023年度
学 生 便 覧

2023年3月31日発行

発 行　京都ノートルダム女子大学
〒606-0847
京都市左京区下鴨南野々神町１
編 集　京都ノートルダム女子大学教務課
TEL.（075）706－3745（教務課）
FAX.（075）706－3790（教務課）
印 刷　株式会社あおぞら印刷

京都ノートルダム女子大学

学籍番号

氏名